

行政情報管理システム業務プログラムⅡ開発  
及び  
保守業務

民間競争入札実施要項（案）

警察庁情報通信局情報管理課

## 目次

1 趣旨 .....	- 1 -
2 対象業務の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象業務の質に関する事項 .....	- 1 -
3 実施期間に関する事項 .....	- 4 -
4 入札参加資格に関する事項 .....	- 4 -
5 入札に参加する者の募集に関する事項 .....	- 5 -
6 請負者を決定するための評価の基準その他の請負者の決定に関する事項 .....	- 6 -
7 対象業務に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項 .....	- 8 -
8 請負者に使用させることができる財産に関する事項 .....	- 8 -
9 請負者が、対象業務を実施するに当たり、警察庁長官に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の対象業務の適正かつ確実な実施の確保のために請負者が講じるべき措置に関する事項 .....	- 8 -
10 請負者が対象業務を実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により当該請負者が負うべき責任（国家賠償法の規定により国の行政機関等が当該損害の賠償の責めに任ずる場合における求償に応ずる責任を含む。）に関する事項 .....	- 13 -
11 対象業務に係る法第7条第8項に規定する評価に関する事項 .....	- 13 -
12 その他業務の実施に関し必要な事項 .....	- 14 -

別添1	行政情報管理システム相談情報管理業務用プログラム仕様書
別添2	行政情報管理システムストーカー情報管理業務用プログラム仕様書
別添3	行政情報管理システム配偶者暴力情報管理業務用プログラム仕様書
別添4	行政情報管理システム遺失物管理業務用プログラム仕様書
別添5	行政情報管理システム身元確認照会業務用プログラム仕様書
別添6	行政情報管理システム業務プログラムⅡ保守委託仕様書
別添7	総合評価基準
別添8	対象業務に関する従来の実施状況に関する情報の開示

## 1 趣旨

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号。以下「法」という。）に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービス全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものである。

上記を踏まえ、警察庁は、公共サービス改革基本方針（平成 26 年 7 月 11 日閣議決定）別表において民間競争入札の対象として選定された行政情報管理システム業務プログラムⅡ開発及び保守業務（以下「対象業務」という。）について、公共サービス改革基本方針に従って、民間競争入札実施要項を定めるものとする。

## 2 対象業務の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象業務の質に関する事項

### (1) 業務の経緯等

行政情報管理システムは、警察行政事務に必要な各種情報を警察庁の電子計算機で一元的に管理し、都道府県警察からの様々な照会に対し迅速に回答することにより、適正かつ効率的な警察活動を支えている。

現在運用されている行政情報管理システムが平成 31 年 2 月末に運用期限を迎えることに伴い、平成 31 年 3 月に新たな行政情報管理システムに更改するため、平成 29 年度及び平成 30 年度に対象となる機器の賃貸借、プログラム開発、構築及び保守作業の調達を行うこととしており、本実施要項では(2)に示す 5 つの業務プログラム（業務プログラムⅡ）の「プログラム開発」とそれらの「プログラム保守」を対象範囲としている。

行政情報管理システムのサーバ数等の規模を表す情報については、別添 1～別添 5 の別紙 5 を参照されたい。

### (2) 行政情報管理システムの業務概要

#### ア 相談情報管理業務（ユーザ数：約 1,000 名）

相談情報管理業務では、都道府県警察から相談情報に関する情報を集約し、都道府県警察からの照会に対する回答、各種統計表作成等を行う業務である。

#### イ ストーカー情報管理業務（ユーザ数：約 1,000 名）

ストーカー情報管理業務では、都道府県警察からストーカー行為等に関する情報を集約し、都道府県警察からの照会に対する回答、各種統計表作成等を行う業務である。

#### ウ 配偶者暴力情報管理業務（ユーザ数：約 2,500 名）

配偶者暴力情報管理業務は、都道府県警察から配偶者暴力に関する情報を集約し、都道府県警察からの照会に対する回答、各種統計表作成等を行う業務である。

エ 遺失物管理業務（ユーザ数：約 100 名）

遺失物管理業務では、都道府県警察から遺失物に関する情報を集約し、都道府県警察からの照会に対する回答、各種統計表作成等を行う業務である。

オ 身元確認照会業務（ユーザ数：約 800 名）

身元確認照会業務では、都道府県警察から身元確認情報及び身元確認DNA情報に関する情報を集約し、都道府県警察からの照会に対する回答、各種統計表作成等を行う業務である。

(3) 各業務の連携

各業務は、表－1 のとおり連携する。

表－1 各業務の連携

	銃砲登録照会業務 ※1	中継サーバ ※2	警察総合捜査 情報システム ※2
相談情報管理業務	○	○	-
ストーカー情報管理業務	○	○	-
配偶者暴力情報管理業務	○	○	-
遺失物管理業務	-	○	-
身元確認照会業務	-	○	○

※1 別の調達でプログラム開発を行う行政情報管理システムの業務

※2 他システム

(4) 対象業務の詳細な内容

対象業務を実施する民間事業者（以下「請負者」という。）が行う業務の内容は、次の仕様書に記されている「プログラム開発」及び「プログラム保守」である。

- ア 行政情報管理システム相談情報管理業務用プログラム仕様書（別添1）
- イ 行政情報管理システムストーカー情報管理業務用プログラム仕様書（別添2）
- ウ 行政情報管理システム配偶者暴力情報管理業務用プログラム仕様書（別添3）
- エ 行政情報管理システム遺失物管理業務用プログラム仕様書（別添4）
- オ 行政情報管理システム身元確認照会業務用プログラム仕様書（別添5）
- カ 行政情報管理システム業務プログラムⅡ保守委託仕様書（別添6）

(5) 対象業務の引継ぎ

ア 請負者への引継ぎ

警察庁は、当該引継ぎが円滑に実施されるよう、請負者に対して必要な措置を講ずる。

請負者は、対象業務の開始日までに業務内容を明らかにした書類等により、警察庁から業務の引継ぎを受けるものとする。

イ 請負期間満了時の引継ぎ

警察庁は、当該引継ぎが円滑に実施されるよう、請負者及び次回請負者に対して必要な措置を講ずるとともに、引継ぎが完了したことを確認する。

対象業務の請負期間満了時には、請負者は、次回業務の開始日までに、業務内容

を明らかにした書類等により、警察庁を介して、次回請負者に対し、引継ぎを行うものとする。なお、引継ぎに必要となる経費は、請負者の負担となる。

(6) 確保されるべき対象業務の質

ア 対象業務の適切な実施

2(4)の内容をスケジュールを遵守して適切に実施すること。

イ 技術者駆けつけ時間

警察庁から技術者の派遣要請があった場合は、当日又は翌警察庁執務時間内に技術者を派遣すること。

ウ 障害報告に要する時間

警察庁から連絡を受けた障害について、障害原因及び対象業務への影響範囲を期限内に書面で報告すること。期限内に報告できない場合は、警察庁に理由を説明し、報告期限を協議するとともに、必要に応じて中間報告を行うこと。

エ 回答に要する時間

警察庁からの技術的な問い合わせに対し、期限内に回答すること。期限内に回答できない場合は、警察庁に理由を説明し、回答期限を協議するとともに、必要に応じて中間回答を行うこと。

オ サービスレベルアグリーメント (Service Level Agreement) の締結

対象業務の効率化、品質向上及び円滑化を図るため、上記ウ・エに示す期限については別途サービスレベルアグリーメント (SLA) を締結する。

(7) 創意工夫の発揮可能性

対象業務を実施するに当たっては、別添7「総合評価基準」に従い、対象業務の実施全般に係る質の向上の観点から取り組むべき事項等の提案を行うとともに、改善すべき提案（経費削減に係る提案を含む）の具体的な方法等を示すなどし、請負者の創意工夫を反映し、公共サービスの質の向上（包括的な質の向上、効率化の向上、経費の削減等）に努めるものとする。

(8) 契約の形態及び支払

ア プログラム開発（別添1～5）

(ア) 契約形態

請負契約

(イ) 支払

警察庁は、納入検査に合格し、その引き渡しが行われた後、請負者の適法な支払請求書を受領した日から、30日以内にその対価を請負者に支払うものとする。

また、警察庁は、納入期限が分割されている場合、特約をすることによって部分払いをすることができる。納入検査の結果、不合格のものについては、警察庁の指示に従い、遅滞なく訂正し、再度検査を受けなければならない。

さらに、警察庁は、自己の都合により、成果物が納入されるまでの間、この契約の全部又は一部を解除する場合、既に受領済の成果物があり、これが未納成果物と分離して契約の目的の一部を達するものである時は、その対価を請負者に支払うものとする。

イ プログラム保守（別添6）

(7) 契約形態

請負契約

(イ) 支払

警察庁は、別添6に基づく保守の提供を受けた月から月額で料金を支払うものとする。

警察庁は、この契約による保守期間の当該月を経過した後において請負者の契約履行を確認し、適法な支払請求書を受領した日から30日以内に当該料金を請負者に支払うものとする。確認の結果、確保されるべき質が達成されていないと認められる場合、警察庁は、確保されるべき質の達成に必要な限りで、請負者に対して対象業務の実施方法の改善を行うよう指示するものとし、請負者は、当該指示を受けて対象業務の実施方法を改善し、業務改善報告書を速やかに警察庁に提出するものとする。業務改善報告の提出から30日の範囲で、業務改善報告書の内容が、確保されるべき対象業務の質が達成可能なものであると認められるまで、警察庁は、支払を行わないことができる。なお、請負費は、対象業務開始以降のサービス提供に対して支払われるものであり、請負者が行う準備行為等に対して、請負者に発生した費用は、請負者の負担とする。

(9) 法令変更による増加費及び損害の負担

事業の構成要素が法令等により設定、改定若しくは廃止され、又は契約内容を変更した場合、警察庁と請負者が協議の上、契約金額を変更することができる。

### 3 実施期間に関する事項

(1) プログラム開発

ア 実運用環境及び試験環境への各業務用プログラムのインストール、必要な設定、調整及び契約業者総合テストの期限

平成30年10月31日

イ 試験端末への試験プログラムのインストール、必要な設定、調整及び契約業者総合テストの期限

平成30年10月31日

ウ 開発用ソフトウェアのインストール、必要な設定及び調整の期限

平成31年1月31日

エ 警察庁結合テスト期間

平成30年11月上旬から平成30年12月上旬までの間

オ 警察庁総合テスト期間

平成30年12月下旬から平成31年2月上旬までの間

カ 運用開始予定日

平成31年3月1日

(2) プログラム保守

平成31年3月1日から平成34年3月31日までの間

### 4 入札参加資格に関する事項

(1) 法第15条において準用する法第10条各号(第11号を除く。)に該当する者でない

こと。

(2) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

(3) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(4) 開札時まで平成28・29・30年度内閣府競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」又は「物品の販売」及び「役務の提供等」のA、B又はCの等級に格付けされている者であること。

(5) 法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

(6) 労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合、保険料等の滞納がないこと。

(7) 警察庁から「警察庁における物品調達及び工事請負契約等に係る指名停止措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(8) 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(9) 単独で対象業務を行うことができない場合、又は単独で実施するより業務上の優位性があると判断する場合は、適正に対象業務を実施できる入札参加グループを結成し、入札に参加することができる。その場合、入札書類提出時までに入札参加グループを結成し、上記(1)～(8)までの入札参加資格の全てを満たす者の中から代表者を定め、他の者は構成員として参加するものとする。

なお、入札参加グループの構成員は、上記(1)～(3)まで及び(5)～(8)までの資格を満たす必要があり、他の入札参加グループの構成員となり、又は単独で参加することはできない。

また、入札参加グループの代表者及び構成員は、入札参加グループの結成に関する協定書又はこれに類する書類を作成し、提出すること。

## 5 入札に参加する者の募集に関する事項

(1) 入札手続（スケジュール）

ア 入札公告：官報公告	平成29年3月中旬頃
イ 入札説明会	平成29年3月下旬頃
ウ 質問受付期限	平成29年5月上旬頃
エ 入札書及び企画書提出期限	平成29年5月中旬頃
オ 企画書の評価	平成29年5月下旬頃
カ 開札及び落札予定者の決定	平成29年6月上旬頃
キ 契約の締結	平成29年6月下旬頃

(2) 入札書類

民間競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、次に掲げる書類を別に定める入札説明書に記載された期日及び方法により提出すること。

ア 入札説明書等に関する質問書

入札公告以降、入札説明書の交付を受けた者は、本実施要項の内容や入札に係る

事項について、入札説明会後に、警察庁に対して質問を行うことができる。質問は原則として電子メールにより行い、質問内容及び警察庁からの回答は原則として入札説明書の交付を受けたすべての者に公開することとする。ただし、民間事業者の権利や競争上の地位等を害するおそれがあると判断される場合には、質問者の意向を聴取した上で公開しないよう配慮する。

イ 対象業務に係る入札金額を記載した書類

入札参加者は、調達物品の価格のほか、輸送費、保守料等に係る一切に諸経費を含め契約金額を見積もるものとする。

落札決定に当たっては、入札金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額の1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額としなければならない。

ウ 総合評価のための性能、機能、技術等(以下「性能等」という。)に関する書類(以下「企画書」という。)

なお、様式は「総合評価基準」(別添7)に基づき作成する。

エ 法第15条において準用する法第10条に規定する欠格事由のうち、第4号及び第6号から第9号までの暴力団排除に関する規定(以下「暴力団排除条項」という。)について評価するために必要な書類

オ 平成28・29・30年度内閣府競争参加資格(全省庁統一資格)における資格審査結果通知書の写し

カ 納税証明書

キ その他入札説明書に記載されている書類

## 6 請負者を決定するための評価の基準その他の請負者の決定に関する事項

### (1) 評価項目等の設定

請負者の決定は、総合評価落札方式によるものとし、提出された企画書の内容が対象業務の目的に合致しており実行可能であるか(技術点の必須項目)、創意工夫が図られ効果的なものであるか(技術点の加点項目)について、警察庁が設ける総合評価委員会において審査を行うとともに、警察庁CIO補佐官の決裁を得るものとする。

ア 技術点の必須項目

必須項目は、各業務用プログラム仕様書(別添1～5)に示した要求要件について審査する。

イ 技術点の加点項目

加点項目は、別添7に示す機能別に警察庁が必要度及び重要度に照らし合わせて設定した要求要件について審査する。

### (2) 評価方法(得点の付与方法)

ア 総合評価点

総合評価は、入札者の価格点と当該入札者の申込みに係る技術点の合計をもって行う。



価格点の配分：技術点の配分 = 1 : 1

総合評価点 = 価格点 (10,000 点満点) + 技術点 (10,000 点満点)

イ 価格点

価格点は、入札価格を予定価格で除して得た値を1から減じて得た値に入札価格に対する得点配分を乗じて得た値とする。得点配分の詳細は別添7のとおり。

ウ 技術点

技術点は、基礎点及び加点の得点を合計した値を、得点配分が価格点：技術点＝1：1となるように換算した値とする。得点配分の詳細は別添7のとおり。

(ア) 基礎点 (必須項目)

(1) アに示した項目について、最低限の要求要件を満たしている場合は合格とし基礎点 (5,000 点) を与え、1つでも満たさない場合は不合格とする。

(イ) 加点 (加点項目)

(1) イに示したものについては、入札者が総合評価基準により行った加点項目に係る提案に対し、加点基準に基づき加点する。加点基準を満たす場合は別添7に記載している配点を与え、満たさない場合は0点とする。

エ 落札者の決定方法

各業務用プログラム仕様書 (別添1～6) に示した全ての要求要件を満たし、入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、総合評価点の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みがあった他の者のうち、上記の評価点の最も高い者をもって落札者とすることがある。

なお、落札者となるべき者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、入札者又はその代理人が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。

(3) 落札者の決定等の公表

警察庁は、落札者を決定した時は、遅滞なく落札者の氏名又は名称、落札金額、落札者の決定理由及び落札金額を公表する。また、落札できなかった入札者は、落札の相対的な利点に関する情報 (当該入札者と落札者のそれぞれの入札価格及び性能等の得点) の提供を要請することができる。

(4) 落札者が決定しなかった場合の措置

ア 落札者が決定しなかった場合には、初回の入札において必須項目を全て満たしている者のうち、予定価格の制限に達した入札がない場合には、直ちに再度の入札を行うものとする。これによって落札者となるべき者が決定しない場合は、予算決算及び会計令第99条の2の規定に基づき契約を締結することを検討する。

イ 初回の入札において入札参加者がいなかった場合、必須項目を全て満たす入札参加者がいなかった場合、又はアによっても、なお、請負者が決定しなかった場合に

は、総合評価基準等の入札条件の見直しを行い、再度の公告と入札を行うものとする。

ウ 落札者となるべき者が決定しない場合は、その理由を官民競争入札等監理委員会に報告するとともに公表する。

## 7 対象業務に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項

### (1) 開示情報

警察庁は、対象業務に関して、以下の情報について別添8「従来の実施状況に関する情報の開示」のとおり開示する。

ア 従来の実施に要した経費

イ 従来の実施に要した人員

ウ 従来の実施に要した施設及び設備

エ 従来の実施における目的の達成の程度

オ 従来の実施方法等

### (2) 資料の閲覧

警察庁は、民間競争入札に参加する予定の者から(1)オ「従来の実施方法等」の詳細な情報に関する資料の開示について要望があった場合には、法令、警察庁の規定、機密性等に問題のない範囲で適切に対応するよう努めるものとする。

## 8 請負者に使用させることができる財産に関する事項

### (1) 国有財産の使用

請負者は、対象業務の遂行に必要な施設、設備等として、次に掲げる施設、設備等を適切な管理の下、無償で使用することができる。

ア 対象業務に必要となる電気設備

イ 警察庁と協議し、承認された業務に必要な施設、設備等

### (2) 使用制限

ア 請負者は、対象業務の実施及び実施に付随する業務以外の目的で使用し、又は利用してはならない。

イ 請負者は、あらかじめ警察庁と協議した上で、警察庁の業務に支障を来さない範囲内において、施設内に対象業務の実施に必要な設備等を持ち込むことができる。

ウ 請負者は、設備等を設置した場合は、設備等の使用を終了又は中止した後、直ちに、必要な原状回復を行う。

エ 請負者は、既存の建築物、工作物等に汚損・損傷等を与えないよう十分に注意し、損傷（機器の故障等を含む。）が生じるおそれのある場合は、養生を行う。

万一損傷が生じた場合は、請負者の責任と負担において速やかに復旧するものとする。

## 9 請負者が、対象業務を実施するに当たり、警察庁長官に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の対象業務の適正かつ

## 確実な実施の確保のために請負者が講じるべき措置に関する事項

### (1) 報告

- ア 請負者は、別添1から別添6までの各仕様書において報告することとされている事項については、警察庁に報告しなければならない。
- イ 警察庁は、請負者による対象業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該請負者に対し、必要な措置をとるべきことを指示し、措置結果について報告を求めることができる。
- ウ 上記ア及びイにおける請負者の実施に関して、虚偽の報告をした者、警察庁からの指示に違反した者などについては、法第55条及び法第56条の罰則が適用される。

### (2) 秘密を適正に取り扱うための措置

- ア 請負者は、業務に関して知り得た警察庁、都道府県警察の情報について適切な管理をしなければならない。
- イ 請負者は対象業務の実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。対象業務に従事する者（従事していた者を含む。以下同じ。）が秘密を漏らし、又は盗用した場合は、法第54条の罰則が適用される。
- ウ 対象業務に従事する者は、刑法（明治40年法律第45号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。
- エ 請負者は、警察庁の情報セキュリティ規程に基づく情報セキュリティ要求要件を遵守しなければならない。
- オ アからエまでのほか、警察庁は、請負者に対し、対象業務の適正かつ確実な実施に必要な限りで、秘密を適正に取り扱うために必要な措置を取るべきことを指示することができる。

### (3) 契約に基づき請負者が講じるべき措置

#### ア 知的財産権の取扱い

(7) 対象業務において納入された成果物に関する権利（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条に定める全ての権利を含む。）及び所有権は、次の物を除き警察庁が請負者に受領書を交付したときをもって警察庁に移転する。また、請負者は警察庁に対し、納入成果物に係る著作権者人格権（著作権法第18条から第20条に定める権利をいう。）を行使しないものとする。

- a 納入成果物に、請負者が対象業務の契約前から権利を有する著作物（請負者が範囲について警察庁の承認を得たものに限る。）（以下「請負者の既存著作物」という。）が含まれる場合、その請負者の既存著作物
- b 納入成果物に、第三者が権利を有する著作物（以下「第三者の既存著作物」という。）が含まれる場合、その第三者の既存著作物

(i) 上記(7) a で示した請負者の既存著作物においては、本システムへ利用する目的の範囲に限り、警察庁は請負者に権利留保された著作物を自由に複製し、改変等し、及びそれらの利用を第三者に許諾することができるものとする。ただし、成果物に第三者の権利が帰属するときはこの限りではないものとし、この場合には、複製等ができる範囲やその方法等について協議するものとする。

(ii) 納入成果物に第三者の既存著作物が含まれている場合は、請負者は当該既存著

作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾に関する一切の手続を行うものとする。この場合、請負者は使用許諾の内容については、警察庁の承認を得るものとする。

#### イ 権利義務の帰属等

- (ア) 対象業務の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利と抵触するときは、請負者は、その責任において、必要な措置を講じなくてはならない。
- (イ) 請負者は、対象業務の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ、警察庁の承認を受けなければならない。

#### ウ 瑕疵担保責任

警察庁は、納入成果物について納入後1か年以内に瑕疵を発見した場合は、請負者に対して当該瑕疵の修正を請求することができ、請負者は、当該瑕疵を無償で修正するものとする。

#### エ 再委託

- (ア) 請負者は、警察庁から委託を受けた対象業務の実施に係る業務を一括して第三者に委託し又は請け負わせてはならない。
- (イ) 請負者は、対象業務の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合には、原則として、あらかじめ5(2)ウの企画書において、再委託する事業の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の履行能力報告徴収その他対象業務の実施方法について記載しなければならない。
- (ウ) 請負者は、委託契約後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、委託先・委託金額を明らかにした上で警察庁の承認を得ること。
- (エ) 請負者は、上記(イ)及び(ウ)により再委託を行う場合は、再委託先に上記(2)に規定する事項その他の事項について必要な措置を講じさせると共に、再委託先から必要な報告を徴収すること。
- (オ) 請負者が再委託先の事業者に業務を実施させる場合は、全て請負者の責任において行うものとし、再委託先の事業者の責に帰すべき事由については、請負者の責に帰すべき事由と見なして、請負者が責任を負うものとする。

#### オ 契約の変更及び解除

##### (ア) 契約の変更

警察庁及び請負者は、対象業務の質の向上、又はその他やむを得ない事由により本契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由を提出した上で、法第21条の手続きを経なければならない。

##### (イ) 契約の解除

警察庁は、請負者が次の各号に該当するときは、当該請負者に対し、契約を解除することができる。

なお、上記理由により警察庁が契約を解除したときは、請負者は、違約金として契約金額の100分の10に相当する金額（対象業務の実施分を除く。）を警察庁に納付するとともに、警察庁との協議に基づき、引継ぎの処理が完了するまでの間、責任をもって当該業務の処理を行わなければならない。

上記違約金の定めは、違約金額を超過する損害額についての損害賠償を妨げる

ものではない。

- a 法第 22 条第 1 項イからチまで又は同項第 2 号に該当するとき。
- b 暴力団員を、業務を統括する者又は従業員としていることが明らかになったとき。
- c 暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき。
- d 再委託先等が暴力団又は暴力団関係者と知りながら契約し、又は再委託先等の契約を承認したとき。
- e 再委託先等が暴力団若しくは暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者に該当することが判明したにも関わらず、直ちに当該再委託先等との契約を解除しないとき、又は再委託先等に対し契約を解除させるための措置を講じないとき。
- f 次の各号に該当するとき。
  - ① 仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、手形交換所の取引停止処分若しくは租税公課の滞納処分があり、又はこれらの申立若しくは処分を受けるべき事由を生じた場合。
  - ② 手形、小切手の不渡りを生じ、支払停止の状態に陥り、又は破産、民事再生手続、会社更生手続等の申立を受け、若しくは自ら申し立てた場合。
  - ③ 営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消等の行政上の処分を受けた場合。
- g 警察庁が行う検査に際し、請負者又はその代理人、使用人等が職務執行を妨げ、又は詐欺その他の不正行為があると認めたとき。
- h 自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為をしたとき。
  - ① 暴力的な要求行為
  - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - ③ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - ④ 偽計又は威力を用いて警察庁又はその職員の業務を妨害する行為
  - ⑤ その他前各号に準ずる行為
- i 下記カの各号に該当するとき。

カ 私的独占又は不当な取引制限等に伴う違約金

警察庁は、オ(イ)の違約金のほか、請負者が次の各号に該当する場合、違約金（損害賠償額の予定）として契約金額の 100 分の 10 に相当する金額を請負者から徴収する。

- (ア) 本契約に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。次号において「独占禁止法」という。）第 3 条の規定に違反したことにより、公正取引委員会から、同法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行われ、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む）。
- (イ) 納付命令又は独占禁止法第 7 条の規定に基づく排除措置命令（次号において「納

付命令又は排除措置命令」という。)において、本契約に関し、独占禁止法第3条の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(ウ) 納付命令又は排除措置命令により、請負者に独占禁止法第3条の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が請負者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(エ) 本契約に関し、請負者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

#### キ 損害賠償

請負者は、請負者の故意又は過失により警察庁に損害を与えたときは、警察庁に対し、その損害について賠償する責任を負う。また、警察庁は、契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。

なお、警察庁から請負者に損害賠償を請求する場合において、原因を同じくする支払済の違約金がある場合には、当該違約金は原因を同じくする損害賠償について、支払済額とみなす。

#### ク 不可抗力免責、危険負担

警察庁及び請負者の責に帰すことのできない事由により契約期間中に物件が滅失又は毀損し、その結果、警察庁が物件を使用することができなくなったときは、請負者は、当該事由が生じた日の翌日以後の契約期間に係る代金の支払を請求することができない。

#### ケ 金品等の授受の禁止

請負者は、対象業務の実施において金品等を受け取る事又は与えることをしてはならない。

#### コ 宣伝行為の禁止

請負者及び対象業務に従事する者は、対象業務の実施に当たっては、自ら行う業務の宣伝を行ってはならない。また、対象業務の実施をもって、第三者に対し誤解を与えるような行為をしてはならない。

#### サ 法令の遵守

請負者は、対象業務を実施するに当たり適用を受ける関係法令等を遵守しなければならない。

#### シ 安全衛生

請負者は、対象業務に従事する者の労働安全衛生に関する労務管理については、責任者を定め、関係法令に従って行わなければならない。

#### ス 記録及び帳簿類の保管

請負者は、対象業務に関して作成した記録及び帳簿類を、対象業務を終了し、又は中止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間、保管しなければならない。

## セ 契約の解釈

契約に定めのない事項及び契約に関して生じた疑義は、警察庁と請負者との間で協議して解決する。

### 10 請負者が対象業務を実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により当該請負者が負うべき責任（国家賠償法の規定により国の行政機関等が当該損害の賠償の責めに任ずる場合における求償に応ずる責任を含む。）に関する事項

- (1) 請負者は、対象業務を実施するに当たり、請負者（その者が法人である場合にあっては、役員）又はその被雇用者その他の当該事業に従事する者が、故意又は過失により、第三者に損害を与えたときは、当該第三者に対する賠償の責に任ずるものとする。

この場合において、当該損害の発生について警察庁の責に帰すべき理由が存在するときは、請負者は、警察庁に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責に任ずべき金額を超える部分について求償することができるものとする。

また、警察庁が当該第三者に対する賠償を行ったとき、請負者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について警察庁の責に帰すべき理由が存する場合は、警察庁が自ら賠償の責に任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができるものとする。

- (2) 請負者は、契約に違反し又は故意若しくは重大な過失によって、警察庁に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として警察庁に支払わなければならない。

### 11 対象業務に係る法第7条第8項に規定する評価に関する事項

- (1) 調査の時期

総務大臣が行う評価の時期（平成32年6月頃を予定）を踏まえ、本対象業務の実施状況を的確に把握するため、平成32年2月までに実施状況に関する調査を行うものとする。

- (2) 調査方法等

#### ア プログラム開発

納入検査をもって調査に替える。

#### イ 保守

請負者が月1回行う保守報告をもって調査に替える。保守報告から調査する項目は次のとおり。

#### (ア) 技術者駆けつけ時間

#### (イ) 障害報告の状況

#### (ウ) 技術的質問への回答状況

- (3) 意見聴取等

警察庁は必要に応じ、請負者から意見の聴取を行うことができるものとする。

- (4) 実施状況等の提出時期

警察庁は、平成32年4月を目途として、対象業務の実施状況等を総務大臣及び監理

委員会へ提出する。

なお、調査報告を総務大臣及び監理委員会に提出するに当たり、警察庁CIO補佐官の意見を聴くものとする。

## 12 その他業務の実施に関し必要な事項

### (1) 会計検査院への報告等

請負者は、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第23条第1項第7号に規定する者に該当することから、会計検査院の検査が必要と認められるときは、同法第25条及び法第26条により、同院の実地の検査を受けたり、同院から直接又は警察庁を通じて、資料、報告等の提出を求められたり質問を受けたりすることがある。

### (2) 監理委員会への報告

請負者は、法第45条により、官民競争入札等監理委員会から報告又は資料の提出を求められることがある。

### (3) 監督体制

ア 本契約に係る監督は、支出負担行為担当官が、監督職員に命じて、立会い、指示その他の適切な方法によって行うものとする。

イ 本対象業務の実施状況に係る監督は、警察庁情報通信局情報管理課が行う。

### (4) 本請負者の責務

ア 対象業務に従事する請負者は、刑法（明治40年法律第45号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。

イ 請負者は、法第54条の規定に該当する場合は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処される。

ウ 請負者は、法第55条の規定に該当する場合は、30万円以下の罰金に処されることとなる。なお、法第56条により、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、法第55条の規定に違反したときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。



## 別添 1

### 行政情報管理システム相談情報管理業務用プログラム仕様書（案）

警察庁情報通信局  
警情仕プロ管第●号  
平成●年●月●日制定

#### 1 調達件名

行政情報管理システムに構築する相談情報管理業務用プログラムに係る設計、開発、導入等

#### 2 品名及び略称

品名及び略称は、表－1のとおりとする。

表－1 品名及び略称

品 名	略 称
相談情報管理業務用プログラム	相談プログラム
業務用プログラム	業務プログラム
管理用プログラム	管理プログラム
試験用プログラム	試験プログラム

#### 3 作業の概要

##### 3.1 目的

本仕様書は、更改する行政情報管理システムにおいて、相談情報管理業務を実施するために構築するプログラムに適用する。

##### 3.2 背景

行政情報管理システムは、警察行政事務に必要な各種情報を警察庁の電子計算機で一元的に管理し、都道府県警察からの様々な照会に対し迅速に回答することにより、適正かつ効率的な警察活動を支えている。

現行の行政情報管理システムが平成31年2月末に運用期限を迎えることに伴い、平成31年3月に新たな行政情報管理システムに更改するため、平成29年度及び平成30年度に対象となる機器の賃貸借、プログラム開発、構築及び保守作業を含めた調達を行うこととしている。

##### 3.3 用語の定義

###### 3.3.1 各業務共通

###### (1) 警察庁ホストシステム

警察庁に設置される各種業務を行うシステムをいう。

###### (2) アクセス権管理システム

警察庁に設置される利用者のアクセス権を一元管理する電子計算機、プログラム等の総称をいう。

###### (3) アクセス権情報

アクセス権管理システムで管理する業務の機能を利用する権限を設定するための情報をいう。

- (4) 相談端末  
警察庁及び都道府県警察に設置される相談情報管理業務を行う端末装置をいう。
- (5) 都道府県システム  
都道府県警察が整備したシステム（相談端末を除く。）をいう。
- (6) 試験端末  
警察庁に設置される行政情報管理システムの機能確認及び試験を行う端末装置をいう。
- (7) 業務端末  
相談端末及び試験端末の総称をいう。
- (8) 仮想化基盤装置  
警察庁に設置される行政情報管理システムの仮想化基盤装置をいう。
- (9) 業務サーバ  
警察庁に設置される行政情報管理システムの業務サーバBをいう。
- (10) DBサーバ  
警察庁に設置される行政情報管理システムのDBサーバBをいう。
- (11) 監視サーバ  
警察庁に設置される行政情報管理システムの監視サーバをいう。
- (12) 監視端末  
警察庁に設置される行政情報管理システムの監視端末をいう。
- (13) 試験サーバ  
警察庁に設置される行政情報管理システムの試験業務サーバBをいう。
- (14) 開発・試験DBサーバ  
警察庁に設置される行政情報管理システムの開発・試験DBサーバBをいう。
- (15) バックアップサーバ  
警察庁に設置される行政情報管理システムのバックアップサーバをいう。
- (16) 実運用環境  
業務サーバ及びDBサーバの総称をいう。
- (17) 試験環境  
試験サーバ及び開発・試験DBサーバの総称をいう。
- (18) 通信サーバ  
警察庁に設置される行政情報管理システムの通信サーバをいう。
- (19) 電子計算機接続  
業務サーバと都道府県システムを接続することをいう。
- (20) 列信データ  
複数レコードのデータを一度に連続して送受信するデータの集合をいう。
- (21) 各業務用プログラム

業務プログラム及び管理プログラムの各プログラムをいう。

(22) 業務管理DB

管理プログラムで用いるデータベースをいう。

(23) コード・用語ファイル

相談プログラムで使用するコード・用語に関するファイルをいう。

なお、コード・用語ファイルの詳細については、警察庁が別途指示する。

(24) レスポンス

業務サーバにおいて、相談端末からの要求受付完了後から通報又は回答の送信を開始するまでの時間をいう。

なお、レスポンスの詳細については、警察庁が別途指示する。

(25) クラスタ構成

複数台のサーバを接続して、いずれかのサーバが故障しても別のサーバが業務を引き継ぎ、業務を停止させることなく継続できるシステム構成をいう。

(26) アクティブ/スタンバイ型

稼働系サーバと待機系サーバで構成され、稼働系サーバが故障したときは、待機系サーバがその処理を引き継ぐ方式をいう。

(27) 仮想装置

仮想化基盤装置に搭載する仮想化ソフトウェアの技術により論理的に作成されるCPU、メモリ、ハードディスク等の仮想的なハードウェアで稼働する装置をいう。

(28) 冗長化切替機能

仮想化ソフトウェアにより仮想装置が稼働する物理装置が複数台で運用されている環境で、一の物理装置が障害等により停止した際に、当該物理装置上で稼働していた仮想装置を、他の物理装置上で自動的に再稼働する機能をいう。

(29) フェイルオーバー

同じ処理を行う機器を2台以上設置し、1台の機器に障害が発生した場合、障害が発生していない機器に処理を切り替える機能をいう。

(30) 開発サーバ

警察庁に設置される行政情報管理システムの開発業務サーバBをいう。

(31) 開発端末

警察庁に設置される行政情報管理システムの開発端末Bをいう。

(32) 開発用ソフトウェア

開発サーバ、開発・試験DBサーバ及び開発端末に導入する本プログラムの開発に必要な、ソフトウェア及びツールをいう。

3.3.2 相談情報管理業務

(1) 相談情報

相談情報管理業務で取り扱う情報の総称をいう。

(2) 相談DB

相談情報管理業務におけるデータベースをいう。

(3) 業務Yファイル

相談情報からデータを抽出して作成されるファイルをいう。

なお、業務Yファイルの詳細については、警察庁が別途指示する。

3. 4 業務の概要

相談情報管理業務では、都道府県警察から相談情報に関する情報を集約し、都道府県警察からの照会に対する回答、各種統計表作成等を行う。

なお、業務の詳細については、警察庁が別途指示する。

3. 5 情報システム化の範囲

本作業では、3. 4に示す業務において、情報の一元管理、都道府県警察からの照会に対する回答、各種統計表作成等を行う機能を情報システム化の対象範囲とする。

3. 6 作業内容・納入成果物

3. 6. 1 作業内容

本仕様書に基づき、行政情報管理システムにおいて正常に動作するプログラムを完成させるために必要なプログラムの設計、開発、行政情報管理システムへの導入等を対象とする。

なお、調達スケジュール（案）を別紙1に示す。ただし、スケジュールは概略であり、詳細なスケジュールについては警察庁と協議すること。

3. 6. 2 納入成果物

納入成果物は、別紙2のとおりとする。

3. 6. 3 提出資料

提出資料は、別紙3のとおりとする。

3. 7 関連仕様書

3. 7. 1 警情仕プロ管第26号「行政情報管理システム業務プログラムI仕様書」（平成24年1月27日制定）

3. 7. 2 警情仕形管第39号「行政情報管理システム仕様書」（平成25年2月1日制定）

3. 7. 3 警情仕形管第38号「アクセス権管理システム仕様書」（平成25年2月1日制定）

4 情報システムの要件

4. 1 機能・性能要件

4. 1. 1 機能要件

(1) 業務プログラムの機能は、表-2のとおりとする。

表-2 業務プログラムの機能

区分	項目	機能
一括登録	相談情報登録 措置状況追加登録	(1) 都道府県システムから相談登録データをCSV形式のファイルで入力できること。業務サーバでは、当該システムからの処理要求に基づき、当該ファイルを受信すること。 なお、都道府県システムからの要求及びファイル

		<p>のレコードレイアウトの詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(2) DBサーバでは、監視サーバからのバッチ処理要求に基づき、受信したファイルに記録された相談登録データについて、属性、単独、項目間関連及びマスタ間関連の検査を直ちに行うこと。</p> <p>なお、監視サーバからのバッチ処理要求及び相談登録データについて行う検査の詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(3) DBサーバでは、(2)の検査結果がエラーの場合、エラーとなった相談登録データ及びエラー内容を基に、一括通報作成機能に示す処理結果通報作成処理を行うこと。</p> <p>なお、エラー内容の詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(4) DBサーバでは、(2)の検査結果がエラーでない場合、直ちに相談DBに対して相談登録データの登録、訂正及び削除処理を行うこと。また、入力された相談登録データ及び正常の処理結果を基に、一括通報作成機能に示す処理結果通報作成処理を行うこと。</p> <p>なお、相談登録データの登録、訂正及び削除処理の詳細については、警察庁が別途指示する。</p>
<p>ファイルによる登録</p>	<p>相談情報登録</p> <p>措置状況追加登録</p>	<p>(1) 相談端末から相談登録データをCSV形式のファイルで入力できること。業務サーバでは、当該端末からの処理要求に基づき、当該ファイルを受信すること。</p> <p>なお、相談端末からの処理要求及びファイルのレコードレイアウトの詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(2) DBサーバでは、監視サーバからのバッチ処理要求に基づき、受信したファイルに記録された相談登録データについて、属性、単独、項目間関連及びマスタ間関連の検査を直ちに行うこと。</p> <p>なお、監視サーバからのバッチ処理要求、相談登録データについて行う検査の詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(3) DBサーバでは、(2)の検査結果がエラーの場合、エラーとなった相談登録データ及びエラー内容を基に、一括通報作成機能に示す処理結果通報作成処理を行うこと。</p>

		<p>なお、エラー内容の詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(4) DBサーバでは、(2)の検査結果がエラーでない場合、相談登録データについては、直ちに相談DBに対して相談登録データの登録、訂正及び削除処理を行うこと。また、入力された相談登録データ及び処理結果を基に、一括通報作成機能に示す処理結果通報作成処理を行うこと。</p> <p>なお、相談登録データの登録、訂正及び削除処理の詳細については、警察庁が別途指示する。</p>
即時照会	受理番号照会	<p>(1) 相談端末から照会に関する相談情報（以下「相談照会データという。）を入力できること。業務サーバでは、当該端末からの処理要求に基づき、入力された相談照会データを受信すること。</p> <p>なお、相談端末からの処理要求及び相談照会データの詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(2) 業務サーバでは、受信した相談照会データについて、属性及び単独の検査を直ちに行うこと。</p> <p>なお、相談照会データについて行う検査の詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(3) 業務サーバでは、(2)の検査結果がエラーの場合、エラー内容を直ちに入力元の相談端末に送信すること。当該端末では、エラー内容を業務サーバから受信し、直ちに画面表示すること。</p> <p>なお、エラー内容の詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(4) 業務サーバでは、(2)の検査結果がエラーでない場合、直ちに相談DBを検索し、検索結果（該当なしを含む。）を入力元の相談端末に送信すること。当該端末では、検索結果を業務サーバから受信し、直ちに画面表示するとともに、印刷できること。</p> <p>なお、相談DBに対する検索及び検索結果の詳細については、警察庁が別途指示する。</p>
一括通報作成	処理結果通報作成	<p>(1) DBサーバでは、監視サーバからのバッチ処理要求に基づき、一括登録機能において受信した相談登録データ及び正常の処理結果について、当該相談登録データを登録した都道府県警察の都道府県システムに対する処理結果通報を作成すること。</p> <p>なお、処理結果通報の詳細については、警察庁が別途指示する。</p>

		<p>(2) DBサーバでは、ファイルによる登録機能において受信した相談登録データ及び正常の処理結果について、当該相談登録データを登録した都道府県警察の相談端末に対する処理結果通報を作成すること。</p> <p>(3) DBサーバでは、処理結果通報を一定の期間経過後、自動的に削除すること。</p> <p>なお、一定の期間の詳細については、警察庁が別途指示する。</p>
通報送信	一括通報送信	<p>(1) 業務サーバでは、相談端末又は都道府県システムからの処理要求に基づき、一括通報作成機能で作成された通報を当該相談端末又は都道府県システムに送信すること。要求元の相談端末では、通報を業務サーバから受信し、直ちに画面に一覧表示すること。</p> <p>なお、相談端末及び都道府県システムからの処理要求並びに一覧表示の詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(2) 要求元の相談端末では、通報の一覧表示から指定した通報の内容をCSV形式で保存できること。</p> <p>(3) 業務サーバでは、一度送信した通報について、一定の期間内は、再度送信できること。</p> <p>なお、一定の期間の詳細については、警察庁が別途指示する。</p>
業務設定		<p>(1) 相談端末では、都道府県使用欄に使用する登録項目名の情報（以下「相談登録項目名等データ」という。）を入力できること。業務サーバでは、当該端末からの処理要求に基づき、相談登録項目名等データを受信し、直ちに相談DBに対して登録処理を行うこと。</p> <p>なお、相談端末からの処理要求、相談登録項目名等データ及び相談登録項目名等データの登録処理の詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(2) 業務サーバでは、相談端末からの処理要求に基づき、相談登録項目名等データを当該端末に送信すること。当該端末では、相談登録項目名等データを業務サーバから受信し、直ちに画面表示するとともに、CSV形式で保存できること。</p> <p>なお、相談端末からの処理要求の詳細については、警察庁が別途指示する。</p>
自動抹消	自動抹消処理	<p>(1) DBサーバでは、監視サーバからのバッチ処理要求に基づき、相談DBを検索し、一定の期間を経過した</p>

		<p>相談情報が存在する場合、当該情報をCSV形式で保存すること。</p> <p>なお、監視サーバからのバッチ処理要求及び一定の期間の詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(2) DBサーバでは、相談DBから(1)で一定の期間を経過した相談情報を削除すること。</p>
連携データ作成		<p>(1) DBサーバでは、監視サーバからのバッチ処理要求に基づき、相談DBを検索し、抽出条件を満たす相談情報を抽出すること。</p> <p>なお、監視サーバからのバッチ処理要求及び抽出条件の詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(2) DBサーバでは、(1)で抽出した相談情報をCSV形式で作成し、業務Yファイルに保存すること。</p> <p>(3) DBサーバでは、(2)で保存した業務Yファイルを警察庁が別途指示するサーバに転送すること。</p>
統計表作成	業務統計作成	<p>(1) DBサーバでは、監視サーバからのバッチ処理要求に基づき、相談DBを検索し、業務統計ファイルを作成すること。</p> <p>なお、監視サーバからのバッチ処理要求、相談DBに対する検索及び業務統計ファイルの詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(2) 業務サーバでは、相談端末からの処理要求に基づき、直ちに業務統計ファイルから統計表をCSV形式又はPDF形式で作成し、当該端末に送信すること。当該端末では、統計表を業務サーバから受信し、直ちに画面表示するとともにCSV形式又はPDF形式で保存できること。</p> <p>なお、相談端末からの処理要求及び作成する統計表の詳細については、警察庁が別途指示する。</p>
	業務管理統計作成	<p>(1) DBサーバでは、監視サーバからのバッチ処理要求に基づき、相談DBの即時登録件数、ファイルによる登録件数、即時照会件数、データ抽出件数、登録現況数等について、業務管理統計ファイルを作成すること。</p> <p>なお、監視サーバからのバッチ処理要求及び業務管理統計ファイルの詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(2) 業務サーバでは、警察庁の相談端末からの処理要求に基づき、直ちに業務管理統計ファイルから統計表をCSV形式又はPDF形式で作成し、当該端末に送信</p>



		<p>すること。当該端末では、統計表を業務サーバから受信し、直ちに画面表示するとともにCSV形式又はPDF形式で保存できること。</p> <p>なお、警察庁の相談端末からの処理要求及び作成する統計表の詳細については、警察庁が別途指示する。</p>
データ抽出		<p>(1) 相談端末から相談情報の抽出条件（以下「相談抽出条件データ」という。）を入力できること。業務サーバでは、当該端末からの処理要求に基づき、相談抽出条件データを受信すること。</p> <p>なお、相談端末からの処理要求及び相談抽出条件データの詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(2) 業務サーバでは、相談抽出条件データを受信後、直ちに相談DBを検索し、抽出条件を満たす相談情報を要求元の相談端末に送信すること。当該端末では、抽出した相談情報を業務サーバから受信し、CSV形式で保存できること。</p> <p>なお、相談DBの検索の詳細については、警察庁が別途指示する。</p>
コードメンテナンス	コード複製	<p>DBサーバでは、監視サーバからのバッチ処理要求に基づき、共通プログラムで管理している業務共通のコード・用語を相談DBに複製すること。</p> <p>なお、監視サーバからのバッチ処理要求及び相談DBに対する複製の詳細については、警察庁が別途指示する。</p>
	コード登録	<p>(1) 警察庁の相談端末から相談DBに対して業務固有のコード・用語を登録又は修正するためのデータ（以下「相談コードメンテナンス用データ」という。）を入力できること。業務サーバでは、当該端末からの処理要求に基づき、相談コードメンテナンス用データを受信すること。</p> <p>なお、警察庁の相談端末からの処理要求及び相談コードメンテナンス用データの詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(2) 業務サーバでは、相談コードメンテナンス用データを受信後、相談DBに対して業務固有のコード・用語の登録又は修正処理を行うこと。</p> <p>なお、業務固有のコード・用語の詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(3) 業務サーバでは、相談端末からの処理要求に基づ</p>

	<p>き、業務固有のコード・用語を当該端末に送信すること。当該端末では、業務固有のコード・用語を業務サーバから受信して直ちに画面に一覧表示するとともに、一覧表示の中から範囲を指定し、コード・用語をCSV形式で保存できること。</p> <p>なお、相談端末からの処理要求及び一覧表示の詳細については、警察庁が別途指示する。</p>
端末操作説明書取得	<p>業務サーバでは、相談端末からの処理要求に基づき、端末操作説明書ファイルを当該端末に送信すること。当該端末では、端末操作説明書ファイルを業務サーバから受信し、保存できること。</p> <p>なお、相談端末からの処理要求及び端末操作説明書ファイルの形式の詳細については、警察庁が別途指示する。</p>
アクセス制御	<p>業務サーバでは、ユーザのアクセス権情報に応じて機能、画面表示及びファイル入出力を制御すること。</p> <p>なお、アクセス権情報の詳細については、警察庁が別途指示する。</p>

(2) 管理プログラムの機能は、表-3のとおりとする。

表-3 管理プログラムの機能

区 分	項 目	機 能
管理	ログイン画面表示	<p>相談端末では、デスクトップに配置するショートカットからWebブラウザを起動し、業務サーバに接続してログイン画面を表示すること。</p> <p>なお、Webブラウザの詳細については、警察庁が別途指示する。</p>
	ユーザ認証	<p>(1) 相談端末では、ログイン画面からユーザID及び半角英数字を組み合わせた8桁以上のパスワードを入力することによりユーザ認証を行うこと。</p> <p>なお、ユーザID、パスワード及びユーザ認証の詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(2) 業務サーバでは、ユーザ認証時に、アクセス権管理システムからユーザ情報及びアクセス権情報を取得すること。</p> <p>なお、ユーザ情報及びアクセス権情報の詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(3) 相談端末では、ユーザ認証に成功した場合、業務選択画面を表示すること。また、ユーザ認証時に取得したユーザ情報のうち、所属名及び職員名を業務</p>

	<p>選択画面に表示すること。</p> <p>なお、業務選択画面の詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(4) 相談端末では、ユーザのログイン及びログアウト時に、Webブラウザのキャッシュをクリアすること。</p>
パスワード変更	<p>相談端末では、ログインしたユーザが自らのパスワードを変更できること。</p>
業務選択	<p>相談端末では、業務選択画面において取得したアクセス権情報に基づき、ユーザが利用可能な業務名のみを選択可能なメニュー制御を行うこと。</p> <p>なお、メニュー制御の詳細については、警察庁が別途指示する。</p>
アクセス制御	<p>業務サーバでは、ユーザのアクセス権情報に応じて機能、画面表示及びファイル入出力を制御すること。</p> <p>なお、アクセス権情報の詳細については、警察庁が別途指示する。</p>
安全対策	<p>(1) 業務サーバでは、一定時間以上、相談端末から送信が無い場合、相談端末との接続を自動的に切断すること。また、当該一定時間の設定は1分から60分までとし、業務サーバの設定ファイルにより設定できること。</p> <p>(2) 相談端末では、ユーザがログイン中の各画面において、複写、切り取り及び貼付けの機能、ハードコピー機能並びにマウスの右クリックを使用できないよう制御すること。</p> <p>(3) 相談端末では、(2)を実現するため相談端末にプログラムを導入しない方法で実施すること。</p>
ログの生成・保存	<p>(1) 業務サーバでは、全てのトランザクション(障害含む)及びアクセスについて、開始・終了年月日時分秒、ユーザ情報、処理内容等の事項を記録したログを生成すること。</p> <p>なお、生成するログの詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(2) 業務サーバでは、生成したログを業務管理DBに保存すること。</p> <p>なお、業務管理DBの詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(3) DBサーバでは、保存したログを一定の期間経過後、自動的に削除すること。</p> <p>なお、一定の期間の詳細については、警察庁が別</p>

	途指示する。
ログの検索・出力	<p>(1) 相談端末からログの検索に関する情報を入力できること。業務サーバでは、相談端末からの処理要求に基づき、ログの検索に関する情報を受信し、ユーザの権限に応じて、ログを検索すること。</p> <p>なお、ログの検索に関する情報、相談端末からの処理要求及びユーザの権限に応じたログの検索の詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(2) 業務サーバでは、(1)の検索結果を要求元の業務端末に送信すること。当該端末では、受信した検索結果を直ちに画面に一覧表示するとともに印刷ができること。</p> <p>なお、一覧表示の詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(3) 相談端末では、検索結果をCSV形式で保存できること。</p> <p>なお、CSV形式のレコードレイアウトの詳細については、警察庁が別途指示する。</p>
制御統計作成・出力	<p>(1) DBサーバでは、監視サーバからのバッチ処理要求に基づき、制御統計ファイルを作成すること。</p> <p>なお、監視サーバからのバッチ処理要求及び制御統計ファイルの詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(2) 業務サーバでは、警察庁の相談端末からの処理要求に基づき、制御統計ファイルを当該端末に送信すること。</p> <p>なお、警察庁の相談端末からの処理要求の詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(3) 警察庁の相談端末では、受信した制御統計ファイルをExcel形式で保存できること。</p> <p>(4) DBサーバでは、作成した制御統計ファイルを一定の期間経過後、自動的に削除すること。</p> <p>なお、一定の期間の詳細については、警察庁が別途指示する。</p>
コードメンテナンス	<p>(1) DBサーバでは、監視サーバからのバッチ処理要求に基づき、コード・用語ファイルを警察庁ホストシステムから受信し、業務管理DBに登録すること。</p> <p>なお、監視サーバからのバッチ処理要求の詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(2) 警察庁の相談端末から業務管理DBに対して業務固</p>

		<p>有のコード・用語を登録又は修正するためのデータ（以下「共通コードメンテナンス用データ」という。）を入力できること。業務サーバでは、当該端末からの処理要求に基づき、共通コードメンテナンス用データを受信すること。</p> <p>なお、警察庁の相談端末からの処理要求及び共通コードメンテナンス用データの詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(3) 業務サーバでは、共通コードメンテナンス用データを受信後、業務管理DBに対して業務固有のコード・用語の登録又は修正処理を行うこと。</p> <p>なお、業務固有のコード・用語の詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(4) 業務サーバでは、警察庁の相談端末からの処理要求に基づき、業務共通のコード・用語を当該端末に送信すること。当該端末では、業務共通のコード・用語を業務サーバから受信して直ちに画面に一覧表示するとともに、一覧表示の中から範囲を指定し、コード・用語をCSV形式で保存できること。</p> <p>なお、警察庁の相談端末からの処理要求及び一覧表示の詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(5) DBサーバでは、受信したコード・用語ファイルを一定の期間経過後、自動的に削除すること。</p> <p>なお、一定の期間については、警察庁が別途指示する。</p>
運用連絡通報の設定・出力		<p>(1) 警察庁の相談端末から業務運用に関する連絡の内容、期間及び宛先（以下「運用連絡通報」という。）を入力できること。業務サーバでは、警察庁の業務端末からの処理要求に基づき、運用連絡通報を受信し、業務管理DBに登録すること。</p> <p>なお、警察庁の相談端末からの処理要求及び運用連絡通報の詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(2) 業務サーバでは、相談端末からの処理要求に基づき、該当する運用連絡通報を当該相談端末に送信すること。業務端末では、運用連絡通報を業務サーバから受信し、業務運用に関する連絡の内容を直ちに画面表示すること。</p> <p>なお、相談端末からの処理要求の詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(3) DBサーバでは、作成した運用連絡通報を一定の期</p>

		間経過後、自動的に削除すること。 なお、一定の期間の詳細については、警察庁が別途指示する。
	監視サーバ連携	業務サーバ及びDBサーバでは、監視サーバと情報の送受信をすること。 なお、監視サーバとの情報の送受信の詳細については、警察庁が別途指示する。
	ジョブ管理	監視サーバからのバッチ処理要求に基づき、各業務用プログラムの起動・停止ができること。
	試験表示	相談端末では、試験環境へ接続している間、画面に試験中であることを明示すること。

(3) 試験プログラムの機能は、表－４のとおりとする。

表－４ 試験プログラムの機能

区 分	項 目	機 能
共通	ログイン画面表示	試験端末では、デスクトップに配置するショートカットから試験プログラムを起動し、ログイン画面を表示すること。
	ユーザ認証	試験端末では、ログイン画面からユーザID及び半角英数字を組み合わせた８桁以上のパスワードを入力することによりユーザ認証を行うこと。ユーザ認証に成功した場合、メニュー画面を表示すること。 なお、ユーザ認証及びメニュー画面の詳細については、警察庁が別途指示する。
業務系機能	送受信処理	(1) 試験端末では、電子計算機接続による一括登録の確認を行うためのデータ（以下「試験データ」という。）を作成するデータ作成画面を表示すること。 なお、試験データ及びデータ作成画面の詳細については、警察庁が別途指示する。 (2) 試験端末では、データ作成画面から試験データを作成できること。また、データ作成画面で前回入力した試験データを読み込み、追加、修正及び削除することで、新規の試験データを作成できること。 (3) 試験端末では、作成した試験データを印刷できること。 (4) 試験端末では、新規のインタフェース要件に従い、作成した試験データを業務サーバへ送信できること。 なお、新規のインタフェース要件の詳細については、4.5.2を参照のこと。

		<p>(5) 試験端末では、新規のインタフェース要件に従い、業務サーバから送信された試験データを受信できること。</p> <p>なお、新規のインタフェース要件の詳細については、4.5.2を参照のこと。</p> <p>(6) 試験端末では、業務サーバから受信した試験データについて、画面に表示するとともに印刷ができること。</p> <p>なお、画面表示の詳細については、警察庁が別途指示する。</p>
管理系機能	ユーザ管理	<p>試験端末では、試験プログラムを使用するためのユーザ情報（ユーザ名、ユーザID、パスワード、利用者権限等）について、画面から作成、変更及び削除処理が行えること。</p> <p>なお、ユーザ情報並びに作成、変更及び削除処理の詳細については、警察庁が別途指示する。</p>
	環境情報設定	<p>試験端末では、新規のインタフェース要件における都道府県固有情報（都道府県コード、端末ID、RESTユーザID、RESTパスワード）について、画面から設定できること。</p> <p>なお、新規のインタフェース要件の詳細については、4.5.2を参照のこと。また、都道府県固有情報の詳細については、警察庁が別途指示する。</p>
	端末操作ログの保存	<p>試験端末では、業務サーバへの接続、試験データの送受信、印刷等に係るログ（以下「アクセスログ等」という。）を保存すること。</p> <p>なお、アクセスログ等の詳細については、警察庁が別途指示する。</p>

#### 4.1.2 性能要件

相談情報管理業務の性能は、表－5のとおりとする。

なお、評価方法については、警察庁が別途指示する。

表－5 相談情報管理業務の性能

業務処理	処理機能	レスポンス
即時照会	相談端末からの処理要求により、業務サーバを経由してDBサーバを検索し、検索結果を当該端末で受信する。	「受理番号照会」は平均3秒以内とする。「絞り込み照会」は平均30秒以内とする。

#### 4.1.3 マンマシン・インタフェース

- (1) ツールバー及びメニューの表示を画面ごとに制御し、URLを非表示とすること。
- (2) 各業務用プログラム終了時は、クリップボードをクリアすること。
- (3) 各業務用プログラム終了時は、子画面を自動消去すること。
- (4) ログイン中のユーザ情報の所属名及びユーザ名を画面に表示すること。
- (5) 項目間の移動は、マウスの操作に加え、TABキー及びTABキーとShiftキーの組合せによりキーボードで行えること。
- (6) リストボックス等の項目選択の操作は、マウス及びキーボードで行えること。また、キーボードのみの操作ができること。
- (7) 入力項目に指定桁数のデータを入力した場合は、次入力項目にカーソルを自動的に移動すること。  
なお、指定桁数については、警察庁が別途指示する。
- (8) データの誤入力为了避免するため、コンボボックス、ラジオボタン、チェックボックス等による選択入力を用いること。
- (9) コード入力は、直接入力と選択入力を任意に行えること。
- (10) 入力項目ごとに入力文字種に応じた入力モードに自動切替を行うこと。
- (11) 登録、修正、削除若しくは照会の処理又は通報・回答の受信ができない場合、それらを認識できるメッセージを表示すること。
- (12) 入力したデータを画面遷移時に記憶し、前画面に戻った場合にも表示すること。
- (13) 次の場合、画面上の文字等を区別して表示すること。
  - ア 使用できるボタン等及び使用できないボタン等
  - イ 一覧表で選択した項目及び未選択の項目
  - ウ 入力誤り又は入力内容を変更した項目

#### 4.1.4 保守性

登録機能及び照会機能について、機能ごとに閉塞の設定・解除ができること。

#### 4.2 画面要件

画面遷移、画面イメージ及び入出力仕様については、警察庁が別途指示する。

なお、既存の相談プログラムの画面数は、表-6のとおりである。

表-6 画面数

品 名	画 面 数
業務プログラム	76
管理プログラム	19
試験プログラム	51

#### 4.3 帳票要件

##### 4.3.1 相談情報管理業務の帳票は、表-7のとおりとする。

表-7 相談情報管理業務の帳票

種 類	出力時期	表数
業 務 統 計	月報・年報・半年報	1



	月報・年報・期間報	1
	月報・年報・日報	1
業務管理統計	月報・年報・半年報	1
	月報・年報・期間報	1
	月報・年報・日報	1
	月報・年報	1

出力時期、統計計上条件及び帳票レイアウトの詳細については、警察庁が別途指示する。

#### 4.3.2 管理プログラムの帳票は、表－8のとおりとする。

表－8 管理プログラムの帳票

種 類	出力時期	表数
制 御 統 計	日報	10

出力時期、統計計上条件及び帳票レイアウトの詳細については、警察庁が別途指示する。

#### 4.4 情報・データ要件

##### 4.4.1 情報・データ一覧

情報・データ一覧は、表－9のとおりとする。

表－9 情報・データ一覧

情報・データ名	情報・データ概要
相談情報	警察安全相談に関する情報

##### 4.4.2 情報・データ要件

情報・データ要件の詳細については、警察庁が別途指示する。

#### 4.5 外部インターフェース要件

##### 4.5.1 既存のインターフェース

###### (1) 警察庁ホストシステムとのインターフェース要件

警察庁ホストシステムとのインターフェース要件については、FTPプロトコルを用いた既存のインターフェースを使用する。FTPプロトコルを用いた既存のインターフェースの詳細については、警察庁が別途指示する。

###### (2) アクセス権管理システムとのインターフェース要件

アクセス権管理システムとのインターフェース要件については、LDAPv3プロトコルを用いた既存のインターフェースを使用する。LDAPv3プロトコルを用いた既存のインターフェースの詳細については、警察庁が別途指示する。

###### (3) 都道府県システムとのインターフェース要件

都道府県システムとのインターフェース要件については、FTPプロトコルを用いた既存のインターフェースを使用する。FTPプロトコルを用いた既存のインターフェースの詳細については、警察庁が別途指示する。

##### 4.5.2 新規のインターフェース

次に示す都道府県システムとの間のインターフェースについては、新規に設計及び開発する。

(1) アプリケーションレベルインタフェース

アプリケーションレベルインタフェースについては、HTTPプロトコルを用いた新規のインタフェースとし、REST手順を使用する。REST手順の詳細については、警察庁が別途指示する。

(2) データ部

相談プログラムに係るデータ部については、別途指示する要件に従い新規に設計し、詳細については警察庁と協議すること。また、協議済の内容をプログラム設計書に含め、警察庁の承認を受けること。

なお、当該内容は、都道府県警察に警察庁が通知する。

## 5 規模要件

### 5.1 データ量（予測最大値）を表-10に示す。

表-10 データ量（予測最大値）

業務名	情報・データ名	構成 テーブル数	データ件数 (合計)	最大データ長 (バイト)
相談情報管理業務	相談情報	2	33,615,000	4,344
	措置状況	2	42,978,000	673

### 5.2 アクセス数（実績値）を表-11に示す。

なお、アクセス数の機能ごとの内訳については、警察庁が別途指示する。

表-11 アクセス数（実績値）

業務の区分	アクセス数（件/日）	
	平均	ピーク時
相談情報管理業務	24,346	86,216(3.5倍)

※実績値については平成27年3月1日から平成28年2月29日の間、現行システムにおける処理件数を基に算出した。

## 6 信頼性等要件

### 6.1 信頼性要件

#### 6.1.1 可用性

(1) 業務サーバへ導入する相談プログラムは、仮想化基盤装置の冗長化切替機能が動作して業務サーバのフェイルオーバーが発生した場合、相談プログラムの動作を再稼働した仮想装置にフェイルオーバーすることで、業務の継続運用が可能であること。

(2) DBサーバへ導入する相談プログラムは、アクティブ/スタンバイ型のクラスタ構成であるDBサーバのフェイルオーバーが発生した場合、相談プログラムの動作をスタンバイ側の機器にフェイルオーバーすることで、業務の継続運用が可能であること。

(3) ソースコードを変更することなくパラメータによるプログラムの設定変更が可能なコーディングその他の業務の継続運用に影響を与えない手法によ

り、可用性を確保したプログラム設計を行うこと。

- (4) 「稼働率」については、本システムの稼働により業務が正常に動作している状態の割合をいい、二重化した機器が片系障害を起こした場合など、業務の全ての機能が利用できる場合には稼働しているものとし、定期保守に伴う計画停止など受注者の責によらない停止は考慮しないものとする。

表-12 業務に対する稼働率

業務名	目標とする稼働率
相談情報管理業務	99.9%

- (5) 業務サーバのフェイルオーバーが発生した場合、切替え操作開始後、相談プログラムの起動が30分以内に完了すること。

#### 6.1.2 完全性

取り扱うデータに応じた記憶領域の確保その他のデータ処理時におけるデータ欠損発生を防止する手法により、完全性を確保するプログラム設計を行うこと。

#### 6.1.3 機密性

既知の脆弱性を用いないコーディング、処理ごとのモジュール化その他のデータ漏えいにつながる脆弱性の発生を防止する手法により、高い機密性を確保するプログラム設計を行うこと。

#### 6.2 拡張性要件

業務の追加及び変更に対応できる設計・開発に当たること。

#### 6.3 システム中立性要件

特定の事業者にしかり取り扱うことができない製品や技術に依存せず、また、他事業者がシステムの改修を引き継ぐことが可能であること。

#### 6.4 事業継続性要件

6.1.1項参照。

### 7 情報セキュリティ要件

権限要件は以下のとおりとする。

- 7.1 取り扱う情報は、アクセス権管理システムで許可されたそれぞれの権限に応じて取り扱えること。
- 7.2 ログの管理等の情報セキュリティの機能により、情報の漏えい、改ざん、消去の防止及び情報システムのセキュリティ確保ができること。
- 7.3 印刷を実行した際に、用紙のヘッダ部、フッタ部及び全面（透かし文字）に印刷日時、ページ数及びユーザ情報を付与すること。

なお、付与する情報の詳細については、警察庁が別途指示する。

### 8 情報システム稼働環境

#### 8.1 全体構成

別紙4のとおりとする。

#### 8.2 ハードウェア構成

- 8.2.1 別途調達するハードウェア構成は、別紙5のとおりとする。
- 8.2.2 契約業者は、行政情報管理システムのハードウェア構成機器の性能の詳細について、コスト低減に配慮した上で速やかに文書にて提案を行うこと。
- 8.3 ソフトウェア構成
  - 8.3.1 別途調達する各装置のOS・ミドルウェアは、別紙6のとおりである。
  - 8.3.2 別紙6にて準備するOS・ミドルウェア以外に必要なソフトウェアは、警察庁の承認を得た上で、契約業者が準備すること。  
なお、当該ソフトウェアの利用にあつては、6.3項のシステム中立性要件を満たすこと。
- 8.4 ネットワーク環境
  - 8.4.1 通信プロトコルはTCP/IPとする。
  - 8.4.2 回線上のデータは、SSL/TLSにより暗号化すること。  
なお、暗号化の方式は警察庁が別途指示する。
  - 8.4.3 業務サーバ、相談端末間インタフェースはHTTPSとし、WebブラウザによるGUIとすること。
- 8.5 アクセシビリティ要件
  - 4.1.3項参照。

## 9 テスト要件定義

- 9.1 テスト要件
  - 9.1.1 「政府情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン」（平成26年12月3日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）（以下「ガイドライン」という。）に基づき、契約業者が社内環境において実施する単体・結合テスト（以下「契約業者単体・結合テスト」という。）及び警察庁環境において実施する総合テスト（以下「契約業者総合テスト」という。）のテスト計画書を作成し、警察庁の承認を得ること。  
なお、警察庁が実施する結合テスト（以下「警察庁結合テスト」という。）は、平成30年11月上旬から12月上旬までの間を、総合テスト（以下「警察庁総合テスト」という。）は、平成30年12月下旬から平成31年2月上旬までの間を予定している。
  - 9.1.2 テスト計画書に基づき、テストを行い、各テストの実施結果を報告すること。  
なお、契約業者単体・結合テスト及び契約業者総合テストに必要なデータは、契約業者が準備すること。
  - 9.1.3 警察庁総合テストにおいて、次のとおり対応すること。  
なお、本テストに必要なデータは、警察庁が準備する。
    - (1) 警察庁総合テストに立ち会うこと。
    - (2) 相談プログラムの不具合が発生した場合は、原因調査、当該プログラムの修正及び修正済みのプログラムをインストールすること。
    - (3) 警察庁が開催する警察庁総合テスト結果検討会に参加し、正常動作を確保すること。

9.1.4 警察庁と協議を行い、受入テストのテスト計画書及び受入テスト仕様書を作成し、警察庁が実施する受入テストを支援すること。

9.1.5 テスト実施方法については、表-13のとおりとする。

表-13 テスト実施方法

テスト名	実施区分		テスト環境	テスト方法	テストデータの準備	
	警察庁	契約業者				
契約業者単体・結合テスト	—	実施	社内環境	・機能テスト ・異常系テスト	契約業者	
契約業者総合テスト	協力	実施	警察庁（実運用環境）	・機能テスト ・異常系テスト ・機能間連携テスト	契約業者	
受入テスト	警察庁結合テスト	実施	支援	警察庁（実運用環境）	・機能テスト ・異常系テスト ・機能間連携テスト	警察庁
	警察庁総合テスト	実施	支援	警察庁（実運用環境）	・性能テスト ・運用テスト（業務閉塞） ・異常系テスト ・負荷テスト	警察庁

※負荷テストについては、アクセス数のピーク値及びデータ量の予測値を考慮して実施することとし、想定以上の利用負荷をかける過負荷テストは機器への影響等を考慮して原則行わない。

## 9.2 検査

9.2.1 検査は、構成、機能及び性能について行う。

なお、検査方法及び検査内容については、警察庁と協議すること。

9.2.2 検査は、警察庁において、警察庁検査官が立会いの上、警察庁の設備を使用して行う。

なお、検査に必要なデータは警察庁が準備する。また、検査方法及び検査内容により、警察庁の設備以外に機器が必要となった場合には契約業者が準備すること。

9.2.3 検査中に、本仕様書の規定に関して解釈上の疑義が生じた場合は、警察庁検査官の指示に従うこと。

## 10 移行要件定義

### 10.1 移行に係る要件

#### 10.1.1 移行計画書の作成

警察庁と協議を行い、ガイドラインに基づき、新システムへの移行スケジュール、移行方法及び移行後の検証方法を記載した移行計画書を作成し、警察庁の承認を得ること。

なお、現行システムから実運用環境への移行作業及び移行後の検証作業は、

警察庁が実施する。

#### 10.1.2 移行スケジュール

移行は、警察庁結合テスト前、警察庁総合テスト前及び運用開始前の3回とする。

なお、移行スケジュールの詳細については、警察庁と協議すること。

#### 10.1.3 移行方法及び検証方法

警察庁が現行システムから抽出したデータについて、実運用環境に移行するツール、移行作業及び検証作業に必要な手順書を作成すること。また、警察庁が実施する移行作業及び検証作業に関して、当該ツールの使用方法の教示など技術的支援を行うこと。

なお、抽出したデータのレイアウトは、警察庁が別途指示する。

### 10.2 教育に係る要件

開発用ソフトウェアの操作について、次のとおり教育訓練を行い、その結果を報告すること。

10.2.1 実施方法は集合教育訓練とし、警察庁が指示する東京都23区内の場所において、警察庁に設置された開発端末で実施すること。

10.2.2 教育訓練は、開発用ソフトウェアの操作について、1日間実施することとし、対象者は警察庁職員約3人とする。

10.2.3 教育訓練に必要な教材は、契約業者が準備すること。

## 11 運用要件定義

### 11.1 情報システムの操作・監視等要件

運用形態は、24時間連続稼働とする。

### 11.2 データ管理要件

13.2.5項参照。

### 11.3 運用施設・設備要件

システムの設置場所は、東京都23区内である。

なお、設置場所の詳細、入退室方法等については、契約後に警察庁が別途指示する。

## 12 保守要件定義

別途契約を結ぶ。

## 13 作業の体制及び方法

### 13.1 作業体制

#### 13.1.1 設計・開発実施計画

契約後、警察庁と協議を行い、速やかにガイドラインに基づく作業概要、作業体制、スケジュール、成果物、開発形態・開発手法・開発環境・開発ツール等及びその他に関する事項を記載した設計・開発実施計画書並びにその附属文書であるWBSを作成し、警察庁の承認を得ること。

なお、WBSは作業項目、作業内容及びスケジュールをより詳細に階層化し、担当者等を記載すること。

#### 13.1.2 設計・開発実施要領

契約後、警察庁と協議を行い、速やかにガイドラインに基づくコミュニケーション管理、体制管理、工程管理、品質管理、リスク管理、課題管理、システム構成管理、変更管理及び情報セキュリティ対策に関する事項を記載した設計・開発実施要領を作成し、警察庁の承認を得ること。

#### 13.1.3 体制管理及び品質管理

- (1) 本プログラムの設計、開発、テスト及び行政情報管理システムへの導入の各工程において、警察庁の意図しない変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証する管理が、一貫した品質保証体制の下でなされていること。
- (2) 警察庁の意図しない変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証するための具体的な管理手順や品質保証体制を証明する書類（例えば、品質保証体制の責任者や各担当者がアクセス可能な範囲等を示した管理体制図）を提出すること。第三者機関による品質保証体制を証明する書類等が提出可能な場合は提出すること。
- (3) 本プログラムに警察庁の意図しない変更が行われるなどの不正が見つかった時に、追跡調査や立ち入り検査など、警察庁と連携して原因を調査し、排除するための手順及び体制を整備すること。また、当該手順及び体制が妥当であることを証明するための書類を提出すること。

#### 13.1.4 リスク管理、課題管理及び変更管理

リスク管理簿を作成し、本プログラムの設計・開発における作業を阻害する可能性のあるリスクを適切に管理すること。また、設計・開発において解決すべき問題及び変更内容についても適切に管理・記録すること。

#### 13.1.5 進捗報告等

設計・開発実施計画書及び設計・開発実施要領に基づき設計・開発を行い、原則月2回行う予定の警察庁との定例会議において、その結果を報告すること。また、警察庁と協議を行い、ガイドラインに基づく次の書類を作成し警察庁に提出すること。

なお、定例会議が行われない場合においても、進捗報告に関する書類を提出すること。

- (1) EVM進捗管理表を作成し、定例会議に提出すること。
- (2) 前月の進捗状況表、EVM推移グラフ及び進捗状況分析図を作成し、月初めの定例会議に提出すること。
- (3) ODB登録用シートに必要事項を記載し、設計・開発実施要領において定める時期に提出すること。
- (4) 警察庁の求めに応じ、作業の進捗状況等について中間報告を行うこと。
- (5) 警察庁と協議した場合は、速やかに議事録を作成し、警察庁の承認を得ること。

### 13. 2 開発方法

13.2.1 次に示す設計書等は、警察庁と仕様の詳細について協議の上作成し、警察庁の承認を得ること。

- (1) プログラム設計書
- (2) マスタ移行設計書
- (3) 開発環境

13.2.2 本プログラム内で契約業者がパッケージソフトウェアを準備し利用する場合は、警察庁と協議を行い承認を得ること。

なお、当該ソフトウェアの利用にあつては、6.3項のシステム中立性要件を満たすこと。

13.2.3 本プログラムの作成に当たって次の事項に留意すること。

- (1) ソースプログラムには、適宜日本語でコメントを付加すること。
- (2) ソースプログラムは、ステートメント（文）の意味に沿った字下げを行うこと。
- (3) 変数等の命名規則を統一すること。
- (4) 処理ごとにモジュール化すること。
- (5) データの検査項目は外部パラメータ化し、項目の追加、訂正及び削除時にソースプログラムの変更、再コンパイルの必要がないようにすること。

なお、外部パラメータ化できない項目は事前に警察庁の承認を得ること。

- (6) 利用する各種コードは外部パラメータ化し、コードの追加、訂正及び削除時にソースプログラムの変更、再コンパイルの必要がないようにすること。
- (7) 期間指定、指定日付等、日付に関する定義は外部パラメータ化し、定義の追加、訂正及び削除時にソースプログラムの変更、再コンパイルの必要がないようにすること。

なお、外部パラメータ化できない項目は事前に警察庁の承認を得ること。

- (8) 元号改正に対応できること。
- (9) 業務ごとにマルチプロセス化すること。
- (10) システム及び業務の運用に影響することなく、各種設定の変更ができること。
- (11) 警察庁が別途指示するWebブラウザ以外にソフトウェアの導入を相談端末に必要としない方法で、本プログラムを作成すること。

13.2.4 開発言語等

原則として、業務プログラム及び管理プログラムはJava Platform Enterprise Editionを、試験プログラムはC#を用いて開発を行うこと。ただし、他の言語及び開発環境を使用する場合は、そのメリットとデメリットを整理し、Java Platform Enterprise Edition又はC#に対する優位性を具体的に示した上で、事前に警察庁の承認を得ること。

13.2.5 データベース

- (1) データベースのバックアップは、業務を停止せずに行えること。
- (2) ディスク使用容量については、必要最低限にとどめ数値的な根拠を明確に



して設計すること。

(3) 業務で使用するものとは別に試験で使用するデータベースを設けること。

#### 13.2.6 文字コード

使用する文字コードは警察庁が別途指示する。

13.2.7 警察庁が別途指示するシステムドキュメント作成基準、命名規則、コーディング規約及びユーザインタフェース設計開発標準に基づいて開発を行うこと。

### 13.3 導入

13.3.1 本プログラムの導入に当たっては、警察庁ホストシステム、都道府県システム及びアクセス権管理システムの運用に影響を与えることなく構築及び運用ができること。

13.3.2 行政情報管理システムの実運用環境及び試験環境への各業務用プログラムのインストール、必要なソフトウェアのインストール、設定、調整及び契約業者総合テストについては、平成30年10月31日までに完了すること。

13.3.3 試験端末への試験プログラムのインストール、必要な設定、調整及び契約業者総合テストについては、平成30年10月31日までに完了すること。

13.3.4 13.3.2及び13.3.3項に関する全ての設定及び調整が終了し、受入テストに合格した後、警察庁が別途指示する電磁的記録媒体に行政情報管理システムにおける各業務用プログラムのバックアップを行い、警察庁に提出すること。

なお、バックアップの取得時期は警察庁と協議すること。

13.3.5 開発用ソフトウェアのインストール、必要な設定及び調整については、平成31年1月31日までに完了すること。

13.3.6 導入作業に係る日程の詳細については、警察庁と協議すること。

13.3.7 導入作業の実施結果については、実施結果報告書を作成し、提出すること。

なお、報告書の詳細については、警察庁と協議すること。

### 13.4 瑕疵担保責任

警察庁は、納入成果物について納入後1か年以内に瑕疵を発見した場合は、契約業者に対して当該瑕疵の修正を請求することができ、契約業者は、当該瑕疵を無償で修正するものとする。

## 14 特記事項

### 14.1 知的財産権の取扱い

14.1.1 本調達における納入成果物に関する権利（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条に定める全ての権利を含む。）及び所有権は、次の場合を除き警察庁が契約業者に受領書を交付したときをもって警察庁に移転する。また、契約業者は警察庁に対し、納入成果物に係る著作権者人格権（著作権法第18条から第20条に定める権利をいう。）を行使しないものとする。

(1) 納入成果物に、契約業者が本調達の契約前から権利を有する著作物（契約業者の権利の範囲について契約後、速やかに警察庁の承認を得たものに限る。）（以下「契約業者の既存著作物」という。）が含まれる場合、その契約業者の既存著作物

(2) 納入成果物に、第三者が権利を有する著作物（以下「第三者の既存著作物」という。）が含まれる場合、その第三者の既存著作物

14.1.2 14.1.1(1)項で示した契約業者の既存著作物においては、本システムへ利用する目的の範囲に限り、警察庁は契約業者に権利留保された著作物を自由に複製し、及びそれらの利用を第三者に許諾することができるものとする。ただし、成果物に第三者の権利が帰属するときはこの限りではないものとし、この場合には、複製等ができる範囲やその方法等について協議するものとする。

14. 2 ハードウェア調達契約業者との連携等

契約業者は、警察庁が別途調達する行政情報管理システムのハードウェア調達の契約業者と連携、協力及び調整を行い、契約責任範囲及び瑕疵担保責任範囲を明確にし、警察庁に報告すること。

14. 3 その他

14.3.1 納入成果物が他者の権利を侵害していないこと。

14.3.2 プログラム開発に必要な機器、ソフトウェア及びテストデータは契約業者において準備すること。

14.3.3 8.3.2項にて契約業者が準備するソフトウェア及び13.3.5項で導入する開発用ソフトウェアのサポート契約は契約業者において行うこと。

14.3.4 本仕様書の内容について疑義があるときは、警察庁の指示又は承認を得ること。

14.3.5 警察庁が別途指示する事項、関連仕様書及び既存成果物のうち書面により納入された資料については、閲覧可能であるため、警察庁に問い合わせること。  
なお、閲覧可能な資料については、表-14のとおりとする。

表-14 閲覧可能な資料

資料番号	資料名	
閲覧資料1	行政情報管理システム相談情報管理業務用プログラム仕様書別途指示資料	
閲覧資料2	関連仕様書	
閲覧資料3	既存成果物	プログラム設計書
		プログラム仕様書
		プログラムリスト
		プログラム操作説明書
		端末操作説明書

14.3.6 契約業者が現行の相談プログラムにおける納入成果物の利用を希望する場合、契約後に警察庁の承認を得て当該納入成果物を借用すること。

14.3.7 納入時に、納入報告書を作成し、提出すること。

14.3.8 全ての作業完了後、完了報告書を作成し、提出すること。

14.3.9 警察庁に提出する資料については、日本語に対応していること。

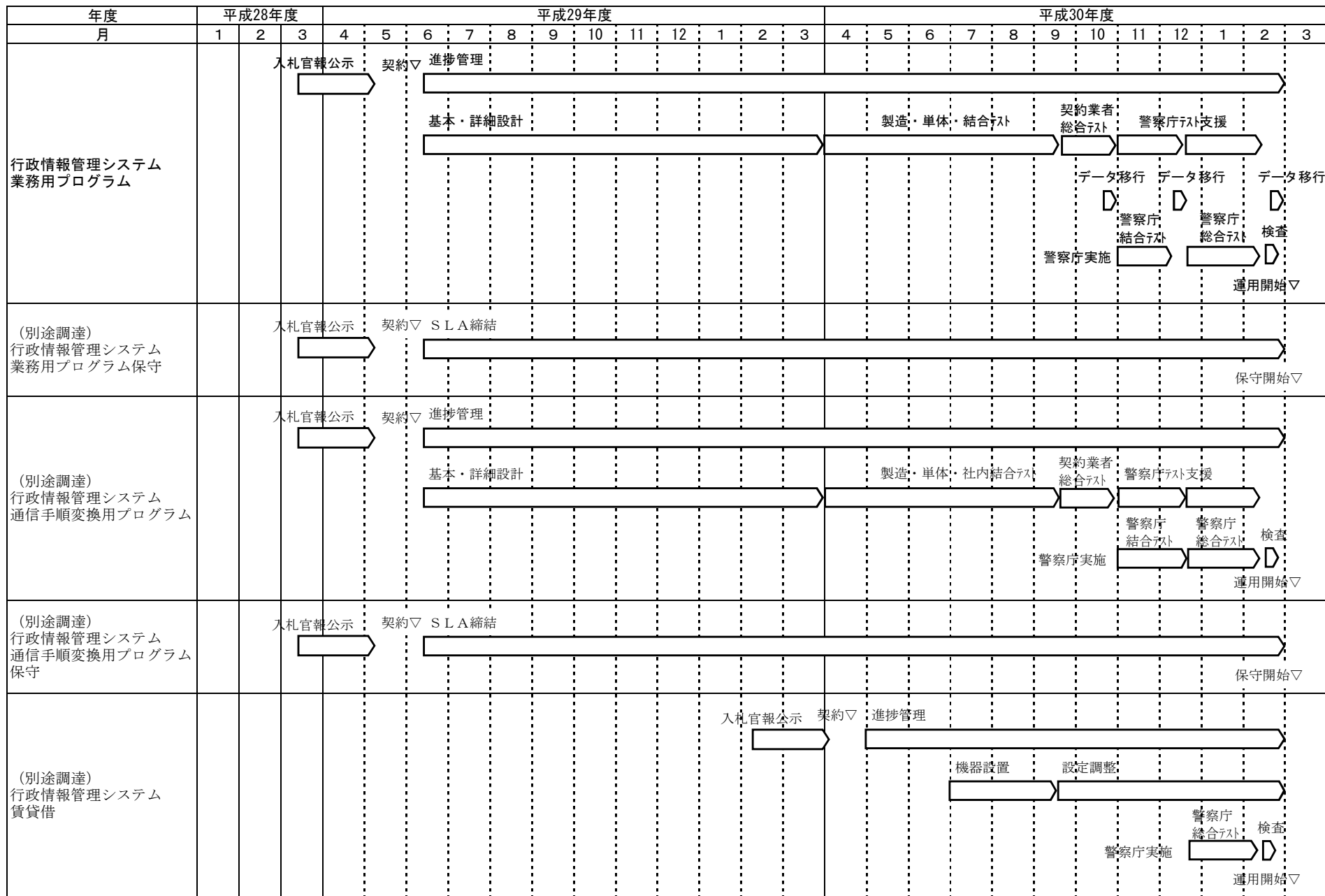
15 妥当性証明

本仕様書の妥当性について証す。

警察庁情報通信局情報管理課長（警察庁CIO補佐官） 降旗 喜和男

別紙 1

調達スケジュール (案)



## 別紙2

## 1 納入成果物

NO	品名	数量	記 事
1	業務用プログラム	1式	2項「業務用プログラムの構成」のとおり。

## 2 業務用プログラムの構成

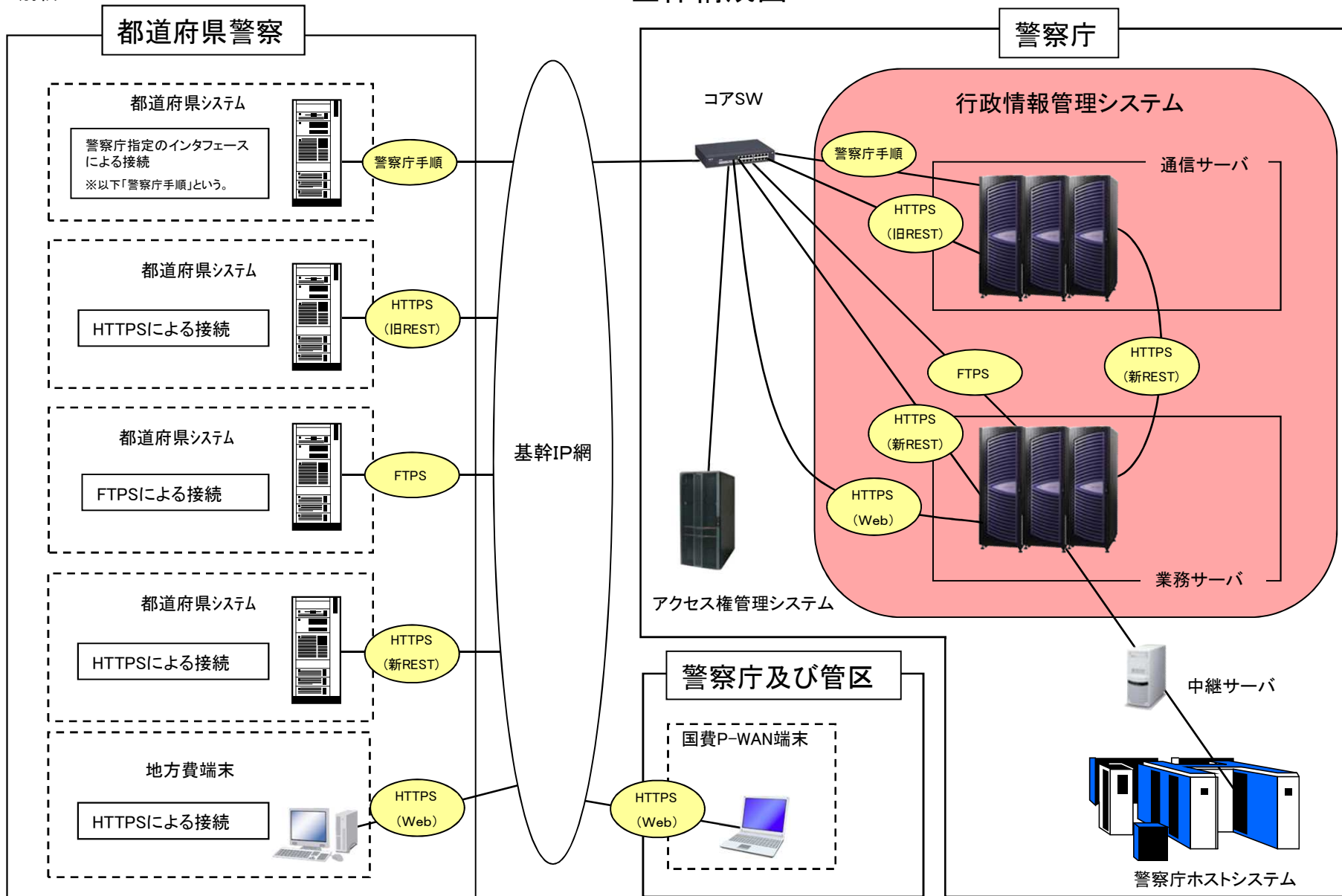
NO	区分	品 目	数量	納入方法	記 事
1	本体	プログラム	1式	電磁的記録媒体	
2	添付品	プログラムインストール用品	1式	電磁的記録媒体	(1)プログラムの名称、バージョン及び製造番号を明記すること。 (2)プログラムのソースファイルを含む内容とする。
3		プログラム設計書	1式	書面及び電磁的記録媒体	次の記述を含む内容とする。 (1)機能設計 (2)環境条件 (3)ユーザインタフェース設計（画面設計、帳票設計、ファイル入出力レイアウト） (4)データベース設計 (5)コード設計 (6)外部インターフェース設計
4		プログラム仕様書	1式	書面及び電磁的記録媒体	プログラム詳細設計を含む内容とする。
5		プログラムリスト	1式	書面及び電磁的記録媒体	(1)バージョンを明記すること。 (2)モジュール一覧表を含む内容とする。 (3)ステップ数とその算出基準を含む内容とする。 (4)ファンクションポイントとその算出基準を含む内容とする。
6		システム構築手順書	1式	書面及び電磁的記録媒体	次の記述を含む内容とする。 (1)インストール手順 (2)バックアップ手順 (3)リストア手順
7		プログラム操作説明書	1式	書面及び電磁的記録媒体	次の記述を含む内容とする。 (1)プロセスフローチャート (2)オペレーションフローチャート (3)メッセージ一覧表 (4)パラメータの変更手順 (5)ジョブリラン手順 (6)ハードウェア定期点検時のジョブ保留、スキップ、ジョブ保留解除等手順 (7)実運用環境から試験環境へのデータ移行作業手順 (8)業務端末における設定手順書（ショートカットアイコン作成方法、証明書インストール方法、セキュリティレベル設定方法等）
8		端末操作説明書	1式	書面及び電磁的記録媒体	

※納入成果物の電磁的記録媒体の種類、規格及び保存するファイル形式については、警察庁と協議すること。

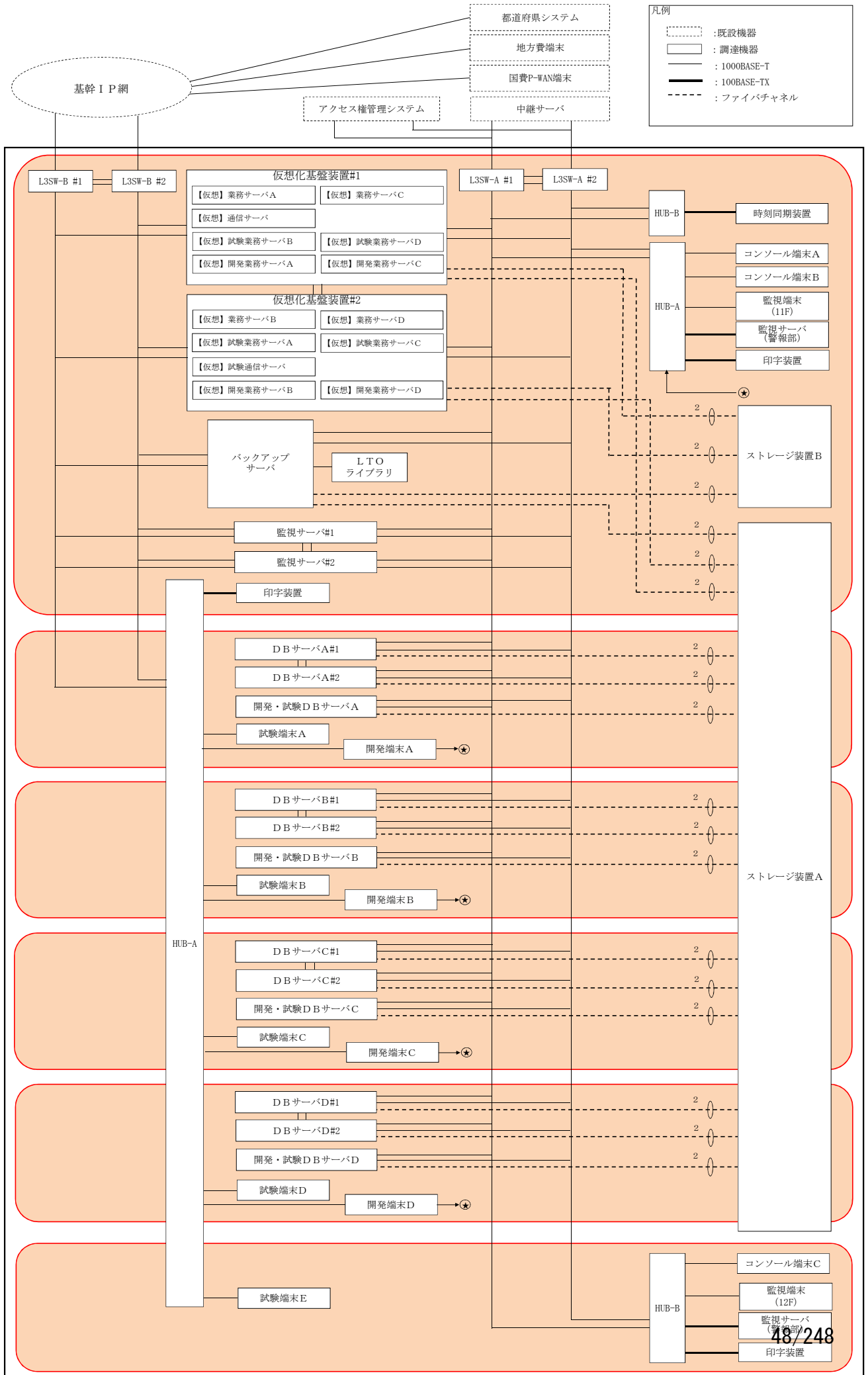
## 提出資料一覧

No	仕様書 関連項番	提出資料等	提出時期	提出方法	
1	13.1.5(5)	議事録	会議終了後、5営業日以内	書面	
2	13.1.1	ガイドライン 関係	設計・開発実施計画書	書面	
3	13.1.1			WBS	書面
4	13.1.2				設計・開発実施要領
5	13.1.5(1)		EVM進捗管理表	定例会議の都度	書面
6	13.1.5(2)		進捗状況表	月初めの定例会議	書面
7	13.1.5(2)		EVM推移グラフ		書面
8	13.1.5(2)		進捗状況分析図		書面
9	13.1.5(3)		ODB登録用シート	設計・開発実施要領に 定める時期	書面
10	13.2.1(1)		承認 図書	プログラム設計書	協議して決定
11	13.2.1(2)	マスタ移行設計書			
12	13.2.1(3)	開発環境			
13	13.2.2	パッケージソフトウェアの利用		使用する場合は 協議して決定	書面
14	14.1.2	第三者の既存著作物の使用許諾の内容	協議して決定	書面	
15	9.1.1	テスト計画書(契約業者単体・結合テスト)	テスト開始、5営業日前まで	書面	
16	9.1.1	テスト計画書(契約業者総合テスト)		書面	
17	9.1.2	テスト結果報告(契約業者単体・結合テスト)	テスト終了後、5営業日以内	書面	
18	9.1.2	テスト結果報告(契約業者総合テスト)		書面	
19	9.1.4	受入テストのテスト計画書	テスト開始、5営業日前まで	書面	
20	9.1.4	受入テスト仕様書		書面	
21	3.6.2 別紙2	(ソフトウエア) 納入成果物	プログラム	電磁的記録媒体	
22				プログラムインストール用品	電磁的記録媒体
23				プログラム設計書	書面及び 電磁的記録媒体
24				プログラム仕様書	書面及び 電磁的記録媒体
25				プログラムリスト	書面及び 電磁的記録媒体
26				システム構築手順書	書面及び 電磁的記録媒体
27				プログラム操作説明書	書面及び 電磁的記録媒体
28				端末操作説明書	書面及び 電磁的記録媒体
29	9.2.1	検査方法及び検査内容	協議して決定	書面	
30	13.3.3又 は13.3.4	各業務用プログラムのバックアップ媒体	受入テスト合格後、 3営業日以内	電磁的記録媒体	
31	13.3.5又 は13.3.6	導入作業日程	導入作業実施の、 5営業日前まで	書面	
32	13.3.6又 は13.3.7	導入作業の実施結果報告書	導入作業実施後、5営業日以内	書面	
33	14.3.7	納入報告書	納入時	書面	
34	14.3.8	完了報告書	平成31年2月28日まで	書面	

# 全体構成図



別紙5 ハードウェア構成図





## 各装置のOS・ミドルウェア

NO	装置名称	OS	ミドルウェア
1	【仮想】業務サーバA	Red Hat Enterprise Linux	Red Hat Jboss Enterprise Application Platform、 Apache HTTP Server
2	【仮想】業務サーバB	Red Hat Enterprise Linux	Red Hat Jboss Enterprise Application Platform、 Apache HTTP Server
3	【仮想】業務サーバC	Red Hat Enterprise Linux	Red Hat Jboss Enterprise Application Platform、 Apache HTTP Server
4	【仮想】業務サーバD	Red Hat Enterprise Linux	Red Hat Jboss Enterprise Application Platform、 Apache HTTP Server
5	【仮想】通信サーバ	Red Hat Enterprise Linux	—
6	【仮想】試験業務サーバA	Red Hat Enterprise Linux	Red Hat Jboss Enterprise Application Platform、 Apache HTTP Server
7	【仮想】試験業務サーバB	Red Hat Enterprise Linux	Red Hat Jboss Enterprise Application Platform、 Apache HTTP Server
8	【仮想】試験業務サーバC	Red Hat Enterprise Linux	Red Hat Jboss Enterprise Application Platform、 Apache HTTP Server
9	【仮想】試験業務サーバD	Red Hat Enterprise Linux	Red Hat Jboss Enterprise Application Platform、 Apache HTTP Server
10	【仮想】試験通信サーバ	Red Hat Enterprise Linux	—
11	DBサーバA#1	Red Hat Enterprise Linux	PostgreSQL
12	DBサーバA#2	Red Hat Enterprise Linux	PostgreSQL
13	DBサーバB#1	Red Hat Enterprise Linux	PostgreSQL
14	DBサーバB#2	Red Hat Enterprise Linux	PostgreSQL
15	DBサーバC#1	Red Hat Enterprise Linux	PostgreSQL
16	DBサーバC#2	Red Hat Enterprise Linux	PostgreSQL
17	DBサーバD#1	Red Hat Enterprise Linux	PostgreSQL
18	DBサーバD#2	Red Hat Enterprise Linux	PostgreSQL
19	開発・試験DBサーバA	Red Hat Enterprise Linux	PostgreSQL
20	開発・試験DBサーバB	Red Hat Enterprise Linux	PostgreSQL
21	開発・試験DBサーバC	Red Hat Enterprise Linux	PostgreSQL
22	開発・試験DBサーバD	Red Hat Enterprise Linux	PostgreSQL
23	監視サーバ	Windows Server	※1
24	バックアップサーバ	Red Hat Enterprise Linux	—
25	試験端末A	Windows	—
26	試験端末B	Windows	—
27	試験端末C	Windows	—
28	試験端末D	Windows	—
29	試験端末E	Windows	—
30	開発端末A	Windows	Visual Studio
31	開発端末B	Windows	Visual Studio
32	開発端末C	Windows	Visual Studio
33	開発端末D	Windows	Visual Studio

※1 警察庁が別途指定する統合運用管理ソフトウェアとする。

※2 OS・ミドルウェアのバージョンについては、契約後、警察庁が別途指示する。

※3 別紙6で示したOS・ミドルウェアのサポート契約については、ハードウェア調達契約業者側で準備する。

## 別添 2

### 行政情報管理システムストーカー情報管理業務用プログラム仕様書（案）

警察庁情報通信局  
警情仕プロ管第●号  
平成●年●月●日制定

#### 1 調達件名

行政情報管理システムに構築するストーカー情報管理業務用プログラムに係る設計、開発、導入等

#### 2 品名及び略称

品名及び略称は、表-1のとおりとする。

表-1 品名及び略称

品名	略称
ストーカー情報管理業務用プログラム	ストーカープログラム
業務用プログラム	業務プログラム
ストーカー・配偶者暴力情報連携用プログラム	連携プログラム
管理用プログラム	管理プログラム

#### 3 作業の概要

##### 3.1 目的

本仕様書は、更改する行政情報管理システムにおいて、ストーカー情報管理業務を実施するために構築するプログラムに適用する。

##### 3.2 背景

行政情報管理システムは、警察行政事務に必要な各種情報を警察庁の電子計算機で一元的に管理し、都道府県警察からの様々な照会に対し迅速に回答することにより、適正かつ効率的な警察活動を支えている。

現行の行政情報管理システムが平成31年2月末に運用期限を迎えることに伴い、平成31年3月に新たな行政情報管理システムに更改するため、平成29年度及び平成30年度に対象となる機器の賃貸借、プログラム開発、構築及び保守作業を含めた調達を行うこととしている。

##### 3.3 用語の定義

###### 3.3.1 各業務共通

###### (1) 警察庁ホストシステム

警察庁に設置される各種業務を行うシステムをいう。

###### (2) アクセス権管理システム

警察庁に設置される利用者のアクセス権を一元管理する電子計算機、プログラム等の総称をいう。

###### (3) アクセス権情報

アクセス権管理システムで管理する業務の機能を利用する権限を設定するための情報をいう。

- (4) ストーカー端末  
警察庁及び都道府県警察に設置されるストーカー情報管理業務を行う端末装置をいう。
- (5) 都道府県システム  
都道府県警察が整備したシステム（ストーカー端末を除く。）をいう。
- (6) 試験端末  
警察庁に設置される行政情報管理システムの機能確認及び試験を行う端末装置をいう。
- (7) 業務端末  
ストーカー端末及び試験端末の総称をいう。
- (8) 仮想化基盤装置  
警察庁に設置される行政情報管理システムの仮想化基盤装置をいう。
- (9) 業務サーバ  
警察庁に設置される行政情報管理システムの業務サーバBをいう。
- (10) DBサーバ  
警察庁に設置される行政情報管理システムのDBサーバBをいう。
- (11) 監視サーバ  
警察庁に設置される行政情報管理システムの監視サーバをいう。
- (12) 監視端末  
警察庁に設置される行政情報管理システムの監視端末をいう。
- (13) 試験サーバ  
警察庁に設置される行政情報管理システムの試験業務サーバBをいう。
- (14) 開発・試験DBサーバ  
警察庁に設置される行政情報管理システムの開発・試験DBサーバBをいう。
- (15) バックアップサーバ  
警察庁に設置される行政情報管理システムのバックアップサーバをいう。
- (16) 実運用環境  
業務サーバ及びDBサーバの総称をいう。
- (17) 試験環境  
試験サーバ及び開発・試験DBサーバの総称をいう。
- (18) 通信サーバ  
警察庁に設置される行政情報管理システムの通信サーバをいう。
- (19) 電子計算機接続  
業務サーバと都道府県システムを接続することをいう。
- (20) 列信データ  
複数レコードのデータを一度に連続して送受信するデータの集合をいう。
- (21) 各業務用プログラム

業務プログラム、連携プログラム及び管理プログラムの各プログラムをいう。

(22) 業務管理DB

管理プログラムで用いるデータベースをいう。

(23) コード・用語ファイル

ストーカープログラムで使用するコード・用語に関するファイルをいう。  
なお、コード・用語ファイルの詳細については、警察庁が別途指示する。

(24) レスポンス

業務サーバにおいて、ストーカー端末からの要求受付完了後から通報又は回答の送信を開始するまでの時間をいう。

なお、レスポンスの詳細については、警察庁が別途指示する。

(25) クラスタ構成

複数台のサーバを接続して、いずれかのサーバが故障しても別のサーバが業務を引き継ぎ、業務を停止させることなく継続できるシステム構成をいう。

(26) アクティブ／スタンバイ型

稼働系サーバと待機系サーバで構成され、稼働系サーバが故障したときは、待機系サーバがその処理を引き継ぐ方式をいう。

(27) 仮想装置

仮想化基盤装置に搭載する仮想化ソフトウェアの技術により論理的に作成されるCPU、メモリ、ハードディスク等の仮想的なハードウェアで稼働する装置をいう。

(28) 冗長化切替機能

仮想化ソフトウェアにより仮想装置が稼働する物理装置が複数台で運用されている環境で、一の物理装置が障害等により停止した際に、当該物理装置上で稼働していた仮想装置を、他の物理装置上で自動的に再稼働する機能をいう。

(29) フェイルオーバー

同じ処理を行う機器を2台以上設置し、1台の機器に障害が発生した場合、障害が発生していない機器に処理を切り替える機能をいう。

(30) 開発サーバ

警察庁に設置される行政情報管理システムの開発業務サーバBをいう。

(31) 開発端末

警察庁に設置される行政情報管理システムの開発端末Bをいう。

(32) 開発用ソフトウェア

開発サーバ、開発・試験DBサーバ及び開発端末に導入する本プログラムの開発に必要な、ソフトウェア及びツールをいう。

3.3.2 ストーカー情報管理業務

(1) ストーカー規制法

ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）をいう。

(2) ストーカー情報

ストーカー情報管理業務で扱う情報の総称をいう。

(3) ストーカーDB

ストーカー情報管理業務におけるデータベースをいう。

(4) ストーカー仮DB

ストーカー情報管理業務における仮保存機能で使用するデータベースをいう。

(5) 業務Zファイル

ストーカー情報からデータを抽出して作成されるファイルをいう。

なお、業務Zファイルの詳細については、警察庁が別途指示する。

(6) 中間ファイル1

ストーカー情報を抽出したファイルをいう。

なお、中間ファイル1の詳細については、警察庁が別途指示する。

(7) 中間ファイル2

配偶者暴力情報を抽出したファイルをいう。

なお、中間ファイル2の詳細については、警察庁が別途指示する。

(8) 中間ファイル3

中間ファイル1及び中間ファイル2を統合し、並び替えを実施したファイルをいう。

なお、中間ファイル3の詳細については、警察庁が別途指示する。

3.3.3 配偶者暴力情報管理業務

(1) 配偶者暴力情報管理業務用プログラム

更改する行政情報管理システムにおいて、配偶者暴力情報管理業務を実施するために構築するプログラムをいう。

(2) 配偶者暴力情報

配偶者暴力情報管理業務で取り扱う情報の総称をいう。

(3) 配偶者暴力DB

配偶者暴力情報管理業務におけるデータベースをいう。

3.4 業務の概要

ストーカー情報管理業務では、都道府県警察からストーカー行為等に関する情報を集約し、都道府県警察からの照会に対する回答、各種統計表作成等を行う。

なお、業務の詳細については、警察庁が別途指示する。

3.5 情報システム化の範囲

本作業では、3.4に示す業務において、情報の一元管理、都道府県警察からの照会に対する回答、各種統計表作成等を行う機能を情報システム化の対象範囲とする。

3.6 作業内容・納入成果物

3.6.1 作業内容

本仕様書に基づき、行政情報管理システムにおいて正常に動作するプログラムを完成させるために必要なプログラムの設計、開発、行政情報管理システムへの導入等を対象とする。

なお、調達スケジュール（案）を別紙1に示す。ただし、スケジュールは概略であり、詳細なスケジュールについては警察庁と協議すること。

3.6.2 納入成果物

納入成果物は、別紙2のとおりとする。

3.6.3 提出資料

提出資料は、別紙3のとおりとする。

3.7 関連仕様書

3.7.1 警情仕プロ管第26号「行政情報管理システム業務プログラムⅠ仕様書」（平成24年1月27日制定）

3.7.2 警情仕プロ管第36号「行政情報管理システム業務プログラムⅠ改修用品仕様書」（平成26年11月25日制定）

3.7.3 警情仕形管第39号「行政情報管理システム仕様書」（平成25年2月1日制定）

3.7.4 警情仕形管第38号「アクセス権管理システム仕様書」（平成25年2月1日制定）

4 情報システムの要件

4.1 機能・性能要件

4.1.1 機能要件

(1) 業務プログラムの機能は、表-2のとおりとする。

表-2 業務プログラムの機能

区分	項目	機能
即時登録	ストーカー情報登録	<p>(1) ストーカー端末から登録に関するストーカー情報（以下「ストーカー登録データ」という。）を入力できること。業務サーバでは、当該端末からの処理要求に基づき、ストーカー登録データを受信すること。</p> <p>なお、ストーカー端末からの処理要求及びストーカー登録データのレコードレイアウトの詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(2) ストーカー端末から入力するストーカー登録データの登録項目である都道府県使用欄は、都道府県警察ごとに独自のストーカー登録データを入力できること。</p> <p>なお、都道府県使用欄の詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(3) 業務サーバでは、受信したストーカー登録データについて、属性、単独、項目間関連及びマスタ間関連の検査を直ちに行うこと。ただし、仮保存ボタンを押下した場合、ストーカー登録データ（以下「仮保存データ」という。）は、検査を行わずに即時登</p>

	<p>録機能に示す仮保存処理を行うこと。</p> <p>なお、ストーカー登録データについて行う検査及び仮保存データの詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(4) 業務サーバでは、(3)の検査結果がエラーの場合、エラー内容を直ちに入力元のストーカー端末に送信すること。入力元のストーカー端末では、エラー内容を業務サーバから受信し、直ちに画面表示すること。</p> <p>なお、エラー内容の詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(5) 業務サーバでは、(3)の検査結果がエラーでない場合、直ちにストーカーDBに対してストーカー登録データの登録、訂正及び削除処理を行い、正常の処理結果を入力元のストーカー端末に送信すること。入力元のストーカー端末では、正常の処理結果を業務サーバから受信し、直ちに画面表示すること。</p> <p>なお、ストーカー登録データの登録、訂正及び削除処理の詳細については、警察庁が別途指示する。</p>
仮保存	<p>(1) 業務サーバでは、受信した仮保存データについて、直ちにストーカー仮DBに対して仮の登録処理を行い、正常の処理結果を入力元のストーカー端末に送信すること。</p> <p>なお、仮保存データの仮の登録処理の詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(2) 業務サーバでは、ストーカー端末からの処理要求に基づき、ストーカー仮DBに登録済みの仮保存データを当該端末に送信すること。当該端末では、業務サーバから受信した仮保存データを直ちに画面に一覧表示すること。また、仮保存データの一覧表示から指定した仮保存データを使用し、ストーカー登録データを再作成して入力できること。</p> <p>なお、ストーカー端末からの処理要求、一覧表示及びストーカー登録データの再作成の詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(3) 業務サーバでは、ストーカー端末からの処理要求に基づき、再作成されたストーカー登録データを受信すること。</p> <p>なお、ストーカー端末からの処理要求及びストーカー登録データの詳細については、警察庁が別途指</p>

		<p>示する。</p> <p>(4) 業務サーバでは、受信したストーカー登録データについて、即時登録機能に示すストーカー情報登録処理の(2)から(5)の処理を行うこと。</p> <p>(5) 業務サーバでは、ストーカー端末からの処理要求に基づき、ストーカー仮DBから登録済みの仮保存データの削除処理を行うこと。</p> <p>なお、ストーカー端末からの処理要求及び仮保存データの削除処理の詳細については、警察庁が別途指示する。</p>
ファイルによる登録	ストーカー情報登録	<p>(1) ストーカー端末からストーカー登録データをCSV形式のファイルで入力できること。業務サーバでは、当該端末からの処理要求に基づき、当該ファイルを受信すること。</p> <p>なお、ストーカー端末からの処理要求及びファイルのレコードレイアウトの詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(2) 業務サーバでは、受信したファイルに記録されたストーカー登録データについて、属性、単独、項目間関連及びマスタ間関連の検査を直ちに行うこと。</p> <p>なお、ストーカー登録データについて行う検査の詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(3) 業務サーバでは、(2)の検査結果がエラーの場合、直ちにエラー内容を入力元のストーカー端末に送信すること。当該端末では、エラー内容を業務サーバから受信し、直ちに画面表示するとともに、印刷できること。</p> <p>なお、エラー内容の詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(4) 業務サーバでは、(2)の検査結果がエラーでない場合、直ちにストーカーDBに対してストーカー登録データの登録、訂正及び削除処理を行い、正常の処理結果を入力元のストーカー端末に送信すること。当該端末では、正常の処理結果を業務サーバから受信し、直ちに画面表示するとともに、印刷できること。</p> <p>なお、ストーカー登録データの登録、訂正及び削除処理の詳細については、警察庁が別途指示する。</p>
即時照会	発出番号照会	<p>(1) ストーカー端末から照会に関するストーカー情報（以下「ストーカー照会データ」という。）を入力</p>



		<p>できること。業務サーバでは、当該端末からの処理要求に基づき、入力されたストーカー照会データを受信すること。</p> <p>なお、ストーカー端末からの処理要求及びストーカー照会データの詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(2) 業務サーバでは、受信したストーカー照会データについて、属性及び単独の検査を直ちに行うこと。</p> <p>なお、ストーカー照会データについて行う検査の詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(3) 業務サーバでは、(2)の検査結果がエラーの場合、エラー内容を直ちに入力元のストーカー端末に送信すること。当該端末では、エラー内容を業務サーバから受信し、直ちに画面表示すること。</p> <p>なお、エラー内容の詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(4) 業務サーバでは、(2)の検査結果がエラーでない場合、直ちにストーカーDBを検索し、検索結果（該当なしを含む。）を入力元のストーカー端末に送信すること。当該端末では、検索結果を業務サーバから受信し、直ちに画面表示するとともに、印刷できること。</p> <p>なお、ストーカーDBに対する検索及び検索結果の詳細については、警察庁が別途指示する。</p>
通報作成	保存期限満了通知	<p>(1) DBサーバでは、監視サーバからのバッチ処理要求に基づき、ストーカーDBを検索し、一定の期間を経過したストーカー情報が存在する場合、当該情報を削除し、該当情報に関係する都道府県システムに対する保存期間満了通知を作成すること。</p> <p>なお、監視サーバからのバッチ処理要求、一定の期間及び保存期間満了通知の詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(2) DBサーバでは、(1)で削除されたストーカー情報について、該当情報に関係する都道府県警察のストーカー端末に対し一定の期間、起動時表示画面に結果を画面表示すること。</p> <p>なお、一定の期間、起動時表示画面及び画面表示の詳細については、警察庁が別途指示する。</p>
	有効期限満了通知	<p>(1) DBサーバでは、監視サーバからのバッチ処理要求に基づき、ストーカーDBを検索し、一定の期間を経</p>

		<p>過したストーカー情報が存在する場合、該当情報に関係する都道府県システムに対する有効期限満了通知を作成すること。</p> <p>なお、監視サーバからのバッチ処理要求、一定の期間及び有効期限満了通知の詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(2) DBサーバでは、(1)について、該当情報に関係する都道府県警察のストーカー端末に対し一定の期間、起動時表示画面に結果を画面表示すること。</p> <p>なお、一定の期間、起動時表示画面及び画面表示の詳細については、警察庁が別途指示する。</p>
業務設定		<p>(1) ストーカー端末では、都道府県使用欄に使用する登録項目名等の情報（以下「ストーカー登録項目名等データ」という。）を入力できること。業務サーバでは、当該端末からの処理要求に基づき、ストーカー登録項目名等データを受信し、直ちにストーカーDBに対して登録処理を行うこと。</p> <p>なお、ストーカー端末からの処理要求、ストーカー登録項目名等データ及びストーカー登録項目名等データの登録処理の詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(2) 業務サーバでは、ストーカー端末からの処理要求に基づき、ストーカー登録項目名等データを当該端末に送信すること。当該端末では、ストーカー登録項目名等データを業務サーバから受信し、直ちに画面表示すること。</p> <p>なお、ストーカー端末からの処理要求の詳細については、警察庁が別途指示する。</p>
連携データ作成		<p>(1) DBサーバでは、監視サーバからのバッチ処理要求に基づき、ストーカーDBを検索し、抽出条件を満たすストーカー情報を抽出すること。</p> <p>なお、監視サーバからのバッチ処理要求及び抽出条件の詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(2) DBサーバでは、(1)で抽出したストーカー情報をCSV形式で作成し、業務Zファイルに保存すること。</p> <p>(3) DBサーバでは、(2)で保存した業務Zファイルを警察庁が別途指示するサーバに転送すること。</p>
統計表作成	業務統計作成	<p>(1) DBサーバでは、監視サーバからのバッチ処理要求に基づき、ストーカーDBを検索し、業務統計ファイルを作成すること。</p>

		<p>なお、監視サーバからのバッチ処理要求、ストーカーDBに対する検索及び業務統計ファイルの詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(2) 業務サーバでは、ストーカー端末からの処理要求に基づき、直ちに業務統計ファイルから統計表をPDF形式で作成し、当該端末に送信すること。当該端末では、統計表を業務サーバから受信し、直ちに画面表示するとともにPDF形式で保存できること。</p> <p>なお、ストーカー端末からの処理要求及び作成する統計表の詳細については、警察庁が別途指示する。</p>
	業務管理統計作成	<p>(1) DBサーバでは、監視サーバからのバッチ処理要求に基づき、ストーカーDBの即時登録件数、ファイルによる登録件数、即時照会件数、データ抽出件数、登録現況数等について、業務管理統計ファイルを作成すること。</p> <p>なお、監視サーバからのバッチ処理要求及び業務管理統計ファイルの詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(2) 業務サーバでは、警察庁のストーカー端末からの処理要求に基づき、直ちに業務管理統計ファイルから統計表をPDF形式又はCSV形式で作成し、当該端末に送信すること。当該端末では、統計表を業務サーバから受信し、直ちに画面表示するとともにPDF形式又はCSV形式で保存できること。</p> <p>なお、警察庁のストーカー端末からの処理要求及び作成する統計表の詳細については、警察庁が別途指示する。</p>
データ抽出		<p>(1) ストーカー端末からストーカー情報の抽出条件（以下「ストーカー抽出条件データ」という。）を入力できること。業務サーバでは、当該端末からの処理要求に基づき、ストーカー抽出条件データを受信すること。</p> <p>なお、ストーカー端末からの処理要求及びストーカー抽出条件データの詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(2) 業務サーバでは、ストーカー抽出条件データを受信後、直ちにストーカーDBを検索し、抽出条件を満たすストーカー情報を要求元のストーカー端末に送信すること。当該端末では、抽出したストーカー情報を業務サーバから受信し、CSV形式で保存できる</p>

		<p>こと。</p> <p>なお、ストーカーDBの検索の詳細については、警察庁が別途指示する。</p>
コードメンテナンス	コード複製	<p>DBサーバでは、監視サーバからのバッチ処理要求に基づき、管理プログラムで管理している業務共通のコード・用語をストーカーDBに複製すること。</p> <p>なお、監視サーバからのバッチ処理要求及びストーカーDBに対する複製の詳細については、警察庁が別途指示する。</p>
	コード登録	<p>(1) 警察庁のストーカー端末からストーカーDBに対して業務固有のコード・用語を登録又は修正するためのデータ（以下「ストーカーコードメンテナンス用データ」という。）を入力できること。業務サーバでは、当該端末からの処理要求に基づき、ストーカーコードメンテナンス用データを受信すること。</p> <p>なお、警察庁のストーカー端末からの処理要求及びストーカーコードメンテナンス用データの詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(2) 業務サーバでは、ストーカーコードメンテナンス用データを受信後、ストーカーDBに対して業務固有のコード・用語の登録又は修正処理を行うこと。</p> <p>なお、業務固有のコード・用語の詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(3) 業務サーバでは、警察庁のストーカー端末からの処理要求に基づき、業務固有のコード・用語を当該端末に送信すること。当該端末では、業務固有のコード・用語を業務サーバから受信して直ちに画面に一覧表示するとともに、一覧表示の中から範囲を指定し、コード・用語をCSV形式で保存できること。</p> <p>なお、警察庁のストーカー端末からの処理要求及び一覧表示の詳細については、警察庁が別途指示する。</p>
端末操作説明書取得		<p>業務サーバでは、ストーカー端末からの処理要求に基づき、端末操作説明書ファイルを当該端末に送信すること。当該端末では、端末操作説明書ファイルを業務サーバから受信し、保存できること。</p> <p>なお、ストーカー端末からの処理要求及び端末操作説明書ファイルの形式の詳細については、警察庁が別途指示する。</p>
アクセス制御		<p>業務サーバでは、ユーザのアクセス権情報に応じて</p>

	機能、画面表示及びファイル入出力を制御すること。 なお、アクセス権情報の詳細については、警察庁が別途指示する。
--	--

(2) 連携プログラムの機能は、表-3のとおりとする。

表-3 連携プログラムの機能

区 分	項 目	機 能
出力ファイル作成処理	ストーカー情報の抽出	<p>(1) ストーカーDBを検索し、指定項目、日付等を抽出条件にストーカー情報を抽出すること。 なお、抽出条件の詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(2) (1)で抽出したストーカー情報について、データ1件ごとに検査を行うこと。検査結果がエラーとなったデータについて、当該データとエラーの内容を出力したエラーログファイルをDBサーバに作成すること。 なお、データの検査方法の詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(3) (1)の抽出条件及び(2)のデータの検査方法については外部パラメータ化すること。 なお、外部パラメータ化の詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(4) (2)の検査結果がエラーとならなかったデータについて、変換規則による氏名変換等のデータ変換を実施した結果を出力した中間ファイル1をDBサーバに作成すること。 なお、氏名変換等のデータ変換の詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(5) (1)～(4)の処理は、開始、終了及びエラーの処理の状況をDBサーバの監視ログファイルに出力すること。 なお、監視ログファイルの詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(6) (5)で作成したプログラムを実行するため、監視サーバの運用管理ソフトウェアのジョブスケジュール機能により、動作が可能なシェルスクリプトをDBサーバに作成すること。</p>
	配偶者暴力情報の抽出	<p>(1) 配偶者暴力DBを検索し、指定項目、日付等を抽出条件に配偶者暴力情報を抽出すること。 なお、抽出条件の詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(2) (1)で抽出した配偶者暴力情報について、データ1</p>

		<p>件ごとに検査を行うこと。検査結果がエラーとなったデータについて、当該データとエラーの内容を出力したエラーログファイルをDBサーバに作成すること。</p> <p>なお、データの検査方法の詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(3) (1)の抽出条件及び(2)のデータの検査方法については外部パラメータ化すること。</p> <p>なお、外部パラメータ化の詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(4) (2)の検査結果がエラーとならなかったデータについて、変換規則による氏名変換等のデータ変換を実施した結果を出力した中間ファイル2をDBサーバに作成すること。</p> <p>なお、氏名変換等のデータ変換の詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(5) (1)～(4)の処理は、開始、終了及びエラーの処理の状況をDBサーバの監視ログファイルに出力すること。</p> <p>なお、監視ログファイルの詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(6) (5)で作成したプログラムを実行するため、監視サーバの運用管理ソフトウェアのジョブスケジュール機能により、動作が可能なシェルスクリプトをDBサーバに作成すること。</p>
<p>人定ファイル及び事案ファイルの作成</p>		<p>(1) 中間ファイル1のデータ及び中間ファイル2のデータを統合し、データの並び替えを行うこと。</p> <p>なお、データの並び替えの詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(2) (1)の結果について、各データに一連番号、管理番号等を付与した結果を出力した中間ファイル3をDBサーバに作成すること。</p> <p>なお、一連番号、管理番号等の付与の詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(3) 中間ファイル3から一連番号、管理番号等を抽出条件に抽出したデータについて、文字コード変換を実施した結果を出力した人定ファイルをDBサーバに作成すること。</p> <p>なお、抽出条件及び文字コード変換の詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(4) 中間ファイル3から指定項目を抽出条件に抽出したデータについて、文字コード変換を実施した結果を出</p>

		<p>力した事案ファイルをDBサーバに作成すること。</p> <p>なお、抽出条件及び文字コード変換の詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(5) (1)～(4)の処理は、開始、終了及びエラーの処理の状況をDBサーバの監視ログファイルに出力すること。</p> <p>なお、監視ログファイルの詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(6) (5)で作成したプログラムを実行するため、監視サーバの運用管理ソフトウェアのジョブスケジュール機能により、動作が可能なシェルスクリプトをDBサーバに作成すること。</p>
出力ファイルの保存		<p>(1) 中間ファイル1、中間ファイル2、エラーログファイル、中間ファイル3、人定ファイル及び事案ファイルをDBサーバに警察庁が別途指示する期間保存すること。保存期間が過ぎたファイルについては、削除すること。</p> <p>なお、保存期間については、外部パラメータ化すること。</p> <p>(2) (1)の処理は、開始、終了及びエラーの処理の状況をDBサーバの監視ログファイルに出力すること。</p> <p>なお、監視ログファイルの詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(3) (2)で作成したプログラムを実行するため、監視サーバの運用管理ソフトウェアのジョブスケジュール機能により、動作が可能なシェルスクリプトをDBサーバに作成すること。</p>
ファイル転送処理	ファイル転送	<p>(1) 人定ファイルを中継サーバにFTPを用いて転送すること。</p> <p>(2) 事案ファイルを中継サーバにFTPを用いて転送すること。</p> <p>(3) (1)及び(2)の処理は、開始、終了及びエラーの処理の状況を業務サーバの監視ログファイルに出力すること。</p> <p>なお、監視ログファイルの詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(4) (3)で作成したプログラムを実行するため、監視サーバの運用管理ソフトウェアのジョブスケジュール機能により、動作が可能なシェルスクリプトを業務サーバに作成すること。</p>

(3) 管理プログラムの機能は、表－４のとおりとする。

表－４ 管理プログラムの機能

区 分	項 目	機 能
管理	ログイン画面表示	<p>ストーカー端末では、デスクトップに配置するショートカットからWebブラウザを起動し、業務サーバに接続してログイン画面を表示すること。</p> <p>なお、Webブラウザの詳細については、警察庁が別途指示する。</p>
	ユーザ認証	<p>(1) ストーカー端末では、ログイン画面からユーザID及び半角英数字を組み合わせた8桁以上のパスワードを入力することによりユーザ認証を行うこと。</p> <p>なお、ユーザID、パスワード及びユーザ認証の詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(2) 業務サーバでは、ユーザ認証時に、アクセス権管理システムからユーザ情報及びアクセス権情報を取得すること。</p> <p>なお、ユーザ情報及びアクセス権情報の詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(3) ストーカー端末では、ユーザ認証に成功した場合、業務選択画面を表示すること。また、ユーザ認証時に取得したユーザ情報のうち、所属名及び職員名を業務選択画面に表示すること。</p> <p>なお、業務選択画面の詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(4) ストーカー端末では、ユーザのログイン及びログアウト時に、Webブラウザのキャッシュをクリアすること。</p>
	パスワード変更	<p>ストーカー端末では、ログインしたユーザが自らのパスワードを変更できること。</p>
	業務選択	<p>ストーカー端末では、業務選択画面において取得したアクセス権情報に基づき、ユーザが利用可能な業務名のみを選択可能なメニュー制御を行うこと。</p> <p>なお、メニュー制御の詳細については、警察庁が別途指示する。</p>
	アクセス制御	<p>業務サーバでは、ユーザのアクセス権情報に応じて機能、画面表示及びファイル入出力を制御すること。</p> <p>なお、アクセス権情報の詳細については、警察庁が別途指示する。</p>
	安全対策	<p>(1) 業務サーバでは、一定時間以上、ストーカー端末から送信が無い場合、ストーカー端末との接続を自</p>



	<p>動的に切断すること。また、当該一定時間の設定は1分から60分までとし、業務サーバの設定ファイルにより設定できること。</p> <p>(2) ストーカー端末では、ユーザがログイン中の各画面において、複写、切取り及び貼付けの機能、ハードコピー機能並びにマウスの右クリックを使用できないよう制御すること。</p> <p>(3) ストーカー端末では、(2)を実現するためストーカー端末にプログラムを導入しない方法で実施すること。</p>
<p>ログの生成・保存</p>	<p>(1) 業務サーバでは、全てのトランザクション(障害含む)及びアクセスについて、開始・終了年月日時分秒、ユーザ情報、処理内容等の事項を記録したログを生成すること。</p> <p>なお、生成するログの詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(2) 業務サーバでは、生成したログを業務管理DBに保存すること。</p> <p>なお、業務管理DBの詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(3) DBサーバでは、保存したログを一定の期間経過後、自動的に削除すること。</p> <p>なお、一定の期間の詳細については、警察庁が別途指示する。</p>
<p>ログの検索・出力</p>	<p>(1) ストーカー端末からログの検索に関する情報を入力できること。業務サーバでは、ストーカー端末からの処理要求に基づき、ログの検索に関する情報を受信し、ユーザの権限に応じて、ログを検索すること。</p> <p>なお、ログの検索に関する情報、ストーカー端末からの処理要求及びユーザの権限に応じたログの検索の詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(2) 業務サーバでは、(1)の検索結果を要求元の業務端末に送信すること。当該端末では、受信した検索結果を直ちに画面に一覧表示するとともに印刷ができること。</p> <p>なお、一覧表示の詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(3) ストーカー端末では、検索結果をCSV形式で保存できること。</p>

	<p>なお、CSV形式のレコードレイアウトの詳細については、警察庁が別途指示する。</p>
制御統計作成・出力	<p>(1) DBサーバでは、監視サーバからのバッチ処理要求に基づき、制御統計ファイルを作成すること。</p> <p>なお、監視サーバからのバッチ処理要求及び制御統計ファイルの詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(2) 業務サーバでは、警察庁のストーカー端末からの処理要求に基づき、制御統計ファイルを当該端末に送信すること。</p> <p>なお、警察庁のストーカー端末からの処理要求の詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(3) 警察庁のストーカー端末では、受信した制御統計ファイルをExcel形式で保存できること。</p> <p>(4) DBサーバでは、作成した制御統計ファイルを一定の期間経過後、自動的に削除すること。</p> <p>なお、一定の期間の詳細については、警察庁が別途指示する。</p>
コードメンテナンス	<p>(1) DBサーバでは、監視サーバからのバッチ処理要求に基づき、コード・用語ファイルを警察庁ホストシステムから受信し、業務管理DBに登録すること。</p> <p>なお、監視サーバからのバッチ処理要求の詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(2) 警察庁のストーカー端末から業務管理DBに対して業務固有のコード・用語を登録又は修正するためのデータ（以下「共通コードメンテナンス用データ」という。）を入力できること。業務サーバでは、当該端末からの処理要求に基づき、共通コードメンテナンス用データを受信すること。</p> <p>なお、警察庁のストーカー端末からの処理要求及び共通コードメンテナンス用データの詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(3) 業務サーバでは、共通コードメンテナンス用データを受信後、業務管理DBに対して業務固有のコード・用語の登録又は修正処理を行うこと。</p> <p>なお、業務固有のコード・用語の詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(4) 業務サーバでは、警察庁のストーカー端末からの処理要求に基づき、業務共通のコード・用語を当該端末に送信すること。当該端末では、業務共通のコ</p>

	<p>ード・用語を業務サーバから受信して直ちに画面に一覧表示するとともに、一覧表示の中から範囲を指定し、コード・用語をCSV形式で保存できること。</p> <p>なお、警察庁のストーカー端末からの処理要求及び一覧表示の詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(5) DBサーバでは、受信したコード・用語ファイルを一定の期間経過後、自動的に削除すること。</p> <p>なお、一定の期間については、警察庁が別途指示する。</p>
運用連絡通報の設定・出力	<p>(1) 警察庁のストーカー端末から業務運用に関する連絡の内容、期間及び宛先（以下「運用連絡通報」という。）を入力できること。業務サーバでは、警察庁の業務端末からの処理要求に基づき、運用連絡通報を受信し、業務管理DBに登録すること。</p> <p>なお、警察庁のストーカー端末からの処理要求及び運用連絡通報の詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(2) 業務サーバでは、ストーカー端末からの処理要求に基づき、該当する運用連絡通報を当該ストーカー端末に送信すること。ストーカー端末では、運用連絡通報を業務サーバから受信し、業務運用に関する連絡の内容を直ちに画面表示すること。</p> <p>なお、ストーカー端末からの処理要求の詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(3) DBサーバでは、作成した運用連絡通報を一定の期間経過後、自動的に削除すること。</p> <p>なお、一定の期間の詳細については、警察庁が別途指示する。</p>
監視サーバ連携	<p>業務サーバ及びDBサーバでは、監視サーバと情報の送受信をすること。</p> <p>なお、監視サーバとの情報の送受信の詳細については、警察庁が別途指示する。</p>
ジョブ管理	<p>監視サーバからのバッチ処理要求に基づき、各業務用プログラムの起動・停止ができること。</p>
試験表示	<p>ストーカー端末では、試験環境へ接続している間、画面に試験中であることを明示すること。</p>

#### 4.1.2 性能要件

ストーカー情報管理業務の性能は、表－5のとおりとする。

なお、評価方法については、警察庁が別途指示する。

表－5 ストーカー情報管理業務の性能

業務処理	処理機能	レスポンス
即時登録	ストーカー端末からの処理要求により、業務サーバを経由してDBサーバに登録、訂正及び削除処理を行い、処理結果を当該端末で受信する。	平均3秒以内とする。
即時照会	ストーカー端末からの処理要求により、業務サーバを経由してDBサーバを検索し、検索結果を当該端末で受信する。	「発出番号照会」は平均3秒以内とする。「絞り込み照会」は平均6秒以内とする。

#### 4.1.3 マンマシン・インタフェース

- (1) ツールバー及びメニューの表示を画面ごとに制御し、URLを非表示とすること。
- (2) 各業務用プログラム終了時は、クリップボードをクリアすること。
- (3) 各業務用プログラム終了時は、子画面を自動消去すること。
- (4) ログイン中のユーザ情報の所属名及びユーザ名を画面に表示すること。
- (5) 項目間の移動は、マウスの操作に加え、TABキー及びTABキーとShiftキーの組合せによりキーボードで行えること。
- (6) リストボックス等の項目選択の操作は、マウス及びキーボードで行えること。また、キーボードのみの操作ができること。
- (7) 入力項目に指定桁数のデータを入力した場合は、次入力項目にカーソルを自動的に移動すること。

なお、指定桁数については、警察庁が別途指示する。

- (8) データの誤入力为了避免のため、コンボボックス、ラジオボタン、チェックボックス等による選択入力を用いること。
- (9) コード入力は、直接入力と選択入力を任意に行えること。
- (10) 入力項目ごとに入力文字種に応じた入力モードに自動切替を行うこと。
- (11) 登録、修正、削除若しくは照会の処理又は通報・回答の受信ができない場合、それらを認識できるメッセージを表示すること。
- (12) 入力したデータを画面遷移時に記憶し、前画面に戻った場合にも表示すること。
- (13) 次の場合、画面上の文字等を区別して表示すること。
  - ア 使用できるボタン等及び使用できないボタン等
  - イ 一覧表で選択した項目及び未選択の項目
  - ウ 入力誤り又は入力内容を変更した項目

#### 4.1.4 保守性

登録機能及び照会機能について、機能ごとに閉塞の設定・解除ができること。

#### 4.2 画面要件

画面遷移、画面イメージ及び入出力仕様については、警察庁が別途指示する。  
 なお、既存のストーカープログラムの画面数は、表－６のとおりである。

表－６ 画面数

品 名	画 面 数
業務プログラム	84
管理プログラム	19

#### 4. 3 帳票要件

4. 3. 1 ストーカー情報管理業務の帳票は、表－７のとおりとする。

表－７ ストーカー情報管理業務の帳票

種 類	出力時期	表数
業 務 統 計	期間報	1
業務管理統計	月報・年報	1
	期間報	3

出力時期、統計計上条件及び帳票レイアウトの詳細については、警察庁が別途指示する。

4. 3. 2 管理プログラムの帳票は、表－８のとおりとする。

表－８ 管理プログラムの帳票

種 類	出力時期	表数
制 御 統 計	日報	10

出力時期、統計計上条件及び帳票レイアウトの詳細については、警察庁が別途指示する。

#### 4. 4 情報・データ要件

4. 4. 1 情報・データ一覧

情報・データ一覧は、表－９のとおりとする。

表－９ 情報・データ一覧

情報・データ名	情報・データ概要
ストーカー情報	ストーカー規制法に基づくストーカー行為者の行政措置に関する情報

4. 4. 2 情報・データ要件

情報・データ要件の詳細については、警察庁が別途指示する。

#### 4. 5 外部インターフェース要件

4. 5. 1 既存のインターフェース

(1) 警察庁ホストシステムとのインターフェース要件

警察庁ホストシステムとのインターフェース要件については、FTPプロトコルを用いた既存のインターフェースを使用する。FTPプロトコルを用いた既存のインターフェースの詳細については、警察庁が別途指示する。

(2) アクセス権管理システムとのインターフェース要件

アクセス権管理システムとのインターフェース要件については、LDAPv3プロ

トコルを用いた既存のインタフェースを使用する。LDAPv3プロトコルを用いた既存のインタフェースの詳細については、警察庁が別途指示する。

## 5 規模要件

### 5.1 データ量（予測最大値）を表-10に示す。

表-10 データ量（予測最大値）

業務名	情報・データ名	構成 テーブル数	データ件数 (合計)	最大データ長 (バイト)
ストーカー情報管理業務	ストーカー情報	2	100,000	8,712

### 5.2 アクセス数（実績値）を表-11に示す。

なお、アクセス数の機能ごとの内訳については、警察庁が別途指示する。

表-11 アクセス数（実績値）

業務の区分	アクセス数（件/日）	
	平均	ピーク時
ストーカー情報管理業務	412	1,360(3.3倍)

※実績値については平成27年3月1日から平成28年2月29日の間、現行システムにおける処理件数を基に算出した。

## 6 信頼性等要件

### 6.1 信頼性要件

#### 6.1.1 可用性

- (1) 業務サーバへ導入するストーカープログラムは、仮想化基盤装置の冗長化切替機能が動作して業務サーバのフェイルオーバーが発生した場合、ストーカープログラムの動作を再稼働した仮想装置にフェイルオーバーすることで、業務の継続運用が可能であること。
- (2) DBサーバへ導入するストーカープログラムは、アクティブ/スタンバイ型のクラスタ構成であるDBサーバのフェイルオーバーが発生した場合、ストーカープログラムの動作をスタンバイ側の機器にフェイルオーバーすることで、業務の継続運用が可能であること。
- (3) ソースコードを変更することなくパラメータによるプログラムの設定変更が可能なコーディングその他の業務の継続運用に影響を与えない手法により、可用性を確保したプログラム設計を行うこと。
- (4) 「稼働率」については、本システムの稼働により業務が正常に動作している状態の割合をいい、二重化した機器が片系障害を起こした場合など、業務の全ての機能が利用できる場合には稼働しているものとし、定期保守に伴う計画停止など受注者の責によらない停止は考慮しないものとする。

表-12 業務に対する稼働率

業務名	目標とする稼働率
ストーカー情報管理業務	99.9%

(5) 業務サーバのフェイルオーバーが発生した場合、切替え操作開始後、ストーリープログラムの起動が30分以内に完了すること。

#### 6.1.2 完全性

取り扱うデータに応じた記憶領域の確保その他のデータ処理時におけるデータ欠損発生を防止する手法により、完全性を確保するプログラム設計を行うこと。

#### 6.1.3 機密性

既知の脆弱性を用いないコーディング、処理ごとのモジュール化その他のデータ漏えいにつながる脆弱性の発生を防止する手法により、高い機密性を確保するプログラム設計を行うこと。

#### 6.2 拡張性要件

業務の追加及び変更に対応できる設計・開発に当たること。

#### 6.3 システム中立性要件

特定の事業者にはしか取り扱うことができない製品や技術に依存しないこと。また、他事業者がシステムの改修を引き継ぐことが可能であること。

#### 6.4 事業継続性要件

6.1.1項参照。

### 7 情報セキュリティ要件

権限要件は以下のとおりとする。

7.1 取り扱う情報は、アクセス権管理システムで許可されたそれぞれの権限に応じて取り扱えること。

7.2 ログの管理等の情報セキュリティの機能により、情報の漏えい、改ざん、消去の防止及び情報システムのセキュリティ確保ができること。

7.3 印刷を実行した際に、用紙のヘッダ部、フッタ部及び全面（透かし文字）に印刷日時、ページ数及びユーザ情報を付与すること。

なお、付与する情報の詳細については、警察庁が別途指示する。

### 8 情報システム稼働環境

#### 8.1 全体構成

別紙4のとおりとする。

#### 8.2 ハードウェア構成

8.2.1 別途調達するハードウェア構成は、別紙5のとおりとする。

8.2.2 契約業者は、行政情報管理システムのハードウェア構成機器の性能の詳細について、コスト低減に配慮した上で速やかに文書にて提案を行うこと。

#### 8.3 ソフトウェア構成

8.3.1 別途調達する各装置のOS・ミドルウェアは、別紙6のとおりである。

8.3.2 別紙6にて準備するOS・ミドルウェア以外に必要なソフトウェアは、警察庁の承認を得た上で、契約業者が準備すること。

なお、当該ソフトウェアの利用にあつては、6.3項のシステム中立性要件

を満たすこと。

#### 8. 4 ネットワーク環境

8. 4. 1 通信プロトコルはTCP/IPとする。

8. 4. 2 回線上のデータは、SSL/TLSにより暗号化すること。

なお、暗号化の方式は警察庁が別途指示する。

8. 4. 3 業務サーバ、ストーカー端末間インタフェースはHTTPSとし、WebブラウザによるGUIとすること。

#### 8. 5 アクセシビリティ要件

4. 1. 3項参照。

### 9 テスト要件定義

#### 9. 1 テスト要件

9. 1. 1 「政府情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン」（平成26年12月3日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）（以下「ガイドライン」という。）に基づき、契約業者が社内環境において実施する単体・結合テスト（以下「契約業者単体・結合テスト」という。）及び警察庁環境において実施する総合テスト（以下「契約業者総合テスト」という。）のテスト計画書を作成し、警察庁の承認を得ること。

なお、警察庁が実施する結合テスト（以下「警察庁結合テスト」という。）は、平成30年11月上旬から12月上旬までの間を、総合テスト（以下「警察庁総合テスト」という。）は、平成30年12月下旬から平成31年2月上旬までの間を予定している。

9. 1. 2 テスト計画書に基づき、テストを行い、各テストの実施結果を報告すること。

なお、契約業者単体・結合テスト及び契約業者総合テストに必要なデータは、契約業者が準備すること。

9. 1. 3 警察庁総合テストにおいて、次のとおり対応すること。

なお、本テストに必要なデータは、警察庁が準備する。

(1) 警察庁総合テストに立ち会うこと。

(2) 相談プログラムの不具合が発生した場合は、原因調査、当該プログラムの修正及び修正済みのプログラムをインストールすること。

(3) 警察庁が開催する警察庁総合テスト結果検討会に参加し、正常動作を確保すること。

9. 1. 4 警察庁と協議を行い、受入テストのテスト計画書及び受入テスト仕様書を作成し、警察庁が実施する受入テストを支援すること。

9. 1. 5 テスト実施方法については、表-13のとおりとする。

表-13 テスト実施方法

テスト名	実施区分		テスト環境	テスト方法	テストデータの準備
	警察庁	契約業者			
契約業者単体・結合テ	—	実施	社内環境	・機能テスト ・異常系テスト	契約業者



スト						
契約業者総 合テスト	協力	実施	警察庁 (実運用 環境)	<ul style="list-style-type: none"> <li>機能テスト</li> <li>異常系テスト</li> <li>機能間連携テスト</li> </ul>	契約業者	
受 入 テ ス ト	警察庁 結合テ スト	実施	警察庁 (実運用 環境)	<ul style="list-style-type: none"> <li>機能テスト</li> <li>異常系テスト</li> <li>機能間連携テスト</li> </ul>	警察庁	
	警察庁 総合テ スト	実施	警察庁 (実運用 環境)	<ul style="list-style-type: none"> <li>性能テスト</li> <li>運用テスト(業務閉塞)</li> <li>異常系テスト</li> <li>負荷テスト</li> </ul>	警察庁	

※負荷テストについては、アクセス数のピーク値及びデータ量の予測値を考慮して実施することとし、想定以上の利用負荷をかける過負荷テストは機器への影響等を考慮して原則行わない。

## 9. 2 検査

9.2.1 検査は、構成、機能及び性能について行う。

なお、検査方法及び検査内容については、警察庁と協議すること。

9.2.2 検査は、警察庁において、警察庁検査官が立会いの上、警察庁の設備を使用して行う。

なお、検査に必要なデータは警察庁が準備する。また、検査方法及び検査内容により、警察庁の設備以外に機器が必要となった場合には契約業者が準備すること。

9.2.3 検査中に、本仕様書の規定に関して解釈上の疑義が生じた場合は、警察庁検査官の指示に従うこと。

## 10 移行要件定義

### 10. 1 移行に係る要件

#### 10.1.1 移行計画書の作成

警察庁と協議を行い、ガイドラインに基づき、新システムへの移行スケジュール、移行方法及び移行後の検証方法を記載した移行計画書を作成し、警察庁の承認を得ること。

なお、現行システムから実運用環境への移行作業及び移行後の検証作業は、警察庁が実施する。

#### 10.1.2 移行スケジュール

移行は、警察庁結合テスト前、警察庁総合テスト前及び運用開始前の3回とする。

なお、移行スケジュールの詳細については、警察庁と協議すること。

#### 10.1.3 移行方法及び検証方法

警察庁が現行システムから抽出したデータについて、実運用環境に移行するツール、移行作業及び検証作業に必要な手順書を作成すること。また、警察庁

が実施する移行作業及び検証作業に関して、当該ツールの使用方法の教示など技術的支援を行うこと。

なお、抽出したデータのレイアウトは、警察庁が別途指示する。

#### 10. 2 教育に係る要件

開発用ソフトウェアの操作について、次のとおり教育訓練を行い、その結果を報告すること。

10.2.1 実施方法は集合教育訓練とし、警察庁が指示する東京都23区内の場所において、警察庁に設置された開発端末で実施すること。

10.2.2 教育訓練は、開発用ソフトウェアの操作について、1日間実施することとし、対象者は警察庁職員約3人とする。

10.2.3 教育訓練に必要な教材は、契約業者が準備すること。

### 11 運用要件定義

#### 11. 1 情報システムの操作・監視等要件

運用形態は、24時間連続稼働とする。

#### 11. 2 データ管理要件

13.2.5項参照。

#### 11. 3 運用施設・設備要件

システムの設置場所は、東京都23区内である。

なお、設置場所の詳細、入退室方法等については、契約後に警察庁が別途指示する。

### 12 保守要件定義

別途契約を結ぶ。

### 13 作業の体制及び方法

#### 13. 1 作業体制

##### 13.1.1 設計・開発実施計画

契約後、警察庁と協議を行い、速やかにガイドラインに基づく作業概要、作業体制、スケジュール、成果物、開発形態・開発手法・開発環境・開発ツール等及びその他に関する事項を記載した設計・開発実施計画書並びにその附属文書であるWBSを作成し、警察庁の承認を得ること。

なお、WBSは作業項目、作業内容及びスケジュールをより詳細に階層化し、担当者等を記載すること。

##### 13.1.2 設計・開発実施要領

契約後、警察庁と協議を行い、速やかにガイドラインに基づくコミュニケーション管理、体制管理、工程管理、品質管理、リスク管理、課題管理、システム構成管理、変更管理及び情報セキュリティ対策に関する事項を記載した設計・開発実施要領を作成し、警察庁の承認を得ること。

##### 13.1.3 体制管理及び品質管理

- (1) 本プログラムの設計、開発、テスト及び行政情報管理システムへの導入の各工程において、警察庁の意図しない変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証する管理が、一貫した品質保証体制の下でなされていること。
- (2) 警察庁の意図しない変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証するための具体的な管理手順や品質保証体制を証明する書類（例えば、品質保証体制の責任者や各担当者がアクセス可能な範囲等を示した管理体制図）を提出すること。第三者機関による品質保証体制を証明する書類等が提出可能な場合は提出すること。
- (3) 本プログラムに警察庁の意図しない変更が行われるなどの不正が見つかった時に、追跡調査や立ち入り検査など、警察庁と連携して原因を調査し、排除するための手順及び体制を整備すること。また、当該手順及び体制が妥当であることを証明するための書類を提出すること。

#### 13.1.4 リスク管理、課題管理及び変更管理

リスク管理簿を作成し、本プログラムの設計・開発における作業を阻害する可能性のあるリスクを適切に管理すること。また、設計・開発において解決すべき問題及び変更内容についても適切に管理・記録すること。

#### 13.1.5 進捗報告等

設計・開発実施計画書及び設計・開発実施要領に基づき設計・開発を行い、原則月2回行う予定の警察庁との定例会議において、その結果を報告すること。また、警察庁と協議を行い、ガイドラインに基づく次の書類を作成し警察庁に提出すること。

なお、定例会議が行われない場合においても、進捗報告に関する書類を提出すること。

- (1) EVM進捗管理表を作成し、定例会議に提出すること。
- (2) 前月の進捗状況表、EVM推移グラフ及び進捗状況分析図を作成し、月初めの定例会議に提出すること。
- (3) ODB登録用シートに必要事項を記載し、設計・開発実施要領において定める時期に提出すること。
- (4) 警察庁の求めに応じ、作業の進捗状況等について中間報告を行うこと。
- (5) 警察庁と協議した場合は、速やかに議事録を作成し、警察庁の承認を得ること。

### 13. 2 開発方法

13.2.1 次に示す設計書等は、警察庁と仕様の詳細について協議の上作成し、警察庁の承認を得ること。

- (1) プログラム設計書
- (2) マスタ移行設計書
- (3) 開発環境

13.2.2 本プログラム内で契約業者がパッケージソフトウェアを準備し利用する場合は、警察庁と協議を行い承認を得ること。

なお、当該ソフトウェアの利用にあつては、6. 3項のシステム中立性要件

を満たすこと。

### 13.2.3 本プログラムの作成に当たって次の事項に留意すること。

- (1) ソースプログラムには、適宜日本語でコメントを付加すること。
- (2) ソースプログラムは、ステートメント（文）の意味に沿った字下げを行うこと。
- (3) 変数等の命名規則を統一すること。
- (4) 処理ごとにモジュール化すること。
- (5) データの検査項目は外部パラメータ化し、項目の追加、訂正及び削除時にソースプログラムの変更、再コンパイルの必要がないようにすること。  
なお、外部パラメータ化できない項目は事前に警察庁の承認を得ること。
- (6) 利用する各種コードは外部パラメータ化し、コードの追加、訂正及び削除時にソースプログラムの変更、再コンパイルの必要がないようにすること。  
なお、外部パラメータ化できない項目は事前に警察庁の承認を得ること。
- (7) 期間指定、指定日付等、日付に関する定義は外部パラメータ化し、定義の追加、訂正及び削除時にソースプログラムの変更、再コンパイルの必要がないようにすること。  
なお、外部パラメータ化できない項目は事前に警察庁の承認を得ること。
- (8) 元号改正に対応できること。
- (9) 業務ごとにマルチプロセス化すること。
- (10) システム及び業務の運用に影響することなく、各種設定の変更ができること。
- (11) 警察庁が別途指示するWebブラウザ以外にソフトウェアの導入をストリーク端末に必要としない方法で、本プログラムを作成すること。

### 13.2.4 開発言語等

原則として、業務プログラム、連携プログラム及び管理プログラムはJava Platform Enterprise Editionを用いて開発を行うこと。ただし、他の言語及び開発環境を使用する場合は、そのメリットとデメリットを整理し、Java Platform Enterprise Editionに対する優位性を具体的に示した上で、事前に警察庁の承認を得ること。

### 13.2.5 データベース

- (1) データベースのバックアップは、業務を停止せずに行えること。
- (2) ディスク使用容量については、必要最低限にとどめ数値的な根拠を明確にして設計すること。
- (3) 業務で使用するものとは別に試験で使用するデータベースを設けること。

### 13.2.6 文字コード

使用する文字コードは警察庁が別途指示する。

### 13.2.7 警察庁が別途指示するシステムドキュメント作成基準、命名規則、コーディング規約及びユーザインタフェース設計開発標準に基づいて開発を行うこと。

## 13. 3 導入

### 13.3.1 本プログラムの導入に当たっては、警察庁ホストシステム、都道府県システ

ム及びアクセス権管理システムの運用に影響を与えることなく構築及び運用ができること。

13.3.2 行政情報管理システムの実運用環境及び試験環境への各業務用プログラムのインストール、必要なソフトウェアのインストール、設定、調整及び契約業者総合テストについては、平成30年10月31日までに完了すること。

13.3.3 13.3.2項に関する全ての設定及び調整が終了し、受入テストに合格した後、警察庁が別途指示する電磁的記録媒体に行政情報管理システムにおける各業務用プログラムのバックアップを行い、警察庁に提出すること。

なお、バックアップの取得時期は警察庁と協議すること。

13.3.4 開発用ソフトウェアのインストール、必要な設定及び調整については、平成31年1月31日までに完了すること。

13.3.5 導入作業に係る日程の詳細については、警察庁と協議すること。

13.3.6 導入作業の実施結果については、実施結果報告書を作成し、提出すること。

なお、報告書の詳細については、警察庁と協議すること。

#### 13. 4 瑕疵担保責任

警察庁は、納入成果物について納入後1か年以内に瑕疵を発見した場合は、契約業者に対して当該瑕疵の修正を請求することができ、契約業者は、当該瑕疵を無償で修正するものとする。

### 14 特記事項

#### 14. 1 知的財産権の取扱い

14.1.1 本調達における納入成果物に関する権利（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条に定める全ての権利を含む。）及び所有権は、次の場合を除き警察庁が契約業者に受領書を交付したときをもって警察庁に移転する。また、契約業者は警察庁に対し、納入成果物に係る著作権者人格権（著作権法第18条から第20条に定める権利をいう。）を行使しないものとする。

(1) 納入成果物に、契約業者が本調達の契約前から権利を有する著作物（契約業者の権利の範囲について契約後、速やかに警察庁の承認を得たものに限る。）（以下「契約業者の既存著作物」という。）が含まれる場合、その契約業者の既存著作物

(2) 納入成果物に、第三者が権利を有する著作物（以下「第三者の既存著作物」という。）が含まれる場合、その第三者の既存著作物

14.1.2 14.1.1(1)項で示した契約業者の既存著作物においては、本システムへ利用する目的の範囲に限り、警察庁は契約業者に権利留保された著作物を自由に複製し、及びそれらの利用を第三者に許諾することができるものとする。ただし、成果物に第三者の権利が帰属するときはこの限りではないものとし、この場合には、複製等ができる範囲やその方法等について協議するものとする。

#### 14. 2 ハードウェア調達契約業者との連携等

契約業者は、警察庁が別途調達する行政情報管理システムのハードウェア調達の契約業者と連携、協力及び調整を行い、契約責任範囲及び瑕疵担保責任範囲を

明確にし、警察庁に報告すること。

#### 14. 3 その他

14.3.1 納入成果物が他者の権利を侵害していないこと。

14.3.2 プログラム開発に必要な機器、ソフトウェア及びテストデータは契約業者において準備すること。

14.3.3 8.3.2項にて契約業者が準備するソフトウェア及び13.3.4項で導入する開発用ソフトウェアのサポート契約は契約業者において行うこと。

14.3.4 本仕様書の内容について疑義があるときは、警察庁の指示又は承認を得ること。

14.3.5 警察庁が別途指示する事項、関連仕様書及び既存成果物のうち書面により納入された資料については、閲覧可能であるため、警察庁に問い合わせること。

なお、閲覧可能な資料については、表-14のとおりとする。

表-14 閲覧可能な資料

資料番号	資料名	
閲覧資料1	行政情報管理システムストーカー情報管理業務用プログラム仕様書別途指示資料	
閲覧資料2	関連仕様書	
閲覧資料3	既存成果物	プログラム設計書
		プログラム仕様書
		プログラムリスト
		プログラム操作説明書
		端末操作説明書

14.3.6 契約業者が現行のストーカープログラムにおける納入成果物の利用を希望する場合、契約後に警察庁の承認を得て当該納入成果物を借用すること。

14.3.7 納入時に、納入報告書を作成し、提出すること。

14.3.8 全ての作業完了後、完了報告書を作成し、提出すること。

14.3.9 警察庁に提出する資料については、日本語に対応していること。

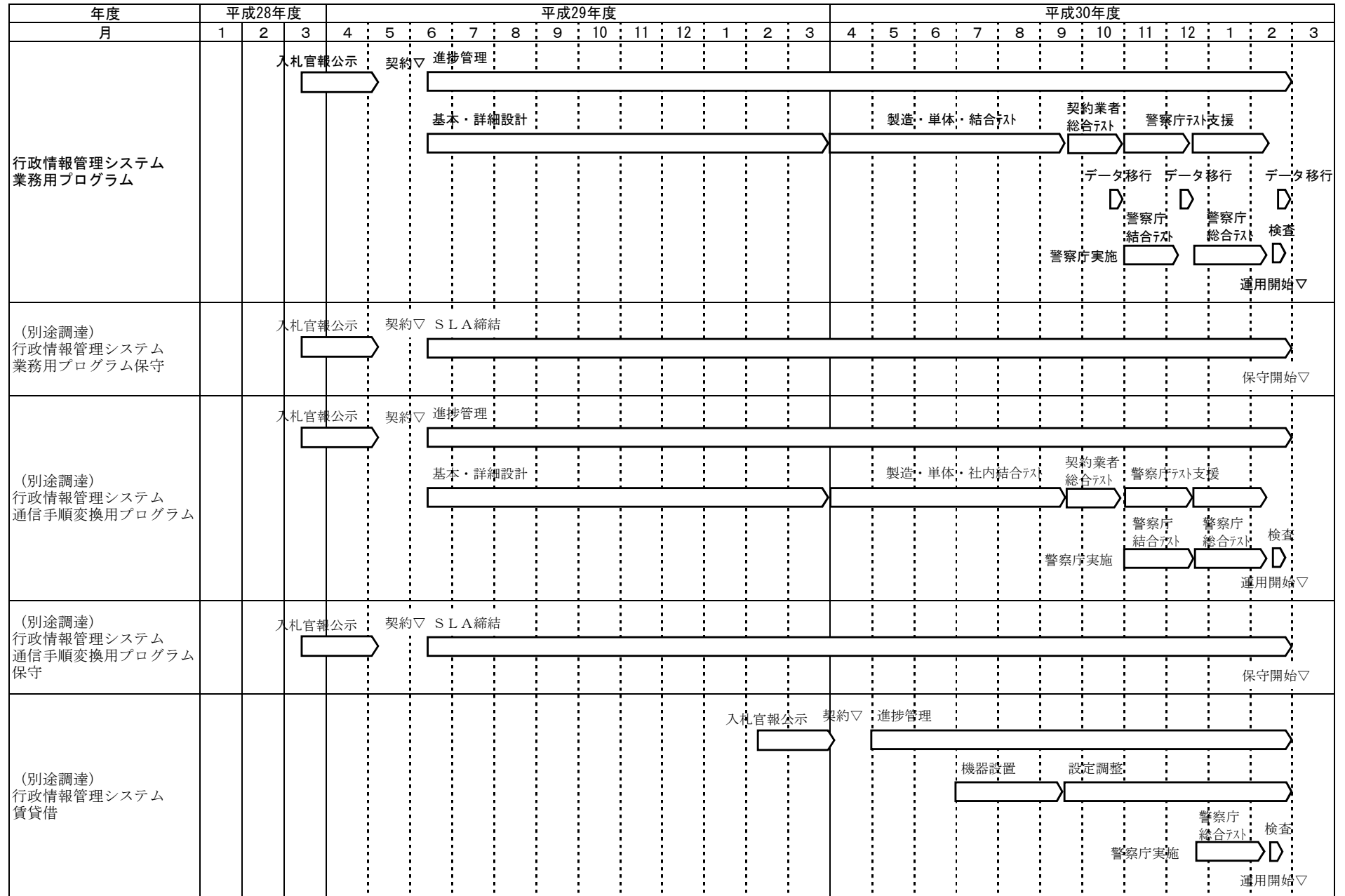
#### 15 妥当性証明

本仕様書の妥当性について証す。

警察庁情報通信局情報管理課長（警察庁CIO補佐官） 降旗 喜和男

別紙 1

調達スケジュール（案）



## 別紙 2

## 1 納入成果物

NO	品名	数量	記 事
1	業務用プログラム	1式	2項「業務用プログラムの構成」のとおり。

## 2 業務用プログラムの構成

NO	区分	品 目	数量	納入方法	記 事
1	本体	プログラム	1式	電磁的記録媒体	
2	添付品	プログラムインストール用品	1式	電磁的記録媒体	(1)プログラムの名称、バージョン及び製造番号を明記すること。 (2)プログラムのソースファイルを含む内容とすること。
3		プログラム設計書	1式	書面及び電磁的記録媒体	次の記述を含む内容とすること。 (1)機能設計 (2)環境条件 (3)ユーザインタフェース設計（画面設計、帳票設計、ファイル入出力レイアウト） (4)データベース設計 (5)コード設計 (6)外部インターフェース設計
4		プログラム仕様書	1式	書面及び電磁的記録媒体	プログラム詳細設計を含む内容とすること。
5		プログラムリスト	1式	書面及び電磁的記録媒体	(1)バージョンを明記すること。 (2)モジュール一覧表を含む内容とすること。 (3)ステップ数とその算出基準を含む内容とすること。 (4)ファンクションポイントとその算出基準を含む内容とすること。
6		システム構築手順書	1式	書面及び電磁的記録媒体	次の記述を含む内容とすること。 (1)インストール手順 (2)バックアップ手順 (3)リストア手順
7		プログラム操作説明書	1式	書面及び電磁的記録媒体	次の記述を含む内容とすること。 (1)プロセスフローチャート (2)オペレーションフローチャート (3)メッセージ一覧表 (4)パラメータの変更手順 (5)ジョブリラン手順 (6)ハードウェア定期点検時のジョブ保留、スキップ、ジョブ保留解除等手順 (7)実運用環境から試験環境へのデータ移行作業手順 (8)業務端末における設定手順書（ショートカットアイコン作成方法、証明書インストール方法、セキュリティレベル設定方法等）
8		端末操作説明書	1式	書面及び電磁的記録媒体	

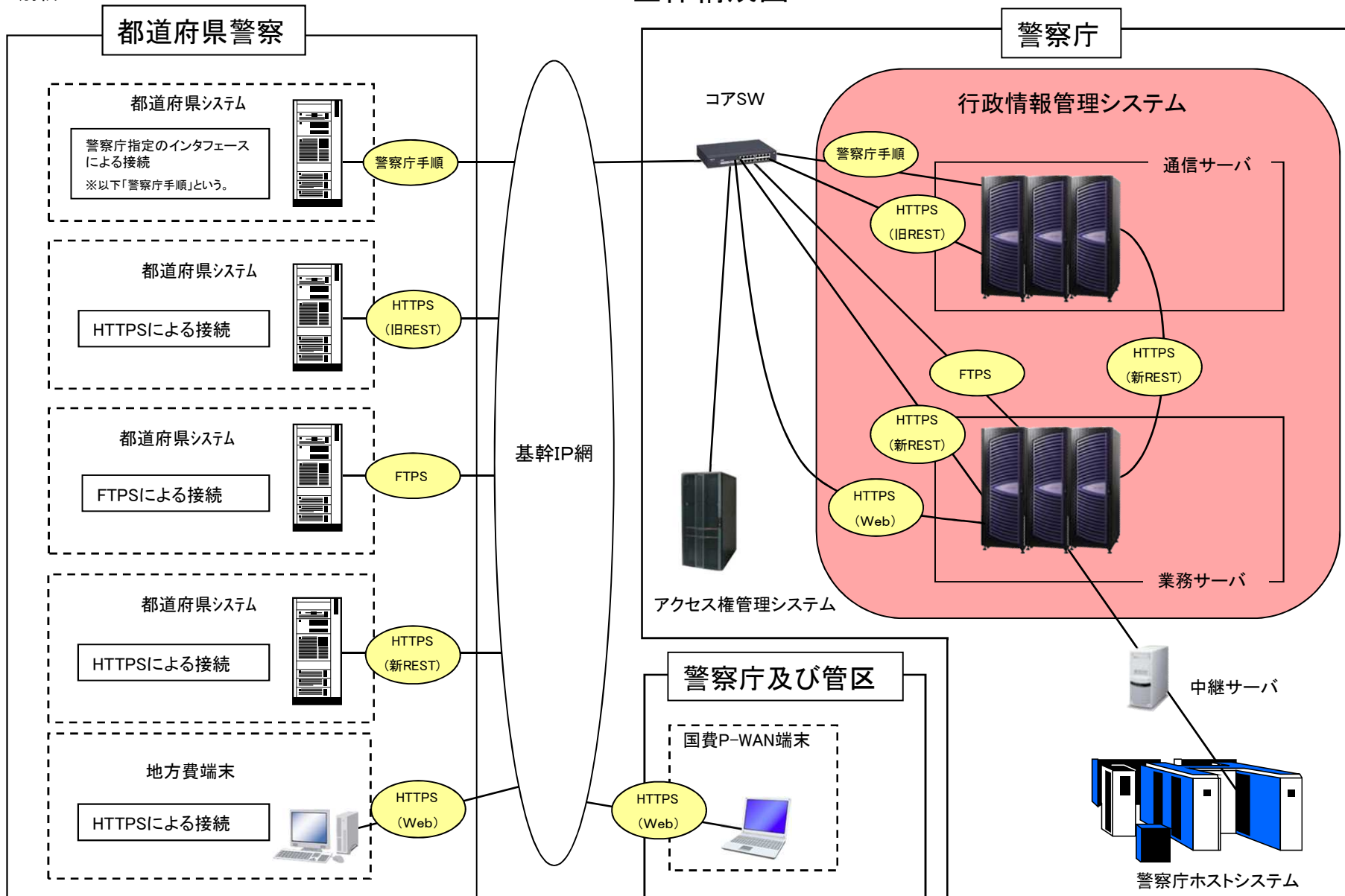
※納入成果物の電磁的記録媒体の種類、規格及び保存するファイル形式については、警察庁と協議すること。



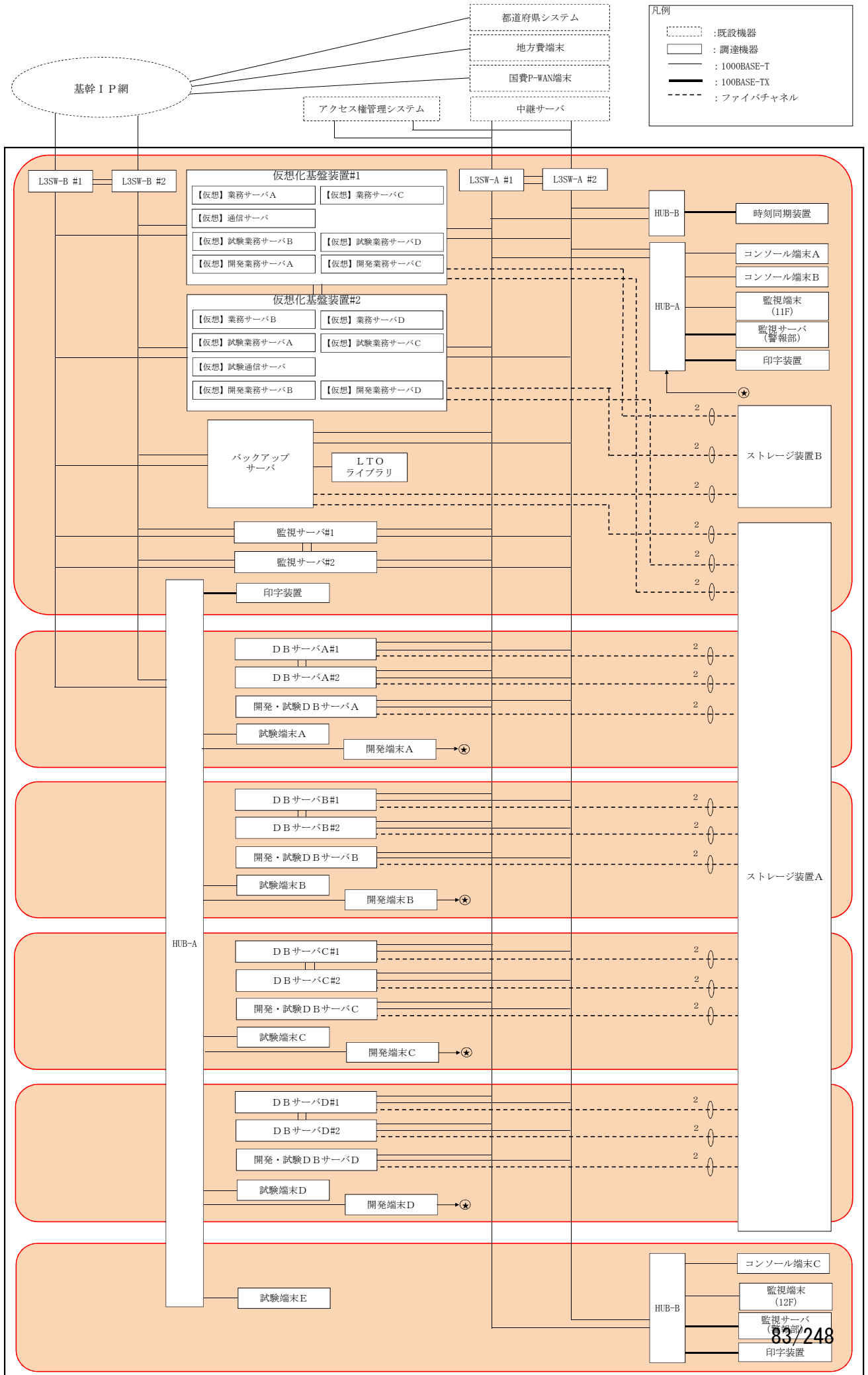
## 提出資料一覧

No	仕様書 関連項番	提出資料等	提出時期	提出方法		
1	13.1.5(5)	議事録	会議終了後、5営業日以内	書面		
2	13.1.1	ガイドライン 関係	設計・開発実施計画書	書面		
3	13.1.1			WBS	書面	
4	13.1.2				設計・開発実施要領	書面
5	13.1.5(1)		EVM進捗管理表	定例会議の都度	書面	
6	13.1.5(2)		進捗状況表	月初めの定例会議	書面	
7	13.1.5(2)		EVM推移グラフ		書面	
8	13.1.5(2)		進捗状況分析図		書面	
9	13.1.5(3)		ODB登録用シート	設計・開発実施要領に 定める時期	書面	
10	13.2.1(1)		承認 図書	プログラム設計書	協議して決定	
11	13.2.1(2)	マスタ移行設計書				書面
12	13.2.1(3)	開発環境				書面
13	13.2.2	パッケージソフトウェアの利用		使用する場合は 協議して決定	書面	
14	14.1.2	第三者の既存著作物の使用許諾の内容	協議して決定	書面		
15	9.1.1	テスト計画書(契約業者単体・結合テスト)	テスト開始、5営業日前まで	書面		
16	9.1.1	テスト計画書(契約業者総合テスト)		書面		
17	9.1.2	テスト結果報告(契約業者単体・結合テスト)	テスト終了後、5営業日以内	書面		
18	9.1.2	テスト結果報告(契約業者総合テスト)		書面		
19	9.1.4	受入テストのテスト計画書	テスト開始、5営業日前まで	書面		
20	9.1.4	受入テスト仕様書		書面		
21	3.6.2 別紙2	(ソフトウエア) 納入成果物	プログラム	電磁的記録媒体		
22				プログラムインストール用品	電磁的記録媒体	
23				プログラム設計書	書面及び 電磁的記録媒体	
24				プログラム仕様書	書面及び 電磁的記録媒体	
25				プログラムリスト	書面及び 電磁的記録媒体	
26				システム構築手順書	書面及び 電磁的記録媒体	
27				プログラム操作説明書	書面及び 電磁的記録媒体	
28				端末操作説明書	書面及び 電磁的記録媒体	
29	9.2.1	検査方法及び検査内容	協議して決定	書面		
30	13.3.3又 は13.3.4	各業務用プログラムのバックアップ媒体	受入テスト合格後、 3営業日以内	電磁的記録媒体		
31	13.3.5又 は13.3.6	導入作業日程	導入作業実施の、 5営業日前まで	書面		
32	13.3.6又 は13.3.7	導入作業の実施結果報告書	導入作業実施後、5営業日以内	書面		
33	14.3.7	納入報告書	納入時	書面		
34	14.3.8	完了報告書	平成31年2月28日まで	書面		

# 全体構成図



別紙5 ハードウェア構成図



## 各装置のOS・ミドルウェア

NO	装置名称	OS	ミドルウェア
1	【仮想】業務サーバA	Red Hat Enterprise Linux	Red Hat Jboss Enterprise Application Platform、 Apache HTTP Server
2	【仮想】業務サーバB	Red Hat Enterprise Linux	Red Hat Jboss Enterprise Application Platform、 Apache HTTP Server
3	【仮想】業務サーバC	Red Hat Enterprise Linux	Red Hat Jboss Enterprise Application Platform、 Apache HTTP Server
4	【仮想】業務サーバD	Red Hat Enterprise Linux	Red Hat Jboss Enterprise Application Platform、 Apache HTTP Server
5	【仮想】通信サーバ	Red Hat Enterprise Linux	—
6	【仮想】試験業務サーバA	Red Hat Enterprise Linux	Red Hat Jboss Enterprise Application Platform、 Apache HTTP Server
7	【仮想】試験業務サーバB	Red Hat Enterprise Linux	Red Hat Jboss Enterprise Application Platform、 Apache HTTP Server
8	【仮想】試験業務サーバC	Red Hat Enterprise Linux	Red Hat Jboss Enterprise Application Platform、 Apache HTTP Server
9	【仮想】試験業務サーバD	Red Hat Enterprise Linux	Red Hat Jboss Enterprise Application Platform、 Apache HTTP Server
10	【仮想】試験通信サーバ	Red Hat Enterprise Linux	—
11	DBサーバA#1	Red Hat Enterprise Linux	PostgreSQL
12	DBサーバA#2	Red Hat Enterprise Linux	PostgreSQL
13	DBサーバB#1	Red Hat Enterprise Linux	PostgreSQL
14	DBサーバB#2	Red Hat Enterprise Linux	PostgreSQL
15	DBサーバC#1	Red Hat Enterprise Linux	PostgreSQL
16	DBサーバC#2	Red Hat Enterprise Linux	PostgreSQL
17	DBサーバD#1	Red Hat Enterprise Linux	PostgreSQL
18	DBサーバD#2	Red Hat Enterprise Linux	PostgreSQL
19	開発・試験DBサーバA	Red Hat Enterprise Linux	PostgreSQL
20	開発・試験DBサーバB	Red Hat Enterprise Linux	PostgreSQL
21	開発・試験DBサーバC	Red Hat Enterprise Linux	PostgreSQL
22	開発・試験DBサーバD	Red Hat Enterprise Linux	PostgreSQL
23	監視サーバ	Windows Server	※1
24	バックアップサーバ	Red Hat Enterprise Linux	—
25	試験端末A	Windows	—
26	試験端末B	Windows	—
27	試験端末C	Windows	—
28	試験端末D	Windows	—
29	試験端末E	Windows	—
30	開発端末A	Windows	Visual Studio
31	開発端末B	Windows	Visual Studio
32	開発端末C	Windows	Visual Studio
33	開発端末D	Windows	Visual Studio

※1 警察庁が別途指定する統合運用管理ソフトウェアとする。

※2 OS・ミドルウェアのバージョンについては、契約後、警察庁が別途指示する。

※3 別紙6で示したOS・ミドルウェアのサポート契約については、ハードウェア調達契約業者側で準備する。

### 別添 3

#### 行政情報管理システム配偶者暴力情報管理業務用プログラム仕様書（案）

警察庁情報通信局  
警情仕プロ管第●号  
平成●年●月●日制定

#### 1 調達件名

行政情報管理システムに構築する配偶者暴力情報管理業務用プログラムに係る設計、開発、導入等

#### 2 品名及び略称

品名及び略称は、表－1のとおりとする。

表－1 品名及び略称

品 名	略 称
配偶者暴力情報管理業務用プログラム	配暴プログラム
業務用プログラム	業務プログラム
管理用プログラム	管理プログラム

#### 3 作業の概要

##### 3.1 目的

本仕様書は、更改する行政情報管理システムにおいて、配偶者暴力情報管理業務を実施するために構築するプログラムに適用する。

##### 3.2 背景

行政情報管理システムは、警察行政事務に必要な各種情報を警察庁の電子計算機で一元的に管理し、都道府県警察からの様々な照会に対し迅速に回答することにより、適正かつ効率的な警察活動を支えている。

現行の行政情報管理システムが平成31年2月末に運用期限を迎えることに伴い、平成31年3月に新たな行政情報管理システムに更改するため、平成29年度及び平成30年度に対象となる機器の賃貸借、プログラム開発、構築及び保守作業を含めた調達を行うこととしている。

##### 3.3 用語の定義

###### 3.3.1 各業務共通

###### (1) 警察庁ホストシステム

警察庁に設置される各種業務を行うシステムをいう。

###### (2) アクセス権管理システム

警察庁に設置される利用者のアクセス権を一元管理する電子計算機、プログラム等の総称をいう。

###### (3) アクセス権情報

アクセス権管理システムで管理する業務の機能を利用する権限を設定する

ための情報をいう。

- (4) 配暴端末  
警察庁及び都道府県警察に設置される配偶者暴力情報管理業務を行う端末装置をいう。
- (5) 都道府県システム  
都道府県警察が整備したシステム（配暴端末を除く。）をいう。
- (6) 試験端末  
警察庁に設置される行政情報管理システムの機能確認及び試験を行う端末装置をいう。
- (7) 業務端末  
配暴端末及び試験端末の総称をいう。
- (8) 仮想化基盤装置  
警察庁に設置される行政情報管理システムの仮想化基盤装置をいう。
- (9) 業務サーバ  
警察庁に設置される行政情報管理システムの業務サーバBをいう。
- (10) DBサーバ  
警察庁に設置される行政情報管理システムのDBサーバBをいう。
- (11) 監視サーバ  
警察庁に設置される行政情報管理システムの監視サーバをいう。
- (12) 監視端末  
警察庁に設置される行政情報管理システムの監視端末をいう。
- (13) 試験サーバ  
警察庁に設置される行政情報管理システムの試験業務サーバBをいう。
- (14) 開発・試験DBサーバ  
警察庁に設置される行政情報管理システムの開発・試験DBサーバBをいう。
- (15) バックアップサーバ  
警察庁に設置される行政情報管理システムのバックアップサーバをいう。
- (16) 実運用環境  
業務サーバ及びDBサーバの総称をいう。
- (17) 試験環境  
試験サーバ及び開発・試験用DBサーバの総称をいう。
- (18) 通信サーバ  
警察庁に設置される行政情報管理システムの通信サーバをいう。
- (19) 電子計算機接続  
業務サーバと都道府県システムを接続することをいう。
- (20) 列信データ  
複数レコードのデータを一度に連続して送受信するデータの集合をいう。
- (21) 各業務用プログラム  
業務プログラム及び管理プログラムの各プログラムをいう。

- (22) 業務管理DB  
管理プログラムで用いるデータベースをいう。
- (23) コード・用語ファイル  
配暴プログラムで使用するコード・用語に関するファイルをいう。  
なお、コード・用語ファイルの詳細については、警察庁が別途指示する。
- (24) レスポンス  
業務サーバにおいて、配暴端末からの要求受付完了後から通報又は回答の送信を開始するまでの時間をいう。  
なお、レスポンスの詳細については、警察庁が別途指示する。
- (25) クラスタ構成  
複数台のサーバを接続して、いずれかのサーバが故障しても別のサーバが業務を引き継ぎ、業務を停止させることなく継続できるシステム構成をいう。
- (26) アクティブ／スタンバイ型  
稼働系サーバと待機系サーバで構成され、稼働系サーバが故障したときは、待機系サーバがその処理を引き継ぐ方式をいう。
- (27) 仮想装置  
仮想化基盤装置に搭載する仮想化ソフトウェアの技術により論理的に作成されるCPU、メモリ、ハードディスク等の仮想的なハードウェアで稼働する装置をいう。
- (28) 冗長化切替機能  
仮想化ソフトウェアにより仮想装置が稼働する物理装置が複数台で運用されている環境で、一の物理装置が障害等により停止した際に、当該物理装置上で稼働していた仮想装置を、他の物理装置上で自動的に再稼働する機能をいう。
- (29) フェイルオーバー  
同じ処理を行う機器を2台以上設置し、1台の機器に障害が発生した場合、障害が発生していない機器に処理を切り替える機能をいう。
- (30) 開発サーバ  
警察庁に設置される行政情報管理システムの開発業務サーバBをいう。
- (31) 開発端末  
警察庁に設置される行政情報管理システムの開発端末Bをいう。
- (32) 開発用ソフトウェア  
開発サーバ、開発・試験DBサーバ及び開発端末に導入する本プログラムの開発に必要となる、ソフトウェア及びツールをいう。

### 3.3.2 配偶者暴力情報管理業務

- (1) 配偶者暴力防止法  
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）をいう。
- (2) 配偶者暴力情報  
配偶者暴力情報管理業務で取り扱う情報の総称をいう。

(3) 配偶者暴力DB  
配偶者暴力情報管理業務におけるデータベースをいう。

(4) 業務Xファイル  
配偶者暴力情報からデータを抽出して作成されるファイルをいう。  
なお、業務Xファイルの詳細については、警察庁が別途指示する。

### 3. 4 業務の概要

配偶者暴力情報管理業務は、都道府県警察から配偶者暴力に関する情報を集約し、都道府県警察からの照会に対する回答、各種統計表作成等を行う。

なお、業務の詳細については、警察庁が別途指示する。

### 3. 5 情報システム化の範囲

本作業では、3. 4に示す各業務において、情報の一元管理、都道府県警察からの照会に対する回答、各種統計表作成等を行う機能を情報システム化の対象範囲とする。

### 3. 6 作業内容・納入成果物

#### 3. 6. 1 作業内容

本仕様書に基づき、行政情報管理システムにおいて正常に動作するプログラムを完成させるために必要なプログラムの設計、開発、行政情報管理システムへの導入等を対象とする。

なお、調達スケジュール（案）を別紙1に示す。ただし、スケジュールは概略であり、詳細なスケジュールについては警察庁と協議すること。

#### 3. 6. 2 納入成果物

納入成果物は、別紙2のとおりとする。

#### 3. 6. 3 提出資料

提出資料は、別紙3のとおりとする。

### 3. 7 関連仕様書

3. 7. 1 警情仕プロ管第26号「行政情報管理システム業務プログラムⅠ仕様書」（平成24年1月27日制定）

3. 7. 2 警情仕形管第39号「行政情報管理システム仕様書」（平成25年2月1日制定）

3. 7. 3 警情仕形管第38号「アクセス権管理システム仕様書」（平成25年2月1日制定）

## 4 情報システムの要件

### 4. 1 機能・性能要件

#### 4. 1. 1 機能要件

(1) 業務プログラムの機能は、表-2のとおりとする。

表-2 業務プログラムの機能

区分	項目	機能
即時登録	配偶者暴力情報登録	(1) 配暴端末から登録に関する配偶者暴力情報（以下「配暴登録データ」という。）を入力できること。 業務サーバでは、当該端末からの処理要求に基づき、



		<p>配暴登録データを受信すること。</p> <p>なお、配暴端末からの処理要求及び配暴登録データのレコードレイアウトの詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(2) 配暴端末から入力する配暴登録データの登録項目である都道府県使用欄は、都道府県警察ごとに独自の配暴登録データを入力できること。</p> <p>なお、都道府県使用欄の詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(3) 業務サーバでは、受信した配暴登録データについて、属性、単独、項目間関連及びマスタ間関連の検査を直ちに行うこと。</p> <p>なお、配暴登録データについて行う検査の詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(4) 業務サーバでは、(3)の検査結果がエラーの場合、エラー内容を直ちに入力元の配暴端末に送信すること。入力元の配暴端末では、エラー内容を業務サーバから受信し、直ちに画面表示すること。</p> <p>なお、エラー内容の詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(5) 業務サーバでは、(3)の検査結果がエラーでない場合、直ちに配偶者暴力DBに対して配暴登録データの登録、訂正及び削除処理を行い、正常の処理結果を入力元の配暴端末に送信すること。入力元の配暴端末では、処理結果を業務サーバから受信し、直ちに画面表示するとともに、印刷できること。</p> <p>なお、配暴登録データの登録、訂正及び削除処理の詳細については、警察庁が別途指示する。</p>
<p>ファイルによる登録</p>	<p>配偶者暴力情報登録</p>	<p>(1) 配暴端末から配暴登録データをCSV形式のファイルで入力できること。業務サーバでは、当該端末からの処理要求に基づき、当該ファイルを受信すること。</p> <p>なお、配暴端末からの処理要求及びファイルのレコードレイアウトの詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(2) 業務サーバでは、受信したファイルに記録された配暴登録データについて、属性、単独、項目間関連及びマスタ間関連の検査を直ちに行うこと。</p> <p>なお、配暴登録データについて行う検査の詳細については、警察庁が別途指示する。</p>

		<p>(3) 業務サーバでは、(2)の検査結果がエラーの場合、直ちにエラー内容を入力元の配暴端末に送信すること。当該端末では、エラー内容を業務サーバから受信し、直ちに画面表示すること。</p> <p>なお、エラー内容の詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(4) 業務サーバでは、(2)の検査結果がエラーでない場合、直ちに配偶者暴力DBに対して配暴登録データの登録、訂正及び削除処理を行い、正常の処理結果を入力元の配暴端末に送信すること。当該端末では、正常な処理結果を業務サーバから受信し、直ちに画面表示すること。</p> <p>なお、配暴登録データの登録、訂正及び削除処理の詳細については、警察庁が別途指示する。</p>
即時照会	<p>事案番号照会</p> <p>氏名等による照会</p>	<p>(1) 配暴端末から照会に関する配偶者暴力情報（以下「配暴照会データ」という。）を入力できること。</p> <p>業務サーバでは、当該端末からの処理要求に基づき、入力された配暴照会データを受信すること。</p> <p>なお、配暴端末からの処理要求及び配暴照会データの詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(2) 業務サーバでは、受信した配暴照会データについて、属性、単独及び項目間関連の検査を直ちに行うこと。</p> <p>なお、配暴照会データについて行う検査の詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(3) 業務サーバでは、(2)の検査結果がエラーの場合、エラー内容を直ちに入力元の配暴端末に送信すること。当該端末では、エラー内容を業務サーバから受信し、直ちに画面表示すること。</p> <p>なお、エラー内容の詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(4) 業務サーバでは、(2)の検査結果がエラーでない場合、直ちに配偶者暴力DBを検索し、検索結果（該当なし及び照会回答件数オーバーを含む。）を入力元の配暴端末に送信すること。当該端末では、検索結果を業務サーバから受信し、直ちに画面表示するとともに、印刷できること。</p> <p>なお、配偶者暴力DBに対する検索及び検索結果の詳細については、警察庁が別途指示する。</p>
一括通報作成	自動抹消通報作	<p>(1) DBサーバでは、監視サーバからのバッチ処理要求</p>

	成	<p>に基づき、配偶者暴力DBを検索し、一定の期間を経過した配偶者暴力情報が存在する場合、当該情報を削除すること。</p> <p>なお、監視サーバからのバッチ処理要求及び一定の期間の詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(2) DBサーバでは、(1)で削除された配偶者暴力情報について、該当情報に関係する都道府県警察の配暴端末に対する自動抹消通報を作成すること。</p> <p>なお、自動抹消通報の詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(3) DBサーバでは、自動抹消通報を一定の期間経過後、自動的に削除すること。</p> <p>なお、一定の期間の詳細については、警察庁が別途指示する。</p>
通報送信	一括通報送信	<p>(1) 業務サーバでは、配暴端末からの処理要求に基づき、一括通報作成機能で作成された通報を当該端末に送信すること。当該端末では、通報を業務サーバから受信し、直ちに画面に一覧表示すること。</p> <p>なお、配暴端末からの処理要求及び一覧表示の詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(2) 要求元の配暴端末では、通報の一覧表示から指定した通報の内容をCSV形式で保存できること。</p> <p>(3) 業務サーバでは、一度送信した通報について、一定の期間内は、再度送信できること。</p> <p>なお、一定の期間の詳細については、警察庁が別途指示する。</p>
業務設定		<p>(1) 配暴端末から都道府県使用欄に使用する登録項目名の情報（以下「配暴登録項目名データ」という。）を入力できること。業務サーバでは、当該端末からの処理要求に基づき、配暴登録項目名データを受信し、直ちに配偶者暴力DBに対して登録処理を行うこと。</p> <p>なお、配暴端末からの処理要求、配暴登録項目名データ及び配暴登録項目名データの登録処理の詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(2) 業務サーバでは、配暴端末からの処理要求に基づき、配暴登録項目名データを当該端末に送信すること。当該端末では、配暴登録項目名データを業務サーバから受信し、直ちに画面表示すること。</p> <p>なお、配暴端末からの処理要求の詳細については、</p>

		警察庁が別途指示する。
連携データ作成		<p>(1) DBサーバでは、監視サーバからのバッチ処理要求に基づき、配偶者暴力DBを検索し、抽出条件を満たす配偶者暴力情報を抽出すること。</p> <p>なお、監視サーバからのバッチ処理要求及び抽出条件の詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(2) DBサーバでは、(1)で抽出した配偶者暴力情報をCSV形式で作成し、業務Xファイルに保存すること。</p> <p>(3) DBサーバでは、(2)で保存した業務Xファイルを警察庁が別途指示するサーバに転送すること。</p>
統計表作成	業務統計作成	<p>(1) DBサーバでは、監視サーバからのバッチ処理要求に基づき、配偶者暴力DBを検索し、業務統計ファイルを作成すること。</p> <p>なお、監視サーバからのバッチ処理要求、配偶者暴力DBに対する検索及び業務統計ファイルの詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(2) 業務サーバでは、配暴端末からの処理要求に基づき、直ちに業務統計ファイルから統計表をPDF形式又はExcel形式で作成し、当該端末に送信すること。当該端末では、統計表を業務サーバから受信し、直ちに画面表示するとともにPDF形式又はExcel形式で保存できること。</p> <p>なお、配暴端末からの処理要求、作成する統計表の詳細については、警察庁が別途指示する。</p>
	業務管理統計作成	<p>(1) DBサーバでは、監視サーバからのバッチ処理要求に基づき、配偶者暴力DBの即時登録件数、ファイルによる登録件数、即時照会件数、データ抽出件数、登録現況数等について、業務管理統計ファイルを作成すること。</p> <p>なお、監視サーバからのバッチ処理要求及び業務管理統計ファイルの詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(2) 業務サーバでは、警察庁の配暴端末からの処理要求に基づき、直ちに業務管理統計ファイルから統計表をPDF形式又はExcel形式で作成し、当該端末に送信すること。当該端末では、統計表を業務サーバから受信し、直ちに画面表示するとともにPDF形式又はExcel形式で保存できること。</p> <p>なお、警察庁の配暴端末からの処理要求及び作成する統計表の詳細については、警察庁が別途指示す</p>

		る。
データ抽出		<p>(1) 配暴端末から配偶者暴力情報の抽出条件(以下「配暴抽出条件データ」という。)を入力できること。業務サーバでは、当該端末からの処理要求に基づき、配暴抽出条件データを受信すること。</p> <p>なお、配暴端末からの処理要求及び配暴抽出条件データの詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(2) 業務サーバでは、配暴抽出条件データを受信後、直ちに配偶者暴力DBを検索し、抽出条件を満たす配偶者暴力情報を処理要求元の配暴端末に送信すること。当該端末では、抽出した配偶者暴力情報を業務サーバから受信し、CSV形式で保存できること。</p> <p>なお、配偶者暴力DBの検索の詳細については、警察庁が別途指示する。</p>
コードメンテナンス	コード複製	<p>DBサーバでは、監視サーバからのバッチ処理要求に基づき、共通プログラムで管理している業務共通のコード・用語を配偶者暴力DBに複製すること。</p> <p>なお、監視サーバからのバッチ処理要求及び配偶者暴力DBに対する複製の詳細については、警察庁が別途指示する。</p>
	コード登録	<p>(1) 警察庁の配暴端末から配偶者暴力DBに対して業務固有のコード・用語を登録又は修正するためのデータ(以下「配暴コードメンテナンス用データ」という。)を入力できること。業務サーバでは、当該端末からの処理要求に基づき、配暴コードメンテナンス用データを受信すること。</p> <p>なお、警察庁の配暴端末からの処理要求及び配暴コードメンテナンス用データの詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(2) 業務サーバでは、配暴コードメンテナンス用データを受信後、配偶者暴力DBに対して業務固有のコード・用語の登録又は修正処理を行うこと。</p> <p>なお、業務固有のコード・用語の詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(3) 業務サーバでは、警察庁の配暴端末からの処理要求に基づき、業務固有のコード・用語を当該端末に送信すること。当該端末では、業務固有のコード・用語を業務サーバから受信して直ちに画面に一覧表示するとともに、一覧表示の中から範囲を指定し、コード・用語をCSV形式で保存できること。</p>

		<p>なお、警察庁の配暴端末からの処理要求及び一覧表示の詳細については、警察庁が別途指示する。</p>
端末操作説明書取得		<p>業務サーバでは、配暴端末からの処理要求に基づき、端末操作説明書ファイルを当該端末に送信すること。当該端末では、端末操作説明書ファイルを業務サーバから受信し、保存できること。</p> <p>なお、配暴端末からの処理要求及び端末操作説明書ファイルの形式の詳細については、警察庁が別途指示する。</p>
アクセス制御		<p>業務サーバでは、ユーザのアクセス権情報に応じて機能、画面表示及びファイル入出力を制御すること。</p> <p>なお、アクセス権情報の詳細については、警察庁が別途指示する。</p>

(2) 管理プログラムの機能は、表-3のとおりとする。

表-3 管理プログラムの機能

区 分	項 目	機 能
管理	ログイン画面表示	<p>配暴端末では、デスクトップに配置するショートカットからWebブラウザを起動し、業務サーバに接続してログイン画面を表示すること。</p> <p>なお、Webブラウザの詳細については、警察庁が別途指示する。</p>
	ユーザ認証	<p>(1) 配暴端末では、ログイン画面からユーザID及び半角英数字を組み合わせた8桁以上のパスワードを入力することによりユーザ認証を行うこと。</p> <p>なお、ユーザID、パスワード及びユーザ認証の詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(2) 業務サーバでは、ユーザ認証時に、アクセス権管理システムからユーザ情報及びアクセス権情報を取得すること。</p> <p>なお、ユーザ情報及びアクセス権情報の詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(3) 配暴端末では、ユーザ認証に成功した場合、業務選択画面を表示すること。また、ユーザ認証時に取得したユーザ情報のうち、所属名及び職員名を業務選択画面に表示すること。</p> <p>なお、業務選択画面の詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(4) 配暴端末では、ユーザのログイン及びログアウト時に、Webブラウザのキャッシュをクリアすること。</p>

パスワード変更	配暴端末では、ログインしたユーザが自らのパスワードを変更できること。
業務選択	配暴端末では、業務選択画面において取得したアクセス権情報に基づき、ユーザが利用可能な業務名のみを選択可能なメニュー制御を行うこと。 なお、メニュー制御の詳細については、警察庁が別途指示する。
アクセス制御	業務サーバでは、ユーザのアクセス権情報に応じて機能、画面表示及びファイル入出力を制御すること。 なお、アクセス権情報の詳細については、警察庁が別途指示する。
安全対策	(1) 業務サーバでは、一定時間以上、配暴端末から送信が無い場合、配暴端末との接続を自動的に切断すること。また、当該一定時間の設定は1分から60分までとし、業務サーバの設定ファイルにより設定できること。 (2) 配暴端末では、ユーザがログイン中の各画面において、複写、切取り及び貼付けの機能、ハードコピー機能並びにマウスの右クリックを使用できないよう制御すること。 (3) 配暴端末では、(2)を実現するため配暴端末にプログラムを導入しない方法で実施すること。
ログの生成・保存	(1) 業務サーバでは、全てのトランザクション(障害含む)及びアクセスについて、開始・終了年月日時分秒、ユーザ情報、処理内容等の事項を記録したログを生成すること。 なお、生成するログの詳細については、警察庁が別途指示する。 (2) 業務サーバでは、生成したログを業務管理DBに保存すること。 なお、業務管理DBの詳細については、警察庁が別途指示する。 (3) DBサーバでは、保存したログを一定の期間経過後、自動的に削除すること。 なお、一定の期間の詳細については、警察庁が別途指示する。
ログの検索・出力	(1) 配暴端末からログの検索に関する情報を入力できること。業務サーバでは、配暴端末からの処理要求に基づき、ログの検索に関する情報を受信し、ユーザの権限に応じて、ログを検索すること。

	<p>なお、ログの検索に関する情報、配暴端末からの処理要求及びユーザの権限に応じたログの検索の詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(2) 業務サーバでは、(1)の検索結果を処理要求元の業務端末に送信すること。当該端末では、受信した検索結果を直ちに画面に一覧表示するとともに印刷ができること。</p> <p>なお、一覧表示の詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(3) 配暴端末では、検索結果をCSV形式で保存できること。</p> <p>なお、CSV形式のレコードレイアウトの詳細については、警察庁が別途指示する。</p>
<p>制御統計作成・出力</p>	<p>(1) DBサーバでは、監視サーバからのバッチ処理要求に基づき、制御統計ファイルを作成すること。</p> <p>なお、監視サーバからのバッチ処理要求及び制御統計ファイルの詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(2) 業務サーバでは、警察庁の配暴端末からの処理要求に基づき、制御統計ファイルを当該端末に送信すること。</p> <p>なお、警察庁の配暴端末からの処理要求の詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(3) 警察庁の配暴端末では、受信した制御統計ファイルをExcel形式で保存できること。</p> <p>(4) DBサーバでは、作成した制御統計ファイルを一定の期間経過後、自動的に削除すること。</p> <p>なお、一定の期間の詳細については、警察庁が別途指示する。</p>
<p>コードメンテナンス</p>	<p>(1) DBサーバでは、監視サーバからのバッチ処理要求に基づき、コード・用語ファイルを警察庁ホストシステムから受信し、業務管理DBに登録すること。</p> <p>なお、監視サーバからのバッチ処理要求の詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(2) 警察庁の配暴端末から業務管理DBに対して業務固有のコード・用語を登録又は修正するためのデータ（以下「共通コードメンテナンス用データ」という。）を入力できること。業務サーバでは、当該端末からの処理要求に基づき、共通コードメンテナンス用データを受信すること。</p>



		<p>なお、警察庁の配暴端末からの処理要求及び共通コードメンテナンス用データの詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(3) 業務サーバでは、共通コードメンテナンス用データを受信後、業務管理DBに対して業務固有のコード・用語の登録又は修正処理を行うこと。</p> <p>なお、業務固有のコード・用語の詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(4) 業務サーバでは、警察庁の配暴端末からの処理要求に基づき、業務共通のコード・用語を当該端末に送信すること。当該端末では、業務共通のコード・用語を業務サーバから受信して直ちに画面に一覧表示するとともに、一覧表示の中から範囲を指定し、コード・用語をCSV形式で保存できること。</p> <p>なお、警察庁の配暴端末からの処理要求及び一覧表示の詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(5) DBサーバでは、受信したコード・用語ファイルを一定の期間経過後、自動的に削除すること。</p> <p>なお、一定の期間については、警察庁が別途指示する。</p>
運用連絡通報の設定・出力		<p>(1) 警察庁の配暴端末から業務運用に関する連絡の内容、期間及び宛先（以下「運用連絡通報」という。）を入力できること。業務サーバでは、警察庁の業務端末からの処理要求に基づき、運用連絡通報を受信し、業務管理DBに登録すること。</p> <p>なお、警察庁の配暴端末からの処理要求及び運用連絡通報の詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(2) 業務サーバでは、配暴端末からの処理要求に基づき、該当する運用連絡通報を当該配暴端末に送信すること。業務端末では、運用連絡通報を業務サーバから受信し、業務運用に関する連絡の内容を直ちに画面表示すること。</p> <p>なお、配暴端末からの処理要求の詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(3) DBサーバでは、作成した運用連絡通報を一定の期間経過後、自動的に削除すること。</p> <p>なお、一定の期間の詳細については、警察庁が別途指示する。</p>
監視サーバ連携		<p>業務サーバ及びDBサーバでは、監視サーバと情報の送受信をすること。</p>

		なお、監視サーバとの情報の送受信の詳細については、警察庁が別途指示する。
	ジョブ管理	監視サーバからのバッチ処理要求に基づき、各業務用プログラムの起動・停止ができること。
	試験表示	配暴端末では、試験環境へ接続している間、画面に試験中であることを明示すること。

#### 4.1.2 性能要件

配偶者暴力情報管理業務の性能は、表－４のとおりとする。

なお、評価方法については、警察庁が別途指示する。

表－４ 配偶者暴力情報管理業務の性能

業務処理	処理機能	レスポンス
即時登録	配暴端末からの処理要求により、業務サーバを経由してDBサーバに登録、訂正及び削除処理を行い、処理結果を当該端末で受信する。	平均3秒以内とする。
即時照会	配暴端末からの処理要求により、業務サーバを経由してDBサーバを検索し、検索結果を当該端末で受信する。	「事案番号照会」は平均3秒以内とする。「氏名等による照会」は平均6秒以内とする。

#### 4.1.3 マンマシン・インタフェース

- (1) ツールバー及びメニューの表示を画面ごとに制御し、URLを非表示とすること。
- (2) 各業務用プログラム終了時は、クリップボードをクリアすること。
- (3) 各業務用プログラム終了時は、子画面を自動消去すること。
- (4) ログイン中のユーザ情報の所属名及びユーザ名を画面に表示すること。
- (5) 項目間の移動は、マウスの操作に加え、TABキー及びTABキーとShiftキーの組合せによりキーボードで行えること。
- (6) リストボックス等の項目選択の操作は、マウス及びキーボードで行えること。また、キーボードのみの操作ができること。
- (7) 入力項目に指定桁数のデータを入力した場合は、次入力項目にカーソルを自動的に移動すること。

なお、指定桁数については、警察庁が別途指示する。

- (8) データの誤入力を避けるため、コンボボックス、ラジオボタン、チェックボックス等による選択入力を用いること。
- (9) コード入力は、直接入力と選択入力を任意に行えること。
- (10) 入力項目ごとに入力文字種に応じた入力モードに自動切替を行うこと。
- (11) 登録、修正、削除若しくは照会の処理又は通報・回答の受信ができない場合、それらを認識できるメッセージを表示すること。

(12) 入力したデータを画面遷移時に記憶し、前画面に戻った場合にも表示すること。

(13) 次の場合、画面上の文字等を区別して表示すること。

ア 使用できるボタン等及び使用できないボタン等

イ 一覧表で選択した項目及び未選択の項目

ウ 入力誤り又は入力内容を変更した項目

#### 4.1.4 保守性

登録機能及び照会機能について、機能ごとに閉塞の設定・解除ができること。

#### 4.2 画面要件

画面遷移、画面イメージ及び入出力仕様については、警察庁が別途指示する。

なお、既存の配暴プログラムの画面数は、表-5のとおりである。

表-5 画面数

品 名	画 面 数
業務プログラム	80
管理プログラム	19

#### 4.3 帳票要件

4.3.1 配偶者暴力情報管理業務の帳票は、表-6のとおりとする。

表-6 配偶者暴力情報管理業務の帳票

種 類	出力時期	表数
業 務 統 計	月報・年報	2
業務管理統計	月報・年報	2

出力時期、統計計上条件及び帳票レイアウトの詳細については、警察庁が別途指示する。

4.3.2 管理プログラムの帳票は、表-7のとおりとする。

表-7 管理プログラムの帳票

種 類	出力時期	表数
制 御 統 計	日報	10

出力時期、統計計上条件及び帳票レイアウトの詳細については、警察庁が別途指示する。

#### 4.4 情報・データ要件

4.4.1 情報・データ一覧

情報・データ一覧は、表-8のとおりとする。

表-8 情報・データ一覧

情報・データ名	情報・データ概要
配偶者暴力情報	配偶者暴力防止法に基づく配偶者からの暴力に関する情報

4.4.2 情報・データ要件

情報・データ要件の詳細については、警察庁が別途指示する。

#### 4. 5 外部インタフェース要件

##### 4.5.1 既存のインタフェース

###### (1) 警察庁ホストシステムとのインタフェース要件

警察庁ホストシステムとのインタフェース要件については、FTPプロトコルを用いた既存のインタフェースを使用する。FTPプロトコルを用いた既存のインタフェースの詳細については、警察庁が別途指示する。

###### (2) アクセス権管理システムとのインタフェース要件

アクセス権管理システムとのインタフェース要件については、LDAPv3プロトコルを用いた既存のインタフェースを使用する。LDAPv3プロトコルを用いた既存のインタフェースの詳細については、警察庁が別途指示する。

#### 5 規模要件

##### 5. 1 データ量（予測最大値）を表－9に示す。

表－9 データ量（予測最大値）

業務名	情報・データ名	構成 テーブル数	データ件数 (合計)	最大データ長 (バイト)
配偶者暴力情報管理業務	保護命令	1	46,000	1,791
	子	1	54,000	293
	親族等	1	27,000	426

##### 5. 2 アクセス数（実績値）を表－10に示す。

なお、アクセス数の機能ごとの内訳については、警察庁が別途指示する。

表－10 アクセス数（実績値）

業務の区分	アクセス数（件／日）	
	平均	ピーク時
配偶者暴力情報管理業務	422	1,457(3.5倍)

※実績値については平成27年3月1日から平成28年2月29日の間、現行システムにおける処理件数を基に算出した。

#### 6 信頼性等要件

##### 6. 1 信頼性要件

###### 6.1.1 可用性

(1) 業務サーバへ導入する配暴プログラムは、仮想化基盤装置の冗長化切替機能が動作して業務サーバのフェイルオーバーが発生した場合、配暴プログラムの動作を再稼働した仮想装置にフェイルオーバーすることで、業務の継続運用が可能であること。

(2) DBサーバへ導入する配暴プログラムは、アクティブ／スタンバイ型のクラスタ構成であるDBサーバのフェイルオーバーが発生した場合、配暴プログラムの動作をスタンバイ側の機器にフェイルオーバーすることで、業務の継続運用が可能であること。

- (3) ソースコードを変更することなくパラメータによるプログラムの設定変更が可能なコーディングその他の業務の継続運用に影響を与えない手法により、可用性を確保したプログラム設計を行うこと。
- (4) 「稼働率」については、本システムの稼働により業務が正常に動作している状態の割合をいい、二重化した機器が片系障害を起こした場合など、業務の全ての機能が利用できる場合には稼働しているものとし、定期保守に伴う計画停止など受注者の責によらない停止は考慮しないものとする。

表-11 業務に対する稼働率

業務名	目標とする稼働率
配偶者暴力情報管理業務	99.9%

- (5) 業務サーバのフェイルオーバーが発生した場合、切替え操作開始後、配暴プログラムの起動が30分以内に完了すること。

#### 6.1.2 完全性

取り扱うデータに応じた記憶領域の確保その他のデータ処理時におけるデータ欠損発生を防止する手法により、完全性を確保するプログラム設計を行うこと。

#### 6.1.3 機密性

既知の脆弱性を用いないコーディング、処理ごとのモジュール化その他のデータ漏えいにつながる脆弱性の発生を防止する手法により、高い機密性を確保するプログラム設計を行うこと。

#### 6.2 拡張性要件

業務の追加及び変更に対応できる設計・開発に当たること。

#### 6.3 システム中立性要件

特定の事業者にしかり取り扱うことができない製品や技術に依存せず、また、他事業者がシステムの改修を引き継ぐことが可能であること。

#### 6.4 事業継続性要件

6.1.1項参照。

### 7 情報セキュリティ要件

権限要件は以下のとおりとする。

- 7.1 取り扱う情報は、アクセス権管理システムで許可されたそれぞれの権限に応じて取り扱えること。
- 7.2 ログの管理等の情報セキュリティの機能により、情報の漏えい、改ざん、消去の防止及び情報システムのセキュリティ確保ができること。
- 7.3 印刷を実行した際に、用紙のヘッダ部、フッタ部及び全面（透かし文字）に印刷日時、ページ数及びユーザ情報を付与すること。

なお、付与する情報の詳細については、警察庁が別途指示する。

### 8 情報システム稼働環境

#### 8.1 全体構成

別紙4のとおりとする。

## 8. 2 ハードウェア構成

8.2.1 別途調達するハードウェア構成は、別紙5のとおりとする。

8.2.2 契約業者は、行政情報管理システムのハードウェア構成機器の性能の詳細について、コスト低減に配慮した上で速やかに文書にて提案を行うこと。

## 8. 3 ソフトウェア構成

8.3.1 別途調達する各装置のOS・ミドルウェアは、別紙6のとおりである。

8.3.2 別紙6にて準備するOS・ミドルウェア以外に必要なソフトウェアは、警察庁の承認を得た上で、契約業者が準備すること。

なお、当該ソフトウェアの利用にあつては、6. 3項のシステム中立性要件を満たすこと。

## 8. 4 ネットワーク環境

8.4.1 通信プロトコルはTCP/IPとする。

8.4.2 回線上のデータは、SSL/TLSにより暗号化すること。

なお、暗号化の方式は警察庁が別途指示する。

8.4.3 業務サーバ、配暴端末間インタフェースはHTTPSとし、WebブラウザによるGUIとすること。

## 8. 5 アクセシビリティ要件

4.1.3項参照。

## 9 テスト要件定義

### 9. 1 テスト要件

9.1.1 「政府情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン」（平成26年12月3日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）（以下「ガイドライン」という。）に基づき、契約業者が社内環境において実施する単体・結合テスト（以下「契約業者単体・結合テスト」という。）及び警察庁環境において実施する総合テスト（以下「契約業者総合テスト」という。）のテスト計画書を作成し、警察庁の承認を得ること。

なお、警察庁が実施する結合テスト（以下「警察庁結合テスト」という。）は、平成30年11月上旬から12月上旬までの間を、総合テスト（以下「警察庁総合テスト」という。）は、平成30年12月下旬から平成31年2月上旬までの間を予定している。

9.1.2 テスト計画書に基づき、テストを行い、各テストの実施結果を報告すること。

なお、契約業者単体・結合テスト及び契約業者総合テストに必要なデータは、契約業者が準備すること。

9.1.3 警察庁総合テストにおいて、次のとおり対応すること。

なお、本テストに必要なデータは、警察庁が準備する。

(1) 警察庁総合テストに立ち会うこと。

(2) 配暴プログラムの不具合が発生した場合は、原因調査、当該プログラムの修正及び修正済みのプログラムをインストールすること。

(3) 警察庁が開催する警察庁総合テスト結果検討会に参加し、正常動作を確保すること。

9.1.4 警察庁と協議を行い、受入テストのテスト計画書及び受入テスト仕様書を作成し、警察庁が実施する受入テストを支援すること。

9.1.5 テスト実施方法については、表-13のとおりとする。

表-13 テスト実施方法

テスト名	実施区分		テスト環境	テスト方法	テストデータの準備	
	警察庁	契約業者				
契約業者単体・結合テスト	—	実施	社内環境	・機能テスト ・異常系テスト	契約業者	
契約業者総合テスト	協力	実施	警察庁 (実運用環境)	・機能テスト ・異常系テスト ・機能間連携テスト	契約業者	
受入テスト	警察庁結合テスト	実施	支援	警察庁 (実運用環境)	・機能テスト ・異常系テスト ・機能間連携テスト	警察庁
	警察庁総合テスト	実施	支援	警察庁 (実運用環境)	・性能テスト ・運用テスト(業務閉塞) ・異常系テスト ・負荷テスト	警察庁

※負荷テストについては、アクセス数のピーク値及びデータ量の予測値を考慮して実施することとし、想定以上の利用負荷をかける過負荷テストは機器への影響等を考慮して原則行わない。

## 9.2 検査

9.2.1 検査は、構成、機能及び性能について行う。

なお、検査方法及び検査内容については、警察庁と協議すること。

9.2.2 検査は、警察庁において、警察庁検査官が立会いの上、警察庁の設備を使用して行う。

なお、検査に必要なデータは警察庁が準備する。また、検査方法及び検査内容により、警察庁の設備以外に機器が必要となった場合には契約業者が準備すること。

9.2.3 検査中に、本仕様書の規定に関して解釈上の疑義が生じた場合は、警察庁検査官の指示に従うこと。

## 10 移行要件定義

### 10.1 移行に係る要件

#### 10.1.1 移行計画書の作成

警察庁と協議を行い、ガイドラインに基づき、新システムへの移行スケジュール、移行方法及び移行後の検証方法を記載した移行計画書を作成し、警察庁

の承認を得ること。

なお、現行システムから実運用環境への移行作業及び移行後の検証作業は、警察庁が実施する。

#### 10.1.2 移行スケジュール

移行は、警察庁結合テスト前、警察庁総合テスト前及び運用開始前の3回とする。

なお、移行スケジュールの詳細については、警察庁と協議すること。

#### 10.1.3 移行方法及び検証方法

警察庁が現行システムから抽出したデータについて、実運用環境に移行するツール、移行作業及び検証作業に必要な手順書を作成すること。また、警察庁が実施する移行作業及び検証作業に関して、当該ツールの使用方法の教示など技術的支援を行うこと。

なお、抽出したデータのレイアウトは、警察庁が別途指示する。

### 10.2 教育に係る要件

開発用ソフトウェアの操作について、次のとおり教育訓練を行い、その結果を報告すること。

10.2.1 実施方法は集合教育訓練とし、警察庁が指示する東京都23区内の場所において、警察庁に設置された開発端末で実施すること。

10.2.2 教育訓練は、開発用ソフトウェアの操作について、1日間実施することとし、対象者は警察庁職員約3人とする。

10.2.3 教育訓練に必要な教材は、契約業者が準備すること。

## 11 運用要件定義

### 11.1 情報システムの操作・監視等要件

運用形態は、24時間連続稼働とする。

### 11.2 データ管理要件

13.2.5項参照。

### 11.3 運用施設・設備要件

システムの設置場所は、東京都23区内である。

なお、設置場所の詳細、入退室方法等については、契約後に警察庁が別途指示する。

## 12 保守要件定義

別途契約を結ぶ。

## 13 作業の体制及び方法

### 13.1 作業体制

#### 13.1.1 設計・開発実施計画

契約後、警察庁と協議を行い、速やかにガイドラインに基づく作業概要、作業体制、スケジュール、成果物、開発形態・開発手法・開発環境・開発ツール



等及びその他に関する事項を記載した設計・開発実施計画書並びにその附属文書であるWBSを作成し、警察庁の承認を得ること。

なお、WBSは作業項目、作業内容及びスケジュールをより詳細に階層化し、担当者等を記載すること。

#### 13.1.2 設計・開発実施要領

契約後、警察庁と協議を行い、速やかにガイドラインに基づくコミュニケーション管理、体制管理、工程管理、品質管理、リスク管理、課題管理、システム構成管理、変更管理及び情報セキュリティ対策に関する事項を記載した設計・開発実施要領を作成し、警察庁の承認を得ること。

#### 13.1.3 体制管理及び品質管理

- (1) 本プログラムの設計、開発、テスト及び行政情報管理システムへの導入の各工程において、警察庁の意図しない変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証する管理が、一貫した品質保証体制の下でなされていること。
- (2) 警察庁の意図しない変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証するための具体的な管理手順や品質保証体制を証明する書類（例えば、品質保証体制の責任者や各担当者がアクセス可能な範囲等を示した管理体制図）を提出すること。第三者機関による品質保証体制を証明する書類等が提出可能な場合は提出すること。
- (3) 本プログラムに警察庁の意図しない変更が行われるなどの不正が見つかった時に、追跡調査や立ち入り検査など、警察庁と連携して原因を調査し、排除するための手順及び体制を整備すること。また、当該手順及び体制が妥当であることを証明するための書類を提出すること。

#### 13.1.4 リスク管理、課題管理及び変更管理

リスク管理簿を作成し、本プログラムの設計・開発における作業を阻害する可能性のあるリスクを適切に管理すること。また、設計・開発において解決すべき問題及び変更内容についても適切に管理・記録すること。

#### 13.1.5 進捗報告等

設計・開発実施計画書及び設計・開発実施要領に基づき設計・開発を行い、原則月2回行う予定の警察庁との定例会議において、その結果を報告すること。また、警察庁と協議を行い、ガイドラインに基づく次の書類を作成し警察庁に提出すること。

なお、定例会議が行われない場合においても、進捗報告に関する書類を提出すること。

- (1) EVM進捗管理表を作成し、定例会議に提出すること。
- (2) 前月の進捗状況表、EVM推移グラフ及び進捗状況分析図を作成し、月初めの定例会議に提出すること。
- (3) ODB登録用シートに必要事項を記載し、設計・開発実施要領において定める時期に提出すること。
- (4) 警察庁の求めに応じ、作業の進捗状況等について中間報告を行うこと。
- (5) 警察庁と協議した場合は、速やかに議事録を作成し、警察庁の承認を得る

こと。

## 13. 2 開発方法

13.2.1 次に示す設計書等は、警察庁と仕様の詳細について協議の上作成し、警察庁の承認を得ること。

- (1) プログラム設計書
- (2) マスタ移行設計書
- (3) 開発環境

13.2.2 本プログラム内で契約業者がパッケージソフトウェアを準備し利用する場合は、警察庁と協議を行い承認を得ること。

なお、当該ソフトウェアの利用にあつては、6. 3項のシステム中立性要件を満たすこと。

13.2.3 本プログラムの作成に当たって次の事項に留意すること。

- (1) ソースプログラムには、適宜日本語でコメントを付加すること。
- (2) ソースプログラムは、ステートメント（文）の意味に沿った字下げを行うこと。
- (3) 変数等の命名規則を統一すること。
- (4) 処理ごとにモジュール化すること。
- (5) データの検査項目は外部パラメータ化し、項目の追加、訂正及び削除時にソースプログラムの変更、再コンパイルの必要がないようにすること。

なお、外部パラメータ化できない項目は事前に警察庁の承認を得ること。

- (6) 利用する各種コードは外部パラメータ化し、コードの追加、訂正及び削除時にソースプログラムの変更、再コンパイルの必要がないようにすること。

なお、外部パラメータ化できない項目は事前に警察庁の承認を得ること。

- (7) 期間指定、指定日付等、日付に関する定義は外部パラメータ化し、定義の追加、訂正及び削除時にソースプログラムの変更、再コンパイルの必要がないようにすること。

なお、外部パラメータ化できない項目は事前に警察庁の承認を得ること。

- (8) 元号改正に対応できること。
- (9) 業務ごとにマルチプロセス化すること。
- (10) システム及び業務の運用に影響することなく、各種設定の変更ができること。
- (11) 警察庁が別途指示するWebブラウザ以外にソフトウェアの導入を配暴端末に必要としない方法で、本プログラムを作成すること。

## 13.2.4 開発言語等

原則として、業務プログラム及び管理プログラムはJava Platform Enterprise Editionを用いて開発を行うこと。

ただし、他の言語及び開発環境を使用する場合は、そのメリットとデメリットを整理し、Java Platform Enterprise Editionに対する優位性を具体的に示した上で、事前に警察庁の承認を得ること。

## 13.2.5 データベース

- (1) データベースのバックアップは、業務を停止せずに行えること。
- (2) ディスク使用容量については、必要最低限にとどめ数値的な根拠を明確にして設計すること。
- (3) 業務で使用するものとは別に試験で使用するデータベースを設けること。

#### 13.2.6 文字コード

使用する文字コードは警察庁が別途指示する。

#### 13.2.7 警察庁が別途指示するシステムドキュメント作成基準、命名規則、コーディング規約及びユーザインタフェース設計開発標準に基づいて開発を行うこと。

### 13. 3 導入

#### 13.3.1 本プログラムの導入に当たっては、警察庁ホストシステム、都道府県システム及びアクセス権管理システムの運用に影響を与えることなく構築及び運用ができること。

#### 13.3.2 行政情報管理システムの実運用環境及び試験環境への各業務用プログラムのインストール、必要なソフトウェアのインストール、設定、調整及び契約業者総合テストについては、平成30年10月31日までに完了すること。

#### 13.3.3 13.3.2項に関する全ての設定及び調整が終了し、受入テストに合格した後、警察庁が別途指示する電磁的記録媒体に行政情報管理システムにおける各業務用プログラムのバックアップを行い、警察庁に提出すること。

なお、バックアップの取得時期は警察庁と協議すること。

#### 13.3.4 開発用ソフトウェアのインストール、必要な設定及び調整については、平成31年1月31日までに完了すること。

#### 13.3.5 導入作業に係る日程の詳細については、警察庁と協議すること。

#### 13.3.6 導入作業の実施結果については、実施結果報告書を作成し、提出すること。

なお、報告書の詳細については、警察庁と協議すること。

### 13. 4 瑕疵担保責任

警察庁は、納入成果物について納入後1か年以内に瑕疵を発見した場合は、契約業者に対して当該瑕疵の修正を請求することができ、契約業者は、当該瑕疵を無償で修正するものとする。

## 14 特記事項

### 14. 1 知的財産権の取扱い

#### 14.1.1 本調達における納入成果物に関する権利（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条に定める全ての権利を含む。）及び所有権は、次の場合を除き警察庁が契約業者に受領書を交付したときをもって警察庁に移転する。また、契約業者は警察庁に対し、納入成果物に係る著作権者人格権（著作権法第18条から第20条に定める権利をいう。）を行使しないものとする。

- (1) 納入成果物に、契約業者が本調達の契約前から権利を有する著作物（契約業者の権利の範囲について契約後、速やかに警察庁の承認を得たものに限る。）（以下「契約業者の既存著作物」という。）が含まれる場合、その契約業者の既存著作物

(2) 納入成果物に、第三者が権利を有する著作物（以下「第三者の既存著作物」という。）が含まれる場合、その第三者の既存著作物

14.1.2 14.1.1(1)項で示した契約業者の既存著作物においては、本システムへ利用する目的の範囲に限り、警察庁は契約業者に権利留保された著作物を自由に複製し、及びそれらの利用を第三者に許諾することができるものとする。ただし、成果物に第三者の権利が帰属するときはこの限りではないものとし、この場合には、複製等ができる範囲やその方法等について協議するものとする。

14. 2 ハードウェア調達契約業者との連携等

契約業者は、警察庁が別途調達する行政情報管理システムのハードウェア調達の契約業者と連携、協力及び調整を行い、契約責任範囲及び瑕疵担保責任範囲を明確にし、警察庁に報告すること。

14. 3 その他

14.3.1 納入成果物が他者の権利を侵害していないこと。

14.3.2 プログラム開発に必要な機器、ソフトウェア及びテストデータは契約業者において準備すること。

14.3.3 8.3.2項にて契約業者が準備するソフトウェア及び13.3.4項で導入する開発用ソフトウェアのサポート契約は契約業者において行うこと。

14.3.4 本仕様書の内容について疑義があるときは、警察庁の指示又は承認を得ること。

14.3.5 警察庁が別途指示する事項、関連仕様書及び既存成果物のうち書面により納入された資料については、閲覧可能であるため、警察庁に問い合わせること。  
なお、閲覧可能な資料については、表-13のとおりとする。

表-13 閲覧可能な資料

資料番号	資料名	
閲覧資料1	行政情報管理システム配偶者暴力情報管理業務用プログラム仕様書別途指示資料	
閲覧資料2	関連仕様書	
閲覧資料3	既存成果物	プログラム設計書
		プログラム仕様書
		プログラムリスト
		プログラム操作説明書
		端末操作説明書

14.3.6 契約業者が現行の配暴プログラムにおける納入成果物の利用を希望する場合、契約後に警察庁の承認を得て当該納入成果物を借用すること。

14.3.7 納入時に、納入報告書を作成し、提出すること。

14.3.8 全ての作業完了後、完了報告書を作成し、提出すること。

14.3.9 警察庁に提出する資料については、日本語に対応していること。

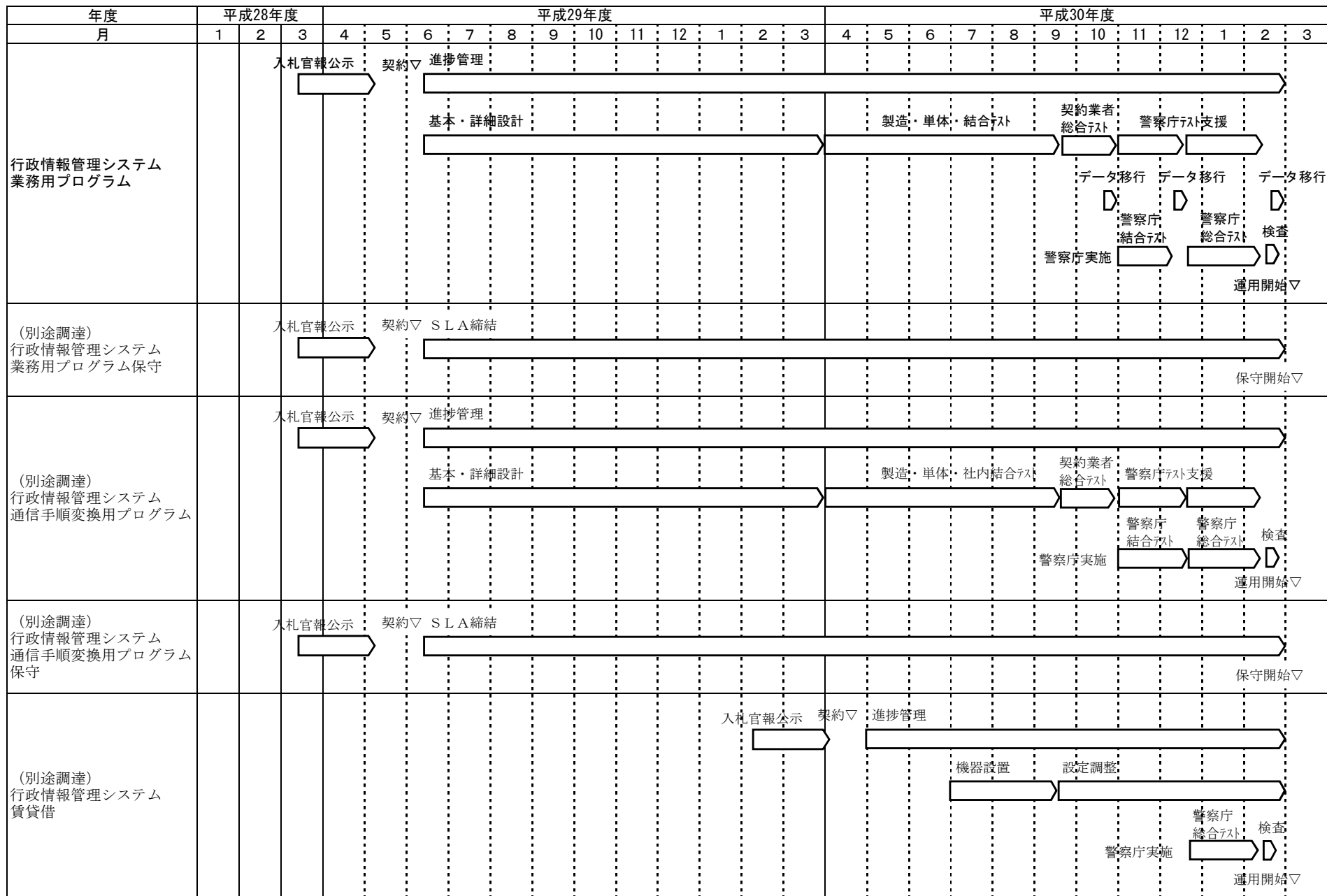
15 妥当性証明

本仕様書の妥当性について証す。

警察庁情報通信局情報管理課長（警察庁CIO補佐官） 降旗 喜和男

別紙 1

調達スケジュール (案)



## 別紙 2

## 1 納入成果物

NO	品名	数量	記 事
1	業務用プログラム	1式	2項「業務用プログラムの構成」のとおり。

## 2 業務用プログラムの構成

NO	区分	品目	数量	納入方法	記 事
1	本体	プログラム	1式	電磁的記録媒体	
2	添付品	プログラムインストール用品	1式	電磁的記録媒体	(1)プログラムの名称、バージョン及び製造番号を明記すること。 (2)プログラムのソースファイルを含む内容とすること。
3		プログラム設計書	1式	書面及び電磁的記録媒体	次の記述を含む内容とすること。 (1)機能設計 (2)環境条件 (3)ユーザインタフェース設計（画面設計、帳票設計、ファイル入出力レイアウト） (4)データベース設計 (5)コード設計 (6)外部インターフェース設計
4		プログラム仕様書	1式	書面及び電磁的記録媒体	プログラム詳細設計を含む内容とすること。
5		プログラムリスト	1式	書面及び電磁的記録媒体	(1)バージョンを明記すること。 (2)モジュール一覧表を含む内容とすること。 (3)ステップ数とその算出基準を含む内容とすること。 (4)ファンクションポイントとその算出基準を含む内容とすること。
6		システム構築手順書	1式	書面及び電磁的記録媒体	次の記述を含む内容とすること。 (1)インストール手順 (2)バックアップ手順 (3)リストア手順
7		プログラム操作説明書	1式	書面及び電磁的記録媒体	次の記述を含む内容とすること。 (1)プロセスフローチャート (2)オペレーションフローチャート (3)メッセージ一覧表 (4)パラメータの変更手順 (5)ジョブリラン手順 (6)ハードウェア定期点検時のジョブ保留、スキップ、ジョブ保留解除等手順 (7)実運用環境から試験環境へのデータ移行作業手順 (8)業務端末における設定手順書（ショートカットアイコン作成方法、証明書インストール方法、セキュリティレベル設定方法等）
8		端末操作説明書	1式	書面及び電磁的記録媒体	

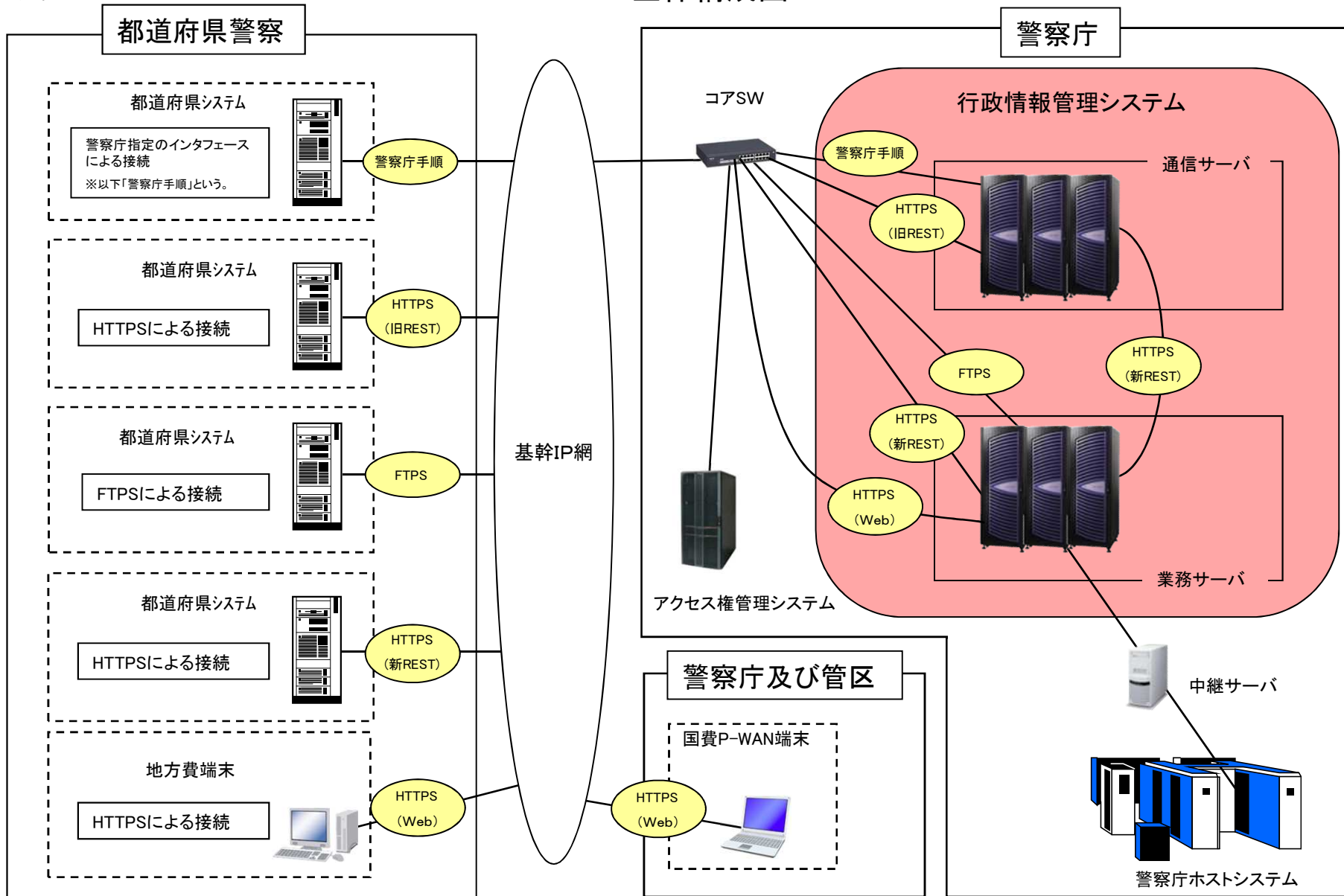
※納入成果物の電磁的記録媒体の種類、規格及び保存するファイル形式については、警察庁と協議すること。

## 提出資料一覧

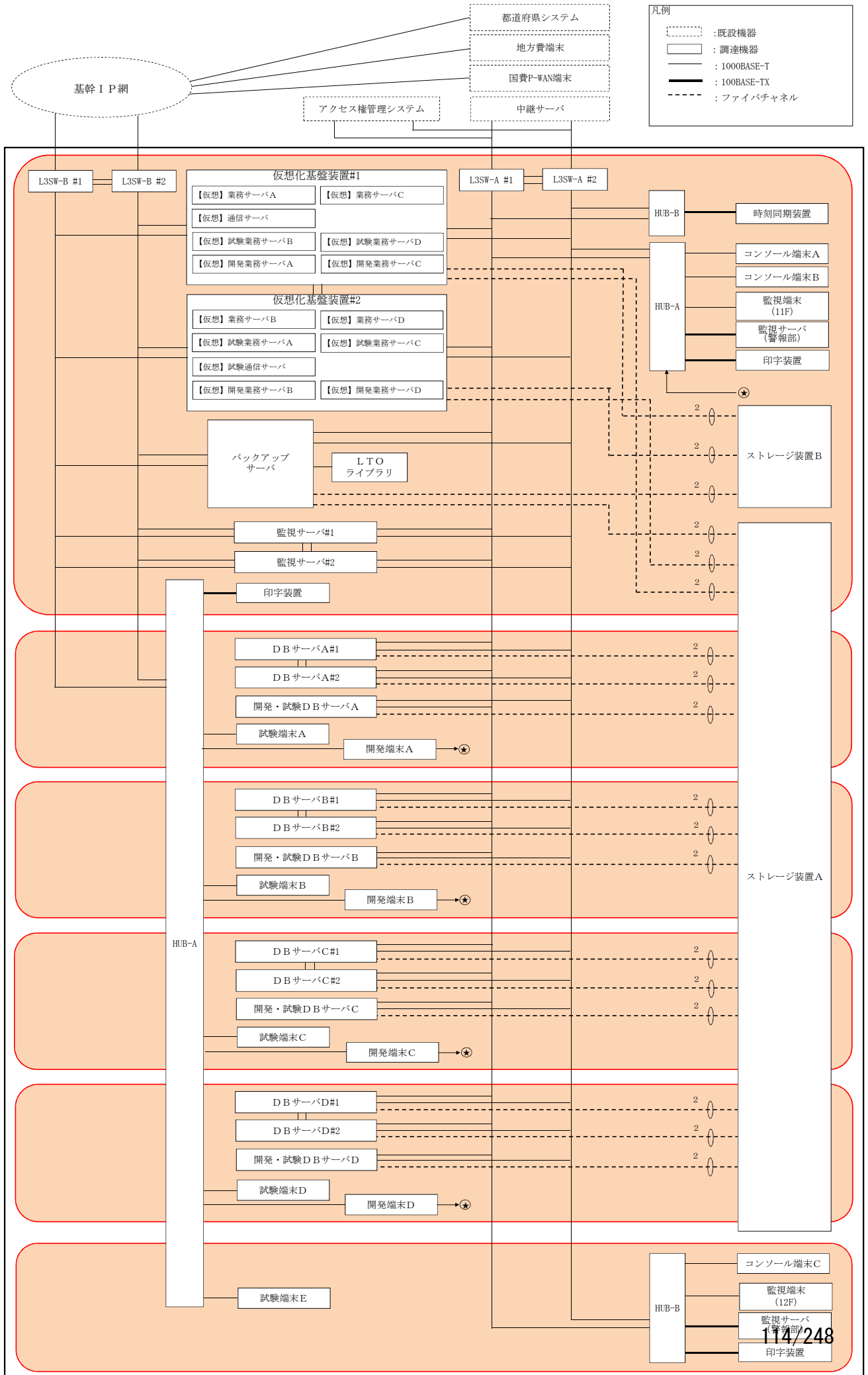
No	仕様書 関連項番	提出資料等	提出時期	提出方法		
1	13.1.5(5)	議事録	会議終了後、5営業日以内	書面		
2	13.1.1	ガイドライン 関係	設計・開発実施計画書	書面		
3	13.1.1			WBS	書面	
4	13.1.2				設計・開発実施要領	書面
5	13.1.5(1)		EVM進捗管理表	定例会議の都度	書面	
6	13.1.5(2)		進捗状況表	月初めの定例会議	書面	
7	13.1.5(2)		EVM推移グラフ		書面	
8	13.1.5(2)		進捗状況分析図		書面	
9	13.1.5(3)		ODB登録用シート	設計・開発実施要領に 定める時期	書面	
10	13.2.1(1)		承認 図書	プログラム設計書	協議して決定	
11	13.2.1(2)	マスタ移行設計書				書面
12	13.2.1(3)	開発環境				
13	13.2.2	パッケージソフトウェアの利用		使用する場合は 協議して決定	書面	
14	14.1.2	第三者の既存著作物の使用許諾の内容	協議して決定	書面		
15	9.1.1	テスト計画書(契約業者単体・結合テスト)	テスト開始、5営業日前まで	書面		
16	9.1.1	テスト計画書(契約業者総合テスト)		書面		
17	9.1.2	テスト結果報告(契約業者単体・結合テスト)	テスト終了後、5営業日以内	書面		
18	9.1.2	テスト結果報告(契約業者総合テスト)		書面		
19	9.1.4	受入テストのテスト計画書	テスト開始、5営業日前まで	書面		
20	9.1.4	受入テスト仕様書		書面		
21	3.6.2 別紙2	(ソフトウエア) 納入成果物	プログラム	電磁的記録媒体		
22				プログラムインストール用品	電磁的記録媒体	
23				プログラム設計書	書面及び 電磁的記録媒体	
24				プログラム仕様書	書面及び 電磁的記録媒体	
25				プログラムリスト	書面及び 電磁的記録媒体	
26				システム構築手順書	書面及び 電磁的記録媒体	
27				プログラム操作説明書	書面及び 電磁的記録媒体	
28				端末操作説明書	書面及び 電磁的記録媒体	
29	9.2.1	検査方法及び検査内容	協議して決定	書面		
30	13.3.3又 は13.3.4	各業務用プログラムのバックアップ媒体	受入テスト合格後、 3営業日以内	電磁的記録媒体		
31	13.3.5又 は13.3.6	導入作業日程	導入作業実施の、 5営業日前まで	書面		
32	13.3.6又 は13.3.7	導入作業の実施結果報告書	導入作業実施後、5営業日以内	書面		
33	14.3.7	納入報告書	納入時	書面		
34	14.3.8	完了報告書	平成31年2月28日まで	書面		



# 全体構成図



別紙5 ハードウェア構成図



## 各装置のOS・ミドルウェア

NO	装置名称	OS	ミドルウェア
1	【仮想】業務サーバA	Red Hat Enterprise Linux	Red Hat Jboss Enterprise Application Platform、 Apache HTTP Server
2	【仮想】業務サーバB	Red Hat Enterprise Linux	Red Hat Jboss Enterprise Application Platform、 Apache HTTP Server
3	【仮想】業務サーバC	Red Hat Enterprise Linux	Red Hat Jboss Enterprise Application Platform、 Apache HTTP Server
4	【仮想】業務サーバD	Red Hat Enterprise Linux	Red Hat Jboss Enterprise Application Platform、 Apache HTTP Server
5	【仮想】通信サーバ	Red Hat Enterprise Linux	—
6	【仮想】試験業務サーバA	Red Hat Enterprise Linux	Red Hat Jboss Enterprise Application Platform、 Apache HTTP Server
7	【仮想】試験業務サーバB	Red Hat Enterprise Linux	Red Hat Jboss Enterprise Application Platform、 Apache HTTP Server
8	【仮想】試験業務サーバC	Red Hat Enterprise Linux	Red Hat Jboss Enterprise Application Platform、 Apache HTTP Server
9	【仮想】試験業務サーバD	Red Hat Enterprise Linux	Red Hat Jboss Enterprise Application Platform、 Apache HTTP Server
10	【仮想】試験通信サーバ	Red Hat Enterprise Linux	—
11	DBサーバA#1	Red Hat Enterprise Linux	PostgreSQL
12	DBサーバA#2	Red Hat Enterprise Linux	PostgreSQL
13	DBサーバB#1	Red Hat Enterprise Linux	PostgreSQL
14	DBサーバB#2	Red Hat Enterprise Linux	PostgreSQL
15	DBサーバC#1	Red Hat Enterprise Linux	PostgreSQL
16	DBサーバC#2	Red Hat Enterprise Linux	PostgreSQL
17	DBサーバD#1	Red Hat Enterprise Linux	PostgreSQL
18	DBサーバD#2	Red Hat Enterprise Linux	PostgreSQL
19	開発・試験DBサーバA	Red Hat Enterprise Linux	PostgreSQL
20	開発・試験DBサーバB	Red Hat Enterprise Linux	PostgreSQL
21	開発・試験DBサーバC	Red Hat Enterprise Linux	PostgreSQL
22	開発・試験DBサーバD	Red Hat Enterprise Linux	PostgreSQL
23	監視サーバ	Windows Server	※1
24	バックアップサーバ	Red Hat Enterprise Linux	—
25	試験端末A	Windows	—
26	試験端末B	Windows	—
27	試験端末C	Windows	—
28	試験端末D	Windows	—
29	試験端末E	Windows	—
30	開発端末A	Windows	Visual Studio
31	開発端末B	Windows	Visual Studio
32	開発端末C	Windows	Visual Studio
33	開発端末D	Windows	Visual Studio

※1 警察庁が別途指定する統合運用管理ソフトウェアとする。

※2 OS・ミドルウェアのバージョンについては、契約後、警察庁が別途指示する。

※3 別紙6で示したOS・ミドルウェアのサポート契約については、ハードウェア調達契約業者側で準備する。

## 別添 4

### 行政情報管理システム遺失物管理業務用プログラム仕様書（案）

警察庁情報通信局  
警情仕プロ管第●号  
平成●年●月●日制定

#### 1 調達件名

行政情報管理システムに構築する遺失物管理業務用プログラムに係る設計、開発、導入等

#### 2 品名及び略称

品名及び略称は、表－1のとおりとする。

表－1 品名及び略称

品 名	略 称
遺失物管理業務用プログラム	遺失物プログラム
業務用プログラム	業務プログラム
管理用プログラム	管理プログラム
試験用プログラム	試験プログラム

#### 3 作業の概要

##### 3.1 目的

本仕様書は、更改する行政情報管理システムにおいて、遺失物管理業務を実施するために構築するプログラムに適用する。

##### 3.2 背景

行政情報管理システムは、警察行政事務に必要な各種情報を警察庁の電子計算機で一元的に管理し、都道府県警察からの様々な照会に対し迅速に回答することにより、適正かつ効率的な警察活動を支えている。

現行の行政情報管理システムが平成31年2月末に運用期限を迎えることに伴い、平成31年3月に新たな行政情報管理システムに更改するため、平成29年度及び平成30年度に対象となる機器の賃貸借、プログラム開発、構築及び保守作業を含めた調達を行うこととしている。

##### 3.3 用語の定義

###### 3.3.1 各業務共通

###### (1) 警察庁ホストシステム

警察庁に設置される各種業務を行うシステムをいう。

###### (2) アクセス権管理システム

警察庁に設置される利用者のアクセス権を一元管理する電子計算機、プログラム等の総称をいう。

###### (3) アクセス権情報

アクセス権管理システムで管理する業務の機能を利用する権限を設定するための情報をいう。

- (4) 遺失物端末  
警察庁及び都道府県警察に設置される遺失物管理業務を行う端末装置をいう。
- (5) 都道府県システム  
都道府県警察が整備したシステム（遺失物端末を除く。）をいう。
- (6) 試験端末  
警察庁に設置される行政情報管理システムの機能確認及び試験を行う端末装置をいう。
- (7) 業務端末  
遺失物端末及び試験端末の総称をいう。
- (8) 仮想化基盤装置  
警察庁に設置される行政情報管理システムの仮想化基盤装置をいう。
- (9) 業務サーバ  
警察庁に設置される行政情報管理システムの業務サーバBをいう。
- (10) DBサーバ  
警察庁に設置される行政情報管理システムのDBサーバBをいう。
- (11) 監視サーバ  
警察庁に設置される行政情報管理システムの監視サーバをいう。
- (12) 監視端末  
警察庁に設置される行政情報管理システムの監視端末をいう。
- (13) 試験サーバ  
警察庁に設置される行政情報管理システムの試験業務サーバBをいう。
- (14) 開発・試験DBサーバ  
警察庁に設置される行政情報管理システムの開発・試験DBサーバBをいう。
- (15) バックアップサーバ  
警察庁に設置される行政情報管理システムのバックアップサーバをいう。
- (16) 実運用環境  
業務サーバ及びDBサーバの総称をいう。
- (17) 試験環境  
試験サーバ及び開発・試験DBサーバの総称をいう。
- (18) 通信サーバ  
警察庁に設置される行政情報管理システムの通信サーバをいう。
- (19) 電子計算機接続  
業務サーバと都道府県システム又は通信サーバを接続することをいう。
- (20) 列信データ  
複数レコードのデータを一度に連続して送受信するデータの集合をいう。
- (21) 各業務用プログラム

業務プログラム及び管理プログラムの各プログラムをいう。

(22) 業務管理DB

管理プログラムで用いるデータベースをいう。

(23) コード・用語ファイル

遺失プログラムで使用するコード・用語に関するファイルをいう。

なお、コード・用語ファイルの詳細については、警察庁が別途指示する。

(24) レスポンス

業務サーバにおいて、業務端末、都道府県システム又は通信サーバからの要求受付完了後から通報又は回答の送信を開始するまでの時間をいう。

なお、レスポンスの詳細については、警察庁が別途指示する。

(25) クラスタ構成

複数台のサーバを接続して、いずれかのサーバが故障しても別のサーバが業務を引き継ぎ、業務を停止させることなく継続できるシステム構成をいう。

(26) アクティブ／スタンバイ型

稼働系サーバと待機系サーバで構成され、稼働系サーバが故障したときは、待機系サーバがその処理を引き継ぐ方式をいう。

(27) 仮想装置

仮想化基盤装置に搭載する仮想化ソフトウェアの技術により論理的に作成されるCPU、メモリ、ハードディスク等の仮想的なハードウェアで稼働する装置をいう。

(28) 冗長化切替機能

仮想化ソフトウェアにより仮想装置が稼働する物理装置が複数台で運用されている環境で、一の物理装置が障害等により停止した際に、当該物理装置上で稼働していた仮想装置を、他の物理装置上で自動的に再稼働する機能をいう。

(29) フェイルオーバー

同じ処理を行う機器を2台以上設置し、1台の機器に障害が発生した場合、障害が発生していない機器に処理を切り替える機能をいう。

(30) 開発サーバ

警察庁に設置される行政情報管理システムの開発業務サーバBをいう。

(31) 開発端末

警察庁に設置される行政情報管理システムの開発端末Bをいう。

(32) 開発用ソフトウェア

開発サーバ、開発・試験DBサーバ及び開発端末に導入する本プログラムの開発に必要なとなる、ソフトウェア及びツールをいう。

### 3.3.2 遺失物管理業務

(1) 遺失物法

遺失物法（平成18年法律第73号）をいう。

(2) 遺失物情報

遺失物管理業務で扱う情報の総称をいう。

- (3) 遺失物DB  
遺失物管理業務におけるデータベースをいう。
- (4) 拾得物情報  
遺失物法施行規則（平成19年国家公安委員会規則第6号）第1条に基づき作成された拾得物件控書に関する情報をいう。
- (5) 遺失届情報  
遺失物法施行規則第5条に基づき作成された遺失届出書に関する情報をいう。
- (6) 拾得物情報データ  
拾得物情報に関するデータをいう。  
なお、拾得物情報データの詳細については、警察庁が別途指示する。
- (7) 遺失届情報データ  
遺失届情報に関するデータをいう。  
なお、遺失届情報データの詳細については、警察庁が別途指示する。
- (8) 特定情報ファイル  
警察庁ホストシステムで作成される特定情報に関するファイルをいう。  
なお、特定情報ファイルの詳細については、警察庁が別途指示する。

### 3. 4 業務の概要

遺失物管理業務では、都道府県警察から遺失物に関する情報を集約し、都道府県警察からの照会に対する回答、各種統計表作成等を行う。

なお、業務の詳細については、警察庁が別途指示する。

### 3. 5 情報システム化の範囲

本作業では、3. 4に示す業務において、情報の一元管理、都道府県警察からの照会に対する回答、各種統計表作成等を行う機能を情報システム化の対象範囲とする。

### 3. 6 作業内容・納入成果物

#### 3. 6. 1 作業内容

本仕様書に基づき、行政情報管理システムにおいて正常に動作するプログラムを完成させるために必要なプログラムの設計、開発、行政情報管理システムへの導入等を対象とする。

なお、調達スケジュール（案）を別紙1に示す。ただし、スケジュールは概略であり、詳細なスケジュールについては警察庁と協議すること。

#### 3. 6. 2 納入成果物

納入成果物は、別紙2のとおりとする。

#### 3. 6. 3 提出資料

提出資料は、別紙3のとおりとする。

### 3. 7 関連仕様書

- 3. 7. 1 警情仕プロ管第26号「行政情報管理システム業務プログラムⅠ仕様書」（平成24年1月27日制定）

3.7.2 警情仕形管第39号「行政情報管理システム仕様書」(平成25年2月1日制定)

3.7.3 警情仕形管第38号「アクセス権管理システム仕様書」(平成25年2月1日制定)

#### 4 情報システムの要件

##### 4.1 機能・性能要件

##### 4.1.1 機能要件

(1) 業務プログラムの機能は、表-2のとおりとする。

表-2 業務プログラムの機能

区分	項目	機能
一括登録	拾得物登録 遺失届登録 拾得物処理結果登録 遺失届処理結果登録	<p>(1) 都道府県システム又は通信サーバからの登録に関する遺失物情報(以下「遺失物登録データ」という。)を入力できること。業務サーバでは、当該システムからの処理要求に基づき、遺失物登録データを受信すること。</p> <p>なお、都道府県システム又は通信サーバからの処理要求及び遺失物登録データのレコードレイアウトの詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(2) 業務サーバでは、監視サーバからのバッチ処理要求に基づき、受信した遺失物登録データについて、属性、単独、項目間関連及びマスタ間関連の検査を直ちに行うこと。</p> <p>なお、監視サーバからのバッチ処理要求及び遺失物登録データについて行う検査の詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(3) 業務サーバでは、(2)の検査結果がエラーの場合、エラーとなった遺失物登録データ及びエラー内容を基に、一括通報作成機能に示す処理結果通報作成処理を行うこと。</p> <p>なお、エラー内容の詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(4) 業務サーバでは、(2)の検査結果がエラーでない場合、直ちに遺失物DBに対して遺失物登録データの登録、訂正及び削除処理を行うこと。また、入力された遺失物登録データを基に、一括通報作成機能に示す処理結果通報作成処理を行うこと。</p> <p>なお、遺失物登録データの登録、訂正及び削除処理の詳細については、警察庁が別途指示する。</p>
ファイルによる登録	拾得物登録	<p>(1) 遺失物端末から遺失物登録データをXML形式のファイルで入力できること。業務サーバでは、当該端</p>



	<p>遺失届登録</p> <p>拾得物処理結果登録</p> <p>遺失届処理結果登録</p>	<p>末からの処理要求に基づき、当該ファイルを受信すること。</p> <p>なお、遺失物端末からの処理要求及びファイルのレコードレイアウトの詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(2) 業務サーバでは、監視サーバからのバッチ処理要求に基づき、受信したファイルに記録された遺失物登録データについて、属性、単独、項目間関連及びマスタ間関連の検査を直ちに行うこと。</p> <p>なお、監視サーバからのバッチ処理要求及び遺失物登録データについて行う検査の詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(3) 業務サーバでは、(2)の検査結果がエラーの場合、エラーとなった遺失物登録データ及びエラー内容を基に、一括通報作成機能に示す処理結果通報作成処理を行うこと。</p> <p>なお、エラー内容の詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(4) 業務サーバでは、(2)の検査結果がエラーでない場合、直ちに遺失物DBに対して遺失物登録データの登録、訂正及び削除処理を行うこと。また、入力された遺失物登録データを基に、一括通報作成機能に示す処理結果通報作成処理を行うこと。</p> <p>なお、遺失物登録データの登録、訂正及び削除処理の詳細については、警察庁が別途指示する。</p>
即時照会	番号照会	<p>(1) 遺失物端末、都道府県システム又は通信サーバからの照会に関する遺失物情報（以下「遺失物照会データ」という。）を入力できること。業務サーバでは、当該遺失物端末、都道府県システム又は通信サーバからの処理要求に基づき、入力された遺失物照会データを受信すること。</p> <p>なお、遺失物端末、都道府県システム又は通信サーバからの処理要求並びに遺失物照会データの詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(2) 業務サーバでは、受信した遺失物照会データについて、属性及び単独の検査を直ちに行うこと。</p> <p>なお、遺失物照会データについて行う検査の詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(3) 業務サーバでは、(2)の検査結果がエラーの場合、エラー内容を直ちに入力元の遺失物端末、都道府県</p>

	<p>システム又は通信サーバに送信すること。入力元の遺失物端末では、エラー内容を業務サーバから受信し、直ちに画面表示すること。</p> <p>なお、エラー内容の詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(4) 業務サーバでは、(2)の検査結果がエラーでない場合、直ちに遺失物DBを検索し、検索結果（該当なしを含む。）を入力元の遺失物端末、都道府県システム又は通信サーバに送信すること。入力元の遺失物端末では、検索結果を業務サーバから受信し、直ちに画面表示すること。</p> <p>なお、遺失物DBに対する検索及び検索結果の詳細については、警察庁が別途指示する。</p>
任意照会	<p>(1) 遺失物端末、都道府県システム又は通信サーバからの照会に関する遺失物情報（以下「遺失物照会データ」という。）を入力できること。業務サーバでは、当該遺失物端末、都道府県システム又は通信サーバからの処理要求に基づき、入力された遺失物照会データを受信すること。</p> <p>なお、遺失物端末、都道府県システム又は通信サーバからの処理要求並びに遺失物照会データの詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(2) 業務サーバでは、受信した遺失物照会データについて、属性、単独及び項目間関連の検査を直ちに行うこと。</p> <p>なお、遺失物照会データについて行う検査の詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(3) 業務サーバでは、(2)の検査結果がエラーの場合、エラー内容を直ちに入力元の遺失物端末、都道府県システム又は通信サーバに送信すること。入力元の遺失物端末では、エラー内容を業務サーバから受信し、直ちに画面表示すること。</p> <p>なお、エラー内容の詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(4) 業務サーバでは、(2)の検査結果がエラーでない場合、直ちに遺失物DBを全文検索し、検索結果（該当なし及び照会回答件数オーバーを含む。）を入力元の遺失物端末、都道府県システム又は通信サーバに送信すること。入力元の遺失物端末では、検索結果を業務サーバから受信し、直ちに画面表示するこ</p>

		と。 <p>なお、遺失物DBに対する全文検索及び検索結果の詳細については、警察庁が別途指示する。</p>
一括通報作成	処理結果通報作成	<p>(1) DBサーバでは、監視サーバからのバッチ処理要求に基づき、一括登録機能において受信した遺失物登録データ、エラー内容及び処理結果（正常及びエラー）について、当該遺失物登録データを登録した都道府県警察の都道府県システム又は通信サーバに対する処理結果通報を作成すること。</p> <p>なお、監視サーバからのバッチ処理要求及び処理結果通報の詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(2) DBサーバでは、監視サーバからのバッチ処理要求に基づき、ファイルによる登録機能において受信した遺失物登録データ、エラー内容及び処理結果（正常及びエラー）について、当該遺失物登録データを登録した都道府県警察の遺失物端末に対する処理結果通報を作成すること。</p> <p>なお、監視サーバからのバッチ処理要求及び処理結果通報の詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(3) DBサーバでは、処理結果通報を一定の期間経過後、自動的に削除すること。</p> <p>なお、一定の期間の詳細については、警察庁が別途指示する。</p>
	公表する貴重な物件通報作成	<p>(1) DBサーバでは、監視サーバからのバッチ処理要求に基づき、遺失物DBを検索し、拾得物情報データの拾得場所が他都道府県警察の管轄区域内であり、かつ、拾得物情報データが貴重な物件である場合、関係する都道府県警察の遺失物端末、都道府県システム又は通信サーバに対する公表する貴重な物件通報を作成すること。</p> <p>なお、監視サーバからのバッチ処理要求及び公表する貴重な物件通報の詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(2) DBサーバでは、公表する貴重な物件通報を一定の期間経過後、自動的に削除すること。</p> <p>なお、一定の期間の詳細については、警察庁が別途指示する。</p>
	他県提出拾得物通報作成	<p>(1) DBサーバでは、監視サーバからのバッチ処理要求に基づき、遺失物DBを検索し、拾得物情報データの拾得場所が他都道府県警察の管轄区域内である場</p>

	<p>合、関係する都道府県警察の遺失物端末、都道府県システム又は通信サーバに対する他県提出拾得物通報を作成すること。</p> <p>なお、監視サーバからのバッチ処理要求及び他県提出拾得物通報の詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(2) DBサーバでは、他県提出拾得物通報を一定の期間経過後、自動的に削除すること。</p> <p>なお、一定の期間の詳細については、警察庁が別途指示する。</p>
他県届出遺失届通報作成	<p>(1) DBサーバでは、監視サーバからのバッチ処理要求に基づき、遺失物DBを検索し、遺失届情報データの遺失場所が他都道府県警察の管轄区域内である場合、関係する都道府県警察の遺失物端末、都道府県システム又は通信サーバに対する他県届出遺失届通報を作成すること。</p> <p>なお、監視サーバからのバッチ処理要求及び他県届出遺失届通報の詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(2) DBサーバでは、他県届出遺失届通報を一定の期間経過後、自動的に削除すること。</p> <p>なお、一定の期間の詳細については、警察庁が別途指示する。</p>
定期抹消通報作成	<p>(1) DBサーバでは、監視サーバからのバッチ処理要求に基づき、遺失物DBを検索し、一定の期間を経過した拾得物情報データ、遺失届情報データ及び照合機能で示す特定情報が存在する場合、当該情報を削除すること。</p> <p>なお、監視サーバからのバッチ処理要求及び一定の期間の詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(2) DBサーバでは、(1)で削除された拾得物情報データ及び遺失届情報データについて、該当情報に関係する都道府県警察の遺失物端末、都道府県システム又は通信サーバに対する定期抹消通報を作成すること。また(1)で削除された特定情報について、警察庁の遺失物端末に対する定期抹消通報を作成すること。</p> <p>なお、定期抹消通報の詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(3) DBサーバでは、定期抹消通報を一定の期間経過後、</p>

		<p>自動的に削除すること。</p> <p>なお、一定の期間の詳細については、警察庁が別途指示する。</p>
照合	特定情報取得	<p>(1) DBサーバでは、監視サーバからのバッチ処理要求に基づき、警察庁ホストシステムから特定情報ファイルを受信できること。</p> <p>なお、監視サーバからのバッチ処理要求の詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(2) DBサーバでは、受信した特定情報ファイルに記録された特定情報について、検査を行うこと。</p> <p>なお、検査の詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(3) DBサーバでは、(2)の検査結果がエラーの場合、エラー内容をログファイルに出力すること。</p> <p>なお、エラー内容の詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(4) DBサーバでは、(2)の検査結果がエラーでない場合、直ちに遺失物DBに対して特定情報の登録処理を行う。</p> <p>なお、特定情報の登録処理の詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(5) DBサーバでは、受信した特定情報ファイルを一定の期間経過後、自動的に削除すること。</p> <p>なお、一定の期間については、警察庁が別途指示する。</p>
	拾得物・遺失届照合通知作成	<p>(1) DBサーバでは、監視サーバからのバッチ処理要求に基づき、遺失物DBに登録されている拾得物情報データと遺失届情報データとの照合を行い、情報が一致した場合、関係する都道府県警察の遺失物端末、都道府県システム又は通信サーバに対する拾得物・遺失届照合通知を作成すること。</p> <p>なお、監視サーバからのバッチ処理要求及び拾得物・遺失届照合通知の詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(2) DBサーバでは、拾得物・遺失届照合通知を一定の期間経過後、自動的に削除すること。</p> <p>なお、一定の期間の詳細については、警察庁が別途指示する。</p>
	拾得物・特定情報照合通知作成	<p>(1) DBサーバでは、監視サーバからのバッチ処理要求に基づき、遺失物DBに登録されている拾得物情報デ</p>

		<p>ータと特定情報との照合を行い、情報が一致した場合、関係する都道府県警察の遺失物端末、都道府県システム又は通信サーバに対する拾得物・特定情報照合通知を作成すること。</p> <p>なお、監視サーバからのバッチ処理要求及び拾得物・特定情報照合通知の詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(2) DBサーバでは、拾得物・特定情報照合通知を一定の期間経過後、自動的に削除すること。</p> <p>なお、一定の期間の詳細については、警察庁が別途指示する。</p>
通報等送信	一括通報送信 照合送信	<p>(1) 業務サーバでは、遺失物端末、都道府県システム又は通信サーバからの処理要求に基づき、一括通報作成機能で作成された通報及び照合機能で作成された通知を当該遺失物端末、都道府県システム又は通信サーバに送信すること。要求元の遺失物端末では、通報又は通知を業務サーバから受信し、直ちに画面に一覧を表示すること。</p> <p>なお、遺失物端末、都道府県システム及び通信サーバからの処理要求並びに一覧表示の詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(2) 要求元の遺失物端末では、通報又は通知の一覧表示から指定した通報の内容をXML形式で保存できること。</p> <p>(3) 業務サーバでは、一度送信した通報又は通知について、一定の期間内は、再度送信できること。</p> <p>なお、一定の期間の詳細については、警察庁が別途指示する。</p>
統計表作成	業務統計作成	<p>(1) DBサーバでは、監視サーバからのバッチ処理要求に基づき、遺失物DBを検索し、業務統計を作成するための基礎ファイル（以下「業務統計ファイル」という。）を作成すること。</p> <p>なお、監視サーバからのバッチ処理要求、遺失物DBに対する検索及び業務統計ファイルの詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(2) 業務サーバでは、遺失物端末、都道府県システム又は通信サーバからの処理要求に基づき、業務統計ファイルから統計表をXML形式で作成し、要求元の遺失物端末、都道府県システム又は通信サーバに送信すること。要求元の遺失物端末では、統計表を業</p>

		<p>務サーバから受信し、直ちに画面表示するとともにXML形式で保存できること。</p> <p>なお、遺失物端末、都道府県システム又は通信サーバからの処理要求及び作成する統計表の詳細については、警察庁が別途指示する。</p>
	業務管理統計作成	<p>(1) DBサーバでは、監視サーバからのバッチ処理要求に基づき、遺失物DBの登録件数、即時照会件数、回答・通報件数、登録現況数等について、業務管理統計を作成するための基礎ファイル（以下「業務管理統計ファイル」という。）を作成すること。</p> <p>なお、監視サーバからのバッチ処理要求及び業務管理統計ファイルの詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(2) 業務サーバでは、警察庁の遺失物端末からの処理要求に基づき、直ちに業務管理統計ファイルから統計表をCSV形式又はPDF形式で作成し、当該端末に送信すること。当該端末では、統計表を業務サーバから受信し、直ちに画面表示するとともにCSV形式又はPDF形式で保存できること。</p> <p>なお、警察庁の遺失物端末からの処理要求及び作成する統計表の詳細については、警察庁が別途指示する。</p>
	データ抽出	<p>(1) 警察庁の遺失物端末から遺失物情報の抽出条件（以下「遺失物抽出条件データ」という。）を入力できること。業務サーバでは、当該端末からの処理要求に基づき、遺失物抽出条件データを受信すること。</p> <p>なお、警察庁の遺失物端末からの処理要求及び遺失物抽出条件データの詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(2) 業務サーバでは、遺失物抽出条件データを受信後、直ちに遺失物DBを検索し、抽出条件を満たす遺失物情報を要求元の遺失物端末に送信すること。当該端末では、抽出した遺失物情報を業務サーバから受信し、XML形式で保存できること。</p> <p>なお、遺失物DBの検索の詳細については、警察庁が別途指示する。</p>
コードメンテナンス	コード複製	<p>DBサーバでは、監視サーバからのバッチ処理要求に基づき、共通プログラムで管理している業務共通のコード・用語を遺失物DBに複製すること。</p>

	<p>なお、監視サーバからのバッチ処理要求及び遺失物DBに対する複製の詳細については、警察庁が別途指示する。</p>
コード登録	<p>(1) 警察庁の遺失物端末から遺失物DBに対して業務固有のコード・用語を登録又は修正するためのデータ（以下「遺失物コードメンテナンス用データ」という。）を入力できること。業務サーバでは、当該端末からの処理要求に基づき、遺失物コードメンテナンス用データを受信すること。</p> <p>なお、警察庁の遺失物端末からの処理要求及び遺失物コードメンテナンス用データの詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(2) 業務サーバでは、遺失物コードメンテナンス用データを受信後、遺失物DBに対して業務固有のコード・用語の登録又は修正処理を行うこと。</p> <p>なお、業務固有のコード・用語の詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(3) 業務サーバでは、警察庁の遺失物端末からの処理要求に基づき、業務固有のコード・用語を当該端末に送信すること。当該端末では、業務固有のコード・用語を業務サーバから受信し、直ちに一覧表示するとともに、一覧表示の中から範囲を指定し、コード・用語をCSV形式で保存できること。</p> <p>なお、警察庁の遺失物端末からの処理要求及び一覧表示の詳細については、警察庁が別途指示する。</p>
端末操作説明書取得	<p>業務サーバでは、遺失物端末からの処理要求に基づき、端末操作説明書ファイルを当該端末に送信すること。当該端末では、端末操作説明書ファイルを業務サーバから受信し、保存できること。</p> <p>なお、遺失物端末からの処理要求及び端末操作説明書ファイルの形式の詳細については、警察庁が別途指示する。</p>
アクセス制御	<p>業務サーバでは、ユーザのアクセス権情報に応じて機能、画面表示及びファイル入出力を制御すること。</p> <p>なお、アクセス権情報の詳細については、警察庁が別途指示する。</p>

(2) 管理プログラムの機能は、表－3のとおりとする。

表－3 管理プログラムの機能

区 分	項 目	機 能
-----	-----	-----



管理	ログイン画面表示	<p>遺失物端末では、デスクトップに配置するショートカットからWebブラウザを起動し、業務サーバに接続してログイン画面を表示すること。</p> <p>なお、Webブラウザの詳細については、警察庁が別途指示する。</p>
	ユーザ認証	<p>(1) 遺失物端末では、ログイン画面からユーザID及び半角英数字を組み合わせた8桁以上のパスワードを入力することによりユーザ認証を行うこと。</p> <p>なお、ユーザID、パスワード及びユーザ認証の詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(2) 業務サーバでは、ユーザ認証時に、アクセス権管理システムからユーザ情報及びアクセス権情報を取得すること。</p> <p>なお、ユーザ情報及びアクセス権情報の詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(3) 遺失物端末では、ユーザ認証に成功した場合、業務選択画面を表示すること。また、ユーザ認証時に取得したユーザ情報のうち、所属名及び職員名を業務選択画面に表示すること。</p> <p>なお、業務選択画面の詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(4) 遺失物端末では、ユーザのログイン及びログアウト時に、Webブラウザのキャッシュをクリアすること。</p>
	パスワード変更	<p>遺失物端末では、ログインしたユーザが自らのパスワードを変更できること。</p>
	業務選択	<p>遺失物端末では、業務選択画面において取得したアクセス権情報に基づき、ユーザが利用可能な業務名のみを選択可能なメニュー制御を行うこと。</p> <p>なお、メニュー制御の詳細については、警察庁が別途指示する。</p>
	アクセス制御	<p>業務サーバでは、ユーザのアクセス権情報に応じて機能、画面表示及びファイル入出力を制御すること。</p> <p>なお、アクセス権情報の詳細については、警察庁が別途指示する。</p>
	安全対策	<p>(1) 業務サーバでは、一定時間以上、遺失物端末から送信が無い場合、遺失物端末との接続を自動的に切断すること。また、当該一定時間の設定は1分から60分までとし、業務サーバの設定ファイルにより設定できること。</p>

	<p>(2) 遺失物端末では、ユーザがログイン中の各画面において、複写、切り取り及び貼付けの機能、ハードコピー機能並びにマウスの右クリックを使用できないよう制御すること。</p> <p>(3) 遺失物端末では、(2)を実現するため遺失物端末にプログラムを導入しない方法で実施すること。</p>
ログの生成・保存	<p>(1) 業務サーバでは、全てのトランザクション(障害含む)及びアクセスについて、開始・終了年月日時分秒、ユーザ情報、処理内容等の事項を記録したログを生成すること。</p> <p>なお、生成するログの詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(2) 業務サーバでは、生成したログを業務管理DBに保存すること。</p> <p>なお、業務管理DBの詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(3) DBサーバでは、保存したログを一定の期間経過後、自動的に削除すること。</p> <p>なお、一定の期間の詳細については、警察庁が別途指示する。</p>
ログの検索・出力	<p>(1) 遺失物端末からログの検索に関する情報を入力できること。業務サーバでは、遺失物端末からの処理要求に基づき、ログの検索に関する情報を受信し、ユーザの権限に応じて、ログを検索すること。</p> <p>なお、ログの検索に関する情報、遺失物端末からの処理要求及びユーザの権限に応じたログの検索の詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(2) 業務サーバでは、(1)の検索結果を要求元の業務端末に送信すること。当該端末では、受信した検索結果を直ちに画面に一覧表示するとともに印刷ができること。</p> <p>なお、一覧表示の詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(3) 遺失物端末では、検索結果をCSV形式で保存できること。</p> <p>なお、CSV形式のレコードレイアウトの詳細については、警察庁が別途指示する。</p>
制御統計作成・出力	<p>(1) DBサーバでは、監視サーバからのバッチ処理要求に基づき、制御統計ファイルを作成すること。</p> <p>なお、監視サーバからのバッチ処理要求及び制御</p>

	<p>統計ファイルの詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(2) 業務サーバでは、警察庁の遺失物端末からの処理要求に基づき、制御統計ファイルを当該端末に送信すること。</p> <p>なお、警察庁の遺失物端末からの処理要求の詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(3) 警察庁の遺失物端末では、受信した制御統計ファイルをExcel形式で保存できること。</p> <p>(4) DBサーバでは、作成した制御統計ファイルを一定の期間経過後、自動的に削除すること。</p> <p>なお、一定の期間の詳細については、警察庁が別途指示する。</p>
コードメンテナンス	<p>(1) DBサーバでは、監視サーバからのバッチ処理要求に基づき、コード・用語ファイルを警察庁ホストシステムから受信し、業務管理DBに登録すること。</p> <p>なお、監視サーバからのバッチ処理要求の詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(2) 警察庁の遺失物端末から業務管理DBに対して業務固有のコード・用語を登録又は修正するためのデータ（以下「共通コードメンテナンス用データ」という。）を入力できること。業務サーバでは、当該端末からの処理要求に基づき、共通コードメンテナンス用データを受信すること。</p> <p>なお、警察庁の遺失物端末からの処理要求及び共通コードメンテナンス用データの詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(3) 業務サーバでは、共通コードメンテナンス用データを受信後、業務管理DBに対して業務固有のコード・用語の登録又は修正処理を行うこと。</p> <p>なお、業務固有のコード・用語の詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(4) 業務サーバでは、警察庁の遺失物端末からの処理要求に基づき、業務共通のコード・用語を当該端末に送信すること。当該端末では、業務共通のコード・用語を業務サーバから受信して直ちに画面に一覧表示するとともに、一覧表示の中から範囲を指定し、コード・用語をCSV形式で保存できること。</p> <p>なお、警察庁の遺失物端末からの処理要求及び一覧表示の詳細については、警察庁が別途指示する。</p>

	(5) DBサーバでは、受信したコード・用語ファイルを一定の期間経過後、自動的に削除すること。 なお、一定の期間については、警察庁が別途指示する。
運用連絡通報の設定・出力	(1) 警察庁の遺失物端末から業務運用に関する連絡の内容、期間及び宛先（以下「運用連絡通報」という。）を入力できること。業務サーバでは、警察庁の業務端末からの処理要求に基づき、運用連絡通報を受信し、業務管理DBに登録すること。 なお、警察庁の遺失物端末からの処理要求及び運用連絡通報の詳細については、警察庁が別途指示する。 (2) 業務サーバでは、遺失物端末、都道府県システム又は通信サーバからの処理要求に基づき、該当する運用連絡通報を当該遺失物端末、都道府県システム又は通信サーバに送信すること。遺失物端末では、運用連絡通報を業務サーバから受信し、業務運用に関する連絡の内容を直ちに画面表示すること。 なお、遺失物端末、都道府県システム又は通信サーバからの処理要求の詳細については、警察庁が別途指示する。 (3) DBサーバでは、作成した運用連絡通報を一定の期間経過後、自動的に削除すること。 なお、一定の期間の詳細については、警察庁が別途指示する。
監視サーバ連携	業務サーバ及びDBサーバでは、監視サーバと情報の送受信をすること。 なお、監視サーバとの情報の送受信の詳細については、警察庁が別途指示する。
ジョブ管理	監視サーバからのバッチ処理要求に基づき、各業務用プログラムの起動・停止ができること。
試験表示	遺失物端末では、試験環境へ接続している間、画面に試験中であることを明示すること。

(3) 試験プログラムの機能は、表－４のとおりとする。

表－４ 試験プログラムの機能

区分	項目	機能
共通	ログイン画面表示	試験端末では、デスクトップに配置するショートカットから試験プログラムを起動し、ログイン画面を表示すること。

	ユーザ認証	<p>試験端末では、ログイン画面からユーザID及び半角英数字を組み合わせた8桁以上のパスワードを入力することによりユーザ認証を行うこと。ユーザ認証に成功した場合、メニュー画面を表示すること。</p> <p>なお、ユーザ認証及びメニュー画面の詳細については、警察庁が別途指示する。</p>
業務系機能	送受信処理	<p>(1) 試験端末では、電子計算機接続による一括登録及び即時照会機能の確認を行うためのデータ(以下「試験データ」という。)を作成するデータ作成画面を表示すること。</p> <p>なお、試験データ及びデータ作成画面の詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(2) 試験端末では、データ作成画面から試験データを作成できること。また、データ作成画面で前回入力した試験データを読み込み、追加、修正及び削除することで、新規の試験データを作成できること。</p> <p>(3) 試験端末では、作成した試験データを印刷できること。</p> <p>(4) 試験端末では、新規のインタフェース要件に従い、作成した試験データを業務サーバへ送信できること。</p> <p>なお、新規のインタフェース要件の詳細については、4.5.2を参照のこと。</p> <p>(5) 試験端末では、新規のインタフェース要件に従い、業務サーバから送信された試験データを受信できること。</p> <p>なお、新規のインタフェース要件の詳細については、4.5.2を参照のこと。</p> <p>(6) 試験端末では、業務サーバから受信した試験データについて、画面に表示するとともに、印刷ができること。</p> <p>なお、画面表示の詳細については、警察庁が別途指示する。</p>
管理系機能	ユーザ管理	<p>試験端末では、試験プログラムを使用するためのユーザ情報(ユーザ名、ユーザID、パスワード、利用者権限等)について、画面から作成、変更及び削除処理が行えること。</p> <p>なお、ユーザ情報並びに作成、変更及び削除処理の詳細については、警察庁が別途指示する。</p>
	環境情報設定	<p>試験端末では、新規のインタフェース要件における</p>

	都道府県固有情報（都道府県コード、端末ID、RESTユーザID及びRESTパスワード）について、画面から設定できること。 なお、新規のインタフェース要件の詳細については、4.5.2を参照のこと。また、都道府県固有情報の詳細については、警察庁が別途指示する。
端末操作ログの保存	試験端末では、業務サーバへの接続、試験データの送受信、印刷等に係るログ（以下「アクセスログ等」という。）を保存すること。 なお、アクセスログ等の詳細については、警察庁が別途指示する。

#### 4.1.2 性能要件

遺失物管理業務の性能は、表－5のとおりとする。

なお、評価方法については、警察庁が別途指示する。

表－5 遺失物管理業務の性能

業務処理	処理機能	レスポンス
即時照会	遺失物端末、都道府県システム又は通信サーバからの処理要求により、業務サーバを経由してDBサーバを検索し、検索結果を当該遺失物端末、都道府県システム又は通信サーバで受信する。	「番号照会」は平均3秒以内とする。「任意照会」は平均10秒以内とする。

#### 4.1.3 マンマシン・インタフェース

- (1) ツールバー及びメニューの表示を画面ごとに制御し、URLを非表示とすること。
- (2) 各業務用プログラム終了時は、クリップボードをクリアすること。
- (3) 各業務用プログラム終了時は、子画面を自動消去すること。
- (4) ログイン中のユーザ情報の所属名及びユーザ名を画面に表示すること。
- (5) 項目間の移動は、マウスの操作に加え、TABキー及びTABキーとShiftキーの組合せによりキーボードで行えること。
- (6) リストボックス等の項目選択の操作は、マウス及びキーボードで行えること。また、キーボードのみの操作ができること。
- (7) 入力項目に指定桁数のデータを入力した場合は、次入力項目にカーソルを自動的に移動すること。  
なお、指定桁数については、警察庁が別途指示する。
- (8) データの誤入力为了避免のため、コンボボックス、ラジオボタン、チェックボックス等による選択入力を用いること。
- (9) コード入力は、直接入力と選択入力を任意に行えること。
- (10) 入力項目ごとに入力文字種に応じた入力モードに自動切替を行うこと。

(11) 登録、修正、削除若しくは照会の処理又は通報・回答の受信ができない場合、それらを認識できるメッセージを表示すること。

(12) 入力したデータを画面遷移時に記憶し、前画面に戻った場合にも表示すること。

(13) 次の場合、画面上の文字等を区別して表示すること。

ア 使用できるボタン等及び使用できないボタン等

イ 一覧表で選択した項目及び未選択の項目

ウ 入力誤り又は入力内容を変更した項目

#### 4.1.4 保守性

登録機能、照会機能及び通報機能について、機能ごとに閉塞の設定・解除ができること。

#### 4.2 画面要件

画面遷移、画面イメージ及び入出力仕様については、警察庁が別途指示する。

なお、既存の遺失物プログラムの画面数は、表-6のとおりである。

表-6 画面数

品 名	画 面 数
業務プログラム	39
管理プログラム	19
試験プログラム	51

#### 4.3 帳票要件

4.3.1 遺失物管理業務の帳票は、表-7のとおりとする。

表-7 遺失物管理業務の帳票

種 類	出力時期	表数
業 務 統 計	日報	1
	月報	5
業務管理統計	期間報	16
	現在報	1

出力時期、統計計上条件及び帳票レイアウトの詳細については、警察庁が別途指示する。

4.3.2 管理プログラムの帳票は、表-8のとおりとする。

表-8 管理プログラムの帳票

種 類	出力時期	表数
制 御 統 計	日報	10

出力時期、統計計上条件及び帳票レイアウトの詳細については、警察庁が別途指示する。

#### 4.4 情報・データ要件

4.4.1 情報・データ一覧

情報・データ一覧は、表-9のとおりとする。

表-9 情報・データ一覧

情報・データ名	情報・データ概要
拾得物情報	遺失物法に基づく拾得物の情報
遺失届情報	遺失物法に基づく遺失届の情報
特定情報	警察庁ホストシステムから受信した照合対象の情報

#### 4.4.2 情報・データ要件

情報・データ要件の詳細については、警察庁が別途指示する。

#### 4.5 外部インタフェース要件

##### 4.5.1 既存のインタフェース

###### (1) 警察庁ホストシステムとのインタフェース要件

警察庁ホストシステムとのインタフェース要件については、FTPプロトコルを用いた既存のインタフェースを使用する。FTPプロトコルを用いた既存のインタフェースの詳細については、警察庁が別途指示する。

###### (2) アクセス権管理システムとのインタフェース要件

アクセス権管理システムとのインタフェース要件については、LDAPv3プロトコルを用いた既存のインタフェースを使用する。LDAPv3プロトコルを用いた既存のインタフェースの詳細については、警察庁が別途指示する。

##### 4.5.2 新規のインタフェース

次に示す都道府県システム又は通信サーバとの間のインタフェースについては、新規に設計及び開発する。

###### (1) アプリケーションレベルインタフェース

アプリケーションレベルインタフェースについては、HTTPプロトコルを用いた新規のインタフェースとし、REST手順を使用する。REST手順の詳細については、警察庁が別途指示する。

###### (2) データ部

遺失物プログラムに係るデータ部については、別途指示する要件に従い新規に設計し、詳細については警察庁と協議すること。また、協議済の内容をプログラム設計書に含め、警察庁の承認を受けること。

なお、当該内容は、都道府県警察に警察庁が通知する。

#### 5 規模要件

##### 5.1 データ量（予測最大値）を表-10に示す。

表-10 データ量（予測最大値）

業務名	情報・データ名	構成 テーブル数	データ件数 (合計)	最大データ長 (バイト)
遺失物管理業務	拾得物情報	2	2,516,000	3,164
	遺失届情報	2	6,851,000	3,164
	特定情報	1	1,343,704	210

##### 5.2 アクセス数（実績値）を表-11に示す。



なお、アクセス数の機能ごとの内訳については、警察庁が別途指示する。

表－11 アクセス数（実績値）

業務の区分	アクセス数（件／日）	
	平均	ピーク時
遺失物管理業務	24,150	62,212(2.6倍)

※実績値については平成27年3月1日から平成28年2月29日の間、現行システムにおける処理件数を基に算出した。

## 6 信頼性等要件

### 6.1 信頼性要件

#### 6.1.1 可用性

- (1) 業務サーバへ導入する遺失物プログラムは、仮想化基盤装置の冗長化切替機能が動作して業務サーバのフェイルオーバーが発生した場合、遺失物プログラムの動作を再稼働した仮想装置にフェイルオーバーすることで、業務の継続運用が可能であること。
- (2) DBサーバへ導入する遺失物プログラムは、アクティブ／スタンバイ型のクラスタ構成であるDBサーバのフェイルオーバーが発生した場合、遺失物プログラムの動作をスタンバイ側の機器にフェイルオーバーすることで、業務の継続運用が可能であること。
- (3) ソースコードを変更することなくパラメータによるプログラムの設定変更が可能なコーディングその他の業務の継続運用に影響を与えない手法により、可用性を確保したプログラム設計を行うこと。
- (4) 「稼働率」については、本システムの稼働により業務が正常に動作している状態の割合をいい、二重化した機器が片系障害を起こした場合など、業務の全ての機能が利用できる場合には稼働しているものとし、定期保守に伴う計画停止など受注者の責によらない停止は考慮しないものとする。

表－12 業務に対する稼働率

業務名	目標とする稼働率
遺失物管理業務	99.9%

- (5) 業務サーバのフェイルオーバーが発生した場合、切替え操作開始後、遺失物プログラムの起動が30分以内に完了すること。

#### 6.1.2 完全性

取り扱うデータに応じた記憶領域の確保その他のデータ処理時におけるデータ欠損発生を防止する手法により、完全性を確保するプログラム設計を行うこと。

#### 6.1.3 機密性

既知の脆弱性を用いないコーディング、処理ごとのモジュール化その他のデータ漏えいにつながる脆弱性の発生を防止する手法により、高い機密性を確保するプログラム設計を行うこと。

### 6.2 拡張性要件

業務の追加及び変更に対応できる設計・開発に当たること。

#### 6. 3 システム中立性要件

特定の事業者にしかり扱うことができない製品や技術に依存せず、また、他事業者がシステムの改修を引き継ぐことが可能であること。

#### 6. 4 事業継続性要件

6.1.1項参照。

### 7 情報セキュリティ要件

権限要件は以下のとおりとする。

7. 1 取り扱う情報は、アクセス権管理システムで許可されたそれぞれの権限に応じて取り扱えること。

7. 2 ログの管理等の情報セキュリティの機能により、情報の漏えい、改ざん、消去の防止及び情報システムのセキュリティ確保ができること。

7. 3 印刷を実行した際に、用紙のヘッダ部、フッタ部及び全面（透かし文字）に印刷日時、ページ数及びユーザ情報を付与すること。

なお、付与する情報の詳細については、警察庁が別途指示する。

### 8 情報システム稼働環境

#### 8. 1 全体構成

別紙4のとおりとする。

#### 8. 2 ハードウェア構成

8.2.1 別途調達するハードウェア構成は、別紙5のとおりとする。

8.2.2 契約業者は、行政情報管理システムのハードウェア構成機器の性能の詳細について、コスト低減に配慮した上で速やかに文書にて提案を行うこと。

#### 8. 3 ソフトウェア構成

8.3.1 別途調達する各装置のOS・ミドルウェアは、別紙6のとおりである。

8.3.2 別紙6にて準備するOS・ミドルウェア以外に必要なソフトウェアは、警察庁の承認を得た上で、契約業者が準備すること。

なお、当該ソフトウェアの利用にあっては、6. 3項のシステム中立性要件を満たすこと。

#### 8. 4 ネットワーク環境

8.4.1 通信プロトコルはTCP/IPとする。

8.4.2 回線上のデータは、SSL/TLSにより暗号化すること。

なお、暗号化の方式は警察庁が別途指示する。

8.4.3 業務サーバ、遺失物端末間インタフェースはHTTPSとし、WebブラウザによるGUIとすること。

#### 8. 5 アクセシビリティ要件

4.1.3項参照。

### 9 テスト要件定義

## 9. 1 テスト要件

9. 1. 1 「政府情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン」（平成26年12月3日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）（以下「ガイドライン」という。）に基づき、契約業者が社内環境において実施する単体・結合テスト（以下「契約業者単体・結合テスト」という。）及び警察庁環境において実施する総合テスト（以下「契約業者総合テスト」という。）のテスト計画書を作成し、警察庁の承認を得ること。

なお、警察庁が実施する結合テスト（以下「警察庁結合テスト」という。）は、平成30年11月上旬から12月上旬までの間を、総合テスト（以下「警察庁総合テスト」という。）は、平成30年12月下旬から平成31年2月上旬までの間を予定している。

9. 1. 2 テスト計画書に基づき、テストを行い、各テストの実施結果を報告すること。

なお、契約業者単体・結合テスト及び契約業者総合テストに必要なデータは、契約業者が準備すること。

9. 1. 3 警察庁総合テストにおいて、次のとおり対応すること。

なお、本テストに必要なデータは、警察庁が準備する。

- (1) 警察庁総合テストに立ち会うこと。
- (2) 遺失物プログラムの不具合が発生した場合は、原因調査、当該プログラムの修正及び修正済みのプログラムをインストールすること。
- (3) 警察庁が開催する警察庁総合テスト結果検討会に参加し、正常動作を確保すること。

9. 1. 4 警察庁と協議を行い、受入テストのテスト計画書及び受入テスト仕様書を作成し、警察庁が実施する受入テストを支援すること。

9. 1. 5 テスト実施方法については、表-13のとおりとする。

表-13 テスト実施方法

テスト名	実施区分		テスト環境	テスト方法	テストデータの準備
	警察庁	契約業者			
契約業者単体・結合テスト	—	実施	社内環境	・機能テスト ・異常系テスト	契約業者
契約業者総合テスト	協力	実施	警察庁（実運用環境）	・機能テスト ・異常系テスト ・機能間連携テスト	契約業者
受入結合テスト	警察庁 実施	支援	警察庁（実運用環境）	・機能テスト ・異常系テスト ・機能間連携テスト	警察庁
受入総合テスト	警察庁 実施	支援	警察庁（実運用環境）	・性能テスト ・運用テスト（業務閉塞） ・異常系テスト ・負荷テスト	警察庁

※負荷テストについては、アクセス数のピーク値及びデータ量の予測値を考慮して実施することとし、想定以上の利用負荷をかける過負荷テストは機器への影響等を考慮して原則行わない。

## 9. 2 検査

9. 2. 1 検査は、構成、機能及び性能について行う。

なお、検査方法及び検査内容については、警察庁と協議すること。

9. 2. 2 検査は、警察庁において、警察庁検査官が立会いの上、警察庁の設備を使用して行う。

なお、検査に必要なデータは警察庁が準備する。また、検査方法及び検査内容により、警察庁の設備以外に機器が必要となった場合には契約業者が準備すること。

9. 2. 3 検査中に、本仕様書の規定に関して解釈上の疑義が生じた場合は、警察庁検査官の指示に従うこと。

## 10 移行要件定義

### 10. 1 移行に係る要件

#### 10. 1. 1 移行計画書の作成

警察庁と協議を行い、ガイドラインに基づき、新システムへの移行スケジュール、移行方法及び移行後の検証方法を記載した移行計画書を作成し、警察庁の承認を得ること。

なお、現行システムから実運用環境への移行作業及び移行後の検証作業は、警察庁が実施する。

#### 10. 1. 2 移行スケジュール

移行は、警察庁結合テスト前、警察庁総合テスト前及び運用開始前の3回とする。

なお、移行スケジュールの詳細については、警察庁と協議すること。

#### 10. 1. 3 移行方法及び検証方法

警察庁が現行システムから抽出したデータについて、実運用環境に移行するツール、移行作業及び検証作業に必要な手順書を作成すること。また、警察庁が実施する移行作業及び検証作業に関して、当該ツールの使用方法の教示など技術的支援を行うこと。

なお、抽出したデータのレイアウトは、警察庁が別途指示する。

### 10. 2 教育に係る要件

開発用ソフトウェアの操作について、次のとおり教育訓練を行い、その結果を報告すること。

10. 2. 1 実施方法は集合教育訓練とし、警察庁が指示する東京都23区内の場所において、警察庁に設置された開発端末で実施すること。

10. 2. 2 教育訓練は、開発用ソフトウェアの操作について、1日間実施することとし、対象者は警察庁職員約3人とする。

10. 2. 3 教育訓練に必要な教材は、契約業者が準備すること。

## 11 運用要件定義

### 11. 1 情報システムの操作・監視等要件

運用形態は、24時間連続稼働とする。

### 11. 2 データ管理要件

13.2.5項参照。

### 11. 3 運用施設・設備要件

システムの設置場所は、東京都23区内である。

なお、設置場所の詳細、入退室方法等については、契約後に警察庁が別途指示する。

## 12 保守要件定義

別途契約を結ぶ。

## 13 作業の体制及び方法

### 13. 1 作業体制

#### 13.1.1 設計・開発実施計画

契約後、警察庁と協議を行い、速やかにガイドラインに基づく作業概要、作業体制、スケジュール、成果物、開発形態・開発手法・開発環境・開発ツール等及びその他に関する事項を記載した設計・開発実施計画書並びにその附属文書であるWBSを作成し、警察庁の承認を得ること。

なお、WBSは作業項目、作業内容及びスケジュールをより詳細に階層化し、担当者等を記載すること。

#### 13.1.2 設計・開発実施要領

契約後、警察庁と協議を行い、速やかにガイドラインに基づくコミュニケーション管理、体制管理、工程管理、品質管理、リスク管理、課題管理、システム構成管理、変更管理及び情報セキュリティ対策に関する事項を記載した設計・開発実施要領を作成し、警察庁の承認を得ること。

#### 13.1.3 体制管理及び品質管理

- (1) 本プログラムの設計、開発、テスト及び行政情報管理システムへの導入の各工程において、警察庁の意図しない変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証する管理が、一貫した品質保証体制の下でなされていること。
- (2) 警察庁の意図しない変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証するための具体的な管理手順や品質保証体制を証明する書類（例えば、品質保証体制の責任者や各担当者がアクセス可能な範囲等を示した管理体制図）を提出すること。第三者機関による品質保証体制を証明する書類等が提出可能な場合は提出すること。
- (3) 本プログラムに警察庁の意図しない変更が行われるなどの不正が見つかった時に、追跡調査や立ち入り検査など、警察庁と連携して原因を調査し、排除するための手順及び体制を整備すること。また、当該手順及び体制が妥当

であることを証明するための書類を提出すること。

#### 13.1.4 リスク管理、課題管理及び変更管理

リスク管理簿を作成し、本プログラムの設計・開発における作業を阻害する可能性のあるリスクを適切に管理すること。また、設計・開発において解決すべき問題及び変更内容についても適切に管理・記録すること。

#### 13.1.5 進捗報告等

設計・開発実施計画書及び設計・開発実施要領に基づき設計・開発を行い、原則月2回行う予定の警察庁との定例会議において、その結果を報告すること。また、警察庁と協議を行い、ガイドラインに基づく次の書類を作成し警察庁に提出すること。

なお、定例会議が行われない場合においても、進捗報告に関する書類を提出すること。

- (1) EVM進捗管理表を作成し、定例会議に提出すること。
- (2) 前月の進捗状況表、EVM推移グラフ及び進捗状況分析図を作成し、月初めの定例会議に提出すること。
- (3) ODB登録用シートに必要事項を記載し、設計・開発実施要領において定める時期に提出すること。
- (4) 警察庁の求めに応じ、作業の進捗状況等について中間報告を行うこと。
- (5) 警察庁と協議した場合は、速やかに議事録を作成し、警察庁の承認を得ること。

### 13. 2 開発方法

13.2.1 次に示す設計書等は、警察庁と仕様の詳細について協議の上作成し、警察庁の承認を得ること。

- (1) プログラム設計書
- (2) マスタ移行設計書
- (3) 開発環境

13.2.2 本プログラム内で契約業者がパッケージソフトウェアを準備し利用する場合は、警察庁と協議を行い承認を得ること。

なお、当該ソフトウェアの利用にあつては、6. 3項のシステム中立性要件を満たすこと。

13.2.3 本プログラムの作成に当たって次の事項に留意すること。

- (1) ソースプログラムには、適宜日本語でコメントを付加すること。
- (2) ソースプログラムは、ステートメント（文）の意味に沿った字下げを行うこと。
- (3) 変数等の命名規則を統一すること。
- (4) 処理ごとにモジュール化すること。
- (5) データの検査項目は外部パラメータ化し、項目の追加、訂正及び削除時にソースプログラムの変更、再コンパイルの必要がないようにすること。

なお、外部パラメータ化できない項目は事前に警察庁の承認を得ること。

- (6) 利用する各種コードは外部パラメータ化し、コードの追加、訂正及び削除

時にソースプログラムの変更、再コンパイルの必要がないようにすること。

なお、外部パラメータ化できない項目は事前に警察庁の承認を得ること。

- (7) 期間指定、指定日付等、日付に関する定義は外部パラメータ化し、定義の追加、訂正及び削除時にソースプログラムの変更、再コンパイルの必要がないようにすること。

なお、外部パラメータ化できない項目は事前に警察庁の承認を得ること。

- (8) 元号改正に対応できること。
- (9) 業務ごとにマルチプロセス化すること。
- (10) システム及び業務の運用に影響することなく、各種設定の変更ができること。
- (11) 警察庁が別途指示するWebブラウザ以外にソフトウェアの導入を遺失物端末に必要としない方法で、本プログラムを作成すること。

#### 13.2.4 開発言語等

原則として、業務プログラム及び管理プログラムはJava Platform Enterprise Editionを、試験プログラムはC #を用いて開発を行うこと。ただし、他の言語及び開発環境を使用する場合は、そのメリットとデメリットを整理し、Java Platform Enterprise Edition又はC #に対する優位性を具体的に示した上で、事前に警察庁の承認を得ること。

#### 13.2.5 データベース

- (1) データベースのバックアップは、業務を停止せずに行えること。
- (2) ディスク使用容量については、必要最低限にとどめ数値的な根拠を明確にして設計すること。
- (3) 業務で使用するものとは別に試験で使用するデータベースを設けること。

#### 13.2.6 文字コード

使用する文字コードは警察庁が別途指示する。

#### 13.2.7 警察庁が別途指示するシステムドキュメント作成基準、命名規則、コーディング規約及びユーザインタフェース設計開発標準に基づいて開発を行うこと。

### 13.3 導入

#### 13.3.1 本プログラムの導入に当たっては、警察庁ホストシステム、都道府県システム及びアクセス権管理システムの運用に影響を与えることなく構築及び運用ができること。

#### 13.3.2 行政情報管理システムの実運用環境及び試験環境への各業務用プログラムのインストール、必要なソフトウェアのインストール、設定、調整及び契約業者総合テストについては、平成30年10月31日までに完了すること。

#### 13.3.3 試験端末への試験プログラムのインストール、必要な設定、調整及び契約業者総合テストについては、平成30年10月31日までに完了すること。

#### 13.3.4 13.3.2及び13.3.3項に関する全ての設定及び調整が終了し、受入テストに合格した後、警察庁が別途指示する電磁的記録媒体に行政情報管理システムにおける各業務用プログラムのバックアップを行い、警察庁に提出すること。

なお、バックアップの取得時期は警察庁と協議すること。

13.3.5 開発用ソフトウェアのインストール、必要な設定及び調整については、平成31年1月31日までに完了すること。

13.3.6 導入作業に係る日程の詳細については、警察庁と協議すること。

13.3.7 導入作業の実施結果については、実施結果報告書を作成し、提出すること。  
なお、報告書の詳細については、警察庁と協議すること。

#### 13. 4 瑕疵担保責任

警察庁は、納入成果物について納入後1か年以内に瑕疵を発見した場合は、契約業者に対して当該瑕疵の修正を請求することができ、契約業者は、当該瑕疵を無償で修正するものとする。

### 14 特記事項

#### 14. 1 知的財産権の取扱い

14.1.1 本調達における納入成果物に関する権利（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条に定める全ての権利を含む。）及び所有権は、次の場合を除き警察庁が契約業者に受領書を交付したときをもって警察庁に移転する。また、契約業者は警察庁に対し、納入成果物に係る著作者人格権（著作権法第18条から第20条に定める権利をいう。）を行使しないものとする。

(1) 納入成果物に、契約業者が本調達の契約前から権利を有する著作物（契約業者の権利の範囲について契約後、速やかに警察庁の承認を得たものに限る。）（以下「契約業者の既存著作物」という。）が含まれる場合、その契約業者の既存著作物

(2) 納入成果物に、第三者が権利を有する著作物（以下「第三者の既存著作物」という。）が含まれる場合、その第三者の既存著作物

14.1.2 14.1.1(1)項で示した契約業者の既存著作物においては、本システムへ利用する目的の範囲に限り、警察庁は契約業者に権利留保された著作物を自由に複製し、及びそれらの利用を第三者に許諾することができるものとする。ただし、成果物に第三者の権利が帰属するときはこの限りではないものとし、この場合には、複製等ができる範囲やその方法等について協議するものとする。

#### 14. 2 ハードウェア調達契約業者との連携等

契約業者は、警察庁が別途調達する行政情報管理システムのハードウェア調達の契約業者と連携、協力及び調整を行い、契約責任範囲及び瑕疵担保責任範囲を明確にし、警察庁に報告すること。

#### 14. 3 その他

14.3.1 納入成果物が他者の権利を侵害していないこと。

14.3.2 プログラム開発に必要な機器、ソフトウェア及びテストデータは契約業者において準備すること。

14.3.3 8.3.2項にて契約業者が準備するソフトウェア及び13.3.5項で導入する開発用ソフトウェアのサポート契約は契約業者において行うこと。

14.3.4 本仕様書の内容について疑義があるときは、警察庁の指示又は承認を得ること。



- 14.3.5 警察庁が別途指示する事項、関連仕様書及び既存成果物のうち書面により納入された資料については、閲覧可能であるため、警察庁に問い合わせること。  
 なお、閲覧可能な資料については、表-14のとおりとする。

表-14 閲覧可能な資料

資料番号	資料名	
閲覧資料1	行政情報管理システム遺失物管理業務用プログラム仕様書別途指示資料	
閲覧資料2	関連仕様書	
閲覧資料3	既存成果物	プログラム設計書
		プログラム仕様書
		プログラムリスト
		プログラム操作説明書
		端末操作説明書

- 14.3.6 契約業者が現行の遺失物プログラムにおける納入成果物の利用を希望する場合、契約後に警察庁の承認を得て当該納入成果物を借用すること。

- 14.3.7 納入時に、納入報告書を作成し、提出すること。

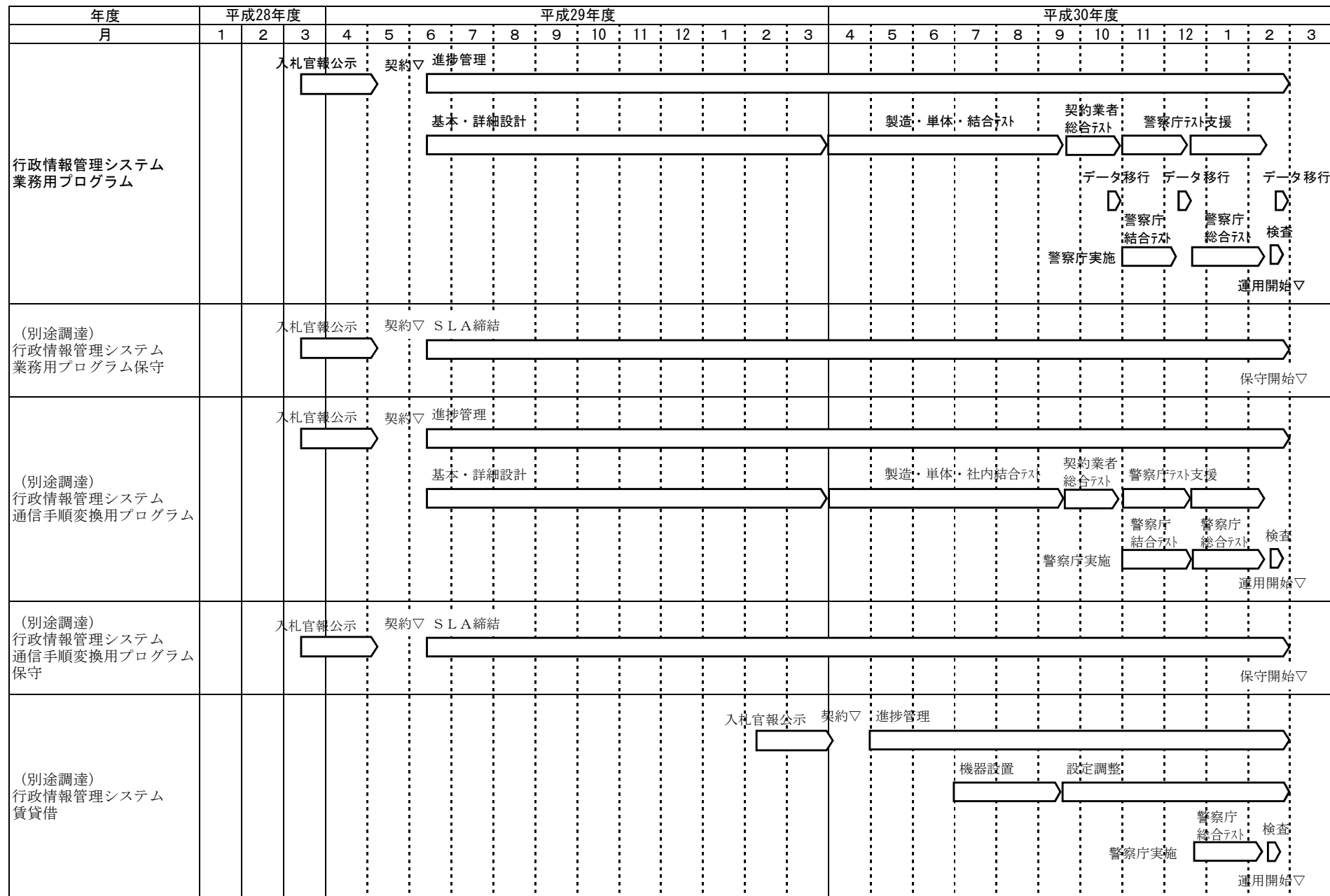
- 14.3.8 全ての作業完了後、完了報告書を作成し、提出すること。

- 14.3.9 警察庁に提出する資料については、日本語に対応していること。

## 15 妥当性証明

本仕様書の妥当性について証す。

警察庁情報通信局情報管理課長（警察庁CIO補佐官） 降旗 喜和男



## 別紙2

## 1 納入成果物

NO	品名	数量	記 事
1	業務用プログラム	1式	2項「業務用プログラムの構成」のとおり。

## 2 業務用プログラムの構成

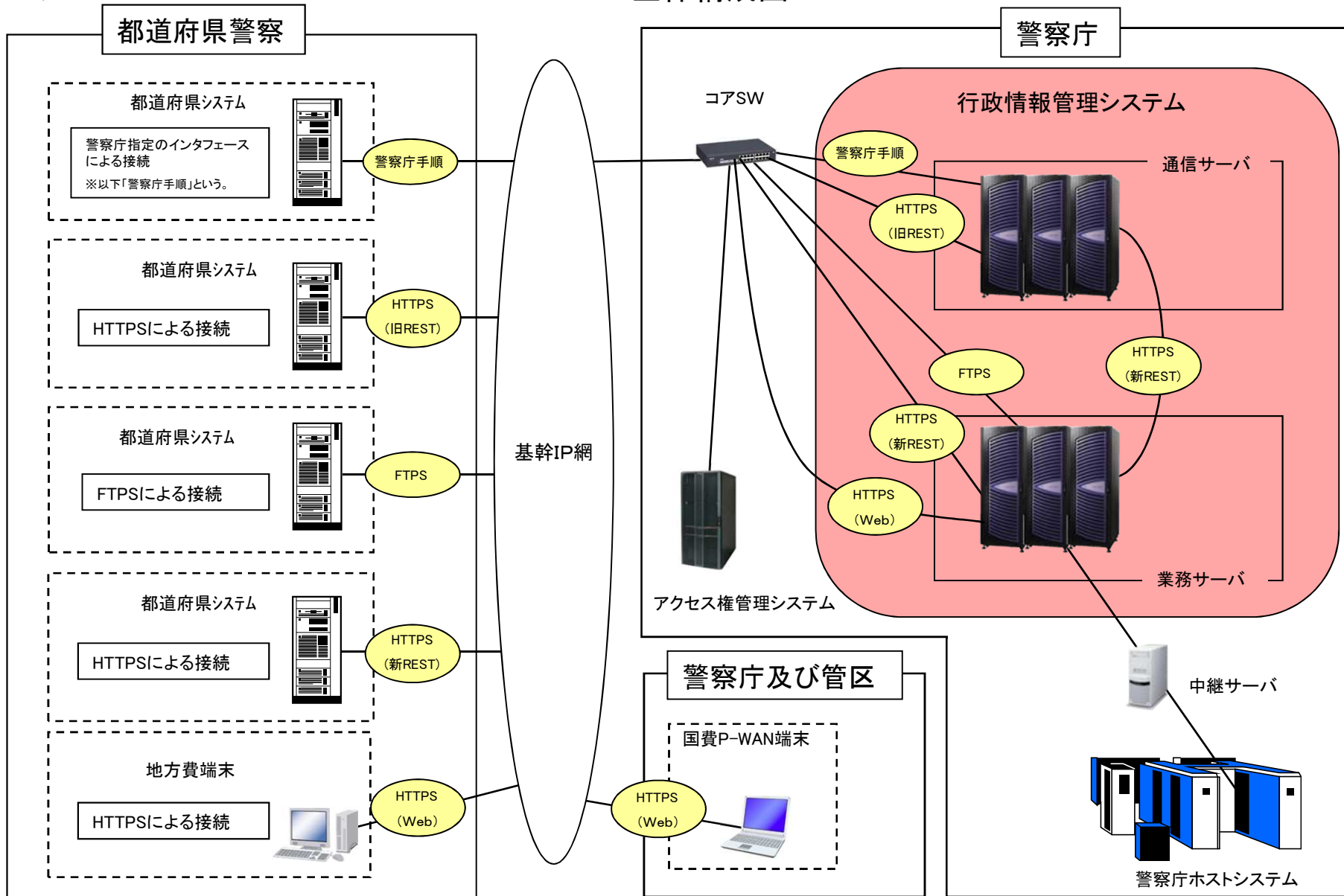
NO	区分	品目	数量	納入方法	記 事
1	本体	プログラム	1式	電磁的記録媒体	
2	添付品	プログラムインストール用品	1式	電磁的記録媒体	(1)プログラムの名称、バージョン及び製造番号を明記すること。 (2)プログラムのソースファイルを含む内容とする。
3		プログラム設計書	1式	書面及び電磁的記録媒体	次の記述を含む内容とする。 (1)機能設計 (2)環境条件 (3)ユーザインタフェース設計(画面設計、帳票設計、ファイル入出力レイアウト) (4)データベース設計 (5)コード設計 (6)外部インターフェース設計
4		プログラム仕様書	1式	書面及び電磁的記録媒体	プログラム詳細設計を含む内容とする。
5		プログラムリスト	1式	書面及び電磁的記録媒体	(1)バージョンを明記すること。 (2)モジュール一覧表を含む内容とする。 (3)ステップ数とその算出基準を含む内容とする。 (4)ファンクションポイントとその算出基準を含む内容とする。
6		システム構築手順書	1式	書面及び電磁的記録媒体	次の記述を含む内容とする。 (1)インストール手順 (2)バックアップ手順 (3)リストア手順
7		プログラム操作説明書	1式	書面及び電磁的記録媒体	次の記述を含む内容とする。 (1)プロセスフローチャート (2)オペレーションフローチャート (3)メッセージ一覧表 (4)パラメータの変更手順 (5)ジョブリラン手順 (6)ハードウェア定期点検時のジョブ保留、スキップ、ジョブ保留解除等手順 (7)実運用環境から試験環境へのデータ移行作業手順 (8)業務端末における設定手順書(ショートカットアイコン作成方法、証明書インストール方法、セキュリティレベル設定方法等)
8		端末操作説明書	1式	書面及び電磁的記録媒体	

※納入成果物の電磁的記録媒体の種類、規格及び保存するファイル形式については、警察庁と協議すること。

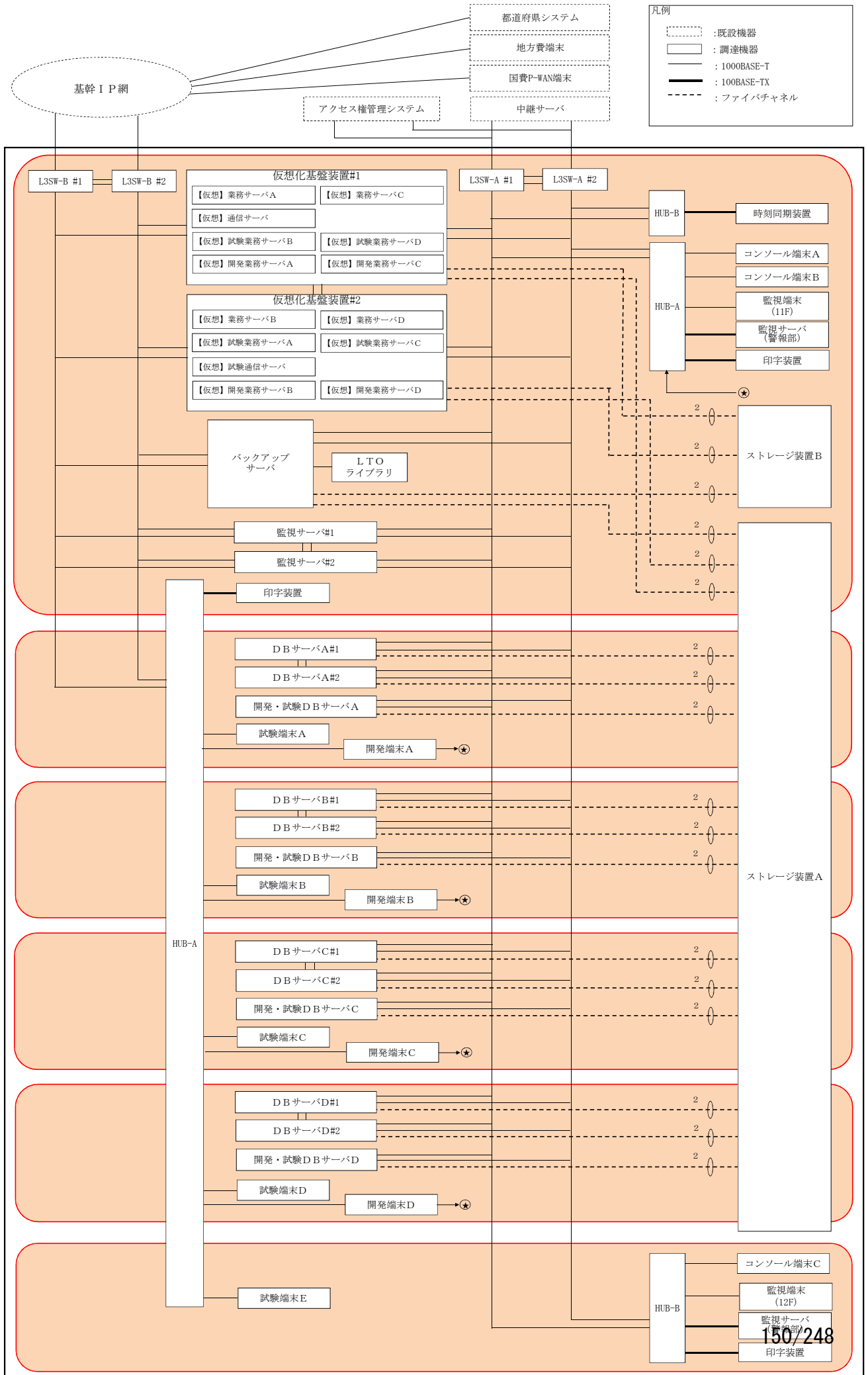
## 提出資料一覧

No	仕様書 関連項番	提出資料等	提出時期	提出方法		
1	13.1.5(5)	議事録	会議終了後、5営業日以内	書面		
2	13.1.1	ガイドライン 関係	設計・開発実施計画書	書面		
3	13.1.1			WBS	書面	
4	13.1.2				設計・開発実施要領	書面
5	13.1.5(1)		EVM進捗管理表	定例会議の都度	書面	
6	13.1.5(2)		進捗状況表	月初めの定例会議	書面	
7	13.1.5(2)		EVM推移グラフ		書面	
8	13.1.5(2)		進捗状況分析図		書面	
9	13.1.5(3)		ODB登録用シート	設計・開発実施要領に 定める時期	書面	
10	13.2.1(1)		承認 図書	プログラム設計書	協議して決定	
11	13.2.1(2)	マスタ移行設計書				
12	13.2.1(3)	開発環境				
13	13.2.2	パッケージソフトウェアの利用		使用する場合は 協議して決定	書面	
14	14.1.2	第三者の既存著作物の使用許諾の内容	協議して決定	書面		
15	9.1.1	テスト計画書(契約業者単体・結合テスト)	テスト開始、5営業日前まで	書面		
16	9.1.1	テスト計画書(契約業者総合テスト)		書面		
17	9.1.2	テスト結果報告(契約業者単体・結合テスト)	テスト終了後、5営業日以内	書面		
18	9.1.2	テスト結果報告(契約業者総合テスト)		書面		
19	9.1.4	受入テストのテスト計画書	テスト開始、5営業日前まで	書面		
20	9.1.4	受入テスト仕様書		書面		
21	3.6.2 別紙2	(ソフトウエア) 納入成果物	プログラム	平成31年2月28日まで	電磁的記録媒体	
22					プログラムインストール用品	電磁的記録媒体
23					プログラム設計書	書面及び 電磁的記録媒体
24					プログラム仕様書	書面及び 電磁的記録媒体
25					プログラムリスト	書面及び 電磁的記録媒体
26					システム構築手順書	書面及び 電磁的記録媒体
27					プログラム操作説明書	書面及び 電磁的記録媒体
28					端末操作説明書	書面及び 電磁的記録媒体
29	9.2.1	検査方法及び検査内容	協議して決定	書面		
30	13.3.3又 は13.3.4	各業務用プログラムのバックアップ媒体	受入テスト合格後、 3営業日以内	電磁的記録媒体		
31	13.3.5又 は13.3.6	導入作業日程	導入作業実施の、 5営業日前まで	書面		
32	13.3.6又 は13.3.7	導入作業の実施結果報告書	導入作業実施後、5営業日以内	書面		
33	14.3.7	納入報告書	納入時	書面		
34	14.3.8	完了報告書	平成31年2月28日まで	書面		

# 全体構成図



別紙5 ハードウェア構成図



## 各装置のOS・ミドルウェア

NO	装置名称	OS	ミドルウェア
1	【仮想】業務サーバA	Red Hat Enterprise Linux	Red Hat Jboss Enterprise Application Platform、 Apache HTTP Server
2	【仮想】業務サーバB	Red Hat Enterprise Linux	Red Hat Jboss Enterprise Application Platform、 Apache HTTP Server
3	【仮想】業務サーバC	Red Hat Enterprise Linux	Red Hat Jboss Enterprise Application Platform、 Apache HTTP Server
4	【仮想】業務サーバD	Red Hat Enterprise Linux	Red Hat Jboss Enterprise Application Platform、 Apache HTTP Server
5	【仮想】通信サーバ	Red Hat Enterprise Linux	—
6	【仮想】試験業務サーバA	Red Hat Enterprise Linux	Red Hat Jboss Enterprise Application Platform、 Apache HTTP Server
7	【仮想】試験業務サーバB	Red Hat Enterprise Linux	Red Hat Jboss Enterprise Application Platform、 Apache HTTP Server
8	【仮想】試験業務サーバC	Red Hat Enterprise Linux	Red Hat Jboss Enterprise Application Platform、 Apache HTTP Server
9	【仮想】試験業務サーバD	Red Hat Enterprise Linux	Red Hat Jboss Enterprise Application Platform、 Apache HTTP Server
10	【仮想】試験通信サーバ	Red Hat Enterprise Linux	—
11	DBサーバA#1	Red Hat Enterprise Linux	PostgreSQL
12	DBサーバA#2	Red Hat Enterprise Linux	PostgreSQL
13	DBサーバB#1	Red Hat Enterprise Linux	PostgreSQL
14	DBサーバB#2	Red Hat Enterprise Linux	PostgreSQL
15	DBサーバC#1	Red Hat Enterprise Linux	PostgreSQL
16	DBサーバC#2	Red Hat Enterprise Linux	PostgreSQL
17	DBサーバD#1	Red Hat Enterprise Linux	PostgreSQL
18	DBサーバD#2	Red Hat Enterprise Linux	PostgreSQL
19	開発・試験DBサーバA	Red Hat Enterprise Linux	PostgreSQL
20	開発・試験DBサーバB	Red Hat Enterprise Linux	PostgreSQL
21	開発・試験DBサーバC	Red Hat Enterprise Linux	PostgreSQL
22	開発・試験DBサーバD	Red Hat Enterprise Linux	PostgreSQL
23	監視サーバ	Windows Server	※1
24	バックアップサーバ	Red Hat Enterprise Linux	—
25	試験端末A	Windows	—
26	試験端末B	Windows	—
27	試験端末C	Windows	—
28	試験端末D	Windows	—
29	試験端末E	Windows	—
30	開発端末A	Windows	Visual Studio
31	開発端末B	Windows	Visual Studio
32	開発端末C	Windows	Visual Studio
33	開発端末D	Windows	Visual Studio

※1 警察庁が別途指定する統合運用管理ソフトウェアとする。

※2 OS・ミドルウェアのバージョンについては、契約後、警察庁が別途指示する。

※3 別紙6で示したOS・ミドルウェアのサポート契約については、ハードウェア調達契約業者側で準備する。

## 別添 5

### 行政情報管理システム身元確認照会業務用プログラム仕様書（案）

警察庁情報通信局  
警情仕プロ管第●号  
平成●年●月●日制定

#### 1 調達件名

行政情報管理システムに構築する身元確認照会業務用プログラムに係る設計、開発、導入等

#### 2 品名及び略称

品名及び略称は、表－1のとおりとする。

表－1 品名及び略称

品 名	略 称
身元確認照会業務用プログラム	身元プログラム
業務用プログラム	業務プログラム
管理用プログラム	管理プログラム
試験用プログラム	試験プログラム

#### 3 作業の概要

##### 3.1 目的

本仕様書は、更改する行政情報管理システムにおいて、身元確認照会業務を実施するために構築するプログラムに適用する。

##### 3.2 背景

行政情報管理システムは、警察行政事務に必要な各種情報を警察庁の電子計算機で一元的に管理し、都道府県警察からの様々な照会に対し迅速に回答することにより、適正かつ効率的な警察活動を支えている。

現行の行政情報管理システムが平成31年2月末に運用期限を迎えることに伴い、平成31年3月に新たな行政情報管理システムに更改するため、平成29年度及び平成30年度に対象となる機器の賃貸借、プログラム開発、構築及び保守作業を含めた調達を行うこととしている。

##### 3.3 用語の定義

###### 3.3.1 各業務共通

###### (1) 警察庁ホストシステム

警察庁に設置される各種業務を行うシステムをいう。

###### (2) アクセス権管理システム

警察庁に設置される利用者のアクセス権を一元管理する電子計算機、プログラム等の総称をいう。

###### (3) アクセス権情報



アクセス権管理システムで管理する業務の機能を利用する権限を設定するための情報をいう。

- (4) 身元端末  
警察庁及び都道府県警察に設置される身元確認照会業務を行う端末装置をいう。
- (5) 都道府県システム  
都道府県警察が整備したシステム（身元端末を除く。）をいう。
- (6) 試験端末  
警察庁に設置される行政情報管理システムの機能確認及び試験を行う端末装置をいう。
- (7) 業務端末  
身元端末及び試験端末の総称をいう。
- (8) 仮想化基盤装置  
警察庁に設置される行政情報管理システムの仮想化基盤装置をいう。
- (9) 業務サーバ  
警察庁に設置される行政情報管理システムの業務サーバBをいう。
- (10) DBサーバ  
警察庁に設置される行政情報管理システムのDBサーバBをいう。
- (11) 監視サーバ  
警察庁に設置される行政情報管理システムの監視サーバをいう。
- (12) 監視端末  
警察庁に設置される行政情報管理システムの監視端末をいう。
- (13) 試験サーバ  
警察庁に設置される行政情報管理システムの試験業務サーバBをいう。
- (14) 開発・試験DBサーバ  
警察庁に設置される行政情報管理システムの開発・試験DBサーバBをいう。
- (15) バックアップサーバ  
警察庁に設置される行政情報管理システムのバックアップサーバをいう。
- (16) 実運用環境  
業務サーバ及びDBサーバの総称をいう。
- (17) 試験環境  
試験サーバ及び開発・試験DBサーバの総称をいう。
- (18) 通信サーバ  
警察庁に設置される行政情報管理システムの通信サーバをいう。
- (19) 電子計算機接続  
業務サーバと都道府県システムを接続することをいう。
- (20) 列信データ  
複数レコードのデータを一度に連続して送受信するデータの集合をいう。
- (21) 各業務用プログラム

業務プログラム及び管理プログラムの各プログラムをいう。

(22) 業務管理DB

管理プログラムで用いるデータベースをいう。

(23) コード・用語ファイル

身元プログラムで使用するコード・用語に関するファイルをいう。

なお、コード・用語ファイルの詳細については、警察庁が別途指示する。

(24) レスポンス

業務サーバにおいて、身元端末及び都道府県システムからの要求受付完了後から通報又は回答の送信を開始するまでの時間をいう。

なお、レスポンスの詳細については、警察庁が別途指示する。

(25) クラスタ構成

複数台のサーバを接続して、いずれかのサーバが故障しても別のサーバが業務を引き継ぎ、業務を停止させることなく継続できるシステム構成をいう。

(26) アクティブ/スタンバイ型

稼働系サーバと待機系サーバで構成され、稼働系サーバが故障したときは、待機系サーバがその処理を引き継ぐ方式をいう。

(27) 仮想装置

仮想化基盤装置に搭載する仮想化ソフトウェアの技術により論理的に作成されるCPU、メモリ、ハードディスク等の仮想的なハードウェアで稼働する装置をいう。

なお、仮想化基盤の詳細については、警察庁が別途指示する。

(28) 冗長化切替機能

仮想化ソフトウェアにより仮想装置が稼働する物理装置が複数台で運用されている環境で、一の物理装置が障害等により停止した際に、当該物理装置上で稼働していた仮想装置を、他の物理装置上で自動的に再稼働する機能をいう。

(29) フェイルオーバー

同じ処理を行う機器を2台以上設置し、1台の機器に障害が発生した場合、障害が発生していない機器に処理を切り替える機能をいう。

(30) 開発サーバ

警察庁に設置される行政情報管理システムの開発業務サーバBをいう。

(31) 開発端末

警察庁に設置される行政情報管理システムの開発端末Bをいう。

(32) 開発用ソフトウェア

開発サーバ、開発・試験DBサーバ及び開発端末に導入する本プログラムの開発に必要な、ソフトウェア及びツールをいう。

3.3.2 身元確認照会業務

(1) 身元確認DB

身元確認照会業務におけるデータベースをいう。

(2) 身元不明死体情報

行方不明者発見活動に関する規則（平成21年国家公安委員会規則第13号）第16条に基づき作成された身元不明死体票に関する情報をいう。

(3) 行方不明者情報

行方不明者発見活動に関する規則第15条又は第20条第3項に基づき作成された行方不明者届受理票の写しに関する情報をいう。

(4) 身元確認情報

身元不明死体情報及び行方不明者情報の総称をいう。

(5) 死体DNA型記録

死体取扱規則（平成25年国家公安委員会規則第4号）第4条に基づき作成された特定DNA型その他の警察庁が定める事項の記録をいう。

(6) 変死者等DNA型記録

DNA型記録取扱規則（平成17年国家公安委員会規則第15号）第3条に基づき作成された変死者等資料に関する特定DNA型その他の警察庁が定める事項の記録をいう。

(7) 特異行方不明者等DNA型記録

行方不明者発見活動に関する規則（平成21年国家公安委員会規則第13号）第24条に基づき作成された特定DNA型その他の警察庁が定める事項の記録をいう。

(8) 身元確認DNA情報

死体DNA型記録、変死者等DNA型記録及び特異行方不明者等DNA型記録の総称をいう。

(9) 業務Iファイル

警察庁ホストシステムで作成される行方不明者情報に関するファイルをいう。

なお、業務Iファイルの詳細については、警察庁が別途指示する。

(10) 連携ファイル

業務Iファイルからデータを抽出し、一部のデータを変換して作成されるファイルをいう。

(11) 業務Cファイル

警察庁ホストシステムで作成される変死者等DNA型記録に関するファイルをいう。

なお、業務Cファイルの詳細については、警察庁が別途指示する。

(12) DNA連携ファイル

業務Cファイルからデータを抽出し、一部のデータを変換して作成されるファイルをいう。

(13) 業務Dファイル

身元プログラムで作成される死体DNA型記録に関するファイルをいう。

なお、業務Dファイルの詳細については、警察庁が別途指示する。

### 3. 4 業務の概要

身元確認照会業務では、都道府県警察から身元確認情報及び身元確認DNA情

報に関する情報を集約し、都道府県警察からの照会に対する回答、各種統計表作成等を行う。

なお、業務の詳細については、警察庁が別途指示する。

### 3. 5 情報システム化の範囲

本作業では、3. 4 に示す各業務において、情報の一元管理、都道府県警察からの照会に対する回答、各種統計表作成等を行う機能を情報システム化の対象範囲とする。

### 3. 6 作業内容・納入成果物

#### 3. 6. 1 作業内容

本仕様書に基づき、行政情報管理システムにおいて正常に動作するプログラムを完成させるために必要なプログラムの設計、開発、行政情報管理システムへの導入等を対象とする。

なお、調達スケジュール（案）を別紙1に示す。ただし、スケジュールは概略であり、詳細なスケジュールについては警察庁と協議すること。

#### 3. 6. 2 納入成果物

納入成果物は、別紙2のとおりとする。

#### 3. 6. 3 提出資料

提出資料は、別紙3のとおりとする。

### 3. 7 関連仕様書

3. 7. 1 警情仕プロ管第26号「行政情報管理システム業務プログラムⅠ仕様書」（平成24年1月27日制定）

3. 7. 2 警情仕形管第39号「行政情報管理システム仕様書」（平成25年2月1日制定）

3. 7. 3 警情仕形管第38号「アクセス権管理システム仕様書」（平成25年2月1日制定）

## 4 情報システムの要件

### 4. 1 機能・性能要件

#### 4. 1. 1 機能要件

(1) 業務プログラムの機能は、表-2のとおりとする。

表-2 業務プログラムの機能

区 分	項 目	機 能
即時登録	身元不明 死体情報 登録	(1) 身元端末又は都道府県システムから登録に関する身元確認情報（以下「身元登録データ」という。）を入力できること。業務サーバでは、当該身元端末又は都道府県システムからの処理要求に基づき、身元登録データを受信すること。
	行方不明 者情報登 録	なお、身元端末及び都道府県システムからの処理要求並びに身元登録データのレコードレイアウトの詳細については、警察庁が別途指示する。
		(2) 業務サーバでは、受信した身元登録データについて、属性、単独、項目間関連及びマスタ間関連の検査を直ちに行うこと。

		<p>なお、身元登録データについて行う検査の詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(3) 業務サーバでは、(2)の検査結果がエラーの場合、エラー内容を直ちに入力元の身元端末又は都道府県システムに送信すること。入力元の身元端末では、エラー内容を業務サーバから受信し、直ちに画面表示すること。</p> <p>なお、エラー内容の詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(4) 業務サーバでは、(2)の検査結果がエラーでない場合、直ちに身元確認DBに対して身元登録データの登録、訂正及び削除処理を行い、正常の処理結果を入力元の身元端末又は都道府県システムに送信すること。ただし、訂正及び削除処理を行うために入力した身元登録データが特定の情報である場合は、身元確認DBに対して仮の訂正及び削除処理を行うこと。入力元の身元端末では、正常の処理結果を業務サーバから受信し、直ちに画面表示するとともに、印刷できること。仮の訂正及び削除処理を行った身元確認情報（以下「審査対象データ」という。）は、訂正・抹消審査登録機能で使用できること。</p> <p>なお、身元登録データの登録、訂正、削除処理及び特定の情報の詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(5) DBサーバでは、(4)の登録及び訂正処理後、登録した身元登録データに基づき、即時照会機能における重み付け照会を実行できること。</p> <p>なお、重み付け照会の詳細については、警察庁が別途指示する。</p>
行方不明者情報に係るデータ連携		<p>(1) 業務サーバでは、身元端末からの処理要求に基づき、登録支援機能の行方不明者情報登録支援処理で作成した自県データを要求元の身元端末に送信すること。身元端末では、自県データを業務サーバから受信し、直ちに画面に一覧表示すること。</p> <p>なお、身元端末からの処理要求及び一覧表示の詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(2) 業務サーバでは、身元端末からの処理要求に基づき、自県データの一覧表示から指定された自県データの内容を行方不明者情報追加登録画面に転記すること。</p> <p>なお、身元端末からの処理要求及び行方不明者情報追加登録画面への転記の詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(3) 業務サーバでは、(2)の処理後、即時登録機能に示す行方不明者情報登録処理の(1)から(4)の処理を行うこと。</p>
行方不明者情報更新登録		<p>(1) 業務サーバでは、身元端末からの処理要求に基づき、当該府県で作成した身元確認DBに登録済みの行方不明者情報（以下「更新対象データ」という。）を身元端末に送信すること。身元端</p>

		<p>末では、更新対象データを業務サーバから受信し、直ちに画面に一覧表示すること。</p> <p>なお、身元端末からの処理要求、更新対象データ及び一覧表示の詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(2) 業務サーバでは、身元端末からの処理要求に基づき、更新対象データの一覧表示から指定されたデータの内容を行方不明者情報更新登録画面に転記すること。</p> <p>なお、身元端末からの処理要求及び行方不明者情報更新登録画面への転記の詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(3) 業務サーバでは、(2)の処理後、即時登録機能に示す行方不明者情報登録処理の(1)から(4)の処理を行うこと。</p>
	訂正・抹消審査登録	<p>業務サーバでは、身元端末からの処理要求に基づき、審査対象データを身元端末に送信すること。身元端末では、審査対象データを業務サーバから受信し、直ちに画面に一覧表示し、登録可否を選択できること。業務サーバでは、登録可であった場合に身元確認DB対して審査対象データを登録すること。</p> <p>なお、身元端末からの処理要求、一覧表示及び登録可否の設定の詳細については、警察庁が別途指示する。</p>
即時登録(DNA)	死体DNA型記録登録	<p>(1) 身元端末から登録に関する身元確認DNA情報(以下「DNA登録データ」という。)を入力できること。業務サーバでは、当該身元端末からの処理要求に基づき、DNA登録データを受信すること。</p> <p>なお、身元端末からの処理要求並びにDNA登録データのレコードレイアウトの詳細については、警察庁が別途指示する。</p>
	変死者等DNA型記録登録	<p>(2) 業務サーバでは、受信したDNA登録データについて、属性、単独、項目間関連及びマスタ間関連の検査を直ちに行うこと。</p> <p>なお、DNA登録データについて行う検査の詳細については、警察庁が別途指示する。</p>
	特異行方不明者等DNA型記録登録	<p>(3) 業務サーバでは、(2)の検査結果がエラーの場合、エラー内容を直ちに入力元の身元端末に送信すること。入力元の身元端末では、エラー内容を業務サーバから受信し、直ちに画面表示すること。</p> <p>なお、エラー内容の詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(4) 業務サーバでは、(2)の検査結果がエラーでない場合、直ちに身元確認DBに対してDNA登録データの登録、訂正及び削除処理を行い、正常の処理結果を入力元の身元端末に送信すること。また、登録及び訂正したDNA登録データの資料区分が死体DNA型記録であった場合、DNA登録データを基に業務Dファイルを作成し、警察庁ホストシステムに送信すること。</p> <p>なお、DNA登録データの登録、訂正、削除処理及び業務D</p>

	<p>ファイルの作成の詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(5) 業務サーバでは、(4)で入力したDNA登録データが特定の情報である場合は、身元確認DBに対して仮の訂正及び削除処理を行うこと。入力元の身元端末では、正常な処理結果を業務サーバから受信し、直ちに画面表示するとともに、印刷できること。仮の訂正及び削除処理を行った身元確認DNA情報（以下「審査対象DNAデータ」という。）は、DNA型記録訂正・抹消審査登録機能で使用できること。</p> <p>なお、特定の情報の詳細については、警察庁が別途指示する。</p>
変死者等DNA型記録に係るデータ連携	<p>(1) 業務サーバでは、身元端末からの処理要求に基づき、登録支援機能で作成したDNA連携ファイルに基づく自県データを要求元の身元端末に送信すること。当該端末では、自県データを業務サーバから受信し、直ちに画面に一覧表示し、1行選択できること。</p> <p>なお、身元端末からの処理要求及び一覧表示の詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(2) 業務サーバでは、(1)で指定された自県データの内容を変死者等DNA型記録登録画面に転記すること。</p> <p>なお、身元端末からの処理要求及び変死者等DNA型記録登録画面への転記の詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(3) 業務サーバでは、(2)の処理後、即時登録（DNA）機能に示す変死者等DNA型記録登録処理の(1)から(4)の処理を行うこと。</p>
特異行方不明者等DNA型記録更新登録	<p>(1) 業務サーバでは、身元端末からの処理要求に基づき、当該府県で作成した身元確認DBに登録済みの特異行方不明者等DNA型記録（以下「更新対象DNAデータ」という。）を身元端末に送信すること。身元端末では、更新対象DNAデータを業務サーバから受信し、直ちに画面に一覧表示すること。</p> <p>なお、身元端末からの処理要求、更新対象DNAデータ及び一覧表示の詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(2) 業務サーバでは、身元端末からの処理要求に基づき、更新対象DNAデータの一覧表示から指定されたデータの内容を特異行方不明者等DNA型記録更新登録画面に転記すること。</p> <p>なお、身元端末からの処理要求及び特異行方不明者等DNA型記録更新登録画面への転記の詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(3) 業務サーバでは、(2)の処理後、即時登録（DNA）機能に示す特異行方不明者等DNA型記録登録処理の(1)から(4)の処理を行うこと。</p>
DNA型	<p>業務サーバでは、身元端末からの処理要求に基づき、審査対</p>

	記録訂正 ・抹消審 査登録	<p>象DNAデータを身元端末に送信すること。身元端末では、審査対象DNAデータを業務サーバから受信し、直ちに画面に一覧表示し、登録可否を選択できること。業務サーバでは、登録可であった場合に身元確認DBに対して審査対象DNAデータを登録すること。</p> <p>なお、身元端末からの処理要求、一覧表示の詳細及び登録可否の設定の詳細については、警察庁が別途指示する。</p>
登録支援	行方不明 者情報登 録支援	<p>(1) DBサーバでは、監視サーバからのバッチ処理要求に基づき、警察庁ホストシステムから業務Iファイルを受信できること。</p> <p>なお、監視サーバからのバッチ処理要求の詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(2) DBサーバでは、受信した業務Iファイルに記録された行方不明者情報について、検査を行うこと。</p> <p>なお、検査の詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(3) DBサーバでは、(2)の検査結果がエラーの場合、エラー内容をログファイルに出力すること。</p> <p>なお、エラー内容の詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(4) DBサーバでは、(2)の検査結果がエラーでない場合、受信した業務Iファイルから行方不明者情報の抽出及び変換処理を行い、連携ファイルを作成するとともに、身元確認DBに対して登録を行うこと。</p> <p>なお、行方不明者情報の抽出及び変換処理、連携ファイルの詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(5) DBサーバでは、受信した業務Iファイルを一定の期間経過後、自動的に削除すること。</p> <p>なお、一定の期間については、警察庁が別途指示する。</p>
	変死者等 DNA型 記録登録 支援	<p>(1) DBサーバでは、監視サーバからのバッチ処理要求に基づき、警察庁ホストシステムから業務Cファイルを受信できること。</p> <p>なお、監視サーバからのバッチ処理要求の詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(2) DBサーバでは、受信した業務Cファイルに記録された変死者等DNA型記録について、検査を行うこと。</p> <p>なお、検査の詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(3) DBサーバでは、(2)の検査結果がエラーの場合、エラー内容をログファイルに出力すること。</p> <p>なお、エラー内容の詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(4) DBサーバでは、(2)の検査結果がエラーでない場合、受信した業務Cファイルから変死者等DNA型記録の抽出及び変換処理を行い、DNA連携ファイルを作成すること。</p> <p>なお、変死者等DNA型記録の抽出及び変換処理並びにDN</p>



		<p>A連携ファイルの詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(5) DBサーバでは、受信した業務Cファイルを一定の期間経過後、自動的に削除すること。</p> <p>なお、一定の期間については、警察庁が別途指示する。</p>
ファイルによる登録	<p>身元不明死体情報登録</p> <p>行方不明者情報登録</p>	<p>(1) 身元端末から身元登録データをCSV形式のファイルで入力できること。業務サーバでは、当該端末からの処理要求に基づき、当該ファイルを受信すること。</p> <p>なお、身元端末からの処理要求及びファイルのレコードレイアウトの詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(2) 業務サーバでは、受信したファイルに記録された身元登録データについて、属性、単独、項目間関連及びマスタ間関連の検査を直ちに行うこと。</p> <p>なお、身元登録データについて行う検査の詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(3) 業務サーバでは、(2)の検査結果がエラーの場合、直ちにエラー内容を入力元の身元端末に送信すること。当該端末では、エラー内容を業務サーバから受信し、直ちに画面表示すること。</p> <p>なお、エラー内容の詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(4) 業務サーバでは、(2)の検査結果がエラーでない場合、直ちに身元確認DBに対して身元登録データの登録、訂正及び削除処理を行うこと。また、身元端末では、処理結果を業務サーバから受信し、直ちに画面表示すること。</p> <p>なお、身元登録データの登録、訂正及び削除処理の詳細については、警察庁が別途指示する。</p>
即時照会	<p>行方不明者情報に基づく照会</p> <p>身元不明死体情報に基づく照会</p> <p>身元不明死体情報確認照会</p> <p>行方不明者情報確</p>	<p>(1) 身元端末又は都道府県システムから照会に関する身元確認情報（以下「身元照会データ」という。）を入力できること。業務サーバでは、当該身元端末又は都道府県システムからの処理要求に基づき、身元照会データを受信すること。</p> <p>なお、身元端末及び都道府県システムからの処理要求並びに身元照会データの詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(2) 業務サーバでは、受信した身元照会データについて、属性、単独及び項目間関連の検査を直ちに行うこと。</p> <p>なお、身元照会データについて行う検査の詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(3) 業務サーバでは、(2)の検査結果がエラーの場合、エラー内容を直ちに入力元の身元端末又は都道府県システムに送信すること。入力元の身元端末では、エラー内容を業務サーバから受信し、直ちに画面表示すること。</p> <p>なお、エラー内容の詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(4) 業務サーバでは、(2)の検査結果がエラーでない場合、直ち</p>

認照会	<p>に身元確認DBを検索し、検索結果（該当なし及び照会回答件数オーバーを含む。）を入力元の身元端末又は都道府県システムに送信すること。入力元の身元端末では、検索結果を業務サーバから受信し、直ちに画面表示するとともに、印刷できること。</p> <p>なお、身元確認DBに対する検索及び検索結果の詳細については、警察庁が別途指示する。</p>
D N A 照会	<p>(1) 業務サーバでは、死体DNA型記録登録、変死者等DNA型記録登録及び特異行方不明者等DNA型記録登録機能において、登録及び訂正したDNA登録データを基に身元確認DBを検索し、検索結果（以下「DNA検索結果データ」という。）を作成し、保存すること。</p> <p>なお、検索の詳細及びDNA検索結果データの詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(2) (1)の検索の結果、身元確認DNA情報の一致候補が存在する場合、一致候補を登録した都道府県警察の身元端末に対してDNA一致候補通報を作成すること。</p> <p>なお、DNA一致候補通報の詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(3) DBサーバでは、(2)で作成したDNA一致候補通報を一定の期間経過後、自動的に削除すること。</p> <p>なお、一定の期間の詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(4) 業務サーバでは、身元端末からの処理要求に基づき、DNA検索結果データ及びDNA一致候補通報を身元端末に送信すること。身元端末では、DNA検索結果データ及びDNA一致候補通報を業務サーバから受信し、直ちに画面に一覧表示し、印刷できること。</p> <p>なお、身元端末からの処理要求及び一覧表示の詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(5) 要求元の身元端末では、(4)の一覧表示から指定したDNA検索結果データ及びDNA一致候補通報の内容を表示し、印刷できること。</p> <p>(6) 要求元の身元端末では、(1)の一覧表示から指定したDNA検索結果データを削除できること。</p> <p>なお、DNA検索結果データの削除の詳細は、警察庁が別途指示する。</p>
重み付け照会	<p>(1) 業務サーバでは、身元端末からの処理要求に基づき、身元確認DBに登録済みの身元確認情報（以下「重み付け照会対象データ」という。）を身元端末に送信すること。身元端末では、重み付け対象データを業務サーバから受信し、直ちに画面に一覧表示すること。</p>

		<p>なお、身元端末からの処理要求、重み付け照会対象データ及び一覧表示の詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(2) DBサーバでは、(1)の一覧表示から指定した重み付け対象データを基に身元確認DBを検索し、項目ごとに設けられたスコアを合算して得た検索結果（以下「重み付け照会検索結果データ」という。）を作成し、保存すること。</p> <p>なお、項目ごとのスコア及び重み付け照会検索結果データの詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(3) 業務サーバでは、身元端末からの処理要求に基づき、重み付け照会検索結果データを身元端末に送信すること。身元端末では、重み付け照会検索結果データを業務サーバから受信し、直ちに画面に一覧表示し、印刷できること。</p> <p>なお、身元端末からの処理要求及び一覧表示の詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(4) 要求元の身元端末では、(3)の一覧表示から指定した重み付け照会検索結果データの内容を表示し、印刷できること。</p> <p>(5) 要求元の身元端末では、(3)の一覧表示から指定した重み付け照会検索結果データを削除できること。</p> <p>なお、重み付け照会検索結果データの削除の詳細は、警察庁が別途指示する。</p>
通報作成	保存期限満了通知	<p>(1) DBサーバでは、監視サーバからのバッチ処理要求に基づき、身元確認DBを検索し、一定の期間を経過した身元不明死体情報及び行方不明者情報が存在する場合、該当情報に関係する都道府県システムに対する保存期間満了通知を作成すること。</p> <p>なお、監視サーバからのバッチ処理要求、一定の期間及び保存期間満了通知の詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(2) 業務サーバでは、身元端末からの処理要求に対し、身元確認DBを検索し、一定の期間を経過した身元不明死体情報、行方不明者情報及び身元確認DNA情報が存在する場合、該当情報に関係する都道府県警察の身元端末に対し一定の期間、保存期間満了通知情報を起動時表示画面に表示すること。</p> <p>なお、身元端末からの処理要求、一定の期間及び保存期間満了通知の詳細については、警察庁が別途指示する。</p>
通報送信	即時通報送信	<p>(1) 業務サーバでは、都道府県システムからの処理要求に基づき、通報作成機能で作成された通報を都道府県システムに送信すること。</p> <p>なお、都道府県システムからの処理要求については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(2) 業務サーバでは、一度送信した通報について、一定の期間内は、再度送信できること。</p>

		<p>なお、一定の期間の詳細については、警察庁が別途指示する。</p>
統計表作成	業務統計作成	<p>(1) DBサーバでは、監視サーバからのバッチ処理要求に基づき、身元確認DBを検索し、業務統計ファイルを作成すること。</p> <p>なお、監視サーバからのバッチ処理要求、身元確認DBに対する検索及び業務統計ファイルの詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(2) 業務サーバでは、身元端末からの処理要求に基づき、直ちに業務統計ファイルから統計表をExcel形式で作成し、当該端末に送信すること。当該端末では、統計表を業務サーバから受信し、直ちに画面表示するとともにExcel形式で保存できること。</p> <p>なお、身元端末からの処理要求及び作成する統計表の詳細については、警察庁が別途指示する。</p>
データ抽出		<p>(1) 身元端末から身元確認情報の抽出条件（以下「身元抽出条件データ」という。）を入力できること。業務サーバでは、当該端末からの処理要求に基づき、身元抽出条件データを受信すること。</p> <p>なお、身元端末からの処理要求及び身元抽出条件データの詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(2) 業務サーバでは、身元抽出条件データを受信後、直ちに身元確認DBを検索し、抽出条件を満たす身元確認情報を要求元の身元端末に送信すること。当該端末では、抽出した身元確認情報を業務サーバから受信し、CSV形式で保存できること。</p> <p>なお、身元確認DBの検索の詳細については、警察庁が別途指示する。</p>
コードメンテナンス	コード複製	<p>DBサーバでは、監視サーバからのバッチ処理要求に基づき、共通プログラムで管理している業務共通のコード・用語を身元確認DBに複製すること。</p> <p>なお、監視サーバからのバッチ処理要求及び身元確認DBに対する複製の詳細については、警察庁が別途指示する。</p>
	コード登録	<p>(1) 警察庁の身元端末から身元確認DBに対して業務固有のコード・用語を登録又は修正するためのデータ（以下「身元コードメンテナンス用データ」という。）を入力できること。業務サーバでは、当該端末からの処理要求に基づき、身元コードメンテナンス用データを受信すること。</p> <p>なお、警察庁の身元端末からの処理要求及び身元コードメンテナンス用データの詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(2) 業務サーバでは、身元コードメンテナンス用データを受信後、身元確認DBに対して業務固有のコード・用語の登録又は修正処理を行うこと。</p> <p>なお、業務固有のコード・用語の詳細については、警察庁が</p>

	<p>別途指示する。</p> <p>(3) 業務サーバでは、警察庁の身元端末からの処理要求に基づき、業務固有のコード・用語を当該端末に送信すること。当該端末では、業務固有のコード・用語を業務サーバから受信して直ちに画面に一覧表示するとともに、一覧表示の中から範囲を指定し、コード・用語をCSV形式で保存できること。</p> <p>なお、警察庁の身元端末からの処理要求及び一覧表示の詳細については、警察庁が別途指示する。</p>
端末操作説明書取得	<p>業務サーバでは、身元端末からの処理要求に基づき、端末操作説明書ファイルを当該端末に送信すること。当該端末では、端末操作説明書ファイルを業務サーバから受信し、保存できること。</p> <p>なお、身元端末からの処理要求及び端末操作説明書ファイルの形式の詳細については、警察庁が別途指示する。</p>
アクセス制御	<p>業務サーバでは、ユーザのアクセス権情報に応じて機能、画面表示及びファイル入出力を制御すること。</p> <p>なお、アクセス権情報の詳細については、警察庁が別途指示する。</p>

(2) 管理プログラムの機能は、表-3のとおりとする。

表-3 管理プログラムの機能

区分	項目	機能
管理	ログイン画面表示	<p>身元端末では、デスクトップに配置するショートカットからWebブラウザを起動し、業務サーバに接続してログイン画面を表示すること。</p> <p>なお、Webブラウザの詳細については、警察庁が別途指示する。</p>
	ユーザ認証	<p>(1) 身元端末では、ログイン画面からユーザID及び半角英数字を組み合わせた8桁以上のパスワードを入力することによりユーザ認証を行うこと。</p> <p>なお、ユーザID、パスワード及びユーザ認証の詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(2) 業務サーバでは、ユーザ認証時に、アクセス権管理システムからユーザ情報及びアクセス権情報を取得すること。</p> <p>なお、ユーザ情報及びアクセス権情報の詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(3) 身元端末では、ユーザ認証に成功した場合、業務選択画面を表示すること。また、ユーザ認証時に取得したユーザ情報のうち、所属名及び職員名を業務選択画面に表示すること。</p>

	<p>なお、業務選択画面の詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(4) 身元端末では、ユーザのログイン及びログアウト時に、Webブラウザのキャッシュをクリアすること。</p>
パスワード変更	<p>身元端末では、ログインしたユーザが自らのパスワードを変更できること。</p>
業務選択	<p>身元端末では、業務選択画面において取得したアクセス権情報に基づき、ユーザが利用可能な業務名のみを選択可能なメニュー制御を行うこと。</p> <p>なお、メニュー制御の詳細については、警察庁が別途指示する。</p>
アクセス制御	<p>業務サーバでは、ユーザのアクセス権情報に応じて機能、画面表示及びファイル入出力を制御すること。</p> <p>なお、アクセス権情報の詳細については、警察庁が別途指示する。</p>
安全対策	<p>(1) 業務サーバでは、一定時間以上、身元端末から送信が無い場合、身元端末との接続を自動的に切断すること。また、当該一定時間の設定は1分から60分までとし、業務サーバの設定ファイルにより設定できること。</p> <p>(2) 身元端末では、ユーザがログイン中の各画面において、複写、切り取り及び貼付けの機能、ハードコピー機能並びにマウスの右クリックを使用できないよう制御すること。</p> <p>(3) 身元端末では、(2)を実現するため身元端末にプログラムを導入しない方法で実施すること。</p>
ログの生成・保存	<p>(1) 業務サーバでは、全てのトランザクション(障害含む)及びアクセスについて、開始・終了年月日時分秒、ユーザ情報、処理内容等の事項を記録したログを生成すること。</p> <p>なお、生成するログの詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(2) 業務サーバでは、生成したログを業務管理DBに保存すること。</p> <p>なお、業務管理DBの詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(3) DBサーバでは、保存したログを一定の期間経過後、自動的に削除すること。</p> <p>なお、一定の期間の詳細については、警察庁が別途指示する。</p>

ログの検索・出力	<p>(1) 身元端末からログの検索に関する情報を入力できること。業務サーバでは、身元端末からの処理要求に基づき、ログの検索に関する情報を受信し、ユーザの権限に応じて、ログを検索すること。</p> <p>なお、ログの検索に関する情報、身元端末からの処理要求及びユーザの権限に応じたログの検索の詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(2) 業務サーバでは、(1)の検索結果を要求元の業務端末に送信すること。当該端末では、受信した検索結果を直ちに画面に一覧表示するとともに印刷ができること。</p> <p>なお、一覧表示の詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(3) 身元端末では、検索結果をCSV形式で保存できること。</p> <p>なお、CSV形式のレコードレイアウトの詳細については、警察庁が別途指示する。</p>
制御統計作成・出力	<p>(1) DBサーバでは、監視サーバからのバッチ処理要求に基づき、制御統計ファイルを作成すること。</p> <p>なお、監視サーバからのバッチ処理要求及び制御統計ファイルの詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(2) 業務サーバでは、警察庁の身元端末からの処理要求に基づき、制御統計ファイルを当該端末に送信すること。</p> <p>なお、警察庁の身元端末からの処理要求の詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(3) 警察庁の身元端末では、受信した制御統計ファイルをExcel形式で保存できること。</p> <p>(4) DBサーバでは、作成した制御統計ファイルを一定の期間経過後、自動的に削除すること。</p> <p>なお、一定の期間の詳細については、警察庁が別途指示する。</p>
コードメンテナンス	<p>(1) DBサーバでは、監視サーバからのバッチ処理要求に基づき、コード・用語ファイルを警察庁ホストシステムから受信し、業務管理DBに登録すること。</p> <p>なお、監視サーバからのバッチ処理要求の詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(2) 警察庁の身元端末から業務管理DBに対して業務固有のコード・用語を登録又は修正するためのデータ</p>

		<p>(以下「共通コードメンテナンス用データ」という。)を入力できること。業務サーバでは、当該端末からの処理要求に基づき、共通コードメンテナンス用データを受信すること。</p> <p>なお、警察庁の身元端末からの処理要求及び共通コードメンテナンス用データの詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(3) 業務サーバでは、共通コードメンテナンス用データを受信後、業務管理DBに対して業務固有のコード・用語の登録又は修正処理を行うこと。</p> <p>なお、業務固有のコード・用語の詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(4) 業務サーバでは、警察庁の身元端末からの処理要求に基づき、業務共通のコード・用語を当該端末に送信すること。当該端末では、業務共通のコード・用語を業務サーバから受信して直ちに画面に一覧表示するとともに、一覧表示の中から範囲を指定し、コード・用語をCSV形式で保存できること。</p> <p>なお、警察庁の身元端末からの処理要求及び一覧表示の詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(5) DBサーバでは、受信したコード・用語ファイルを一定の期間経過後、自動的に削除すること。</p> <p>なお、一定の期間については、警察庁が別途指示する。</p>
運用連絡通報の設定・出力		<p>(1) 警察庁の身元端末から業務運用に関する連絡の内容、期間及び宛先（以下「運用連絡通報」という。）を入力できること。業務サーバでは、警察庁の業務端末からの処理要求に基づき、運用連絡通報を受信し、業務管理DBに登録すること。</p> <p>なお、警察庁の身元端末からの処理要求及び運用連絡通報の詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(2) 業務サーバでは、身元端末又は都道府県システムからの処理要求に基づき、該当する運用連絡通報を当該身元端末又は都道府県システムに送信すること。業務端末では、運用連絡通報を業務サーバから受信し、業務運用に関する連絡の内容を直ちに画面表示すること。</p> <p>なお、身元端末又は都道府県システムからの処理要求の詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(3) DBサーバでは、作成した運用連絡通報を一定の期</p>



		間経過後、自動的に削除すること。 なお、一定の期間の詳細については、警察庁が別途指示する。
	監視サーバ連携	業務サーバ及びDBサーバでは、監視サーバと情報の送受信をすること。 なお、監視サーバとの情報の送受信の詳細については、警察庁が別途指示する。
	ジョブ管理	監視サーバからのバッチ処理要求に基づき、各業務用プログラムの起動・停止ができること。
	試験表示	身元端末では、試験環境へ接続している間、画面に試験中であることを明示すること。

(3) 試験プログラムの機能は、表－４のとおりとする。

表－４ 試験プログラムの機能

区 分	項 目	機 能
共通	ログイン画面表示	試験端末では、デスクトップに配置するショートカットから試験プログラムを起動し、ログイン画面を表示すること。
	ユーザ認証	試験端末では、ログイン画面からユーザID及び半角英数字を組み合わせた８桁以上のパスワードを入力することによりユーザ認証を行うこと。ユーザ認証に成功した場合、メニュー画面を表示すること。 なお、ユーザ認証及びメニュー画面の詳細については、警察庁が別途指示する。
業務系機能	送受信処理	(1) 試験端末では、電子計算機接続による即時登録及び即時照会機能の確認を行うためのデータ(以下「試験データ」という。)を作成するデータ作成画面を表示すること。 なお、試験データ及びデータ作成画面の詳細については、警察庁が別途指示する。 (2) 試験端末では、データ作成画面から試験データを作成できること。また、データ作成画面で前回入力した試験データを読み込み、追加、修正及び削除することで、新規の試験データを作成できること。 (3) 試験端末では、作成した試験データを印刷できること。 (4) 試験端末では、新規のインタフェース要件に従い、作成した試験データを業務サーバへ送信できること。 なお、新規のインタフェース要件の詳細について

		<p>は、4.5.2を参照のこと。</p> <p>(5) 試験端末では、新規のインタフェース要件に従い、業務サーバから送信された試験データを受信できること。</p> <p>なお、新規のインタフェース要件の詳細については、4.5.2を参照のこと。</p> <p>(6) 試験端末では、業務サーバから受信した試験データについて、画面に表示するとともに、印刷ができること。</p> <p>なお、画面表示の詳細については、警察庁が別途指示する。</p>
管理系機能	ユーザ管理	<p>試験端末では、試験プログラムを使用するためのユーザ情報（ユーザ名、ユーザID、パスワード、利用者権限等）について、画面から作成、変更及び削除処理が行えること。</p> <p>なお、ユーザ情報並びに作成、変更及び削除処理の詳細については、警察庁が別途指示する。</p>
	環境情報設定	<p>試験端末では、新規のインタフェース要件における都道府県固有情報（都道府県コード、端末ID、RESTユーザID、RESTパスワード）について、画面から設定できること。</p> <p>なお、新規のインタフェース要件の詳細については、4.5.2を参照のこと。また、都道府県固有情報の詳細については、警察庁が別途指示する。</p>
	端末操作ログの保存	<p>試験端末では、業務サーバへの接続、試験データの送受信、印刷等に係るログ（以下「アクセスログ等」という。）を保存すること。</p> <p>なお、アクセスログ等の詳細については、警察庁が別途指示する。</p>

#### 4.1.2 性能要件

身元確認照会業務の性能は、表－5のとおりとする。

なお、評価方法については、警察庁が別途指示する。

表－5 身元確認照会業務の性能

業務処理	処理機能	レスポンス
即時登録及び即時登録(DNA)	身元端末及び都道府県システムからの処理要求により、業務サーバを経由してDBサーバに登録、訂正及び削除処理を行い、処理結果を当該身元端末又は都道府県システムで受信する。	平均3秒以内とする。

即時照会	身元端末及び都道府県システムからの処理要求により、業務サーバを経由してDBサーバを検索し、検索結果を当該身元端末又は都道府県システムで受信する。	「身元不明死体情報確認照会」及び「行方不明者情報確認照会」は平均3秒以内とする。「行方不明者情報に基づく照会」及び「身元不明死体情報に基づく照会」は平均30秒以内とする。
------	--	---

#### 4.1.3 マンマシン・インタフェース

- (1) ツールバー及びメニューの表示を画面ごとに制御し、URLを非表示とすること。
- (2) 各業務用プログラム終了時は、クリップボードをクリアすること。
- (3) 各業務用プログラム終了時は、子画面を自動消去すること。
- (4) ログイン中のユーザ情報の所属名及びユーザ名を画面に表示すること。
- (5) 項目間の移動は、マウスの操作に加え、TABキー及びTABキーとShiftキーの組合せによりキーボードで行えること。
- (6) リストボックス等の項目選択の操作は、マウス及びキーボードで行えること。また、キーボードのみの操作ができること。
- (7) 入力項目に指定桁数のデータを入力した場合は、次入力項目にカーソルを自動的に移動すること。  
なお、指定桁数については、警察庁が別途指示する。
- (8) データの誤入力为了避免のため、コンボボックス、ラジオボタン、チェックボックス等による選択入力を用いること。
- (9) コード入力は、直接入力と選択入力を任意に行えること。
- (10) 入力項目ごとに入力文字種に応じた入力モードに自動切替を行うこと。
- (11) 登録、修正、削除若しくは照会の処理又は通報・回答の受信ができない場合、それらを認識できるメッセージを表示すること。
- (12) 入力したデータを画面遷移時に記憶し、前画面に戻った場合にも表示すること。
- (13) 次の場合、画面上の文字等を区別して表示すること。
  - ア 使用できるボタン等及び使用できないボタン等
  - イ 一覧表で選択した項目及び未選択の項目
  - ウ 入力誤り又は入力内容を変更した項目

#### 4.1.4 保守性

登録機能、照会機能及び通報機能について、機能ごとに閉塞の設定・解除ができること。

#### 4.2 画面要件

画面遷移、画面イメージ及び入出力仕様については、警察庁が別途指示する。なお、身元プログラムの画面数の想定は、表-6のとおりである。

表-6 画面数

品 名	画 面 数
業務プログラム	124
管理プログラム	19
試験プログラム	51

#### 4. 3 帳票要件

##### 4. 3. 1 身元確認照会業務の帳票は、表－7のとおりとする。

表－7 身元確認照会業務の帳票

種 類	出力時期	表数
業 務 統 計	月報・年報・期間報	8

出力時期、統計計上条件及び帳票レイアウトの詳細については、警察庁が別途指示する。

##### 4. 3. 2 管理プログラムの帳票は、表－8のとおりとする。

表－8 管理プログラムの帳票

種 類	出力時期	表数
制 御 統 計	日報	10

出力時期、統計計上条件及び帳票レイアウトの詳細については、警察庁が別途指示する。

#### 4. 4 情報・データ要件

##### 4. 4. 1 情報・データ一覧

情報・データ一覧は、表－9のとおりとする。

表－9 情報・データ一覧

情報・データ名	情報・データ概要
身元不明死体情報	身元不明死体票に関する情報
行方不明者情報	行方不明者届受理票の写しに関する情報
死体DNA型記録	死体DNA型記録に関する情報
変死者等DNA型記録	変死者等DNA型記録に関する情報
特異行方不明者等DNA型記録	特異行方不明者等DNA型記録に関する情報

##### 4. 4. 2 情報・データ要件

情報・データ要件の詳細については、警察庁が別途指示する。

#### 4. 5 外部インターフェース要件

##### 4. 5. 1 既存のインターフェース

###### (1) 警察庁ホストシステムとのインターフェース要件

警察庁ホストシステムとのインターフェース要件については、FTPプロトコルを用いた既存のインターフェースを使用する。FTPプロトコルを用いた既存のインターフェースの詳細については、警察庁が別途指示する。

###### (2) アクセス権管理システムとのインターフェース要件

アクセス権管理システムとのインターフェース要件については、LDAPv3プロトコルを用いた既存のインターフェースを使用する。LDAPv3プロトコルを用い

た既存のインタフェースの詳細については、警察庁が別途指示する。

#### 4.5.2 新規のインタフェース

次に示す都道府県システムとの間のインタフェースについては、新規に設計及び開発する。

##### (1) アプリケーションレベルインタフェース

アプリケーションレベルインタフェースについては、HTTPプロトコルを用いた新規のインタフェースとし、REST手順を使用する。REST手順の詳細については、警察庁が別途指示する。

##### (2) データ部

身元プログラムに係るデータ部については、別途指示する要件に従い新規に設計し、詳細については警察庁と協議すること。また、協議済の内容をプログラム設計書に含め、警察庁の承認を受けること。

なお、当該内容は、都道府県警察に警察庁が通知する。

### 5 規模要件

#### 5.1 データ量（予測最大値）を表-10に示す。

表-10 データ量（予測最大値）

業務名	情報・データ名		構成 テーブル数	データ件数 (合計)	最大データ長 (バイト)
身元確認 照会業務	身元不明死体情報	文字	1	44,000	1,022
		画像	1	107,000	500K
	行方不明者情報	文字	1	99,000	1,148
		画像	1	272,000	500K
	死体DNA型記録		1	2,400	1,534
	変死者等DNA型記録		1	10,500	1,534
	特異行方不明者等DNA型記録		1	11,700	1,165

#### 5.2 アクセス数（実績値）を表-11に示す。

なお、アクセス数の機能ごとの内訳については、警察庁が別途指示する。

表-11 アクセス数（実績値）

業務の区分	アクセス数（件/日）	
	平均	ピーク時
身元確認照会業務	469	1,745(3.7倍)

※実績値については平成27年3月1日から平成28年2月29日の間、現行システムにおける処理件数を基に算出した。

### 6 信頼性等要件

#### 6.1 信頼性要件

##### 6.1.1 可用性

(1) 業務サーバへ導入する身元プログラムは、仮想化基盤装置の冗長化切替機

能が動作して業務サーバのフェイルオーバーが発生した場合、身元プログラムの動作を再稼働した仮想装置にフェイルオーバーすることで、業務の継続運用が可能であること。

- (2) DBサーバへ導入する身元プログラムは、アクティブ/スタンバイ型のクラスタ構成であるDBサーバのフェイルオーバーが発生した場合、身元プログラムの動作をスタンバイ側の機器にフェイルオーバーすることで、業務の継続運用が可能であること。
- (3) ソースコードを変更することなくパラメータによるプログラムの設定変更が可能なコーディングその他の業務の継続運用に影響を与えない手法により、可用性を確保したプログラム設計を行うこと。
- (4) 「稼働率」については、本システムの稼働により業務が正常に動作している状態の割合をいい、二重化した機器が片系障害を起こした場合など、業務の全ての機能が利用できる場合には稼働しているものとし、定期保守に伴う計画停止など受注者の責によらない停止は考慮しないものとする。

表-12 業務に対する稼働率

業務名	目標とする稼働率
身元確認照会業務	99.9%

- (5) 業務サーバのフェイルオーバーが発生した場合、切替え操作開始後、身元プログラムの起動が30分以内に完了すること。

#### 6.1.2 完全性

取り扱うデータに応じた記憶領域の確保その他のデータ処理時におけるデータ欠損発生を防止する手法により、完全性を確保するプログラム設計を行うこと。

#### 6.1.3 機密性

既知の脆弱性を用いないコーディング、処理ごとのモジュール化その他のデータ漏えいにつながる脆弱性の発生を防止する手法により、高い機密性を確保するプログラム設計を行うこと。

#### 6.2 拡張性要件

業務の追加及び変更に対応できる設計・開発に当たること。

#### 6.3 システム中立性要件

特定の事業者にしかり取り扱うことができない製品や技術に依存せず、また、他事業者がシステムの改修を引き継ぐことが可能であること。

#### 6.4 事業継続性要件

6.1.1項参照。

### 7 情報セキュリティ要件

権限要件は以下のとおりとする。

- 7.1 取り扱う情報は、アクセス権管理システムで許可されたそれぞれの権限に応じて取り扱えること。
- 7.2 ログの管理等の情報セキュリティの機能により、情報の漏えい、改ざん、消去

の防止及び情報システムのセキュリティ確保ができること。

7. 3 印刷を実行した際に、用紙のヘッダ部、フッタ部及び全面（透かし文字）に印刷日時、ページ数及びユーザ情報を付与すること。

なお、付与する情報の詳細については、警察庁が別途指示する。

## 8 情報システム稼働環境

### 8. 1 全体構成

別紙4のとおりとする。

### 8. 2 ハードウェア構成

8. 2. 1 別途調達するハードウェア構成は、別紙5のとおりとする。

8. 2. 2 契約業者は、行政情報管理システムのハードウェア構成機器の性能の詳細について、コスト低減に配慮した上で速やかに文書にて提案を行うこと。

### 8. 3 ソフトウェア構成

8. 3. 1 別途調達する各装置のOS・ミドルウェアは、別紙6のとおりである。

8. 3. 2 別紙6にて準備するOS・ミドルウェア以外に必要なソフトウェアは、警察庁の承認を得た上で、契約業者が準備すること。

なお、当該ソフトウェアの利用にあつては、6. 3項のシステム中立性要件を満たすこと。

### 8. 4 ネットワーク環境

8. 4. 1 通信プロトコルはTCP/IPとする。

8. 4. 2 回線上のデータは、SSL/TLSにより暗号化すること。

なお、暗号化の方式は警察庁が別途指示する。

8. 4. 3 業務サーバ、身元端末間インタフェースはHTTPSとし、WebブラウザによるGUIとすること。

### 8. 5 アクセシビリティ要件

4.1.3項参照。

## 9 テスト要件定義

### 9. 1 テスト要件

9. 1. 1 「政府情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン」（平成26年12月3日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）（以下「ガイドライン」という。）に基づき、契約業者が社内環境において実施する単体・結合テスト（以下「契約業者単体・結合テスト」という。）及び警察庁環境において実施する総合テスト（以下「契約業者総合テスト」という。）のテスト計画書を作成し、警察庁の承認を得ること。

なお、警察庁が実施する結合テスト（以下「警察庁結合テスト」という。）は、平成30年11月上旬から12月上旬までの間を、総合テスト（以下「警察庁総合テスト」という。）は、平成30年12月下旬から平成31年2月上旬までの間を予定している。

9. 1. 2 テスト計画書に基づき、テストを行い、各テストの実施結果を報告すること。

なお、契約業者単体・結合テスト及び契約業者総合テストに必要なデータは、契約業者が準備すること。

9.1.3 警察庁総合テストにおいて、次のとおり対応すること。

なお、本テストに必要なデータは、警察庁が準備する。

- (1) 警察庁総合テストに立ち会うこと。
- (2) 身元プログラムの不具合が発生した場合は、原因調査、当該プログラムの修正及び修正済みのプログラムをインストールすること。
- (3) 警察庁が開催する警察庁総合テスト結果検討会に参加し、正常動作を確保すること。

9.1.4 警察庁と協議を行い、受入テストのテスト計画書及び受入テスト仕様書を作成し、警察庁が実施する受入テストを支援すること。

9.1.5 テスト実施方法については、表-13のとおりとする。

表-13 テスト実施方法

テスト名	実施区分		テスト環境	テスト方法	テストデータの準備	
	警察庁	契約業者				
契約業者単体・結合テスト	—	実施	社内環境	・機能テスト ・異常系テスト	契約業者	
契約業者総合テスト	協力	実施	警察庁 (実運用環境)	・機能テスト ・異常系テスト ・機能間連携テスト	契約業者	
受入テスト	警察庁 結合テスト	実施	支援	警察庁 (実運用環境)	・機能テスト ・異常系テスト ・機能間連携テスト	警察庁
	警察庁 総合テスト	実施	支援	警察庁 (実運用環境)	・性能テスト ・運用テスト(業務閉塞) ・異常系テスト ・負荷テスト	警察庁

※負荷テストについては、アクセス数のピーク値及びデータ量の予測値を考慮して実施することとし、想定以上の利用負荷をかける過負荷テストは機器への影響等を考慮して原則行わない。

9.2 検査

9.2.1 検査は、構成、機能及び性能について行う。

なお、検査方法及び検査内容については、警察庁と協議すること。

9.2.2 検査は、警察庁において、警察庁検査官が立会いの上、警察庁の設備を使用して行う。

なお、検査に必要なデータは警察庁が準備する。また、検査方法及び検査内容により、警察庁の設備以外に機器が必要となった場合には契約業者が準備すること。

9.2.3 検査中に、本仕様書の規定に関して解釈上の疑義が生じた場合は、警察庁検



査官の指示に従うこと。

## 10 移行要件定義

### 10. 1 移行に係る要件

#### 10.1.1 移行計画書の作成

警察庁と協議を行い、ガイドラインに基づき、新システムへの移行スケジュール、移行方法及び移行後の検証方法を記載した移行計画書を作成し、警察庁の承認を得ること。

なお、現行システムから実運用環境への移行作業及び移行後の検証作業は、警察庁が実施する。

#### 10.1.2 移行スケジュール

移行は、警察庁結合テスト前、警察庁総合テスト前及び運用開始前の3回とする。

なお、移行スケジュールの詳細については、警察庁と協議すること。

#### 10.1.3 移行方法及び検証方法

警察庁が現行システムから抽出したデータについて、実運用環境に移行するツール、移行作業及び検証作業に必要な手順書を作成すること。また、警察庁が実施する移行作業及び検証作業に関して、当該ツールの使用方法の教示など技術的支援を行うこと。

なお、抽出したデータのレイアウトは、警察庁が別途指示する。

### 10. 2 教育に係る要件

開発用ソフトウェアの操作について、次のとおり教育訓練を行い、その結果を報告すること。

10.2.1 実施方法は集合教育訓練とし、警察庁が指示する東京都23区内の場所において、警察庁に設置された開発端末で実施すること。

10.2.2 教育訓練は、開発用ソフトウェアの操作について、1日間実施することとし、対象者は警察庁職員約3人とする。

10.2.3 教育訓練に必要な教材は、契約業者が準備すること。

## 11 運用要件定義

### 11. 1 情報システムの操作・監視等要件

運用形態は、24時間連続稼働とする。

### 11. 2 データ管理要件

13.2.5項参照。

### 11. 3 運用施設・設備要件

システムの設置場所は、東京都23区内である。

なお、設置場所の詳細、入退室方法等については、契約後に警察庁が別途指示する。

## 12 保守要件定義

別途契約を結ぶ。

## 13 作業の体制及び方法

### 13.1 作業体制

#### 13.1.1 設計・開発実施計画

契約後、警察庁と協議を行い、速やかにガイドラインに基づく作業概要、作業体制、スケジュール、成果物、開発形態・開発手法・開発環境・開発ツール等及びその他に関する事項を記載した設計・開発実施計画書並びにその附属文書であるWBSを作成し、警察庁の承認を得ること。

なお、WBSは作業項目、作業内容及びスケジュールをより詳細に階層化し、担当者等を記載すること。

#### 13.1.2 設計・開発実施要領

契約後、警察庁と協議を行い、速やかにガイドラインに基づくコミュニケーション管理、体制管理、工程管理、品質管理、リスク管理、課題管理、システム構成管理、変更管理及び情報セキュリティ対策に関する事項を記載した設計・開発実施要領を作成し、警察庁の承認を得ること。

#### 13.1.3 体制管理及び品質管理

- (1) 本プログラムの設計、開発、テスト及び行政情報管理システムへの導入の各工程において、警察庁の意図しない変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証する管理が、一貫した品質保証体制の下でなされていること。
- (2) 警察庁の意図しない変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証するための具体的な管理手順や品質保証体制を証明する書類（例えば、品質保証体制の責任者や各担当者がアクセス可能な範囲等を示した管理体制図）を提出すること。第三者機関による品質保証体制を証明する書類等が提出可能な場合は提出すること。
- (3) 本プログラムに警察庁の意図しない変更が行われるなどの不正が見つかった時に、追跡調査や立ち入り検査など、警察庁と連携して原因を調査し、排除するための手順及び体制を整備すること。また、当該手順及び体制が妥当であることを証明するための書類を提出すること。

#### 13.1.4 リスク管理、課題管理及び変更管理

リスク管理簿を作成し、本プログラムの設計・開発における作業を阻害する可能性のあるリスクを適切に管理すること。また、設計・開発において解決すべき問題及び変更内容についても適切に管理・記録すること。

#### 13.1.5 進捗報告等

設計・開発実施計画書及び設計・開発実施要領に基づき設計・開発を行い、原則月2回行う予定の警察庁との定例会議において、その結果を報告すること。また、警察庁と協議を行い、ガイドラインに基づく次の書類を作成し警察庁に提出すること。

なお、定例会議が行われない場合においても、進捗報告に関する書類を提出すること。

- (1) EVM進捗管理表を作成し、定例会議に提出すること。
- (2) 前月の進捗状況表、EVM推移グラフ及び進捗状況分析図を作成し、月初めの定例会議に提出すること。
- (3) ODB登録用シートに必要事項を記載し、設計・開発実施要領において定める時期に提出すること。
- (4) 警察庁の求めに応じ、作業の進捗状況等について中間報告を行うこと。
- (3) 警察庁と協議した場合は、速やかに議事録を作成し、警察庁の承認を得ること。

## 13. 2 開発方法

13.2.1 次に示す設計書等は、警察庁と仕様の詳細について協議の上作成し、警察庁の承認を得ること。

- (1) プログラム設計書
- (2) マスタ移行設計書
- (3) 開発環境

13.2.2 本プログラム内で契約業者がパッケージソフトウェアを準備し利用する場合は、警察庁と協議を行い承認を得ること。

なお、当該ソフトウェアの利用にあつては、6. 3項のシステム中立性要件を満たすこと。

13.2.3 本プログラムの作成に当たって次の事項に留意すること。

- (1) ソースプログラムには、適宜日本語でコメントを付加すること。
- (2) ソースプログラムは、ステートメント（文）の意味に沿った字下げを行うこと。
- (3) 変数等の命名規則を統一すること。
- (4) 処理ごとにモジュール化すること。
- (5) データの検査項目は外部パラメータ化し、項目の追加、訂正及び削除時にソースプログラムの変更、再コンパイルの必要がないようにすること。  
なお、外部パラメータ化できない項目は事前に警察庁の承認を得ること。
- (6) 利用する各種コードは外部パラメータ化し、コードの追加、訂正及び削除時にソースプログラムの変更、再コンパイルの必要がないようにすること。  
なお、外部パラメータ化できない項目は事前に警察庁の承認を得ること。
- (7) 期間指定、指定日付等、日付に関する定義は外部パラメータ化し、定義の追加、訂正及び削除時にソースプログラムの変更、再コンパイルの必要がないようにすること。  
なお、外部パラメータ化できない項目は事前に警察庁の承認を得ること。
- (8) 元号改正に対応できること。
- (9) 業務ごとにマルチプロセス化すること。
- (10) システム及び業務の運用に影響することなく、各種設定の変更ができること。
- (11) 警察庁が別途指示するWebブラウザ以外にソフトウェアの導入を身元端末に必要としない方法で、本プログラムを作成すること。

#### 13.2.4 開発言語等

原則として、業務プログラム及び管理プログラムはJava Platform Enterprise Editionを、試験プログラムはC#を用いて開発を行うこと。ただし、他の言語及び開発環境を使用する場合は、そのメリットとデメリットを整理し、Java Platform Enterprise Edition又はC#に対する優位性を具体的に示した上で、事前に警察庁の承認を得ること。

#### 13.2.5 データベース

- (1) データベースのバックアップは、業務を停止せずに行えること。
- (2) ディスク使用容量については、必要最低限にとどめ数値的な根拠を明確にして設計すること。
- (3) 業務で使用するものとは別に試験で使用するデータベースを設けること。

#### 13.2.6 文字コード

使用する文字コードは警察庁が別途指示する。

#### 13.2.7 警察庁が別途指示するシステムドキュメント作成基準、命名規則、コーディング規約及びユーザインタフェース設計開発標準に基づいて開発を行うこと。

### 13.3 導入

#### 13.3.1 本プログラムの導入に当たっては、警察庁ホストシステム、都道府県システム及びアクセス権管理システムの運用に影響を与えることなく構築及び運用ができること。

#### 13.3.2 行政情報管理システムの実運用環境及び試験環境への各業務用プログラムのインストール、必要なソフトウェアのインストール、設定、調整及び契約業者総合テストについては、平成30年10月31日までに完了すること。

#### 13.3.3 試験端末への試験プログラムのインストール、必要な設定、調整及び契約業者総合テストについては、平成30年10月31日までに完了すること。

#### 13.3.4 13.3.2及び13.3.3項に関する全ての設定及び調整が終了し、受入テストに合格した後、警察庁が別途指示する電磁的記録媒体に行政情報管理システムにおける各業務用プログラムのバックアップを行い、警察庁に提出すること。

なお、バックアップの取得時期は警察庁と協議すること。

#### 13.3.5 開発用ソフトウェアのインストール、必要な設定及び調整については、平成31年1月31日までに完了すること。

#### 13.3.6 導入作業に係る日程の詳細については、警察庁と協議すること。

#### 13.3.7 導入作業の実施結果については、実施結果報告書を作成し、提出すること。

なお、報告書の詳細については、警察庁と協議すること。

### 13.4 瑕疵担保責任

警察庁は、納入成果物について納入後1か年以内に瑕疵を発見した場合は、契約業者に対して当該瑕疵の修正を請求することができ、契約業者は、当該瑕疵を無償で修正するものとする。

## 14 特記事項

### 14.1 知的財産権の取扱い

- 14.1.1 本調達における納入成果物に関する権利（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条に定める全ての権利を含む。）及び所有権は、次の場合を除き警察庁が契約業者に受領書を交付したときをもって警察庁に移転する。また、契約業者は警察庁に対し、納入成果物に係る著作権者人格権（著作権法第18条から第20条に定める権利をいう。）を行使しないものとする。
- (1) 納入成果物に、契約業者が本調達の契約前から権利を有する著作物（契約業者の権利の範囲について契約後、速やかに警察庁の承認を得たものに限る。）（以下「契約業者の既存著作物」という。）が含まれる場合、その契約業者の既存著作物
- (2) 納入成果物に、第三者が権利を有する著作物（以下「第三者の既存著作物」という。）が含まれる場合、その第三者の既存著作物
- 14.1.2 14.1.1(1)項で示した契約業者の既存著作物においては、本システムへ利用する目的の範囲に限り、警察庁は契約業者に権利留保された著作物を自由に複製し、及びそれらの利用を第三者に許諾することができるものとする。ただし、成果物に第三者の権利が帰属するときはこの限りではないものとし、この場合には、複製等ができる範囲やその方法等について協議するものとする。
14. 2 ハードウェア調達契約業者との連携等
- 契約業者は、警察庁が別途調達する行政情報管理システムのハードウェア調達の契約業者と連携、協力及び調整を行い、契約責任範囲及び瑕疵担保責任範囲を明確にし、警察庁に報告すること。
14. 3 その他
- 14.3.1 納入成果物が他者の権利を侵害していないこと。
- 14.3.2 プログラム開発に必要な機器、ソフトウェア及びテストデータは契約業者において準備すること。
- 14.3.3 8.3.2項にて契約業者が準備するソフトウェア及び13.3.5項で導入する開発用ソフトウェアのサポート契約は契約業者において行うこと。
- 14.3.4 本仕様書の内容について疑義があるときは、警察庁の指示又は承認を得ること。
- 14.3.5 警察庁が別途指示する事項、関連仕様書及び既存成果物のうち書面により納入された資料については、閲覧可能であるため、警察庁に問い合わせること。
- なお、閲覧可能な資料については、表-14のとおりとする。

表-14 閲覧可能な資料

資料番号	資料名	
閲覧資料1	行政情報管理システム身元確認照会業務用プログラム仕様書別途指示資料	
閲覧資料2	関連仕様書	
閲覧資料3	既存成果物	プログラム設計書
		プログラム仕様書
		プログラムリスト
		プログラム操作説明書

- 14.3.6 契約業者が現行の身元プログラムにおける納入成果物の利用を希望する場合、契約後に警察庁の承認を得て当該納入成果物を借用すること。
- 14.3.7 納入時に、納入報告書を作成し、提出すること。
- 14.3.8 全ての作業完了後、完了報告書を作成し、提出すること。
- 14.3.9 警察庁に提出する資料については、日本語に対応していること。

15 妥当性証明

本仕様書の妥当性について証す。

警察庁情報通信局情報管理課長（警察庁CIO補佐官） 降籬 喜和男



## 別紙2

## 1 納入成果物

NO	品名	数量	記 事
1	業務用プログラム	1式	2項「業務用プログラムの構成」のとおり。

## 2 業務用プログラムの構成

NO	区分	品 目	数量	納入方法	記 事
1	本体	プログラム	1式	電磁的記録媒体	
2	添付品	プログラムインストール用品	1式	電磁的記録媒体	(1)プログラムの名称、バージョン及び製造番号を明記すること。 (2)プログラムのソースファイルを含む内容とする。
3		プログラム設計書	1式	書面及び電磁的記録媒体	次の記述を含む内容とする。 (1)機能設計 (2)環境条件 (3)ユーザインタフェース設計（画面設計、帳票設計、ファイル入出力レイアウト） (4)データベース設計 (5)コード設計 (6)外部インターフェース設計
4		プログラム仕様書	1式	書面及び電磁的記録媒体	プログラム詳細設計を含む内容とする。
5		プログラムリスト	1式	書面及び電磁的記録媒体	(1)バージョンを明記すること。 (2)モジュール一覧表を含む内容とする。 (3)ステップ数とその算出基準を含む内容とする。 (4)ファンクションポイントとその算出基準を含む内容とする。
6		システム構築手順書	1式	書面及び電磁的記録媒体	次の記述を含む内容とする。 (1)インストール手順 (2)バックアップ手順 (3)リストア手順
7		プログラム操作説明書	1式	書面及び電磁的記録媒体	次の記述を含む内容とする。 (1)プロセスフローチャート (2)オペレーションフローチャート (3)メッセージ一覧表 (4)パラメータの変更手順 (5)ジョブリラン手順 (6)ハードウェア定期点検時のジョブ保留、スキップ、ジョブ保留解除等手順 (7)実運用環境から試験環境へのデータ移行作業手順 (8)業務端末における設定手順書（ショートカットアイコン作成方法、証明書インストール方法、セキュリティレベル設定方法等）
8		端末操作説明書	1式	書面及び電磁的記録媒体	

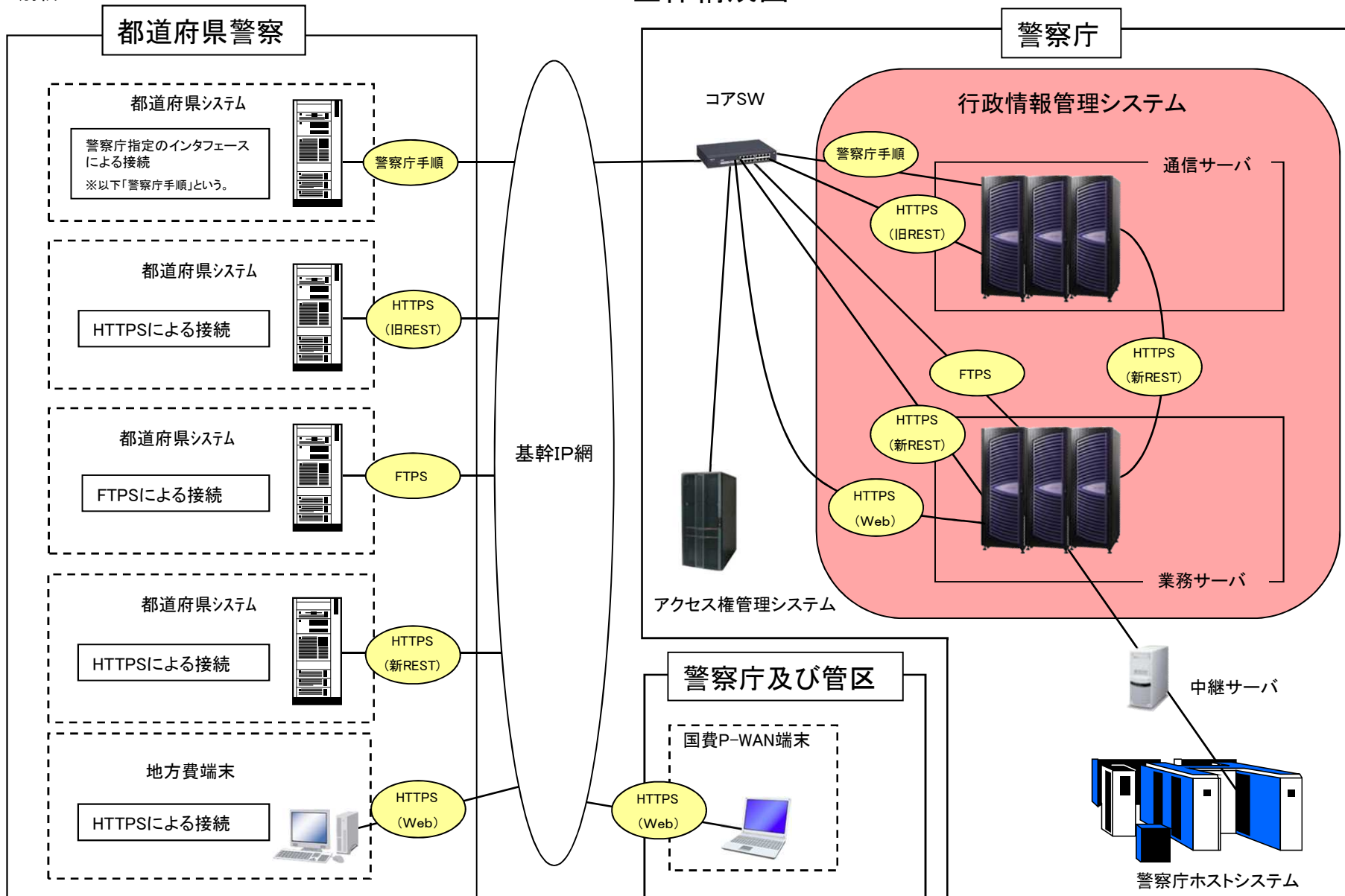
※納入成果物の電磁的記録媒体の種類、規格及び保存するファイル形式については、警察庁と協議すること。



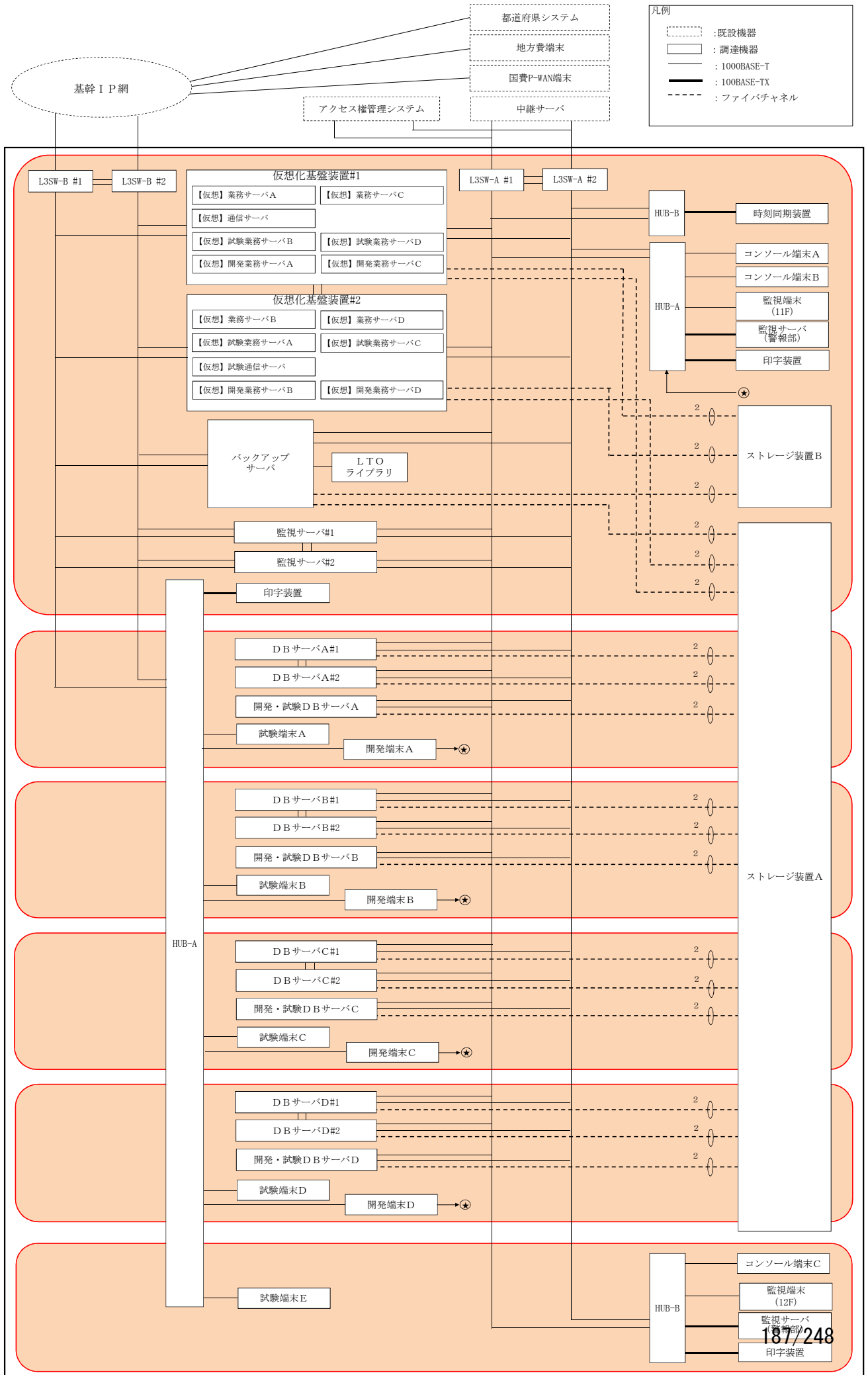
## 提出資料一覧

No	仕様書 関連項番	提出資料等	提出時期	提出方法		
1	13.1.5(5)	議事録	会議終了後、5営業日以内	書面		
2	13.1.1	ガイドライン 関係	設計・開発実施計画書	書面		
3	13.1.1			WBS	書面	
4	13.1.2				設計・開発実施要領	書面
5	13.1.5(1)		EVM進捗管理表	定例会議の都度	書面	
6	13.1.5(2)		進捗状況表	月初めの定例会議	書面	
7	13.1.5(2)		EVM推移グラフ		書面	
8	13.1.5(2)		進捗状況分析図		書面	
9	13.1.5(3)		ODB登録用シート	設計・開発実施要領に 定める時期	書面	
10	13.2.1(1)		承認 図書	プログラム設計書	協議して決定	
11	13.2.1(2)	マスタ移行設計書				書面
12	13.2.1(3)	開発環境				
13	13.2.2	パッケージソフトウェアの利用		使用する場合は 協議して決定	書面	
14	14.1.2	第三者の既存著作物の使用許諾の内容	協議して決定	書面		
15	9.1.1	テスト計画書(契約業者単体・結合テスト)	テスト開始、5営業日前まで	書面		
16	9.1.1	テスト計画書(契約業者総合テスト)		書面		
17	9.1.2	テスト結果報告(契約業者単体・結合テスト)	テスト終了後、5営業日以内	書面		
18	9.1.2	テスト結果報告(契約業者総合テスト)		書面		
19	9.1.4	受入テストのテスト計画書	テスト開始、5営業日前まで	書面		
20	9.1.4	受入テスト仕様書		書面		
21	3.6.2 別紙2	(ソフトウエア) 納入成果物	プログラム	電磁的記録媒体		
22				プログラムインストール用品	電磁的記録媒体	
23				プログラム設計書	書面及び 電磁的記録媒体	
24				プログラム仕様書	書面及び 電磁的記録媒体	
25				プログラムリスト	書面及び 電磁的記録媒体	
26				システム構築手順書	書面及び 電磁的記録媒体	
27				プログラム操作説明書	書面及び 電磁的記録媒体	
28				端末操作説明書	書面及び 電磁的記録媒体	
29	9.2.1	検査方法及び検査内容	協議して決定	書面		
30	13.3.3又 は13.3.4	各業務用プログラムのバックアップ媒体	受入テスト合格後、 3営業日以内	電磁的記録媒体		
31	13.3.5又 は13.3.6	導入作業日程	導入作業実施の、 5営業日前まで	書面		
32	13.3.6又 は13.3.7	導入作業の実施結果報告書	導入作業実施後、5営業日以内	書面		
33	14.3.7	納入報告書	納入時	書面		
34	14.3.8	完了報告書	平成31年2月28日まで	書面		

# 全体構成図



別紙5 ハードウェア構成図



## 各装置のOS・ミドルウェア

NO	装置名称	OS	ミドルウェア
1	【仮想】業務サーバA	Red Hat Enterprise Linux	Red Hat Jboss Enterprise Application Platform、 Apache HTTP Server
2	【仮想】業務サーバB	Red Hat Enterprise Linux	Red Hat Jboss Enterprise Application Platform、 Apache HTTP Server
3	【仮想】業務サーバC	Red Hat Enterprise Linux	Red Hat Jboss Enterprise Application Platform、 Apache HTTP Server
4	【仮想】業務サーバD	Red Hat Enterprise Linux	Red Hat Jboss Enterprise Application Platform、 Apache HTTP Server
5	【仮想】通信サーバ	Red Hat Enterprise Linux	—
6	【仮想】試験業務サーバA	Red Hat Enterprise Linux	Red Hat Jboss Enterprise Application Platform、 Apache HTTP Server
7	【仮想】試験業務サーバB	Red Hat Enterprise Linux	Red Hat Jboss Enterprise Application Platform、 Apache HTTP Server
8	【仮想】試験業務サーバC	Red Hat Enterprise Linux	Red Hat Jboss Enterprise Application Platform、 Apache HTTP Server
9	【仮想】試験業務サーバD	Red Hat Enterprise Linux	Red Hat Jboss Enterprise Application Platform、 Apache HTTP Server
10	【仮想】試験通信サーバ	Red Hat Enterprise Linux	—
11	DBサーバA#1	Red Hat Enterprise Linux	PostgreSQL
12	DBサーバA#2	Red Hat Enterprise Linux	PostgreSQL
13	DBサーバB#1	Red Hat Enterprise Linux	PostgreSQL
14	DBサーバB#2	Red Hat Enterprise Linux	PostgreSQL
15	DBサーバC#1	Red Hat Enterprise Linux	PostgreSQL
16	DBサーバC#2	Red Hat Enterprise Linux	PostgreSQL
17	DBサーバD#1	Red Hat Enterprise Linux	PostgreSQL
18	DBサーバD#2	Red Hat Enterprise Linux	PostgreSQL
19	開発・試験DBサーバA	Red Hat Enterprise Linux	PostgreSQL
20	開発・試験DBサーバB	Red Hat Enterprise Linux	PostgreSQL
21	開発・試験DBサーバC	Red Hat Enterprise Linux	PostgreSQL
22	開発・試験DBサーバD	Red Hat Enterprise Linux	PostgreSQL
23	監視サーバ	Windows Server	※1
24	バックアップサーバ	Red Hat Enterprise Linux	—
25	試験端末A	Windows	—
26	試験端末B	Windows	—
27	試験端末C	Windows	—
28	試験端末D	Windows	—
29	試験端末E	Windows	—
30	開発端末A	Windows	Visual Studio
31	開発端末B	Windows	Visual Studio
32	開発端末C	Windows	Visual Studio
33	開発端末D	Windows	Visual Studio

※1 警察庁が別途指定する統合運用管理ソフトウェアとする。

※2 OS・ミドルウェアのバージョンについては、契約後、警察庁が別途指示する。

※3 別紙6で示したOS・ミドルウェアのサポート契約については、ハードウェア調達契約業者側で準備する。

## 別添 6

### 行政情報管理システム業務プログラムⅡ保守委託仕様書（案）

警察庁情報通信局情報管理課

平成 29 年 ● 月 ● 日

#### 1 概要

行政情報管理システムで動作する相談情報管理業務用プログラム、ストーカー情報管理業務用プログラム、配偶者暴力情報管理業務用プログラム、身元確認照会業務用プログラム及び遺失物管理業務用プログラムの保守委託を行うものである。

#### 2 関連仕様書

2. 1 警情仕プロ管第●号「行政情報管理システム相談情報管理業務用プログラム仕様書」（平成●年●月●日制定）
2. 2 警情仕プロ管第●号「行政情報管理システムストーカー情報管理業務用プログラム仕様書」（平成●年●月●日制定）
2. 3 警情仕プロ管第●号「行政情報管理システム配偶者暴力情報管理業務用プログラム仕様書」（平成●年●月●日制定）
2. 4 警情仕プロ管第●号「行政情報管理システム身元確認照会業務用プログラム仕様書」（平成●年●月●日制定）
2. 5 警情仕プロ管第●号「行政情報管理システム遺失物管理業務用プログラム仕様書」（平成●年●月●日制定）

#### 3 用語の定義

3. 1 行政情報管理システム業務プログラムⅡ  
行政情報管理システムで動作する2項の関連仕様書により開発したプログラム（プログラム開発業者が導入したソフトウェアを含む。）をいう。
3. 2 ガイドライン  
「政府情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン」（平成26年12月3日付け各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）をいう。

#### 4 保守期間

平成31年3月1日から平成34年3月31日までとする。

#### 5 保守対象プログラム

行政情報管理システム業務プログラムⅡ

#### 6 保守対象の設置場所

警察庁が指示する東京都23区内の場所とする。

## 7 保守内容

7. 1 契約業者は、警察庁執務時間内（平日 9 時30分から18時15分）において、障害及び技術的な問い合わせに対応可能な窓口を設置すること。
7. 2 契約業者は、警察庁から技術者の派遣要請があった場合は、当日又は翌日の警察庁執務時間内に技術者を派遣し、プログラムの障害を復旧させる手段を講じること。また、障害原因を究明し、書面で警察庁に報告すること。
7. 3 警察庁と協議の上、作業手順書を作成し、5 項の保守対象プログラムのバグ修正を目的としたプログラム修正及びパッチの適用（以下「プログラム修正等」という。）を行うこと。  
なお、プログラム修正等の作業を実施する前に社内環境で検証を行い、作業手順書を提出すること。
7. 4 作業手順書に従って警察庁試験環境のプログラム修正等を行い、プログラムが2 項の関連仕様書に規定する機能を満たすことを確認した後、警察庁実運用環境のプログラム修正等を実施すること。また、プログラム修正等の作業終了後、警察庁が準備する外部記録媒体にプログラムのバックアップを取得すること。
7. 5 プログラム修正等の作業完了後、速やかに関連資料の訂正を行い、プログラム修正等の作業に利用したインストール媒体とともに、警察庁に提出すること。
7. 6 契約業者は、行政情報管理システム賃貸借の契約業者（以下「賃貸借契約業者」という。）が導入したソフトウェアに対し、賃貸借契約業者が警察庁試験環境にパッチ適用を実施した場合、5 項の保守対象プログラムの確認試験を行い、試験結果を警察庁に報告すること。
7. 7 7. 4 項及び7. 6 項の作業を行う場合は、警察庁執務時間外であっても対応すること。
7. 8 保守委託期間中にプログラム改修が実施された場合、当該改修の瑕疵担保期間内は当該改修箇所における7. 3 項、7. 4 項及び7. 5 項の作業は不要とする。

## 8 特記事項

8. 1 保秘に関する遵守事項
  8. 1. 1 本契約により知り得た情報は、他の者に漏らしてはならない。
  8. 1. 2 警察庁から秘密の保全状況について検査通知があった場合には、これを受け入れること。
8. 2 提出書類
  8. 2. 1 体制表及び技術者名簿  
契約締結後、速やかに体制表及び作業員名簿（以下「体制表等」という。）を警察庁に提出すること。  
なお、体制表等の内容に変更が生じた場合は、その都度提出すること。
  8. 2. 2 誓約書及び管理規程  
契約締結後、速やかに保秘に関する遵守事項について、秘密の保全に関する誓約書及び具体的な管理規程を警察庁に提出すること。
  8. 2. 3 月次報告書

7項に掲げる保守の実施状況を記した報告書を毎月作成し、警察庁に提出すること。

なお、報告書に記載する内容及び提出時期については警察庁と協議すること。

#### 8.2.4 作業報告書

7項に掲げる内容について作業を実施した際には、実施した作業内容を記した報告書を作成し、その都度警察庁に提出すること。

なお、報告書に記載する内容については警察庁と協議すること。

#### 8.2.5 ODB登録用シート

ガイドラインに基づき、警察庁が別途指示するODB登録用シートを作成し、警察庁に提出すること。

#### 8.2.6 課題管理表

保守において解決すべき問題について、発生時の対応及び管理手法について記載し、更新がある度に警察庁に提出すること。

### 8.3 引継ぎ

#### 8.3.1 保守委託期間中にプログラム改修が実施された場合の引継ぎ

保守委託期間中にプログラム改修が実施された場合、プログラム改修を実施した警察庁又はプログラム改修業者から改修内容や修正した成果物について引継ぎを確実に受けること。

#### 8.3.2 システム更改等に係る引継ぎ

行政情報管理システム業務プログラムⅡに係るシステム更改等により、新たにプログラム開発又はプログラム保守を担当することになる事業者に対して作業経緯や残存課題等の引継ぎを行うため、必要な各種資料を整理し、引継書を作成し、警察庁へ提出すること。また、システム更改等に係る移行作業において、実運用環境のデータベースで保有するデータを出力するためのツールを作成すること。

別添 7

「行政情報管理システム業務プログラムⅡ」

総合評価基準（案）

平成28年〇月

警察庁



## 1 はじめに

本総合評価基準は、「行政情報管理システム業務プログラムⅡ」について提供される要求仕様の総合評価について示したものである。

## 2 性能等の評価に係る要求要件等について

### (1) 必須項目

必須条件については、別冊「行政情報管理システム相談情報管理業務用プログラム仕様書」「行政情報管理システムストーカー情報管理業務用プログラム仕様書」「行政情報管理システム配偶者暴力情報管理業務用プログラム仕様書」「行政情報管理システム遺失物管理業務用プログラム仕様書」及び「行政情報管理システム身元確認照会業務用プログラム仕様書」に示したもののほか、本総合評価基準における評価内容の区分のうち「必須項目」として示したものについては、最低限の要求要件を設定したものであり、この要求要件をすべて満たしている場合は基礎点を与え、満たさないものは不合格とする。

### (2) 加点項目

本総合評価基準における評価内容の区分のうち、加点項目として示したものについては、警察庁が必要度、重要度に照らし合わせて設定したものであり、この要求要件を満たした提案について加点するものとする。

## 3 得点の付与方式について

### (1) 入札価格の得点（価格点）

価格点は、入札価格を予定価格で除して得た値を1から減じて得た値に入札価格に対する得点配分を乗じて得た値とする。

なお、入札価格に対する得点配分と性能等の得点配分は等しいものとする。

### (2) 性能等の得点（技術点）

基礎点及び加点の得点を合計した値とする。

#### ア 基礎点

本総合評価基準における評価内容の区分のうち、必須項目として示したものについて、最低限の要求要件を満たしている場合に基礎点を付与する。

#### イ 加点

本総合評価基準における評価内容の区分のうち、加点項目として示したものについては、入札者が本総合評価基準表により行った加点項目に係る提案に対し、加点基準に基づき加点する。

## 4 落札方式について

(1) 入札については、予定価格の制限範囲の応札について有効とする。

(2) 総合評価は、入札者の価格点と当該入札者の申込みに係る技術点の合計をもって行い、該当数値の最も高いものを落札者とする。

(3) 上記(2)の数値の最も高いものが2者以上ある時は、くじ引きにより落札者を決定する。

5 得点配分

各項目における得点配分の一覧を示す。入札価格に対する得点配分と性能等の得点配分の比率は1：1とする。（記載の数値は1：1で算出した得点である。）

項目	入札価格に対する得点配分	性能等の得点配分		
		基礎点	加点	計
行政情報管理システム相談情報管理業務用プログラム	2,186	1,093 (1,050)	1,093 (1,050)	2,186 (2,100)
行政情報管理システムストーカー情報管理業務用プログラム	1,712	856 (1,020)	856 (1,020)	1,712 (2,040)
行政情報管理システム配偶者暴力情報管理業務用プログラム	1,614	807 (840)	807 (840)	1,614 (1,680)
行政情報管理システム遺失物管理業務用プログラム	2,200	1,100 (1,200)	1,100 (1,200)	2,200 (2,400)
行政情報管理システム身元確認照会業務用プログラム	2,288	1,144 (1,260)	1,144 (1,260)	2,288 (2,520)
総計	10,000	5,000	5,000	10,000

※ 性能等の得点は、下段の括弧内の満点に対する得点比率を、上段の満点に対する比率に換算したものとする。

行政情報管理システム相談情報管理業務用プログラム

必須項目

1.1 総合

区分	機能名	詳細内容	配点	根拠資料番号	備考	得点
必須項目	設計条件	仕様書に示す条件を満足すること。	基礎点			

1.2 業務プログラムの機能

区分	機能名	詳細内容	配点	根拠資料番号	備考	得点
必須項目	一括登録	相談情報登録 措置状況追加登録	(1) 都道府県システムから相談登録データをCSV形式のファイルで入力できること。業務サーバでは、当該システムからの処理要求に基づき、当該ファイルを受信すること。 なお、都道府県システムからの要求及びファイルのレコードレイアウトの詳細については、警察庁が別途指示する。	基礎点		
			(2) DBサーバでは、監視サーバからのバッチ処理要求に基づき、受信したファイルに記録された相談登録データについて、属性、単独、項目間関連及びマスタ間関連の検査を直ちに行うこと。 なお、監視サーバからのバッチ処理要求及び相談登録データについて行う検査の詳細については、警察庁が別途指示する。			
			(3) DBサーバでは、(2)の検査結果がエラーの場合、エラーとなった相談登録データ及びエラー内容を基に、一括通報作成機能に示す処理結果通報作成処理を行うこと。 なお、エラー内容の詳細については、警察庁が別途指示する。			
			(4) DBサーバでは、(2)の検査結果がエラーでない場合、直ちに相談DBに対して相談登録データの登録、訂正及び削除処理を行うこと。また、入力された相談登録データ及び正常の処理結果を基に、一括通報作成機能に示す処理結果通報作成処理を行うこと。 なお、相談登録データの登録、訂正及び削除処理の詳細については、警察庁が別途指示する。			
	ファイルによる登録	相談情報登録 措置状況追加登録	(1) 相談端末から相談登録データをCSV形式のファイルで入力できること。業務サーバでは、当該端末からの処理要求に基づき、当該ファイルを受信すること。 なお、相談端末からの処理要求及びファイルのレコードレイアウトの詳細については、警察庁が別途指示する。			
			(2) DBサーバでは、監視サーバからのバッチ処理要求に基づき、受信したファイルに記録された相談登録データについて、属性、単独、項目間関連及びマスタ間関連の検査を直ちに行うこと。 なお、監視サーバからのバッチ処理要求、相談登録データについて行う検査の詳細については、警察庁が別途指示する。			
			(3) DBサーバでは、(2)の検査結果がエラーの場合、エラーとなった相談登録データ及びエラー内容を基に、一括通報作成機能に示す処理結果通報作成処理を行うこと。 なお、エラー内容の詳細については、警察庁が別途指示する。			
			(4) DBサーバでは、(2)の検査結果がエラーでない場合、相談登録データについては、直ちに相談DBに対して相談登録データの登録、訂正及び削除処理を行うこと。また、入力された相談登録データ及び処理結果を基に、一括通報作成機能に示す処理結果通報作成処理を行うこと。 なお、相談登録データの登録、訂正及び削除処理の詳細については、警察庁が別途指示する。			
	即時照会	受理番号照会	(1) 相談端末から照会に関する相談情報（以下「相談照会データ」という。）を入力できること。業務サーバでは、当該端末からの処理要求に基づき、入力された相談照会データを受信すること。 なお、相談端末からの処理要求及び相談照会データの詳細については、警察庁が別途指示する。			
			(2) 業務サーバでは、受信した相談照会データについて、属性及び単独の検査を直ちに行うこと。 なお、相談照会データについて行う検査の詳細については、警察庁が別途指示する。			
			(3) 業務サーバでは、(2)の検査結果がエラーの場合、エラー内容を直ちに入力元の相談端末に送信すること。当該端末では、エラー内容を業務サーバから受信し、直ちに画面表示すること。 なお、エラー内容の詳細については、警察庁が別途指示する。			
			(4) 業務サーバでは、(2)の検査結果がエラーでない場合、直ちに相談DBを検索し、検索結果（該当なしを含む。）を入力元の相談端末に送信すること。当該端末では、検索結果を業務サーバから受信し、直ちに画面表示するとともに、印刷できること。 なお、相談DBに対する検索及び検索結果の詳細については、警察庁が別途指示する。			
一括通報作成	処理結果通報作成	(1) DBサーバでは、監視サーバからのバッチ処理要求に基づき、一括登録機能において受信した相談登録データ及び正常の処理結果について、当該相談登録データを登録した都道府県警察の都道府県システムに対する処理結果通報を作成すること。 なお、処理結果通報の詳細については、警察庁が別途指示する。				

		(2) DBサーバでは、ファイルによる登録機能において受信した相談登録データ及び正常の処理結果について、当該相談登録データを登録した都道府県警察の相談端末に対する処理結果通報を作成すること。			
		(3) DBサーバでは、処理結果通報を一定の期間経過後、自動的に削除すること。 なお、一定の期間の詳細については、警察庁が別途指示する。			
通報送信	一括通報送信	(1) 業務サーバでは、相談端末又は都道府県システムからの処理要求に基づき、一括通報作成機能で作成された通報を当該相談端末又は都道府県システムに送信すること。要求元の相談端末では、通報を業務サーバから受信し、直ちに画面に一覧表示すること。 なお、相談端末及び都道府県システムからの処理要求並びに一覧表示の詳細については、警察庁が別途指示する。 (2) 要求元の相談端末では、通報の一覧表示から指定した通報の内容をCSV形式で保存できること。 (3) 業務サーバでは、一度送信した通報について、一定の期間内は、再度送信できること。 なお、一定の期間の詳細については、警察庁が別途指示する。			
業務設定		(1) 相談端末では、都道府県使用欄に使用する登録項目名の情報(以下「相談登録項目名等データ」という。)を入力できること。業務サーバでは、当該端末からの処理要求に基づき、相談登録項目名等データを受信し、直ちに相談DBに対して登録処理を行うこと。 なお、相談端末からの処理要求、相談登録項目名等データ及び相談登録項目名等データの登録処理の詳細については、警察庁が別途指示する。 (2) 業務サーバでは、相談端末からの処理要求に基づき、相談登録項目名等データを当該端末に送信すること。当該端末では、相談登録項目名等データを業務サーバから受信し、直ちに画面表示するとともに、CSV形式で保存できること。 なお、相談端末からの処理要求の詳細については、警察庁が別途指示する。			
自動抹消	自動抹消処理	(1) DBサーバでは、監視サーバからのバッチ処理要求に基づき、相談DBを検索し、一定の期間を経過した相談情報が存在する場合、当該情報をCSV形式で保存すること。 なお、監視サーバからのバッチ処理要求及び一定の期間の詳細については、警察庁が別途指示する。 (2) DBサーバでは、相談DBから(1)で一定の期間を経過した相談情報を削除すること。			
連携データ作成		(1) DBサーバでは、監視サーバからのバッチ処理要求に基づき、相談DBを検索し、抽出条件を満たす相談情報を抽出すること。 なお、監視サーバからのバッチ処理要求及び抽出条件の詳細については、警察庁が別途指示する。 (2) DBサーバでは、(1)で抽出した相談情報をCSV形式で作成し、業務Yファイルに保存すること。 (3) DBサーバでは、(2)で保存した業務Yファイルを警察庁が別途指示するサーバに転送すること。			
統計表作成	業務統計作成	(1) DBサーバでは、監視サーバからのバッチ処理要求に基づき、相談DBを検索し、業務統計ファイルを作成すること。 なお、監視サーバからのバッチ処理要求、相談DBに対する検索及び業務統計ファイルの詳細については、警察庁が別途指示する。 (2) 業務サーバでは、相談端末からの処理要求に基づき、直ちに業務統計ファイルから統計表をCSV形式又はPDF形式で作成し、当該端末に送信すること。当該端末では、統計表を業務サーバから受信し、直ちに画面表示するとともにCSV形式又はPDF形式で保存できること。 なお、相談端末からの処理要求及び作成する統計表の詳細については、警察庁が別途指示する。			
	業務管理統計作成	(1) DBサーバでは、監視サーバからのバッチ処理要求に基づき、相談DBの即時登録件数、ファイルによる登録件数、即時照会件数、データ抽出件数、登録現況数等について、業務管理統計ファイルを作成すること。 なお、監視サーバからのバッチ処理要求及び業務管理統計ファイルの詳細については、警察庁が別途指示する。 (2) 業務サーバでは、警察庁の相談端末からの処理要求に基づき、直ちに業務管理統計ファイルから統計表をCSV形式又はPDF形式で作成し、当該端末に送信すること。当該端末では、統計表を業務サーバから受信し、直ちに画面表示するとともにCSV形式又はPDF形式で保存できること。 なお、警察庁の相談端末からの処理要求及び作成する統計表の詳細については、警察庁が別途指示する。			
データ抽出		(1) 相談端末から相談情報の抽出条件(以下「相談抽出条件データ」という。)を入力できること。業務サーバでは、当該端末からの処理要求に基づき、相談抽出条件データを受信すること。 なお、相談端末からの処理要求及び相談抽出条件データの詳細については、警察庁が別途指示する。			

		(2) 業務サーバでは、相談抽出条件データを受信後、直ちに相談DBを検索し、抽出条件を満たす相談情報を要求元の相談端末に送信すること。当該端末では、抽出した相談情報を業務サーバから受信し、CSV形式で保存できること。 なお、相談DBの検索の詳細については、警察庁が別途指示する。			
コードメンテナンス	コード複製	DBサーバでは、監視サーバからのバッチ処理要求に基づき、共通プログラムで管理している業務共通のコード・用語を相談DBに複製すること。 なお、監視サーバからのバッチ処理要求及び相談DBに対する複製の詳細については、警察庁が別途指示する。			
	コード登録	(1) 警察庁の相談端末から相談DBに対して業務固有のコード・用語を登録又は修正するためのデータ(以下「相談コードメンテナンス用データ」という。)を入力できること。業務サーバでは、当該端末からの処理要求に基づき、相談コードメンテナンス用データを受信すること。 なお、警察庁の相談端末からの処理要求及び相談コードメンテナンス用データの詳細については、警察庁が別途指示する。  (2) 業務サーバでは、相談コードメンテナンス用データを受信後、相談DBに対して業務固有のコード・用語の登録又は修正処理を行うこと。 なお、業務固有のコード・用語の詳細については、警察庁が別途指示する。  (3) 業務サーバでは、相談端末からの処理要求に基づき、業務固有のコード・用語を当該端末に送信すること。当該端末では、業務固有のコード・用語を業務サーバから受信して直ちに画面に一覧表示するとともに、一覧表示の中から範囲を指定し、コード・用語をCSV形式で保存できること。 なお、相談端末からの処理要求及び一覧表示の詳細については、警察庁が別途指示する。			
	端末操作説明書取得	業務サーバでは、相談端末からの処理要求に基づき、端末操作説明書ファイルを当該端末に送信すること。当該端末では、端末操作説明書ファイルを業務サーバから受信し、保存できること。 なお、相談端末からの処理要求及び端末操作説明書ファイルの形式の詳細については、警察庁が別途指示する。			
	アクセス制御	業務サーバでは、ユーザのアクセス権情報に応じて機能、画面表示及びファイル入出力を制御すること。 なお、アクセス権情報の詳細については、警察庁が別途指示する。			

1.3 管理プログラムの機能

区分	機能名	詳細内容	配点			
必須項目	管理	ログイン画面表示	相談端末では、デスクトップに配置するショートカットからWebブラウザを起動し、業務サーバに接続してログイン画面を表示すること。 なお、Webブラウザの詳細については、警察庁が別途指示する。	基礎点		
		ユーザ認証	(1) 相談端末では、ログイン画面からユーザID及び半角英数字を組み合わせた8桁以上のパスワードを入力することによりユーザ認証を行うこと。 なお、ユーザID、パスワード及びユーザ認証の詳細については、警察庁が別途指示する。			
			(2) 業務サーバでは、ユーザ認証時に、アクセス権管理システムからユーザ情報及びアクセス権情報を取得すること。 なお、ユーザ情報及びアクセス権情報の詳細については、警察庁が別途指示する。			
			(3) 相談端末では、ユーザ認証に成功した場合、業務選択画面を表示すること。また、ユーザ認証時に取得したユーザ情報のうち、所属名及び職員名を業務選択画面に表示すること。 なお、業務選択画面の詳細については、警察庁が別途指示する。			
			(4) 相談端末では、ユーザのログイン及びログアウト時に、Webブラウザのキャッシュをクリアすること。			
		パスワード変更	相談端末では、ログインしたユーザが自らのパスワードを変更できること。			
		業務選択	相談端末では、業務選択画面において取得したアクセス権情報に基づき、ユーザが利用可能な業務名のみを選択可能なメニュー制御を行うこと。 なお、メニュー制御の詳細については、警察庁が別途指示する。			
		アクセス制御	業務サーバでは、ユーザのアクセス権情報に応じて機能、画面表示及びファイル入出力を制御すること。 なお、アクセス権情報の詳細については、警察庁が別途指示する。			
		安全対策	(1) 業務サーバでは、一定時間以上、相談端末から送信が無い場合、相談端末との接続を自動的に切断すること。また、当該一定時間の設定は1分から60分までとし、業務サーバの設定ファイルにより設定できること。			
			(2) 相談端末では、ユーザがログイン中の各画面において、複写、切り取り及び貼付けの機能、ハードコピー機能並びにマウスの右クリックを使用できないよう制御すること。			
(3) 相談端末では、(2)を実現するため相談端末にプログラムを導入しない方法で実施すること。						

ログの生成・保存	(1) 業務サーバでは、全てのトランザクション(障害含む)及びアクセスについて、開始・終了年月日時分秒、ユーザ情報、処理内容等の事項を記録したログを生成すること。 なお、生成するログの詳細については、警察庁が別途指示する。
	(2) 業務サーバでは、生成したログを業務管理DBに保存すること。 なお、業務管理DBの詳細については、警察庁が別途指示する。
	(3) DBサーバでは、保存したログを一定の期間経過後、自動的に削除すること。 なお、一定の期間の詳細については、警察庁が別途指示する。
ログの検索・出力	(1) 相談端末からログの検索に関する情報を入力できること。業務サーバでは、相談端末からの処理要求に基づき、ログの検索に関する情報を受信し、ユーザの権限に応じて、ログを検索すること。 なお、ログの検索に関する情報、相談端末からの処理要求及びユーザの権限に応じたログの検索の詳細については、警察庁が別途指示する。
	(2) 業務サーバでは、(1)の検索結果を要求元の業務端末に送信すること。当該端末では、受信した検索結果を直ちに画面に一覧表示するとともに印刷ができること。 なお、一覧表示の詳細については、警察庁が別途指示する。
	(3) 相談端末では、検索結果をCSV形式で保存できること。 なお、CSV形式のレコードレイアウトの詳細については、警察庁が別途指示する。
制御統計作成・出力	(1) DBサーバでは、監視サーバからのバッチ処理要求に基づき、制御統計ファイルを作成すること。 なお、監視サーバからのバッチ処理要求及び制御統計ファイルの詳細については、警察庁が別途指示する。
	(2) 業務サーバでは、警察庁の相談端末からの処理要求に基づき、制御統計ファイルを当該端末に送信すること。 なお、警察庁の相談端末からの処理要求の詳細については、警察庁が別途指示する。
	(3) 警察庁の相談端末では、受信した制御統計ファイルをExcel形式で保存できること。
	(4) DBサーバでは、作成した制御統計ファイルを一定の期間経過後、自動的に削除すること。 なお、一定の期間の詳細については、警察庁が別途指示する。
コードメンテナンス	(1) DBサーバでは、監視サーバからのバッチ処理要求に基づき、コード・用語ファイルを警察庁ホストシステムから受信し、業務管理DBに登録すること。 なお、監視サーバからのバッチ処理要求の詳細については、警察庁が別途指示する。
	(2) 警察庁の相談端末から業務管理DBに対して業務固有のコード・用語を登録又は修正するためのデータ(以下「共通コードメンテナンス用データ」という。)を入力できること。業務サーバでは、当該端末からの処理要求に基づき、共通コードメンテナンス用データを受信すること。 なお、警察庁の相談端末からの処理要求及び共通コードメンテナンス用データの詳細については、警察庁が別途指示する。
	(3) 業務サーバでは、共通コードメンテナンス用データを受信後、業務管理DBに対して業務固有のコード・用語の登録又は修正処理を行うこと。 なお、業務固有のコード・用語の詳細については、警察庁が別途指示する。
	(4) 業務サーバでは、警察庁の相談端末からの処理要求に基づき、業務共通のコード・用語を当該端末に送信すること。当該端末では、業務共通のコード・用語を業務サーバから受信して直ちに画面に一覧表示するとともに、一覧表示の中から範囲を指定し、コード・用語をCSV形式で保存できること。 なお、警察庁の相談端末からの処理要求及び一覧表示の詳細については、警察庁が別途指示する。
	(5) DBサーバでは、受信したコード・用語ファイルを一定の期間経過後、自動的に削除すること。 なお、一定の期間については、警察庁が別途指示する。
運用連絡通報の設定・出力	(1) 警察庁の相談端末から業務運用に関する連絡の内容、期間及び宛先(以下「運用連絡通報」という。)を入力できること。業務サーバでは、警察庁の業務端末からの処理要求に基づき、運用連絡通報を受信し、業務管理DBに登録すること。 なお、警察庁の相談端末からの処理要求及び運用連絡通報の詳細については、警察庁が別途指示する。
	(2) 業務サーバでは、相談端末からの処理要求に基づき、該当する運用連絡通報を当該相談端末に送信すること。業務端末では、運用連絡通報を業務サーバから受信し、業務運用に関する連絡の内容を直ちに画面表示すること。 なお、相談端末からの処理要求の詳細については、警察庁が別途指示する。


		(3) DBサーバでは、作成した運用連絡通報を一定の期間経過後、自動的に削除すること。 なお、一定の期間の詳細については、警察庁が別途指示する。
	監視サーバ連携	業務サーバ及びDBサーバでは、監視サーバと情報の送受信をすること。 なお、監視サーバとの情報の送受信の詳細については、警察庁が別途指示する。
	ジョブ管理	監視サーバからのバッチ処理要求に基づき、各業務用プログラムの起動・停止ができること。
	試験表示	相談端末では、試験環境へ接続している間、画面に試験中であることを明示すること。


1.4 試験プログラムの機能

区分	機能名	詳細内容	配点
必須項目	共通	ログイン画面表示	試験端末では、デスクトップに配置するショートカットから試験プログラムを起動し、ログイン画面を表示すること。
		ユーザ認証	試験端末では、ログイン画面からユーザID及び半角英数字を組み合わせた8桁以上のパスワードを入力することによりユーザ認証を行うこと。ユーザ認証に成功した場合、メニュー画面を表示すること。 なお、ユーザ認証及びメニュー画面の詳細については、警察庁が別途指示する。
	業務系機能	送受信処理	(1) 試験端末では、電子計算機接続による一括登録の確認を行うためのデータ(以下「試験データ」という。)を作成するデータ作成画面を表示すること。 なお、試験データ及びデータ作成画面の詳細については、警察庁が別途指示する。
			(2) 試験端末では、データ作成画面から試験データを作成できること。また、データ作成画面で前回入力した試験データを読み込み、追加、修正及び削除することで、新規の試験データを作成できること。
			(3) 試験端末では、作成した試験データを印刷できること。
			(4) 試験端末では、新規のインタフェース要件に従い、作成した試験データを業務サーバへ送信できること。 なお、新規のインタフェース要件の詳細については、4.5.2を参照のこと。
			(5) 試験端末では、新規のインタフェース要件に従い、業務サーバから送信された試験データを受信できること。 なお、新規のインタフェース要件の詳細については、4.5.2を参照のこと。
			(6) 試験端末では、業務サーバから受信した試験データについて、画面に表示するとともに印刷ができること。 なお、画面表示の詳細については、警察庁が別途指示する。
	管理系機能	ユーザ管理	試験端末では、試験プログラムを使用するためのユーザ情報(ユーザ名、ユーザID、パスワード、利用者権限等)について、画面から作成、変更及び削除処理が行えること。 なお、ユーザ情報並びに作成、変更及び削除処理の詳細については、警察庁が別途指示する。
		環境情報設定	試験端末では、新規のインタフェース要件における都道府県固有情報(都道府県コード、端末ID、RESTユーザID、RESTパスワード)について、画面から設定できること。 なお、新規のインタフェース要件の詳細については、4.5.2を参照のこと。また、都道府県固有情報の詳細については、警察庁が別途指示する。
端末操作ログの保存		試験端末では、業務サーバへの接続、試験データの送受信、印刷等に係るログ(以下「アクセスログ等」という。)を保存すること。 なお、アクセスログ等の詳細については、警察庁が別途指示する。	

根拠資料番号	備考	得点

最高点	基礎点	1,050
	加点	1,050
	合計点	2,100

総合得点	基礎点	
	加点	
	合計点	



加点点目

区分・機能名等		評価基準(必須)	加点点基準	配点	提案内容	根拠資料番号	得点
加点点目 業務プログラムの機能	一括登録	相談情報登録 措置状況追加登録	当該機能について、具体的かつ明確に提案されている。	①処理フローや処理イメージがあり、具体的な提案がされている。 ②複数社から提案がある場合は、他社に比べて最も優れた具体的な提案がある。	20 10		
	ファイルによる登録	相談情報登録 措置状況追加登録	当該機能について、具体的かつ明確に提案されている。	①処理フローや処理イメージがあり、具体的な提案がされている。 ②複数社から提案がある場合は、他社に比べて最も優れた具体的な提案がある。	20 10		
	即時照会	受理番号照会	当該機能について、具体的かつ明確に提案されている。	①処理フローや処理イメージがあり、具体的な提案がされている。 ②複数社から提案がある場合は、他社に比べて最も優れた具体的な提案がある。	20 10		
	一括通報作成	処理結果通報作成	当該機能について、具体的かつ明確に提案されている。	①処理フローや処理イメージがあり、具体的な提案がされている。 ②複数社から提案がある場合は、他社に比べて最も優れた具体的な提案がある。	20 10		
	通報送信	一括通報送信	当該機能について、具体的かつ明確に提案されている。	①処理フローや処理イメージがあり、具体的な提案がされている。 ②複数社から提案がある場合は、他社に比べて最も優れた具体的な提案がある。	20 10		
	業務設定		当該機能について、具体的かつ明確に提案されている。	①処理フローや処理イメージがあり、具体的な提案がされている。 ②複数社から提案がある場合は、他社に比べて最も優れた具体的な提案がある。	20 10		
	自動抹消	自動抹消処理	当該機能について、具体的かつ明確に提案されている。	①処理フローや処理イメージがあり、具体的な提案がされている。 ②複数社から提案がある場合は、他社に比べて最も優れた具体的な提案がある。	20 10		
	連携データ作成		当該機能について、具体的かつ明確に提案されている。	①処理フローや処理イメージがあり、具体的な提案がされている。 ②複数社から提案がある場合は、他社に比べて最も優れた具体的な提案がある。	20 10		
	統計表作成	業務統計作成	当該機能について、具体的かつ明確に提案されている。	①処理フローや処理イメージがあり、具体的な提案がされている。 ②複数社から提案がある場合は、他社に比べて最も優れた具体的な提案がある。	20 10		
		業務管理統計作成	当該機能について、具体的かつ明確に提案されている。	①処理フローや処理イメージがあり、具体的な提案がされている。 ②複数社から提案がある場合は、他社に比べて最も優れた具体的な提案がある。	20 10		
	データ抽出		当該機能について、具体的かつ明確に提案されている。	①処理フローや処理イメージがあり、具体的な提案がされている。 ②複数社から提案がある場合は、他社に比べて最も優れた具体的な提案がある。	20 10		
	コードメンテナンス	コード複製	当該機能について、具体的かつ明確に提案されている。	①処理フローや処理イメージがあり、具体的な提案がされている。 ②複数社から提案がある場合は、他社に比べて最も優れた具体的な提案がある。	20 10		
		コード登録	当該機能について、具体的かつ明確に提案されている。	①処理フローや処理イメージがあり、具体的な提案がされている。 ②複数社から提案がある場合は、他社に比べて最も優れた具体的な提案がある。	20 10		
	端末操作説明書取得		当該機能について、具体的かつ明確に提案されている。	①処理フローや処理イメージがあり、具体的な提案がされている。 ②複数社から提案がある場合は、他社に比べて最も優れた具体的な提案がある。	20 10		
	アクセス制御		当該機能について、具体的かつ明確に提案されている。	①処理フローや処理イメージがあり、具体的な提案がされている。 ②複数社から提案がある場合は、他社に比べて最も優れた具体的な提案がある。	20 10		
	管理プログラムの機能	管理	ログイン画面表示	当該機能について、具体的かつ明確に提案されている。	①処理フローや処理イメージがあり、具体的な提案がされている。 ②複数社から提案がある場合は、他社に比べて最も優れた具体的な提案がある。	20 10	
		ユーザ認証	当該機能について、具体的かつ明確に提案されている。	①処理フローや処理イメージがあり、具体的な提案がされている。 ②複数社から提案がある場合は、他社に比べて最も優れた具体的な提案がある。	20 10		
		パスワード変更	当該機能について、具体的かつ明確に提案されている。	①処理フローや処理イメージがあり、具体的な提案がされている。 ②複数社から提案がある場合は、他社に比べて最も優れた具体的な提案がある。	20 10		
		業務選択	当該機能について、具体的かつ明確に提案されている。	①処理フローや処理イメージがあり、具体的な提案がされている。 ②複数社から提案がある場合は、他社に比べて最も優れた具体的な提案がある。	20 10		



	アクセス制御	当該機能について、具体的かつ明確に提案されている。	①処理フローや処理イメージがあり、具体的な提案がされている。	20			
			②複数社から提案がある場合は、他社に比べて最も優れた具体的な提案がある。	10			
	安全対策	当該機能について、具体的かつ明確に提案されている。	①処理フローや処理イメージがあり、具体的な提案がされている。	20			
			②複数社から提案がある場合は、他社に比べて最も優れた具体的な提案がある。	10			
	ログの生成・保存	当該機能について、具体的かつ明確に提案されている。	①処理フローや処理イメージがあり、具体的な提案がされている。	20			
			②複数社から提案がある場合は、他社に比べて最も優れた具体的な提案がある。	10			
	ログの検索・出力	当該機能について、具体的かつ明確に提案されている。	①処理フローや処理イメージがあり、具体的な提案がされている。	20			
			②複数社から提案がある場合は、他社に比べて最も優れた具体的な提案がある。	10			
	制御統計作成・出力	当該機能について、具体的かつ明確に提案されている。	①処理フローや処理イメージがあり、具体的な提案がされている。	20			
			②複数社から提案がある場合は、他社に比べて最も優れた具体的な提案がある。	10			
	コードメンテナンス	当該機能について、具体的かつ明確に提案されている。	①処理フローや処理イメージがあり、具体的な提案がされている。	20			
			②複数社から提案がある場合は、他社に比べて最も優れた具体的な提案がある。	10			
	運用連絡通報の設定・出力	当該機能について、具体的かつ明確に提案されている。	①処理フローや処理イメージがあり、具体的な提案がされている。	20			
		②複数社から提案がある場合は、他社に比べて最も優れた具体的な提案がある。	10				
監視サーバ連携	当該機能について、具体的かつ明確に提案されている。	①処理フローや処理イメージがあり、具体的な提案がされている。	20				
		②複数社から提案がある場合は、他社に比べて最も優れた具体的な提案がある。	10				
ジョブ管理	当該機能について、具体的かつ明確に提案されている。	①処理フローや処理イメージがあり、具体的な提案がされている。	20				
		②複数社から提案がある場合は、他社に比べて最も優れた具体的な提案がある。	10				
試験表示	当該機能について、具体的かつ明確に提案されている。	①処理フローや処理イメージがあり、具体的な提案がされている。	20				
		②複数社から提案がある場合は、他社に比べて最も優れた具体的な提案がある。	10				
試験プログラムの機能	共通	ログイン画面表示	当該機能について、具体的かつ明確に提案されている。	①処理フローや処理イメージがあり、具体的な提案がされている。	20		
				②複数社から提案がある場合は、他社に比べて最も優れた具体的な提案がある。	10		
		ユーザ認証	当該機能について、具体的かつ明確に提案されている。	①処理フローや処理イメージがあり、具体的な提案がされている。	20		
			②複数社から提案がある場合は、他社に比べて最も優れた具体的な提案がある。	10			
	業務系機能	送受信処理	当該機能について、具体的かつ明確に提案されている。	①処理フローや処理イメージがあり、具体的な提案がされている。	20		
			②複数社から提案がある場合は、他社に比べて最も優れた具体的な提案がある。	10			
	管理系機能	ユーザ管理	当該機能について、具体的かつ明確に提案されている。	①処理フローや処理イメージがあり、具体的な提案がされている。	20		
			②複数社から提案がある場合は、他社に比べて最も優れた具体的な提案がある。	10			
環境情報設定		当該機能について、具体的かつ明確に提案されている。	①処理フローや処理イメージがあり、具体的な提案がされている。	20			
		②複数社から提案がある場合は、他社に比べて最も優れた具体的な提案がある。	10				
	端末操作ログの保存	当該機能について、具体的かつ明確に提案されている。	①処理フローや処理イメージがあり、具体的な提案がされている。	20			
		②複数社から提案がある場合は、他社に比べて最も優れた具体的な提案がある。	10				

(注) 加点基準は次のとおりとする。

1. 加点については、入力補助機能の付与や文字・背景の配色の工夫等、システムの操作性・利便性のほか、保守性等を向上させる効果が認められる提案を対象とする。
2. ②の加点は、①を満たす社が複数ある場合に、その中の社に対して行う。
3. ②の加点は、最大1社のみとする。

最高点	基礎点	1,050	総合得点	基礎点	
	加点	1,050		加点	
	合計点	2,100		合計点	

行政情報管理システムストーリー情報管理業務用プログラム

必須項目

1.1 総合

区分	機能名	詳細内容	記点	根拠資料番号	備考	得点
必須項目	設計条件	仕様書に示す条件を満足すること。	基礎点			

1.2 業務プログラムの機能

区分	機能名	詳細内容	記点	根拠資料番号	備考	得点
必須項目	即時登録	ストーリー情報登録	(1) ストーリー端末から登録に関するストーリー情報(以下「ストーリー登録データ」という。)を入力できること。業務サーバでは、当該端末からの処理要求に基づき、ストーリー登録データを受信すること。 なお、ストーリー端末からの処理要求及びストーリー登録データのレコードレイアウトの詳細については、警察庁が別途指示する。	基礎点		
			(2) ストーリー端末から入力するストーリー登録データの登録項目である都道府県使用欄は、都道府県警察ごとに独自のストーリー登録データを入力できること。 なお、都道府県使用欄の詳細については、警察庁が別途指示する。			
			(3) 業務サーバでは、受信したストーリー登録データについて、属性、単独、項目間関連及びマスタ間関連の検査を直ちに行うこと。ただし、仮保存ボタンを押下した場合、ストーリー登録データ(以下「仮保存データ」という。)は、検査を行わずに即時登録機能に示す仮保存処理を行うこと。 なお、ストーリー登録データについて行う検査及び仮保存データの詳細については、警察庁が別途指示する。			
			(4) 業務サーバでは、(3)の検査結果がエラーの場合、エラー内容を直ちに入力元のストーリー端末に送信すること。入力元のストーリー端末では、エラー内容を業務サーバから受信し、直ちに画面表示すること。 なお、エラー内容の詳細については、警察庁が別途指示する。			
			(5) 業務サーバでは、(3)の検査結果がエラーでない場合、直ちにストーリーDBに対してストーリー登録データの登録、訂正及び削除処理を行い、正常の処理結果を入力元のストーリー端末に送信すること。入力元のストーリー端末では、正常の処理結果を業務サーバから受信し、直ちに画面表示すること。 なお、ストーリー登録データの登録、訂正及び削除処理の詳細については、警察庁が別途指示する。			
	仮保存	ストーリー情報登録	(1) 業務サーバでは、受信した仮保存データについて、直ちにストーリー仮DBに対して仮の登録処理を行い、正常の処理結果を入力元のストーリー端末に送信すること。 なお、仮保存データの仮の登録処理の詳細については、警察庁が別途指示する。			
			(2) 業務サーバでは、ストーリー端末からの処理要求に基づき、ストーリー仮DBに登録済みの仮保存データを当該端末に送信すること。当該端末では、業務サーバから受信した仮保存データを直ちに画面に一覧表示すること。また、仮保存データの一覧表示から指定した仮保存データを使用し、ストーリー登録データを再作成して入力できること。 なお、ストーリー端末からの処理要求、一覧表示及びストーリー登録データの再作成の詳細については、警察庁が別途指示する。			
			(3) 業務サーバでは、ストーリー端末からの処理要求に基づき、再作成されたストーリー登録データを受信すること。 なお、ストーリー端末からの処理要求及びストーリー登録データの詳細については、警察庁が別途指示する。			
			(4) 業務サーバでは、受信したストーリー登録データについて、即時登録機能に示すストーリー情報登録処理の(2)から(5)の処理を行うこと。			
			(5) 業務サーバでは、ストーリー端末からの処理要求に基づき、ストーリー仮DBから登録済みの仮保存データの削除処理を行うこと。 なお、ストーリー端末からの処理要求及び仮保存データの削除処理の詳細については、警察庁が別途指示する。			
ファイルによる登録	ストーリー情報登録	(1) ストーリー端末からストーリー登録データをCSV形式のファイルで入力できること。業務サーバでは、当該端末からの処理要求に基づき、当該ファイルを受信すること。 なお、ストーリー端末からの処理要求及びファイルのレコードレイアウトの詳細については、警察庁が別途指示する。				
		(2) 業務サーバでは、受信したファイルに記録されたストーリー登録データについて、属性、単独、項目間関連及びマスタ間関連の検査を直ちに行うこと。 なお、ストーリー登録データについて行う検査の詳細については、警察庁が別途指示する。				

		<p>(3) 業務サーバでは、(2)の検査結果がエラーの場合、直ちにエラー内容を入力元のストーリー端末に送信すること。当該端末では、エラー内容を業務サーバから受信し、直ちに画面表示するとともに、印刷できること。 なお、エラー内容の詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(4) 業務サーバでは、(2)の検査結果がエラーでない場合、直ちにストーリーDBに対してストーリー登録データの登録、訂正及び削除処理を行い、正常の処理結果を入力元のストーリー端末に送信すること。当該端末では、正常の処理結果を業務サーバから受信し、直ちに画面表示するとともに、印刷できること。 なお、ストーリー登録データの登録、訂正及び削除処理の詳細については、警察庁が別途指示する。</p>			
即時照会	発出番号照会	<p>(1) ストーリー端末から照会に関するストーリー情報(以下「ストーリー照会データ」という。)を入力できること。業務サーバでは、当該端末からの処理要求に基づき、入力されたストーリー照会データを受信すること。 なお、ストーリー端末からの処理要求及びストーリー照会データの詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(2) 業務サーバでは、受信したストーリー照会データについて、属性及び単独の検査を直ちに行うこと。 なお、ストーリー照会データについて行う検査の詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(3) 業務サーバでは、(2)の検査結果がエラーの場合、エラー内容を直ちに入力元のストーリー端末に送信すること。当該端末では、エラー内容を業務サーバから受信し、直ちに画面表示すること。 なお、エラー内容の詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(4) 業務サーバでは、(2)の検査結果がエラーでない場合、直ちにストーリーDBを検索し、検索結果(該当なしを含む。)を入力元のストーリー端末に送信すること。当該端末では、検索結果を業務サーバから受信し、直ちに画面表示するとともに、印刷できること。 なお、ストーリーDBに対する検索及び検索結果の詳細については、警察庁が別途指示する。</p>			
通報作成	保存期限満了通知	<p>(1) DBサーバでは、監視サーバからのバッチ処理要求に基づき、ストーリーDBを検索し、一定の期間を経過したストーリー情報が存在する場合、当該情報を削除し、該当情報に関する都道府県システムに対する保存期間満了通知を作成すること。 なお、監視サーバからのバッチ処理要求、一定の期間及び保存期間満了通知の詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(2) DBサーバでは、(1)で削除されたストーリー情報について、該当情報に関する都道府県警察のストーリー端末に対し一定の期間、起動時表示画面に結果を画面表示すること。 なお、一定の期間、起動時表示画面及び画面表示の詳細については、警察庁が別途指示する。</p>			
	有効期限満了通知	<p>(1) DBサーバでは、監視サーバからのバッチ処理要求に基づき、ストーリーDBを検索し、一定の期間を経過したストーリー情報が存在する場合、該当情報に関する都道府県システムに対する有効期限満了通知を作成すること。 なお、監視サーバからのバッチ処理要求、一定の期間及び有効期限満了通知の詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(2) DBサーバでは、(1)について、該当情報に関する都道府県警察のストーリー端末に対し一定の期間、起動時表示画面に結果を画面表示すること。 なお、一定の期間、起動時表示画面及び画面表示の詳細については、警察庁が別途指示する。</p>			
業務設定		<p>(1) ストーリー端末では、都道府県使用欄に使用する登録項目名等の情報(以下「ストーリー登録項目名等データ」という。)を入力できること。業務サーバでは、当該端末からの処理要求に基づき、ストーリー登録項目名等データを受信し、直ちにストーリーDBに対して登録処理を行うこと。 なお、ストーリー端末からの処理要求、ストーリー登録項目名等データ及びストーリー登録項目名等データの登録処理の詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(2) 業務サーバでは、ストーリー端末からの処理要求に基づき、ストーリー登録項目名等データを当該端末に送信すること。当該端末では、ストーリー登録項目名等データを業務サーバから受信し、直ちに画面表示すること。 なお、ストーリー端末からの処理要求の詳細については、警察庁が別途指示する。</p>			
連携データ作成		<p>(1) DBサーバでは、監視サーバからのバッチ処理要求に基づき、ストーリーDBを検索し、抽出条件を満たすストーリー情報を抽出すること。 なお、監視サーバからのバッチ処理要求及び抽出条件の詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(2) DBサーバでは、(1)で抽出したストーリー情報をCSV形式で作成し、業務Zファイルに保存すること。</p> <p>(3) DBサーバでは、(2)で保存した業務Zファイルを警察庁が別途指示するサーバに転送すること。</p>			

統計表作成	業務統計作成	(1) DBサーバでは、監視サーバからのバッチ処理要求に基づき、ストーカーDBを検索し、業務統計ファイルを作成すること。 なお、監視サーバからのバッチ処理要求、ストーカーDBに対する検索及び業務統計ファイルの詳細については、警察庁が別途指示する。 (2) 業務サーバでは、ストーカー端末からの処理要求に基づき、直ちに業務統計ファイルから統計表をPDF形式で作成し、当該端末に送信すること。当該端末では、統計表を業務サーバから受信し、直ちに画面表示するとともにPDF形式で保存できること。 なお、ストーカー端末からの処理要求及び作成する統計表の詳細については、警察庁が別途指示する。			
	業務管理統計作成	(1) DBサーバでは、監視サーバからのバッチ処理要求に基づき、ストーカーDBの即時登録件数、ファイルによる登録件数、即時照会件数、データ抽出件数、登録現況数等について、業務管理統計ファイルを作成すること。 なお、監視サーバからのバッチ処理要求及び業務管理統計ファイルの詳細については、警察庁が別途指示する。 (2) 業務サーバでは、警察庁のストーカー端末からの処理要求に基づき、直ちに業務管理統計ファイルから統計表をPDF形式又はCSV形式で作成し、当該端末に送信すること。当該端末では、統計表を業務サーバから受信し、直ちに画面表示するとともにPDF形式又はCSV形式で保存できること。 なお、警察庁のストーカー端末からの処理要求及び作成する統計表の詳細については、警察庁が別途指示する。			
データ抽出		(1) ストーカー端末からストーカー情報の抽出条件(以下「ストーカー抽出条件データ」という。)を入力できること。業務サーバでは、当該端末からの処理要求に基づき、ストーカー抽出条件データを受信すること。 なお、ストーカー端末からの処理要求及びストーカー抽出条件データの詳細については、警察庁が別途指示する。 (2) 業務サーバでは、ストーカー抽出条件データを受信後、直ちにストーカーDBを検索し、抽出条件を満たすストーカー情報を要求元のストーカー端末に送信すること。当該端末では、抽出したストーカー情報を業務サーバから受信し、CSV形式で保存できること。 なお、ストーカーDBの検索の詳細については、警察庁が別途指示する。			
コードメンテナンス	コード複製	DBサーバでは、監視サーバからのバッチ処理要求に基づき、管理プログラムで管理している業務共通のコード・用語をストーカーDBに複製すること。 なお、監視サーバからのバッチ処理要求及びストーカーDBに対する複製の詳細については、警察庁が別途指示する。			
	コード登録	(1) 警察庁のストーカー端末からストーカーDBに対して業務固有のコード・用語を登録又は修正するためのデータ(以下「ストーカーコードメンテナンス用データ」という。)を入力できること。業務サーバでは、当該端末からの処理要求に基づき、ストーカーコードメンテナンス用データを受信すること。 なお、警察庁のストーカー端末からの処理要求及びストーカーコードメンテナンス用データの詳細については、警察庁が別途指示する。 (2) 業務サーバでは、ストーカーコードメンテナンス用データを受信後、ストーカーDBに対して業務固有のコード・用語の登録又は修正処理を行うこと。 なお、業務固有のコード・用語の詳細については、警察庁が別途指示する。 (3) 業務サーバでは、警察庁のストーカー端末からの処理要求に基づき、業務固有のコード・用語を当該端末に送信すること。当該端末では、業務固有のコード・用語を業務サーバから受信して直ちに画面に一覧表示するとともに、一覧表示の中から範囲を指定し、コード・用語をCSV形式で保存できること。 なお、警察庁のストーカー端末からの処理要求及び一覧表示の詳細については、警察庁が別途指示する。			
端末操作説明書取得		業務サーバでは、ストーカー端末からの処理要求に基づき、端末操作説明書ファイルを当該端末に送信すること。当該端末では、端末操作説明書ファイルを業務サーバから受信し、保存できること。 なお、ストーカー端末からの処理要求及び端末操作説明書ファイルの形式の詳細については、警察庁が別途指示する。			
アクセス制御		業務サーバでは、ユーザのアクセス権情報に応じて機能、画面表示及びファイル入出力を制御すること。 なお、アクセス権情報の詳細については、警察庁が別途指示する。			

1. 3 連携プログラムの機能

区分	機能名	詳細内容	配点		
必須項目	出力ファイル作成処理	ストーカー情報の抽出	(1) ストーカーDBを検索し、指定項目、日付等を抽出条件にストーカー情報を抽出すること。 なお、抽出条件の詳細については、警察庁が別途指示する。 (2) (1)で抽出したストーカー情報について、データ1件ごとに検査を行うこと。検査結果がエラーとなったデータについて、当該データとエラーの内容を出力したエラーログファイルをDBサーバに作成すること。 なお、データの検査方法の詳細については、警察庁が別途指示する。	基礎点	

	(3) (1)の抽出条件及び(2)のデータの検査方法については外部パラメータ化すること。 なお、外部パラメータ化の詳細については、警察庁が別途指示する。		
	(4) (2)の検査結果がエラーとならなかったデータについて、変換規則による氏名変換等のデータ変換を実施した結果を出力した中間ファイル1をDBサーバに作成すること。 なお、氏名変換等のデータ変換の詳細については、警察庁が別途指示する。		
	(5) (1)～(4)の処理は、開始、終了及びエラーの処理の状況をDBサーバの監視ログファイルに出力すること。 なお、監視ログファイルの詳細については、警察庁が別途指示する。		
	(6) (5)で作成したプログラムを実行するため、監視サーバの運用管理ソフトウェアのジョブスケジュール機能により、動作が可能なシェルスクリプトをDBサーバに作成すること。		
配偶者暴力情報の抽出	(1) 配偶者暴力DBを検索し、指定項目、日付等を抽出条件に配偶者暴力情報を抽出すること。 なお、抽出条件の詳細については、警察庁が別途指示する。		
	(2) (1)で抽出した配偶者暴力情報について、データ1件ごとに検査を行うこと。検査結果がエラーとなったデータについて、当該データとエラーの内容を出力したエラーログファイルをDBサーバに作成すること。 なお、データの検査方法の詳細については、警察庁が別途指示する。		
	(3) (1)の抽出条件及び(2)のデータの検査方法については外部パラメータ化すること。 なお、外部パラメータ化の詳細については、警察庁が別途指示する。		
	(4) (2)の検査結果がエラーとならなかったデータについて、変換規則による氏名変換等のデータ変換を実施した結果を出力した中間ファイル2をDBサーバに作成すること。 なお、氏名変換等のデータ変換の詳細については、警察庁が別途指示する。		
	(5) (1)～(4)の処理は、開始、終了及びエラーの処理の状況をDBサーバの監視ログファイルに出力すること。 なお、監視ログファイルの詳細については、警察庁が別途指示する。		
	(6) (5)で作成したプログラムを実行するため、監視サーバの運用管理ソフトウェアのジョブスケジュール機能により、動作が可能なシェルスクリプトをDBサーバに作成すること。		
人定ファイル及び事案ファイルの作成	(1) 中間ファイル1のデータ及び中間ファイル2のデータを統合し、データの並び替えを行うこと。 なお、データの並び替えの詳細については、警察庁が別途指示する。		
	(2) (1)の結果について、各データに一連番号、管理番号等を付与した結果を出力した中間ファイル3をDBサーバに作成すること。 なお、一連番号、管理番号等の付与の詳細については、警察庁が別途指示する。		
	(3) 中間ファイル3から一連番号、管理番号等を抽出条件に抽出したデータについて、文字コード変換を実施した結果を出力した人定ファイルをDBサーバに作成すること。 なお、抽出条件及び文字コード変換の詳細については、警察庁が別途指示する。		
	(4) 中間ファイル3から指定項目を抽出条件に抽出したデータについて、文字コード変換を実施した結果を出力した事案ファイルをDBサーバに作成すること。 なお、抽出条件及び文字コード変換の詳細については、警察庁が別途指示する。		
	(5) (1)～(4)の処理は、開始、終了及びエラーの処理の状況をDBサーバの監視ログファイルに出力すること。 なお、監視ログファイルの詳細については、警察庁が別途指示する。		
	(6) (5)で作成したプログラムを実行するため、監視サーバの運用管理ソフトウェアのジョブスケジュール機能により、動作が可能なシェルスクリプトをDBサーバに作成すること。		
出力ファイルの保存	(1) 中間ファイル1、中間ファイル2、エラーログファイル、中間ファイル3、人定ファイル及び事案ファイルをDBサーバに警察庁が別途指示する期間保存すること。保存期間が過ぎたファイルについては、削除すること。 なお、保存期間については、外部パラメータ化すること。		
	(2) (1)の処理は、開始、終了及びエラーの処理の状況をDBサーバの監視ログファイルに出力すること。 なお、監視ログファイルの詳細については、警察庁が別途指示する。		


		(3) (2)で作成したプログラムを実行するため、監視サーバの運用管理ソフトウェアのジョブスケジュール機能により、動作が可能なシェルスクリプトをDBサーバに作成すること。			
ファイル転送処理	ファイル転送	(1) 人定ファイルを中継サーバにFTPを用いて転送すること。 (2) 事案ファイルを中継サーバにFTPを用いて転送すること。 (3) (1)及び(2)の処理は、開始、終了及びエラーの処理の状況を業務サーバの監視ログファイルに出力すること。 なお、監視ログファイルの詳細については、警察庁が別途指示する。 (4) (3)で作成したプログラムを実行するため、監視サーバの運用管理ソフトウェアのジョブスケジュール機能により、動作が可能なシェルスクリプトを業務サーバに作成すること。			

1.4 管理プログラムの機能

区分	機能名	詳細内容	配点	根拠資料番号	備考	得点
必須項目	管理	ログイン画面表示	基礎点			
		ログイン画面表示	基礎点			
		ユーザ認証				
		(1) ストーカー端末では、ログイン画面からユーザID及び半角英数字を組み合わせた8桁以上のパスワードを入力することによりユーザ認証を行うこと。 なお、ユーザID、パスワード及びユーザ認証の詳細については、警察庁が別途指示する。 (2) 業務サーバでは、ユーザ認証時に、アクセス権管理システムからユーザ情報及びアクセス権情報を取得すること。 なお、ユーザ情報及びアクセス権情報の詳細については、警察庁が別途指示する。 (3) ストーカー端末では、ユーザ認証に成功した場合、業務選択画面を表示すること。また、ユーザ認証時に取得したユーザ情報のうち、所属名及び職員名を業務選択画面に表示すること。 なお、業務選択画面の詳細については、警察庁が別途指示する。 (4) ストーカー端末では、ユーザのログイン及びログアウト時に、Webブラウザのキャッシュをクリアすること。				
		パスワード変更				
		パスワード変更				
		業務選択				
		業務選択				
		アクセス制御				
		アクセス制御				
		安全対策				
		安全対策				
		(1) 業務サーバでは、一定時間以上、ストーカー端末から送信が無い場合、ストーカー端末との接続を自動的に切断すること。また、当該一定時間の設定は1分から60分までとし、業務サーバの設定ファイルにより設定できること。 (2) ストーカー端末では、ユーザがログイン中の各画面において、複写、切り取り及び貼付けの機能、ハードコピー機能並びにマウスの右クリックを使用できないよう制御すること。 (3) ストーカー端末では、(2)を実現するためストーカー端末にプログラムを導入しない方法で実施すること。				
		ログの生成・保存				
		ログの生成・保存				
		(1) 業務サーバでは、全てのトランザクション(障害含む)及びアクセスについて、開始・終了年月日時分秒、ユーザ情報、処理内容等の事項を記録したログを生成すること。 なお、生成するログの詳細については、警察庁が別途指示する。 (2) 業務サーバでは、生成したログを業務管理DBに保存すること。 なお、業務管理DBの詳細については、警察庁が別途指示する。 (3) DBサーバでは、保存したログを一定の期間経過後、自動的に削除すること。 なお、一定の期間の詳細については、警察庁が別途指示する。				
		ログの検索・出力				
		ログの検索・出力				
		(1) ストーカー端末からログの検索に関する情報を入力できること。 業務サーバでは、ストーカー端末からの処理要求に基づき、ログの検索に関する情報を受信し、ユーザの権限に応じて、ログを検索すること。 なお、ログの検索に関する情報、ストーカー端末からの処理要求及びユーザの権限に応じたログの検索の詳細については、警察庁が別途指示する。 (2) 業務サーバでは、(1)の検索結果を要求元の業務端末に送信すること。当該端末では、受信した検索結果を直ちに画面に一覧表示するとともに印刷ができること。 なお、一覧表示の詳細については、警察庁が別途指示する。				

		(3) ストーカー端末では、検索結果をCSV形式で保存できること。 なお、CSV形式のレコードレイアウトの詳細については、警察庁が別途指示する。
制御統計作成・出力	(1) DBサーバでは、監視サーバからのバッチ処理要求に基づき、制御統計ファイルを作成すること。 なお、監視サーバからのバッチ処理要求及び制御統計ファイルの詳細については、警察庁が別途指示する。	
	(2) 業務サーバでは、警察庁のストーカー端末からの処理要求に基づき、制御統計ファイルを当該端末に送信すること。 なお、警察庁のストーカー端末からの処理要求の詳細については、警察庁が別途指示する。	
	(3) 警察庁のストーカー端末では、受信した制御統計ファイルをExcel形式で保存できること。	
	(4) DBサーバでは、作成した制御統計ファイルを一定の期間経過後、自動的に削除すること。 なお、一定の期間の詳細については、警察庁が別途指示する。	
コードメンテナンス	(1) DBサーバでは、監視サーバからのバッチ処理要求に基づき、コード・用語ファイルを警察庁ホストシステムから受信し、業務管理DBに登録すること。 なお、監視サーバからのバッチ処理要求の詳細については、警察庁が別途指示する。	
	(2) 警察庁のストーカー端末から業務管理DBに対して業務固有のコード・用語を登録又は修正するためのデータ(以下「共通コードメンテナンス用データ」という。)を入力できること。業務サーバでは、当該端末からの処理要求に基づき、共通コードメンテナンス用データを受信すること。 なお、警察庁のストーカー端末からの処理要求及び共通コードメンテナンス用データの詳細については、警察庁が別途指示する。	
	(3) 業務サーバでは、共通コードメンテナンス用データを受信後、業務管理DBに対して業務固有のコード・用語の登録又は修正処理を行うこと。 なお、業務固有のコード・用語の詳細については、警察庁が別途指示する。	
	(4) 業務サーバでは、警察庁のストーカー端末からの処理要求に基づき、業務共通のコード・用語を当該端末に送信すること。当該端末では、業務共通のコード・用語を業務サーバから受信して直ちに画面に一覧表示するとともに、一覧表示の中から範囲を指定し、コード・用語をCSV形式で保存できること。 なお、警察庁のストーカー端末からの処理要求及び一覧表示の詳細については、警察庁が別途指示する。	
	(5) DBサーバでは、受信したコード・用語ファイルを一定の期間経過後、自動的に削除すること。 なお、一定の期間については、警察庁が別途指示する。	
運用連絡通報の設定・出力	(1) 警察庁のストーカー端末から業務運用に関する連絡の内容、期間及び宛先(以下「運用連絡通報」という。)を入力できること。業務サーバでは、警察庁の業務端末からの処理要求に基づき、運用連絡通報を受信し、業務管理DBに登録すること。 なお、警察庁のストーカー端末からの処理要求及び運用連絡通報の詳細については、警察庁が別途指示する。	
	(2) 業務サーバでは、ストーカー端末からの処理要求に基づき、該当する運用連絡通報を当該ストーカー端末に送信すること。ストーカー端末では、運用連絡通報を業務サーバから受信し、業務運用に関する連絡の内容を直ちに画面表示すること。 なお、ストーカー端末からの処理要求の詳細については、警察庁が別途指示する。	
	(3) DBサーバでは、作成した運用連絡通報を一定の期間経過後、自動的に削除すること。 なお、一定の期間の詳細については、警察庁が別途指示する。	
監視サーバ連携	業務サーバ及びDBサーバでは、監視サーバと情報の送受信をすること。 なお、監視サーバとの情報の送受信の詳細については、警察庁が別途指示する。	
ジョブ管理	監視サーバからのバッチ処理要求に基づき、各業務用プログラムの起動・停止ができること。	
試験表示	ストーカー端末では、試験環境へ接続している間、画面に試験中であることを明示すること。	


最高点	基礎点	1,020
	加点点	1,020
	合計点	2,040

総合得点	基礎点	
	加点点	
	合計点	



加点項目

区分・機能名等		評価基準(必須)	加点基準	配点	提案内容	根拠資料番号	得点
加点項目	業務プログラムの機能	即時登録	ストーリー情報登録	当該機能について、具体的かつ明確に提案されている。	①処理フローや処理イメージがあり、具体的な提案がされている。		
					②複数社から提案がある場合は、他社に比べて最も優れた具体的な提案がある。		
		仮保存	当該機能について、具体的かつ明確に提案されている。	①処理フローや処理イメージがあり、具体的な提案がされている。			
				②複数社から提案がある場合は、他社に比べて最も優れた具体的な提案がある。			
	ファイルによる登録	ストーリー情報登録	当該機能について、具体的かつ明確に提案されている。	①処理フローや処理イメージがあり、具体的な提案がされている。			
					②複数社から提案がある場合は、他社に比べて最も優れた具体的な提案がある。		
	即時照会	発出番号照会	当該機能について、具体的かつ明確に提案されている。	①処理フローや処理イメージがあり、具体的な提案がされている。			
					②複数社から提案がある場合は、他社に比べて最も優れた具体的な提案がある。		
	通報作成	保存期限満了通知	当該機能について、具体的かつ明確に提案されている。	①処理フローや処理イメージがあり、具体的な提案がされている。			
					②複数社から提案がある場合は、他社に比べて最も優れた具体的な提案がある。		
		有効期限満了通知	当該機能について、具体的かつ明確に提案されている。	①処理フローや処理イメージがあり、具体的な提案がされている。			
				②複数社から提案がある場合は、他社に比べて最も優れた具体的な提案がある。			
	業務設定		当該機能について、具体的かつ明確に提案されている。	①処理フローや処理イメージがあり、具体的な提案がされている。			
				②複数社から提案がある場合は、他社に比べて最も優れた具体的な提案がある。			
	連携データ作成		当該機能について、具体的かつ明確に提案されている。	①処理フローや処理イメージがあり、具体的な提案がされている。			
				②複数社から提案がある場合は、他社に比べて最も優れた具体的な提案がある。			
	統計表作成	業務統計作成	当該機能について、具体的かつ明確に提案されている。	①処理フローや処理イメージがあり、具体的な提案がされている。			
					②複数社から提案がある場合は、他社に比べて最も優れた具体的な提案がある。		
		業務管理統計作成	当該機能について、具体的かつ明確に提案されている。	①処理フローや処理イメージがあり、具体的な提案がされている。			
				②複数社から提案がある場合は、他社に比べて最も優れた具体的な提案がある。			
データ抽出		当該機能について、具体的かつ明確に提案されている。	①処理フローや処理イメージがあり、具体的な提案がされている。				
			②複数社から提案がある場合は、他社に比べて最も優れた具体的な提案がある。				
コードメンテナンス	コード複製	当該機能について、具体的かつ明確に提案されている。	①処理フローや処理イメージがあり、具体的な提案がされている。				
				②複数社から提案がある場合は、他社に比べて最も優れた具体的な提案がある。			
	コード登録	当該機能について、具体的かつ明確に提案されている。	①処理フローや処理イメージがあり、具体的な提案がされている。				
			②複数社から提案がある場合は、他社に比べて最も優れた具体的な提案がある。				
端末操作説明書取得		当該機能について、具体的かつ明確に提案されている。	①処理フローや処理イメージがあり、具体的な提案がされている。				
			②複数社から提案がある場合は、他社に比べて最も優れた具体的な提案がある。				
アクセス制御		当該機能について、具体的かつ明確に提案されている。	①処理フローや処理イメージがあり、具体的な提案がされている。				
			②複数社から提案がある場合は、他社に比べて最も優れた具体的な提案がある。				
連携プログラムの機能	出力ファイル作成処理	ストーリー情報の抽出	当該機能について、具体的かつ明確に提案されている。	①処理フローや処理イメージがあり、具体的な提案がされている。			
					②複数社から提案がある場合は、他社に比べて最も優れた具体的な提案がある。		
		配偶者暴力情報の抽出	当該機能について、具体的かつ明確に提案されている。	①処理フローや処理イメージがあり、具体的な提案がされている。			
				②複数社から提案がある場合は、他社に比べて最も優れた具体的な提案がある。			
	人定ファイル及び事業ファイルの作成		当該機能について、具体的かつ明確に提案されている。	①処理フローや処理イメージがあり、具体的な提案がされている。			



区分・機能名等		評価基準(必須)	加点基準	配点	提案内容	根拠資料番号	得点	
管理 プログラムの 機能	出力ファイルの保存	当該機能について、具体的かつ明確に提案されている。	②複数社から提案がある場合は、他社に比べて最も優れた具体的な提案がある。	10				
			①処理フローや処理イメージがあり、具体的な提案がされている。	20				
	ファイル転送処理	ファイル転送	当該機能について、具体的かつ明確に提案されている。	②複数社から提案がある場合は、他社に比べて最も優れた具体的な提案がある。	10			
				①処理フローや処理イメージがあり、具体的な提案がされている。	20			
	管理	ログイン画面表示	当該機能について、具体的かつ明確に提案されている。	②複数社から提案がある場合は、他社に比べて最も優れた具体的な提案がある。	10			
				①処理フローや処理イメージがあり、具体的な提案がされている。	20			
	ユーザ認証	当該機能について、具体的かつ明確に提案されている。	②複数社から提案がある場合は、他社に比べて最も優れた具体的な提案がある。	①処理フローや処理イメージがあり、具体的な提案がされている。	20			
				②複数社から提案がある場合は、他社に比べて最も優れた具体的な提案がある。	10			
	パスワード変更	当該機能について、具体的かつ明確に提案されている。	②複数社から提案がある場合は、他社に比べて最も優れた具体的な提案がある。	①処理フローや処理イメージがあり、具体的な提案がされている。	20			
				②複数社から提案がある場合は、他社に比べて最も優れた具体的な提案がある。	10			
	業務選択	当該機能について、具体的かつ明確に提案されている。	②複数社から提案がある場合は、他社に比べて最も優れた具体的な提案がある。	①処理フローや処理イメージがあり、具体的な提案がされている。	20			
				②複数社から提案がある場合は、他社に比べて最も優れた具体的な提案がある。	10			
	アクセス制御	当該機能について、具体的かつ明確に提案されている。	②複数社から提案がある場合は、他社に比べて最も優れた具体的な提案がある。	①処理フローや処理イメージがあり、具体的な提案がされている。	20			
				②複数社から提案がある場合は、他社に比べて最も優れた具体的な提案がある。	10			
	安全対策	当該機能について、具体的かつ明確に提案されている。	②複数社から提案がある場合は、他社に比べて最も優れた具体的な提案がある。	①処理フローや処理イメージがあり、具体的な提案がされている。	20			
				②複数社から提案がある場合は、他社に比べて最も優れた具体的な提案がある。	10			
	ログの生成・保存	当該機能について、具体的かつ明確に提案されている。	②複数社から提案がある場合は、他社に比べて最も優れた具体的な提案がある。	①処理フローや処理イメージがあり、具体的な提案がされている。	20			
				②複数社から提案がある場合は、他社に比べて最も優れた具体的な提案がある。	10			
	ログの検索・出力	当該機能について、具体的かつ明確に提案されている。	②複数社から提案がある場合は、他社に比べて最も優れた具体的な提案がある。	①処理フローや処理イメージがあり、具体的な提案がされている。	20			
				②複数社から提案がある場合は、他社に比べて最も優れた具体的な提案がある。	10			
制御統計作成・出力	当該機能について、具体的かつ明確に提案されている。	②複数社から提案がある場合は、他社に比べて最も優れた具体的な提案がある。	①処理フローや処理イメージがあり、具体的な提案がされている。	20				
			②複数社から提案がある場合は、他社に比べて最も優れた具体的な提案がある。	10				
コードメンテナンス	当該機能について、具体的かつ明確に提案されている。	②複数社から提案がある場合は、他社に比べて最も優れた具体的な提案がある。	①処理フローや処理イメージがあり、具体的な提案がされている。	20				
			②複数社から提案がある場合は、他社に比べて最も優れた具体的な提案がある。	10				
運用連絡通報の設定・出力	当該機能について、具体的かつ明確に提案されている。	②複数社から提案がある場合は、他社に比べて最も優れた具体的な提案がある。	①処理フローや処理イメージがあり、具体的な提案がされている。	20				
			②複数社から提案がある場合は、他社に比べて最も優れた具体的な提案がある。	10				
監視サーバ連携	当該機能について、具体的かつ明確に提案されている。	②複数社から提案がある場合は、他社に比べて最も優れた具体的な提案がある。	①処理フローや処理イメージがあり、具体的な提案がされている。	20				
			②複数社から提案がある場合は、他社に比べて最も優れた具体的な提案がある。	10				
ジョブ管理	当該機能について、具体的かつ明確に提案されている。	②複数社から提案がある場合は、他社に比べて最も優れた具体的な提案がある。	①処理フローや処理イメージがあり、具体的な提案がされている。	20				
			②複数社から提案がある場合は、他社に比べて最も優れた具体的な提案がある。	10				
試験表示	当該機能について、具体的かつ明確に提案されている。	②複数社から提案がある場合は、他社に比べて最も優れた具体的な提案がある。	①処理フローや処理イメージがあり、具体的な提案がされている。	20				
			②複数社から提案がある場合は、他社に比べて最も優れた具体的な提案がある。	10				

(注) 加点基準は次のとおりとする。

1. 加点については、入力補助機能の付与や文字・背景の配色の工夫等、システムの操作性・利便性のほか、保守性等を向上させる効果が認められる提案を対象とする。
2. ②の加点は、①を満たす社が複数ある場合に、その中の社に対して行う。
3. ②の加点は、最大1社のみとする。

最高点	基礎点	1,020	総合得点	基礎点	
	加点	1,020		加点	
	合計点	2,040		合計点	

行政情報管理システム配偶者暴力情報管理業務用プログラム

必須項目

1.1 総合

区分	機能名	詳細内容	配点	根拠資料番号	備考	得点
必須項目	設計条件	仕様書に示す条件を満足すること。	基礎点			

1.2 業務プログラムの機能

区分	機能名	詳細内容	配点	根拠資料番号	備考	得点
必須項目	即時登録	配偶者暴力情報登録 (1) 配暴端末から登録に関する配偶者暴力情報(以下「配暴登録データ」という。)を入力できること。業務サーバでは、当該端末からの処理要求に基づき、配暴登録データを受信すること。 なお、配暴端末からの処理要求及び配暴登録データのレコードレイアウトの詳細については、警察庁が別途指示する。 (2) 配暴端末から入力する配暴登録データの登録項目である都道府県使用欄は、都道府県警察ごとに独自の配暴登録データを入力できること。 なお、都道府県使用欄の詳細については、警察庁が別途指示する。 (3) 業務サーバでは、受信した配暴登録データについて、属性、単独、項目間関連及びマスタ間関連の検査を直ちに行うこと。 なお、配暴登録データについて行う検査の詳細については、警察庁が別途指示する。 (4) 業務サーバでは、(3)の検査結果がエラーの場合、エラー内容を直ちに入力元の配暴端末に送信すること。入力元の配暴端末では、エラー内容を業務サーバから受信し、直ちに画面表示すること。 なお、エラー内容の詳細については、警察庁が別途指示する。 (5) 業務サーバでは、(3)の検査結果がエラーでない場合、直ちに配偶者暴力DBに対して配暴登録データの登録、訂正及び削除処理を行い、正常の処理結果を入力元の配暴端末に送信すること。入力元の配暴端末では、処理結果を業務サーバから受信し、直ちに画面表示するとともに、印刷できること。 なお、配暴登録データの登録、訂正及び削除処理の詳細については、警察庁が別途指示する。	基礎点			
	ファイルによる登録	配偶者暴力情報登録 (1) 配暴端末から配暴登録データをCSV形式のファイルで入力できること。業務サーバでは、当該端末からの処理要求に基づき、当該ファイルを受信すること。 なお、配暴端末からの処理要求及びファイルのレコードレイアウトの詳細については、警察庁が別途指示する。 (2) 業務サーバでは、受信したファイルに記録された配暴登録データについて、属性、単独、項目間関連及びマスタ間関連の検査を直ちに行うこと。 なお、配暴登録データについて行う検査の詳細については、警察庁が別途指示する。 (3) 業務サーバでは、(2)の検査結果がエラーの場合、直ちにエラー内容を入力元の配暴端末に送信すること。当該端末では、エラー内容を業務サーバから受信し、直ちに画面表示すること。 なお、エラー内容の詳細については、警察庁が別途指示する。 (4) 業務サーバでは、(2)の検査結果がエラーでない場合、直ちに配偶者暴力DBに対して配暴登録データの登録、訂正及び削除処理を行い、正常の処理結果を入力元の配暴端末に送信すること。当該端末では、正常な処理結果を業務サーバから受信し、直ちに画面表示すること。 なお、配暴登録データの登録、訂正及び削除処理の詳細については、警察庁が別途指示する。				
	即時照会	事案番号照会氏名等による照会 (1) 配暴端末から照会に関する配偶者暴力情報(以下「配暴照会データ」という。)を入力できること。業務サーバでは、当該端末からの処理要求に基づき、入力された配暴照会データを受信すること。 なお、配暴端末からの処理要求及び配暴照会データの詳細については、警察庁が別途指示する。 (2) 業務サーバでは、受信した配暴照会データについて、属性、単独及び項目間関連の検査を直ちに行うこと。 なお、配暴照会データについて行う検査の詳細については、警察庁が別途指示する。 (3) 業務サーバでは、(2)の検査結果がエラーの場合、エラー内容を直ちに入力元の配暴端末に送信すること。当該端末では、エラー内容を業務サーバから受信し、直ちに画面表示すること。 なお、エラー内容の詳細については、警察庁が別途指示する。 (4) 業務サーバでは、(2)の検査結果がエラーでない場合、直ちに配偶者暴力DBを検索し、検索結果(該当なし及び照会回答件数オーバーを含む。)を入力元の配暴端末に送信すること。当該端末では、検索結果を業務サーバから受信し、直ちに画面表示するとともに、印刷できること。 なお、配偶者暴力DBに対する検索及び検索結果の詳細については、警察庁が別途指示する。				

一括通報作成	自動抹消通報作成	(1) DBサーバでは、監視サーバからのバッチ処理要求に基づき、配偶者暴力DBを検索し、一定の期間を経過した配偶者暴力情報が存在する場合、当該情報を削除すること。 なお、監視サーバからのバッチ処理要求及び一定の期間の詳細については、警察庁が別途指示する。 (2) DBサーバでは、(1)で削除された配偶者暴力情報について、当該情報に關係する都道府県警察の配暴端末に対する自動抹消通報を作成すること。 なお、自動抹消通報の詳細については、警察庁が別途指示する。 (3) DBサーバでは、自動抹消通報を一定の期間経過後、自動的に削除すること。 なお、一定の期間の詳細については、警察庁が別途指示する。
通報送信	一括通報送信	(1) 業務サーバでは、配暴端末からの処理要求に基づき、一括通報作成機能で作成された通報を当該端末に送信すること。当該端末では、通報を業務サーバから受信し、直ちに画面に一覧表示すること。 なお、配暴端末からの処理要求及び一覧表示の詳細については、警察庁が別途指示する。 (2) 要求元の配暴端末では、通報の一覧表示から指定した通報の内容をCSV形式で保存できること。 (3) 業務サーバでは、一度送信した通報について、一定の期間内は、再度送信できること。 なお、一定の期間の詳細については、警察庁が別途指示する。
業務設定		(1) 配暴端末から都道府県使用欄に使用する登録項目名の情報(以下「配暴登録項目名データ」という。)を入力できること。業務サーバでは、当該端末からの処理要求に基づき、配暴登録項目名データを受信し、直ちに配偶者暴力DBに対して登録処理を行うこと。 なお、配暴端末からの処理要求、配暴登録項目名データ及び配暴登録項目名データの登録処理の詳細については、警察庁が別途指示する。 (2) 業務サーバでは、配暴端末からの処理要求に基づき、配暴登録項目名データを当該端末に送信すること。当該端末では、配暴登録項目名データを業務サーバから受信し、直ちに画面表示すること。 なお、配暴端末からの処理要求の詳細については、警察庁が別途指示する。
連携データ作成		(1) DBサーバでは、監視サーバからのバッチ処理要求に基づき、配偶者暴力DBを検索し、抽出条件を満たす配偶者暴力情報を抽出すること。 なお、監視サーバからのバッチ処理要求及び抽出条件の詳細については、警察庁が別途指示する。 (2) DBサーバでは、(1)で抽出した配偶者暴力情報をCSV形式で作成し、業務Xファイルに保存すること。 (3) DBサーバでは、(2)で保存した業務Xファイルを警察庁が別途指示するサーバに転送すること。
統計表作成	業務統計作成	(1) DBサーバでは、監視サーバからのバッチ処理要求に基づき、配偶者暴力DBを検索し、業務統計ファイルを作成すること。 なお、監視サーバからのバッチ処理要求、配偶者暴力DBに対する検索及び業務統計ファイルの詳細については、警察庁が別途指示する。 (2) 業務サーバでは、配暴端末からの処理要求に基づき、直ちに業務統計ファイルから統計表をPDF形式又はExcel形式で作成し、当該端末に送信すること。当該端末では、統計表を業務サーバから受信し、直ちに画面表示するとともにPDF形式又はExcel形式で保存できること。 なお、配暴端末からの処理要求、作成する統計表の詳細については、警察庁が別途指示する。
	業務管理統計作成	(1) DBサーバでは、監視サーバからのバッチ処理要求に基づき、配偶者暴力DBの即時登録件数、ファイルによる登録件数、即時照会件数、データ抽出件数、登録現況数等について、業務管理統計ファイルを作成すること。 なお、監視サーバからのバッチ処理要求及び業務管理統計ファイルの詳細については、警察庁が別途指示する。 (2) 業務サーバでは、警察庁の配暴端末からの処理要求に基づき、直ちに業務管理統計ファイルから統計表をPDF形式又はExcel形式で作成し、当該端末に送信すること。当該端末では、統計表を業務サーバから受信し、直ちに画面表示するとともにPDF形式又はExcel形式で保存できること。 なお、警察庁の配暴端末からの処理要求及び作成する統計表の詳細については、警察庁が別途指示する。
データ抽出		(1) 配暴端末から配偶者暴力情報の抽出条件(以下「配暴抽出条件データ」という。)を入力できること。業務サーバでは、当該端末からの処理要求に基づき、配暴抽出条件データを受信すること。 なお、配暴端末からの処理要求及び配暴抽出条件データの詳細については、警察庁が別途指示する。


		(2) 業務サーバでは、配暴抽出条件データを受信後、直ちに配偶者暴力DBを検索し、抽出条件を満たす配偶者暴力情報を処理要求元の配暴端末に送信すること。当該端末では、抽出した配偶者暴力情報を業務サーバから受信し、CSV形式で保存できること。 なお、配偶者暴力DBの検索の詳細については、警察庁が別途指示する。			
コードメンテナンス	コード複製	DBサーバでは、監視サーバからのバッチ処理要求に基づき、共通プログラムで管理している業務共通のコード・用語を配偶者暴力DBに複製すること。 なお、監視サーバからのバッチ処理要求及び配偶者暴力DBに対する複製の詳細については、警察庁が別途指示する。			
	コード登録	(1) 警察庁の配暴端末から配偶者暴力DBに対して業務固有のコード・用語を登録又は修正するためのデータ(以下「配暴コードメンテナンス用データ」という。)を入力できること。業務サーバでは、当該端末からの処理要求に基づき、配暴コードメンテナンス用データを受信すること。 なお、警察庁の配暴端末からの処理要求及び配暴コードメンテナンス用データの詳細については、警察庁が別途指示する。  (2) 業務サーバでは、配暴コードメンテナンス用データを受信後、配偶者暴力DBに対して業務固有のコード・用語の登録又は修正処理を行うこと。 なお、業務固有のコード・用語の詳細については、警察庁が別途指示する。  (3) 業務サーバでは、警察庁の配暴端末からの処理要求に基づき、業務固有のコード・用語を当該端末に送信すること。当該端末では、業務固有のコード・用語を業務サーバから受信して直ちに画面に一覧表示するとともに、一覧表示の中から範囲を指定し、コード・用語をCSV形式で保存できること。 なお、警察庁の配暴端末からの処理要求及び一覧表示の詳細については、警察庁が別途指示する。			
	端末操作説明書取得	業務サーバでは、配暴端末からの処理要求に基づき、端末操作説明書ファイルを当該端末に送信すること。当該端末では、端末操作説明書ファイルを業務サーバから受信し、保存できること。 なお、配暴端末からの処理要求及び端末操作説明書ファイルの形式の詳細については、警察庁が別途指示する。			
	アクセス制御	業務サーバでは、ユーザのアクセス権情報に応じて機能、画面表示及びファイル入出力を制御すること。 なお、アクセス権情報の詳細については、警察庁が別途指示する。			

1.3 管理プログラムの機能

区分	機能名	詳細内容	配点		
必須項目	管理	ログイン画面表示 配暴端末では、デスクトップに配置するショートカットからWebブラウザを起動し、業務サーバに接続してログイン画面を表示すること。 なお、Webブラウザの詳細については、警察庁が別途指示する。	基礎点		
	ユーザ認証	(1) 配暴端末では、ログイン画面からユーザID及び半角英数字を組み合わせた8桁以上のパスワードを入力することによりユーザ認証を行うこと。 なお、ユーザID、パスワード及びユーザ認証の詳細については、警察庁が別途指示する。  (2) 業務サーバでは、ユーザ認証時に、アクセス権管理システムからユーザ情報及びアクセス権情報を取得すること。 なお、ユーザ情報及びアクセス権情報の詳細については、警察庁が別途指示する。  (3) 配暴端末では、ユーザ認証に成功した場合、業務選択画面を表示すること。また、ユーザ認証時に取得したユーザ情報のうち、所属名及び職員名を業務選択画面に表示すること。 なお、業務選択画面の詳細については、警察庁が別途指示する。  (4) 配暴端末では、ユーザのログイン及びログアウト時に、Webブラウザのキャッシュをクリアすること。			
	パスワード変更	配暴端末では、ログインしたユーザが自らのパスワードを変更できること。			
	業務選択	配暴端末では、業務選択画面において取得したアクセス権情報に基づき、ユーザが利用可能な業務名のみを選択可能なメニュー制御を行うこと。 なお、メニュー制御の詳細については、警察庁が別途指示する。			
	アクセス制御	業務サーバでは、ユーザのアクセス権情報に応じて機能、画面表示及びファイル入出力を制御すること。 なお、アクセス権情報の詳細については、警察庁が別途指示する。			
	安全対策	(1) 業務サーバでは、一定時間以上、配暴端末から送信が無い場合、配暴端末との接続を自動的に切断すること。また、当該一定時間の設定は1分から60分までとし、業務サーバの設定ファイルにより設定できること。  (2) 配暴端末では、ユーザがログイン中の各画面において、複写、切り取り及び貼付けの機能、ハードコピー機能並びにマウスの右クリックを使用できないよう制御すること。			



		(3) DBサーバでは、作成した運用連絡通報を一定の期間経過後、自動的に削除すること。 なお、一定の期間の詳細については、警察庁が別途指示する。
	監視サーバ連携	業務サーバ及びDBサーバでは、監視サーバと情報の送受信をすること。 なお、監視サーバとの情報の送受信の詳細については、警察庁が別途指示する。
	ジョブ管理	監視サーバからのバッチ処理要求に基づき、各業務用プログラムの起動・停止ができること。
	試験表示	配暴端末では、試験環境へ接続している間、画面に試験中であることを明示すること。


最高点	基礎点	840
	加点	840
	合計点	1,680

総合得点	基礎点	
	加点	
	合計点	

行政情報管理システム配偶者暴力情報管理業務用プログラム

加点項目

区分・機能名等		評価基準(必須)	加点基準	配点	提案内容	根拠資料番号	得点	
業務プログラムの機能	即時登録	配偶者暴力情報登録	当該機能について、具体的かつ明確に提案されている。	①処理フローや処理イメージがあり、具体的な提案がされている。 ②複数社から提案がある場合は、他社に比べて最も優れた具体的な提案がある。	20 10			
	ファイルによる登録	配偶者暴力情報登録	当該機能について、具体的かつ明確に提案されている。	①処理フローや処理イメージがあり、具体的な提案がされている。 ②複数社から提案がある場合は、他社に比べて最も優れた具体的な提案がある。	20 10			
	即時照会	事案番号照会 氏名等による照会	当該機能について、具体的かつ明確に提案されている。	①処理フローや処理イメージがあり、具体的な提案がされている。 ②複数社から提案がある場合は、他社に比べて最も優れた具体的な提案がある。	20 10			
	一括通報作成	自動抹消通報作成	当該機能について、具体的かつ明確に提案されている。	①処理フローや処理イメージがあり、具体的な提案がされている。 ②複数社から提案がある場合は、他社に比べて最も優れた具体的な提案がある。	20 10			
	通報送信	一括通報送信	当該機能について、具体的かつ明確に提案されている。	①処理フローや処理イメージがあり、具体的な提案がされている。 ②複数社から提案がある場合は、他社に比べて最も優れた具体的な提案がある。	20 10			
	業務設定		当該機能について、具体的かつ明確に提案されている。	①処理フローや処理イメージがあり、具体的な提案がされている。 ②複数社から提案がある場合は、他社に比べて最も優れた具体的な提案がある。	20 10			
	連携データ作成		当該機能について、具体的かつ明確に提案されている。	①処理フローや処理イメージがあり、具体的な提案がされている。 ②複数社から提案がある場合は、他社に比べて最も優れた具体的な提案がある。	20 10			
	統計表作成	業務統計作成	当該機能について、具体的かつ明確に提案されている。	①処理フローや処理イメージがあり、具体的な提案がされている。 ②複数社から提案がある場合は、他社に比べて最も優れた具体的な提案がある。	20 10			
		業務管理統計作成	当該機能について、具体的かつ明確に提案されている。	①処理フローや処理イメージがあり、具体的な提案がされている。 ②複数社から提案がある場合は、他社に比べて最も優れた具体的な提案がある。	20 10			
	データ抽出		当該機能について、具体的かつ明確に提案されている。	①処理フローや処理イメージがあり、具体的な提案がされている。 ②複数社から提案がある場合は、他社に比べて最も優れた具体的な提案がある。	20 10			
	コードメンテナンス	コード複製	当該機能について、具体的かつ明確に提案されている。	①処理フローや処理イメージがあり、具体的な提案がされている。 ②複数社から提案がある場合は、他社に比べて最も優れた具体的な提案がある。	20 10			
		コード登録	当該機能について、具体的かつ明確に提案されている。	①処理フローや処理イメージがあり、具体的な提案がされている。 ②複数社から提案がある場合は、他社に比べて最も優れた具体的な提案がある。	20 10			
	端末操作説明書取得		当該機能について、具体的かつ明確に提案されている。	①処理フローや処理イメージがあり、具体的な提案がされている。 ②複数社から提案がある場合は、他社に比べて最も優れた具体的な提案がある。	20 10			
	アクセス制御		当該機能について、具体的かつ明確に提案されている。	①処理フローや処理イメージがあり、具体的な提案がされている。 ②複数社から提案がある場合は、他社に比べて最も優れた具体的な提案がある。	20 10			
	管理プログラムの機能	管理	ログイン画面表示	当該機能について、具体的かつ明確に提案されている。	①処理フローや処理イメージがあり、具体的な提案がされている。 ②複数社から提案がある場合は、他社に比べて最も優れた具体的な提案がある。	20 10		
			ユーザ認証	当該機能について、具体的かつ明確に提案されている。	①処理フローや処理イメージがあり、具体的な提案がされている。 ②複数社から提案がある場合は、他社に比べて最も優れた具体的な提案がある。	20 10		
		パスワード変更	当該機能について、具体的かつ明確に提案されている。	①処理フローや処理イメージがあり、具体的な提案がされている。 ②複数社から提案がある場合は、他社に比べて最も優れた具体的な提案がある。	20 10			
		業務選択	当該機能について、具体的かつ明確に提案されている。	①処理フローや処理イメージがあり、具体的な提案がされている。 ②複数社から提案がある場合は、他社に比べて最も優れた具体的な提案がある。	20 10			
アクセス制御		当該機能について、具体的かつ明確に提案されている。	①処理フローや処理イメージがあり、具体的な提案がされている。 ②複数社から提案がある場合は、他社に比べて最も優れた具体的な提案がある。	20 10				
安全対策		当該機能について、具体的かつ明確に提案されている。	①処理フローや処理イメージがあり、具体的な提案がされている。	20				

			②複数社から提案がある場合は、他社に比べて最も優れた具体的な提案がある。	10			
	ログの生成・保存	当該機能について、具体的かつ明確に提案されている。	①処理フローや処理イメージがあり、具体的な提案がされている。	20			
			②複数社から提案がある場合は、他社に比べて最も優れた具体的な提案がある。	10			
	ログの検索・出力	当該機能について、具体的かつ明確に提案されている。	①処理フローや処理イメージがあり、具体的な提案がされている。	20			
			②複数社から提案がある場合は、他社に比べて最も優れた具体的な提案がある。	10			
	制御統計作成・出力	当該機能について、具体的かつ明確に提案されている。	①処理フローや処理イメージがあり、具体的な提案がされている。	20			
			②複数社から提案がある場合は、他社に比べて最も優れた具体的な提案がある。	10			
	コードメンテナンス	当該機能について、具体的かつ明確に提案されている。	①処理フローや処理イメージがあり、具体的な提案がされている。	20			
			②複数社から提案がある場合は、他社に比べて最も優れた具体的な提案がある。	10			
	運用連絡通報の設定・出力	当該機能について、具体的かつ明確に提案されている。	①処理フローや処理イメージがあり、具体的な提案がされている。	20			
			②複数社から提案がある場合は、他社に比べて最も優れた具体的な提案がある。	10			
	監視サーバ連携	当該機能について、具体的かつ明確に提案されている。	①処理フローや処理イメージがあり、具体的な提案がされている。	20			
			②複数社から提案がある場合は、他社に比べて最も優れた具体的な提案がある。	10			
	ジョブ管理	当該機能について、具体的かつ明確に提案されている。	①処理フローや処理イメージがあり、具体的な提案がされている。	20			
			②複数社から提案がある場合は、他社に比べて最も優れた具体的な提案がある。	10			
	試験表示	当該機能について、具体的かつ明確に提案されている。	①処理フローや処理イメージがあり、具体的な提案がされている。	20			
			②複数社から提案がある場合は、他社に比べて最も優れた具体的な提案がある。	10			

(注) 加点基準は次のとおりとする。

1. 加点については、入力補助機能の付与や文字・背景の配色の工夫等、システムの操作性・利便性のほか、保守性等を向上させる効果が認められる提案を対象とする。
2. ②の加点は、①を満たす社が複数ある場合に、その中の社に対して行う。
3. ②の加点は、最大1社のみとする。

最高点	基礎点	840	総合得点	基礎点	
	加点	840		加点	
	合計点	1,680		合計点	



行政情報管理システム遺失物管理業務用プログラム

必須項目

1.1 総合

区分	機能名	詳細内容	配点	根拠資料番号	備考	得点
必須項目	設計条件	仕様書に示す条件を満足すること。	基礎点			

1.2 業務プログラムの機能

区分	機能名	詳細内容	配点	根拠資料番号	備考	得点
必須項目	一括登録	拾得物登録 遺失届登録 拾得物処理結果登録 遺失届処理結果登録	(1) 都道府県システム又は通信サーバからの登録に関する遺失物情報(以下「遺失物登録データ」という。)を入力できること。業務サーバでは、当該システムからの処理要求に基づき、遺失物登録データを受信すること。 なお、都道府県システム又は通信サーバからの処理要求及び遺失物登録データのレコードレイアウトの詳細については、警察庁が別途指示する。			
			(2) 業務サーバでは、監視サーバからのバッチ処理要求に基づき、受信した遺失物登録データについて、属性、単独、項目間関連及びマスタ間関連の検査を直ちに行うこと。 なお、監視サーバからのバッチ処理要求及び遺失物登録データについて行う検査の詳細については、警察庁が別途指示する。			
			(3) 業務サーバでは、(2)の検査結果がエラーの場合、エラーとなった遺失物登録データ及びエラー内容を基に、一括通報作成機能に示す処理結果通報作成処理を行うこと。 なお、エラー内容の詳細については、警察庁が別途指示する。			
			(4) 業務サーバでは、(2)の検査結果がエラーでない場合、直ちに遺失物DBに対して遺失物登録データの登録、訂正及び削除処理を行うこと。また、入力された遺失物登録データを基に、一括通報作成機能に示す処理結果通報作成処理を行うこと。 なお、遺失物登録データの登録、訂正及び削除処理の詳細については、警察庁が別途指示する。			
	ファイルによる登録	拾得物登録 遺失届登録 拾得物処理結果登録 遺失届処理結果登録	(1) 遺失物端末から遺失物登録データをXML形式のファイルで入力できること。業務サーバでは、当該端末からの処理要求に基づき、当該ファイルを受信すること。			
			(2) 業務サーバでは、監視サーバからのバッチ処理要求に基づき、受信したファイルに記録された遺失物登録データについて、属性、単独、項目間関連及びマスタ間関連の検査を直ちに行うこと。 なお、監視サーバからのバッチ処理要求及び遺失物登録データについて行う検査の詳細については、警察庁が別途指示する。			
			(3) 業務サーバでは、(2)の検査結果がエラーの場合、エラーとなった遺失物登録データ及びエラー内容を基に、一括通報作成機能に示す処理結果通報作成処理を行うこと。 なお、エラー内容の詳細については、警察庁が別途指示する。			
			(4) 業務サーバでは、(2)の検査結果がエラーでない場合、直ちに遺失物DBに対して遺失物登録データの登録、訂正及び削除処理を行うこと。また、入力された遺失物登録データを基に、一括通報作成機能に示す処理結果通報作成処理を行うこと。 なお、遺失物登録データの登録、訂正及び削除処理の詳細については、警察庁が別途指示する。			
	即時照会	番号照会	(1) 遺失物端末、都道府県システム又は通信サーバからの照会に関する遺失物情報(以下「遺失物照会データ」という。)を入力できること。業務サーバでは、当該遺失物端末、都道府県システム又は通信サーバからの処理要求に基づき、入力された遺失物照会データを受信すること。 なお、遺失物端末、都道府県システム又は通信サーバからの処理要求並びに遺失物照会データの詳細については、警察庁が別途指示する。			
			(2) 業務サーバでは、受信した遺失物照会データについて、属性及び単独の検査を直ちに行うこと。 なお、遺失物照会データについて行う検査の詳細については、警察庁が別途指示する。			
			(3) 業務サーバでは、(2)の検査結果がエラーの場合、エラー内容を直ちに入力元の遺失物端末、都道府県システム又は通信サーバに送信すること。入力元の遺失物端末では、エラー内容を業務サーバから受信し、直ちに画面表示すること。 なお、エラー内容の詳細については、警察庁が別途指示する。			
			(4) 業務サーバでは、(2)の検査結果がエラーでない場合、直ちに遺失物DBを検索し、検索結果(該当なしを含む。)を入力元の遺失物端末、都道府県システム又は通信サーバに送信すること。入力元の遺失物端末では、検索結果を業務サーバから受信し、直ちに画面表示すること。 なお、遺失物DBに対する検索及び検索結果の詳細については、警察庁が別途指示する。			

任意照会	(1) 遺失物端末、都道府県システム又は通信サーバからの照会に関する遺失物情報(以下「遺失物照会データ」という。)を入力できること。業務サーバでは、当該遺失物端末、都道府県システム又は通信サーバからの処理要求に基づき、入力された遺失物照会データを受信すること。 なお、遺失物端末、都道府県システム又は通信サーバからの処理要求並びに遺失物照会データの詳細については、警察庁が別途指示する。				
	(2) 業務サーバでは、受信した遺失物照会データについて、属性、単独及び項目間関連の検査を直ちに行うこと。 なお、遺失物照会データについて行う検査の詳細については、警察庁が別途指示する。				
	(3) 業務サーバでは、(2)の検査結果がエラーの場合、エラー内容を直ちに入力元の遺失物端末、都道府県システム又は通信サーバに送信すること。入力元の遺失物端末では、エラー内容を業務サーバから受信し、直ちに画面表示すること。 なお、エラー内容の詳細については、警察庁が別途指示する。				
	(4) 業務サーバでは、(2)の検査結果がエラーでない場合、直ちに遺失物DBを全文検索し、検索結果(該当なし及び照会回答件数オーバーを含む。)を入力元の遺失物端末、都道府県システム又は通信サーバに送信すること。入力元の遺失物端末では、検索結果を業務サーバから受信し、直ちに画面表示すること。 なお、遺失物DBに対する全文検索及び検索結果の詳細については、警察庁が別途指示する。				
一括通報作成	処理結果通報作成	(1) DBサーバでは、監視サーバからのバッチ処理要求に基づき、一括登録機能において受信した遺失物登録データ、エラー内容及び処理結果(正常及びエラー)について、当該遺失物登録データを登録した都道府県警察の都道府県システム又は通信サーバに対する処理結果通報を作成すること。 なお、監視サーバからのバッチ処理要求及び処理結果通報の詳細については、警察庁が別途指示する。			
		(2) DBサーバでは、監視サーバからのバッチ処理要求に基づき、ファイルによる登録機能において受信した遺失物登録データ、エラー内容及び処理結果(正常及びエラー)について、当該遺失物登録データを登録した都道府県警察の遺失物端末に対する処理結果通報を作成すること。 なお、監視サーバからのバッチ処理要求及び処理結果通報の詳細については、警察庁が別途指示する。			
		(3) DBサーバでは、処理結果通報を一定の期間経過後、自動的に削除すること。 なお、一定の期間の詳細については、警察庁が別途指示する。			
公表する貴重な物件通報作成	(1) DBサーバでは、監視サーバからのバッチ処理要求に基づき、遺失物DBを検索し、拾得物情報データの拾得場所が他都道府県警察の管轄区域内であり、かつ、拾得物情報データが貴重な物件である場合、関係する都道府県警察の遺失物端末、都道府県システム又は通信サーバに対する公表する貴重な物件通報を作成すること。 なお、監視サーバからのバッチ処理要求及び公表する貴重な物件通報の詳細については、警察庁が別途指示する。				
	(2) DBサーバでは、公表する貴重な物件通報を一定の期間経過後、自動的に削除すること。 なお、一定の期間の詳細については、警察庁が別途指示する。				
他県提出拾得物通報作成	(1) DBサーバでは、監視サーバからのバッチ処理要求に基づき、遺失物DBを検索し、拾得物情報データの拾得場所が他都道府県警察の管轄区域内である場合、関係する都道府県警察の遺失物端末、都道府県システム又は通信サーバに対する他県提出拾得物通報を作成すること。 なお、監視サーバからのバッチ処理要求及び他県提出拾得物通報の詳細については、警察庁が別途指示する。				
	(2) DBサーバでは、他県提出拾得物通報を一定の期間経過後、自動的に削除すること。 なお、一定の期間の詳細については、警察庁が別途指示する。				
他県届出遺失届通報作成	(1) DBサーバでは、監視サーバからのバッチ処理要求に基づき、遺失物DBを検索し、遺失届情報データの遺失場所が他都道府県警察の管轄区域内である場合、関係する都道府県警察の遺失物端末、都道府県システム又は通信サーバに対する他県届出遺失届通報を作成すること。 なお、監視サーバからのバッチ処理要求及び他県届出遺失届通報の詳細については、警察庁が別途指示する。				
	(2) DBサーバでは、他県届出遺失届通報を一定の期間経過後、自動的に削除すること。 なお、一定の期間の詳細については、警察庁が別途指示する。				
定期抹消通報作成	(1) DBサーバでは、監視サーバからのバッチ処理要求に基づき、遺失物DBを検索し、一定の期間を経過した拾得物情報データ、遺失届情報データ及び照合機能で示す特定情報が存在する場合、当該情報を削除すること。 なお、監視サーバからのバッチ処理要求及び一定の期間の詳細については、警察庁が別途指示する。				

		(2) DBサーバでは、(1)で削除された拾得物情報データ及び遺失届情報データについて、該当情報に関係する都道府県警察の遺失物端末、都道府県システム又は通信サーバに対する定期抹消通報を作成すること。また(1)で削除された特定情報について、警察庁の遺失物端末に対する定期抹消通報を作成すること。 なお、定期抹消通報の詳細については、警察庁が別途指示する。			
		(3) DBサーバでは、定期抹消通報を一定の期間経過後、自動的に削除すること。 なお、一定の期間の詳細については、警察庁が別途指示する。			
照合	特定情報取得	(1) DBサーバでは、監視サーバからのバッチ処理要求に基づき、警察庁ホストシステムから特定情報ファイルを受信できること。 なお、監視サーバからのバッチ処理要求の詳細については、警察庁が別途指示する。			
		(2) DBサーバでは、受信した特定情報ファイルに記録された特定情報について、検査を行うこと。 なお、検査の詳細については、警察庁が別途指示する。			
		(3) DBサーバでは、(2)の検査結果がエラーの場合、エラー内容をログファイルに出力すること。 なお、エラー内容の詳細については、警察庁が別途指示する。			
		(4) DBサーバでは、(2)の検査結果がエラーでない場合、直ちに遺失物DBに対して特定情報の登録処理を行う。 なお、特定情報の登録処理の詳細については、警察庁が別途指示する。			
		(5) DBサーバでは、受信した特定情報ファイルを一定の期間経過後、自動的に削除すること。 なお、一定の期間については、警察庁が別途指示する。			
	拾得物・遺失届照合通知作成	(1) DBサーバでは、監視サーバからのバッチ処理要求に基づき、遺失物DBに登録されている拾得物情報データと遺失届情報データとの照合を行い、情報が一致した場合、関係する都道府県警察の遺失物端末、都道府県システム又は通信サーバに対する拾得物・遺失届照合通知を作成すること。 なお、監視サーバからのバッチ処理要求及び拾得物・遺失届照合通知の詳細については、警察庁が別途指示する。			
		(2) DBサーバでは、拾得物・遺失届照合通知を一定の期間経過後、自動的に削除すること。 なお、一定の期間の詳細については、警察庁が別途指示する。			
	拾得物・特定情報照合通知作成	(1) DBサーバでは、監視サーバからのバッチ処理要求に基づき、遺失物DBに登録されている拾得物情報データと特定情報との照合を行い、情報が一致した場合、関係する都道府県警察の遺失物端末、都道府県システム又は通信サーバに対する拾得物・特定情報照合通知を作成すること。 なお、監視サーバからのバッチ処理要求及び拾得物・特定情報照合通知の詳細については、警察庁が別途指示する。			
		(2) DBサーバでは、拾得物・特定情報照合通知を一定の期間経過後、自動的に削除すること。 なお、一定の期間の詳細については、警察庁が別途指示する。			
通報等送信	一括通報送信照合送信	(1) 業務サーバでは、遺失物端末、都道府県システム又は通信サーバからの処理要求に基づき、一括通報作成機能で作成された通報及び照合機能で作成された通知を当該遺失物端末、都道府県システム又は通信サーバに送信すること。要求元の遺失物端末では、通報又は通知を業務サーバから受信し、直ちに画面に一覧を表示すること。 なお、遺失物端末、都道府県システム及び通信サーバからの処理要求並びに一覧表示の詳細については、警察庁が別途指示する。			
		(2) 要求元の遺失物端末では、通報又は通知の一覧表示から指定した通報の内容をXML形式で保存できること。			
		(3) 業務サーバでは、一度送信した通報又は通知について、一定の期間内は、再度送信できること。 なお、一定の期間の詳細については、警察庁が別途指示する。			
統計表作成	業務統計作成	(1) DBサーバでは、監視サーバからのバッチ処理要求に基づき、遺失物DBを検索し、業務統計を作成するための基礎ファイル(以下「業務統計ファイル」という。)を作成すること。 なお、監視サーバからのバッチ処理要求、遺失物DBに対する検索及び業務統計ファイルの詳細については、警察庁が別途指示する。			
		(2) 業務サーバでは、遺失物端末、都道府県システム又は通信サーバからの処理要求に基づき、業務統計ファイルから統計表をXML形式で作成し、要求元の遺失物端末、都道府県システム又は通信サーバに送信すること。要求元の遺失物端末では、統計表を業務サーバから受信し、直ちに画面表示するとともにXML形式で保存できること。 なお、遺失物端末、都道府県システム又は通信サーバからの処理要求及び作成する統計表の詳細については、警察庁が別途指示する。			

	業務管理統計作成	(1) DBサーバでは、監視サーバからのバッチ処理要求に基づき、遺失物DBの登録件数、即時照会件数、回答・通報件数、登録現況数等について、業務管理統計を作成するための基礎ファイル(以下「業務管理統計ファイル」という。)を作成すること。 なお、監視サーバからのバッチ処理要求及び業務管理統計ファイルの詳細については、警察庁が別途指示する。			
		(2) 業務サーバでは、警察庁の遺失物端末からの処理要求に基づき、直ちに業務管理統計ファイルから統計表をCSV形式又はPDF形式で作成し、当該端末に送信すること。当該端末では、統計表を業務サーバから受信し、直ちに画面表示するとともにCSV形式又はPDF形式で保存できること。 なお、警察庁の遺失物端末からの処理要求及び作成する統計表の詳細については、警察庁が別途指示する。			
	データ抽出	(1) 警察庁の遺失物端末から遺失物情報の抽出条件(以下「遺失物抽出条件データ」という。)を入力できること。業務サーバでは、当該端末からの処理要求に基づき、遺失物抽出条件データを受信すること。 なお、警察庁の遺失物端末からの処理要求及び遺失物抽出条件データの詳細については、警察庁が別途指示する。			
		(2) 業務サーバでは、遺失物抽出条件データを受信後、直ちに遺失物DBを検索し、抽出条件を満たす遺失物情報を要求元の遺失物端末に送信すること。当該端末では、抽出した遺失物情報を業務サーバから受信し、XML形式で保存できること。 なお、遺失物DBの検索の詳細については、警察庁が別途指示する。			
	コードメンテナンス	コード複製	DBサーバでは、監視サーバからのバッチ処理要求に基づき、共通プログラムで管理している業務共通のコード・用語を遺失物DBに複製すること。 なお、監視サーバからのバッチ処理要求及び遺失物DBに対する複製の詳細については、警察庁が別途指示する。		
		コード登録	(1) 警察庁の遺失物端末から遺失物DBに対して業務固有のコード・用語を登録又は修正するためのデータ(以下「遺失物コードメンテナンス用データ」という。)を入力できること。業務サーバでは、当該端末からの処理要求に基づき、遺失物コードメンテナンス用データを受信すること。 なお、警察庁の遺失物端末からの処理要求及び遺失物コードメンテナンス用データの詳細については、警察庁が別途指示する。		
			(2) 業務サーバでは、遺失物コードメンテナンス用データを受信後、遺失物DBに対して業務固有のコード・用語の登録又は修正処理を行うこと。 なお、業務固有のコード・用語の詳細については、警察庁が別途指示する。		
			(3) 業務サーバでは、警察庁の遺失物端末からの処理要求に基づき、業務固有のコード・用語を当該端末に送信すること。当該端末では、業務固有のコード・用語を業務サーバから受信し、直ちに一覧表示するとともに、一覧表示の中から範囲を指定し、コード・用語をCSV形式で保存できること。 なお、警察庁の遺失物端末からの処理要求及び一覧表示の詳細については、警察庁が別途指示する。		
	端末操作説明書取得		業務サーバでは、遺失物端末からの処理要求に基づき、端末操作説明書ファイルを当該端末に送信すること。当該端末では、端末操作説明書ファイルを業務サーバから受信し、保存できること。 なお、遺失物端末からの処理要求及び端末操作説明書ファイルの形式の詳細については、警察庁が別途指示する。		
	アクセス制御		業務サーバでは、ユーザのアクセス権情報に応じて機能、画面表示及びファイル入出力を制御すること。 なお、アクセス権情報の詳細については、警察庁が別途指示する。		

1.3 管理プログラムの機能

区分	機能名	詳細内容	記点	根拠資料番号	備考	得点
必須項目	管理	ログイン画面表示	基礎点			
		ユーザ認証				
		(1) 遺失物端末では、ログイン画面からユーザID及び半角英数字を組み合わせた8桁以上のパスワードを入力することによりユーザ認証を行うこと。 なお、ユーザID、パスワード及びユーザ認証の詳細については、警察庁が別途指示する。				
		(2) 業務サーバでは、ユーザ認証時に、アクセス権管理システムからユーザ情報及びアクセス権情報を取得すること。 なお、ユーザ情報及びアクセス権情報の詳細については、警察庁が別途指示する。				
		(3) 遺失物端末では、ユーザ認証に成功した場合、業務選択画面を表示すること。また、ユーザ認証時に取得したユーザ情報のうち、所属名及び職員名を業務選択画面に表示すること。 なお、業務選択画面の詳細については、警察庁が別途指示する。				
		(4) 遺失物端末では、ユーザのログイン及びログアウト時に、Webブラウザのキャッシュをクリアすること。				



		(4) 業務サーバでは、警察庁の遺失物端末からの処理要求に基づき、業務共通のコード・用語を当該端末に送信すること。当該端末では、業務共通のコード・用語を業務サーバから受信して直ちに画面に一覧表示するとともに、一覧表示の中から範囲を指定し、コード・用語をCSV形式で保存できること。 なお、警察庁の遺失物端末からの処理要求及び一覧表示の詳細については、警察庁が別途指示する。			
		(5) DBサーバでは、受信したコード・用語ファイルを一定の期間経過後、自動的に削除すること。 なお、一定の期間については、警察庁が別途指示する。			
	運用連絡通報の設定・出力	(1) 警察庁の遺失物端末から業務運用に関する連絡の内容、期間及び宛先(以下「運用連絡通報」という。)を入力できること。業務サーバでは、警察庁の業務端末からの処理要求に基づき、運用連絡通報を受信し、業務管理DBに登録すること。 なお、警察庁の遺失物端末からの処理要求及び運用連絡通報の詳細については、警察庁が別途指示する。  (2) 業務サーバでは、遺失物端末、都道府県システム又は通信サーバからの処理要求に基づき、該当する運用連絡通報を当該遺失物端末、都道府県システム又は通信サーバに送信すること。遺失物端末では、運用連絡通報を業務サーバから受信し、業務運用に関する連絡の内容を直ちに画面表示すること。 なお、遺失物端末、都道府県システム又は通信サーバからの処理要求の詳細については、警察庁が別途指示する。  (3) DBサーバでは、作成した運用連絡通報を一定の期間経過後、自動的に削除すること。 なお、一定の期間の詳細については、警察庁が別途指示する。			
	監視サーバ連携	業務サーバ及びDBサーバでは、監視サーバと情報の送受信をすること。 なお、監視サーバとの情報の送受信の詳細については、警察庁が別途指示する。			
	ジョブ管理	監視サーバからのバッチ処理要求に基づき、各業務用プログラムの起動・停止ができること。			
	試験表示	遺失物端末では、試験環境へ接続している間、画面に試験中であることを明示すること。			

1.4 試験プログラムの機能

区分	機能名	詳細内容	記点	根拠資料番号	備考	得点
必須項目	共通	ログイン画面表示	試験端末では、デスクトップに配置するショートカットから試験プログラムを起動し、ログイン画面を表示すること。	基礎点		
		ユーザ認証	試験端末では、ログイン画面からユーザID及び半角英数字を組み合わせた8桁以上のパスワードを入力することによりユーザ認証を行うこと。ユーザ認証に成功した場合、メニュー画面を表示すること。 なお、ユーザ認証及びメニュー画面の詳細については、警察庁が別途指示する。			
	業務系機能	送受信処理	(1) 試験端末では、電子計算機接続による一括登録及び即時照会機能の確認を行うためのデータ(以下「試験データ」という。)を作成するデータ作成画面を表示すること。 なお、試験データ及びデータ作成画面の詳細については、警察庁が別途指示する。			
			(2) 試験端末では、データ作成画面から試験データを作成できること。また、データ作成画面で前回入力した試験データを読み込み、追加、修正及び削除することで、新規の試験データを作成できること。			
			(3) 試験端末では、作成した試験データを印刷できること。			
			(4) 試験端末では、新規のインタフェース要件に従い、作成した試験データを業務サーバへ送信できること。 なお、新規のインタフェース要件の詳細については、4.5.2を参照のこと。			
			(5) 試験端末では、新規のインタフェース要件に従い、業務サーバから送信された試験データを受信できること。 なお、新規のインタフェース要件の詳細については、4.5.2を参照のこと。			
			(6) 試験端末では、業務サーバから受信した試験データについて、画面に表示するとともに、印刷ができること。 なお、画面表示の詳細については、警察庁が別途指示する。			
	管理系機能	ユーザ管理	試験端末では、試験プログラムを使用するためのユーザ情報(ユーザ名、ユーザID、パスワード、利用者権限等)について、画面から作成、変更及び削除処理が行えること。 なお、ユーザ情報並びに作成、変更及び削除処理の詳細については、警察庁が別途指示する。			
		環境情報設定	試験端末では、新規のインタフェース要件における都道府県固有情報(都道府県コード、端末ID、RESTユーザID及びRESTパスワード)について、画面から設定できること。 なお、新規のインタフェース要件の詳細については、4.5.2を参照のこと。また、都道府県固有情報の詳細については、警察庁が別途指示する。			

	端末操作ログの保存	試験端末では、業務サーバへの接続、試験データの送受信、印刷等に係るログ(以下「アクセスログ等」という。)を保存すること。 なお、アクセスログ等の詳細については、警察庁が別途指示す			
--	-----------	--	--	--	--

最高点	基礎点	1,200	総合得点	基礎点	
	加点	1,200		加点	
	合計点	2,400		合計点	



行政情報管理システム遺失物管理業務用プログラム

加点項目

区分・機能名等		評価基準(必須)	加点基準	配点	提案内容	根拠資料番号	得点	
業務プログラムの機能	一括登録	拾得物登録 遺失届登録 拾得物処理結果登録 遺失届処理結果登録	当該機能について、具体的かつ明確に提案されている。	①処理フローや処理イメージがあり、具体的な提案がされている。	20			
				②複数社から提案がある場合は、他社に比べて最も優れた具体的な提案がある。	10			
	ファイルによる登録	拾得物登録 遺失届登録 拾得物処理結果登録 遺失届処理結果登録	当該機能について、具体的かつ明確に提案されている。	①処理フローや処理イメージがあり、具体的な提案がされている。	20			
				②複数社から提案がある場合は、他社に比べて最も優れた具体的な提案がある。	10			
	即時照会	番号照会	当該機能について、具体的かつ明確に提案されている。	①処理フローや処理イメージがあり、具体的な提案がされている。	20			
		任意照会	当該機能について、具体的かつ明確に提案されている。	①処理フローや処理イメージがあり、具体的な提案がされている。	20			
	一括通報作成	処理結果通報作成	当該機能について、具体的かつ明確に提案されている。	①処理フローや処理イメージがあり、具体的な提案がされている。	20			
				②複数社から提案がある場合は、他社に比べて最も優れた具体的な提案がある。	10			
		公表する貴重な物件通報作成	当該機能について、具体的かつ明確に提案されている。	①処理フローや処理イメージがあり、具体的な提案がされている。	20			
				②複数社から提案がある場合は、他社に比べて最も優れた具体的な提案がある。	10			
		他県提出拾得物通報作成	当該機能について、具体的かつ明確に提案されている。	①処理フローや処理イメージがあり、具体的な提案がされている。	20			
				②複数社から提案がある場合は、他社に比べて最も優れた具体的な提案がある。	10			
	他県届出遺失届通報作成	当該機能について、具体的かつ明確に提案されている。	①処理フローや処理イメージがあり、具体的な提案がされている。	20				
			②複数社から提案がある場合は、他社に比べて最も優れた具体的な提案がある。	10				
	定期抹消通報作成	当該機能について、具体的かつ明確に提案されている。	①処理フローや処理イメージがあり、具体的な提案がされている。	20				
			②複数社から提案がある場合は、他社に比べて最も優れた具体的な提案がある。	10				
	照合	特定情報取得	当該機能について、具体的かつ明確に提案されている。	①処理フローや処理イメージがあり、具体的な提案がされている。	20			
		拾得物・遺失届照合通知作成	当該機能について、具体的かつ明確に提案されている。	①処理フローや処理イメージがあり、具体的な提案がされている。	20			
				②複数社から提案がある場合は、他社に比べて最も優れた具体的な提案がある。	10			
	拾得物・特定情報照合通知作成	当該機能について、具体的かつ明確に提案されている。	①処理フローや処理イメージがあり、具体的な提案がされている。	20				
	通報等送信	一括通報送信 照合送信	当該機能について、具体的かつ明確に提案されている。	①処理フローや処理イメージがあり、具体的な提案がされている。	20			
				②複数社から提案がある場合は、他社に比べて最も優れた具体的な提案がある。	10			
	統計表作成	業務統計作成	当該機能について、具体的かつ明確に提案されている。	①処理フローや処理イメージがあり、具体的な提案がされている。	20			
				②複数社から提案がある場合は、他社に比べて最も優れた具体的な提案がある。	10			
	業務管理統計作成	当該機能について、具体的かつ明確に提案されている。	①処理フローや処理イメージがあり、具体的な提案がされている。	20				
			②複数社から提案がある場合は、他社に比べて最も優れた具体的な提案がある。	10				
データ抽出		当該機能について、具体的かつ明確に提案されている。	①処理フローや処理イメージがあり、具体的な提案がされている。	20				
コードメンテナンス	コード複製	当該機能について、具体的かつ明確に提案されている。	①処理フローや処理イメージがあり、具体的な提案がされている。	20				
			②複数社から提案がある場合は、他社に比べて最も優れた具体的な提案がある。	10				
	コード登録	当該機能について、具体的かつ明確に提案されている。	①処理フローや処理イメージがあり、具体的な提案がされている。	20				
			②複数社から提案がある場合は、他社に比べて最も優れた具体的な提案がある。	10				
端末操作説明書取得		当該機能について、具体的かつ明確に提案されている。	①処理フローや処理イメージがあり、具体的な提案がされている。	20				
			②複数社から提案がある場合は、他社に比べて最も優れた具体的な提案がある。	10				
アクセス制御		当該機能について、具体的かつ明確に提案されている。	①処理フローや処理イメージがあり、具体的な提案がされている。	20				





(注) 加点基準は次のとおりとする。

1. 加点については、入力補助機能の付与や文字・背景の配色の工夫等、システムの操作性・利便性のほか、保守性等を向上させる効果が認められる提案を対象とする。
2. ②の加点は、①を満たす社が複数ある場合に、その中の社に対して行う。
3. ②の加点は、最大1社のみとする。

最高点	基礎点	1,200	総合得点	基礎点	
	加点	1,200		加点	
	合計点	2,400		合計点	

行政情報管理システム身元確認照会業務用プログラム

必須項目

1.1 総合

区分	機能名	詳細内容	配点	根拠資料番号	備考	得点
必須項目	設計条件	仕様書に示す条件を満足すること。	基礎点			

1.2 業務プログラムの機能

区分	機能名	詳細内容	配点	根拠資料番号	備考	得点
必須項目	即時登録	<p>身元不明死体情報登録 行方不明者情報登録</p> <p>(1) 身元端末又は都道府県システムから登録に関する身元確認情報(以下「身元登録データ」という。)を入力できること。業務サーバでは、当該身元端末又は都道府県システムからの処理要求に基づき、身元登録データを受信すること。 なお、身元端末及び都道府県システムからの処理要求並びに身元登録データのレコードレイアウトの詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(2) 業務サーバでは、受信した身元登録データについて、属性、単独、項目間関連及びマスタ間関連の検査を直ちに行うこと。 なお、身元登録データについて行う検査の詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(3) 業務サーバでは、(2)の検査結果がエラーの場合、エラー内容を直ちに入力元の身元端末又は都道府県システムに送信すること。入力元の身元端末では、エラー内容を業務サーバから受信し、直ちに画面表示すること。 なお、エラー内容の詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(4) 業務サーバでは、(2)の検査結果がエラーでない場合、直ちに身元確認DBに対して身元登録データの登録、訂正及び削除処理を行い、正常の処理結果を入力元の身元端末又は都道府県システムに送信すること。ただし、訂正及び削除処理を行うために入力した身元登録データが特定の情報である場合は、身元確認DBに対して仮の訂正及び削除処理を行うこと。入力元の身元端末では、正常の処理結果を業務サーバから受信し、直ちに画面表示するとともに、印刷できること。仮の訂正及び削除処理を行った身元確認情報(以下「審査対象データ」という。)は、訂正・抹消審査登録機能で使用できること。 なお、身元登録データの登録、訂正、削除処理及び特定の情報の詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(5) DBサーバでは、(4)の登録及び訂正処理後、登録した身元登録データに基づき、即時照会機能における重み付け照会を実行できること。 なお、重み付け照会の詳細については、警察庁が別途指示する。</p>	基礎点			
	行方不明者情報に係るデータ連携	<p>(1) 業務サーバでは、身元端末からの処理要求に基づき、登録支援機能の行方不明者情報登録支援処理で作成した自県データを要求元の身元端末に送信すること。身元端末では、自県データを業務サーバから受信し、直ちに画面に一覧表示すること。 なお、身元端末からの処理要求及び一覧表示の詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(2) 業務サーバでは、身元端末からの処理要求に基づき、自県データの一覧表示から指定された自県データの内容を行方不明者情報追加登録画面に転記すること。 なお、身元端末からの処理要求及び行方不明者情報追加登録画面への転記の詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(3) 業務サーバでは、(2)の処理後、即時登録機能に示す行方不明者情報登録処理の(1)から(4)の処理を行うこと。</p>				
	行方不明者情報更新登録	<p>(1) 業務サーバでは、身元端末からの処理要求に基づき、当該府県で作成した身元確認DBに登録済みの行方不明者情報(以下「更新対象データ」という。)を身元端末に送信すること。身元端末では、更新対象データを業務サーバから受信し、直ちに画面に一覧表示すること。 なお、身元端末からの処理要求、更新対象データ及び一覧表示の詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(2) 業務サーバでは、身元端末からの処理要求に基づき、更新対象データの一覧表示から指定されたデータの内容を行方不明者情報更新登録画面に転記すること。 なお、身元端末からの処理要求及び行方不明者情報更新登録画面への転記の詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(3) 業務サーバでは、(2)の処理後、即時登録機能に示す行方不明者情報登録処理の(1)から(4)の処理を行うこと。</p>				
	訂正・抹消審査登録	<p>業務サーバでは、身元端末からの処理要求に基づき、審査対象データを身元端末に送信すること。身元端末では、審査対象データを業務サーバから受信し、直ちに画面に一覧表示し、登録可否を選択できること。業務サーバでは、登録可であった場合に身元確認DBに対して審査対象データを登録すること。 なお、身元端末からの処理要求、一覧表示及び登録可否の設定の詳細については、警察庁が別途指示する。</p>				

即時登録(DNA)	死体DNA型記録登録 変死者等DNA型記録登録 特異行方不明者等DNA型記録登録	(1) 身元端末から登録に関する身元確認DNA情報(以下「DNA登録データ」という。)を入力できること。業務サーバでは、当該身元端末からの処理要求に基づき、DNA登録データを受信すること。 なお、身元端末からの処理要求並びにDNA登録データのレコードレイアウトの詳細については、警察庁が別途指示する。
		(2) 業務サーバでは、受信したDNA登録データについて、属性、単独、項目間関連及びマスタ間関連の検査を直ちに行うこと。 なお、DNA登録データについて行う検査の詳細については、警察庁が別途指示する。
		(3) 業務サーバでは、(2)の検査結果がエラーの場合、エラー内容を直ちに入力元の身元端末に送信すること。入力元の身元端末では、エラー内容を業務サーバから受信し、直ちに画面表示すること。 なお、エラー内容の詳細については、警察庁が別途指示する。
		(4) 業務サーバでは、(2)の検査結果がエラーでない場合、直ちに身元確認DBに対してDNA登録データの登録、訂正及び削除処理を行い、正常の処理結果を入力元の身元端末に送信すること。また、登録及び訂正したDNA登録データの資料区分が死体DNA型記録であった場合、DNA登録データを基に業務Dファイルを作成し、警察庁ホストシステムに送信すること。 なお、DNA登録データの登録、訂正、削除処理及び業務Dファイルの作成の詳細については、警察庁が別途指示する。
		(5) 業務サーバでは、(4)で入力したDNA登録データが特定の情報である場合は、身元確認DBに対して仮の訂正及び削除処理を行うこと。入力元の身元端末では、正常な処理結果を業務サーバから受信し、直ちに画面表示するとともに、印刷できること。 仮の訂正及び削除処理を行った身元確認DNA情報(以下「審査対象DNAデータ」という。)は、DNA型記録訂正・抹消審査登録機能で使用できること。 なお、特定の情報の詳細については、警察庁が別途指示す
変死者等DNA型記録に係るデータ連携	(1) 業務サーバでは、身元端末からの処理要求に基づき、登録支援機能で作成したDNA連携ファイルに基づく自県データを要求元の身元端末に送信すること。当該端末では、自県データを業務サーバから受信し、直ちに画面に一覧表示し、1行選択できること。 なお、身元端末からの処理要求及び一覧表示の詳細については、警察庁が別途指示する。	
	(2) 業務サーバでは、(1)で指定された自県データの内容を変死者等DNA型記録登録画面に転記すること。 なお、身元端末からの処理要求及び変死者等DNA型記録登録画面への転記の詳細については、警察庁が別途指示する。	
	(3) 業務サーバでは、(2)の処理後、即時登録(DNA)機能に示す変死者等DNA型記録登録処理の(1)から(4)の処理を行うこと。	
特異行方不明者等DNA型記録更新登録	(1) 業務サーバでは、身元端末からの処理要求に基づき、当該府県で作成した身元確認DBに登録済みの特異行方不明者等DNA型記録(以下「更新対象DNAデータ」という。)を身元端末に送信すること。身元端末では、更新対象DNAデータを業務サーバから受信し、直ちに画面に一覧表示すること。 なお、身元端末からの処理要求、更新対象DNAデータ及び一覧表示の詳細については、警察庁が別途指示する。	
	(2) 業務サーバでは、身元端末からの処理要求に基づき、更新対象DNAデータの一覧表示から指定されたデータの内容を特異行方不明者等DNA型記録更新登録画面に転記すること。 なお、身元端末からの処理要求及び特異行方不明者等DNA型記録更新登録画面への転記の詳細については、警察庁が別途指示する。	
	(3) 業務サーバでは、(2)の処理後、即時登録(DNA)機能に示す特異行方不明者等DNA型記録登録処理の(1)から(4)の処理を行うこと。	
DNA型記録訂正・抹消審査登録	業務サーバでは、身元端末からの処理要求に基づき、審査対象DNAデータを身元端末に送信すること。身元端末では、審査対象DNAデータを業務サーバから受信し、直ちに画面に一覧表示し、登録可否を選択できること。業務サーバでは、登録可であった場合に身元確認DBに対して審査対象DNAデータを登録すること。 なお、身元端末からの処理要求、一覧表示の詳細及び登録可否の設定の詳細については、警察庁が別途指示する。	
登録支援	行方不明者情報登録支援	(1) DBサーバでは、監視サーバからのバッチ処理要求に基づき、警察庁ホストシステムから業務Dファイルを受信できること。 なお、監視サーバからのバッチ処理要求の詳細については、警察庁が別途指示する。
		(2) DBサーバでは、受信した業務Dファイルに記録された行方不明者情報について、検査を行うこと。 なお、検査の詳細については、警察庁が別途指示する。
		(3) DBサーバでは、(2)の検査結果がエラーの場合、エラー内容をログファイルに出力すること。 なお、エラー内容の詳細については、警察庁が別途指示する。
		(4) DBサーバでは、(2)の検査結果がエラーでない場合、受信した業務Dファイルから行方不明者情報の抽出及び変換処理を行い、連携ファイルを作成するとともに、身元確認DBに対して登録を行うこと。 なお、行方不明者情報の抽出及び変換処理、連携ファイルの詳細については、警察庁が別途指示する。


		(5) DBサーバでは、受信した業務Cファイルを一定の期間経過後、自動的に削除すること。 なお、一定の期間については、警察庁が別途指示する。			
	変死者等DNA型記録登録支援	(1) DBサーバでは、監視サーバからのバッチ処理要求に基づき、警察庁ホストシステムから業務Cファイルを受信できること。 なお、監視サーバからのバッチ処理要求の詳細については、警察庁が別途指示する。  (2) DBサーバでは、受信した業務Cファイルに記録された変死者等DNA型記録について、検査を行うこと。 なお、検査の詳細については、警察庁が別途指示する。  (3) DBサーバでは、(2)の検査結果がエラーの場合、エラー内容をログファイルに出力すること。 なお、エラー内容の詳細については、警察庁が別途指示する。  (4) DBサーバでは、(2)の検査結果がエラーでない場合、受信した業務Cファイルから変死者等DNA型記録の抽出及び変換処理を行い、DNA連携ファイルを作成すること。 なお、変死者等DNA型記録の抽出及び変換処理並びにDNA連携ファイルの詳細については、警察庁が別途指示する。  (5) DBサーバでは、受信した業務Cファイルを一定の期間経過後、自動的に削除すること。 なお、一定の期間については、警察庁が別途指示する。			
	ファイルによる登録	身元不明死体情報登録 行方不明者情報登録	(1) 身元端末から身元登録データをCSV形式のファイルで入力できること。業務サーバでは、当該端末からの処理要求に基づき、当該ファイルを受信すること。 なお、身元端末からの処理要求及びファイルのレコードレイアウトの詳細については、警察庁が別途指示する。  (2) 業務サーバでは、受信したファイルに記録された身元登録データについて、属性、単独、項目間関連及びマスタ間関連の検査を直ちに行うこと。 なお、身元登録データについて行う検査の詳細については、警察庁が別途指示する。  (3) 業務サーバでは、(2)の検査結果がエラーの場合、直ちにエラー内容を入力元の身元端末に送信すること。当該端末では、エラー内容を業務サーバから受信し、直ちに画面表示すること。 なお、エラー内容の詳細については、警察庁が別途指示する。  (4) 業務サーバでは、(2)の検査結果がエラーでない場合、直ちに身元確認DBに対して身元登録データの登録、訂正及び削除処理を行うこと。また、身元端末では、処理結果を業務サーバから受信し、直ちに画面表示すること。 なお、身元登録データの登録、訂正及び削除処理の詳細については、警察庁が別途指示する。		
	即時照会	行方不明者情報に基づく照会 身元不明死体情報に基づく照会 身元不明死体情報確認照会 行方不明者情報確認照会	(1) 身元端末又は都道府県システムから照会に関する身元確認情報(以下「身元照会データ」という。)を入力できること。業務サーバでは、当該身元端末又は都道府県システムからの処理要求に基づき、身元照会データを受信すること。 なお、身元端末及び都道府県システムからの処理要求並びに身元照会データの詳細については、警察庁が別途指示する。  (2) 業務サーバでは、受信した身元照会データについて、属性、単独及び項目間関連の検査を直ちに行うこと。 なお、身元照会データについて行う検査の詳細については、警察庁が別途指示する。  (3) 業務サーバでは、(2)の検査結果がエラーの場合、エラー内容を直ちに入力元の身元端末又は都道府県システムに送信すること。入力元の身元端末では、エラー内容を業務サーバから受信し、直ちに画面表示すること。 なお、エラー内容の詳細については、警察庁が別途指示する。  (4) 業務サーバでは、(2)の検査結果がエラーでない場合、直ちに身元確認DBを検索し、検索結果(該当なし及び照会回答件数オーバーを含む。)を入力元の身元端末又は都道府県システムに送信すること。入力元の身元端末では、検索結果を業務サーバから受信し、直ちに画面表示するとともに、印刷できること。 なお、身元確認DBに対する検索及び検索結果の詳細については、警察庁が別途指示する。		
		DNA照会	(1) 業務サーバでは、死体DNA型記録登録、変死者等DNA型記録登録及び特異行方不明者等DNA型記録登録機能において、登録及び訂正したDNA登録データを基に身元確認DBを検索し、検索結果(以下「DNA検索結果データ」という。)を作成し、保存すること。 なお、検索の詳細及びDNA検索結果データの詳細については、警察庁が別途指示する。  (2) (1)の検索の結果、身元確認DNA情報の一致候補が存在する場合、一致候補を登録した都道府県警察の身元端末に対してDNA一致候補通報を作成すること。 なお、DNA一致候補通報の詳細については、警察庁が別途指示する。		

		<p>(3) DBサーバでは、(2)で作成したDNA一致候補通報を一定の期間経過後、自動的に削除すること。 なお、一定の期間の詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(4) 業務サーバでは、身元端末からの処理要求に基づき、DNA検索結果データ及びDNA一致候補通報を身元端末に送信すること。身元端末では、DNA検索結果データ及びDNA一致候補通報を業務サーバから受信し、直ちに画面に一覧表示し、印刷できること。 なお、身元端末からの処理要求及び一覧表示の詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(5) 要求元の身元端末では、(4)の一覧表示から指定したDNA検索結果データ及びDNA一致候補通報の内容を表示し、印刷できること。</p> <p>(6) 要求元の身元端末では、(1)の一覧表示から指定したDNA検索結果データを削除できること。 なお、DNA検索結果データの削除の詳細は、警察庁が別途指示する。</p>			
	重み付け照会	<p>(1) 業務サーバでは、身元端末からの処理要求に基づき、身元確認DBに登録済みの身元確認情報(以下「重み付け照会対象データ」という。)を身元端末に送信すること。身元端末では、重み付け対象データを業務サーバから受信し、直ちに画面に一覧表示すること。 なお、身元端末からの処理要求、重み付け照会対象データ及び一覧表示の詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(2) DBサーバでは、(1)の一覧表示から指定した重み付け対象データを基に身元確認DBを検索し、項目ごとに設けられたスコアを合算して得た検索結果(以下「重み付け照会検索結果データ」という。)を作成し、保存すること。 なお、項目ごとのスコア及び重み付け照会検索結果データの詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(3) 業務サーバでは、身元端末からの処理要求に基づき、重み付け照会検索結果データを身元端末に送信すること。身元端末では、重み付け照会検索結果データを業務サーバから受信し、直ちに画面に一覧表示し、印刷できること。 なお、身元端末からの処理要求及び一覧表示の詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(4) 要求元の身元端末では、(3)の一覧表示から指定した重み付け照会検索結果データの内容を表示し、印刷できること。</p> <p>(5) 要求元の身元端末では、(3)の一覧表示から指定した重み付け照会検索結果データを削除できること。 なお、重み付け照会検索結果データの削除の詳細は、警察庁が別途指示する。</p>			
	通報作成	保存期限満了通知	<p>(1) DBサーバでは、監視サーバからのバッチ処理要求に基づき、身元確認DBを検索し、一定の期間を経過した身元不明死体情報及び行方不明者情報が存在する場合、該当情報に関する都道府県システムに対する保存期間満了通知を作成すること。 なお、監視サーバからのバッチ処理要求、一定の期間及び保存期間満了通知の詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(2) 業務サーバでは、身元端末からの処理要求に対し、身元確認DBを検索し、一定の期間を経過した身元不明死体情報、行方不明者情報及び身元確認DNA情報が存在する場合、該当情報に関する都道府県警察の身元端末に対し一定の期間、保存期間満了通知情報を起動時表示画面に表示すること。 なお、身元端末からの処理要求、一定の期間及び保存期間満了通知の詳細については、警察庁が別途指示する。</p>		
	通報送信	即時通報送信	<p>(1) 業務サーバでは、都道府県システムからの処理要求に基づき、通報作成機能で作成された通報を都道府県システムに送信すること。 なお、都道府県システムからの処理要求については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(2) 業務サーバでは、一度送信した通報について、一定の期間内は、再度送信できること。 なお、一定の期間の詳細については、警察庁が別途指示する。</p>		
	統計表作成	業務統計作成	<p>(1) DBサーバでは、監視サーバからのバッチ処理要求に基づき、身元確認DBを検索し、業務統計ファイルを作成すること。 なお、監視サーバからのバッチ処理要求、身元確認DBに対する検索及び業務統計ファイルの詳細については、警察庁が別途指示する。</p> <p>(2) 業務サーバでは、身元端末からの処理要求に基づき、直ちに業務統計ファイルから統計表をExcel形式で作成し、当該端末に送信すること。当該端末では、統計表を業務サーバから受信し、直ちに画面表示するとともにExcel形式で保存できること。 なお、身元端末からの処理要求及び作成する統計表の詳細については、警察庁が別途指示する。</p>		
	データ抽出		<p>(1) 身元端末から身元確認情報の抽出条件(以下「身元抽出条件データ」という。)を入力できること。業務サーバでは、当該端末からの処理要求に基づき、身元抽出条件データを受信すること。 なお、身元端末からの処理要求及び身元抽出条件データの詳細については、警察庁が別途指示する。</p>		

		(2) 業務サーバでは、身元抽出条件データを受信後、直ちに身元確認DBを検索し、抽出条件を満たす身元確認情報を要求元の身元端末に送信すること。当該端末では、抽出した身元確認情報を業務サーバから受信し、CSV形式で保存できること。 なお、身元確認DBの検索の詳細については、警察庁が別途指示する。			
コードメンテナンス	コード複製	DBサーバでは、監視サーバからのバッチ処理要求に基づき、共通プログラムで管理している業務共通のコード・用語を身元確認DBに複製すること。 なお、監視サーバからのバッチ処理要求及び身元確認DBに対する複製の詳細については、警察庁が別途指示する。			
	コード登録	(1) 警察庁の身元端末から身元確認DBに対して業務固有のコード・用語を登録又は修正するためのデータ(以下「身元コードメンテナンス用データ」という。)を入力できること。業務サーバでは、当該端末からの処理要求に基づき、身元コードメンテナンス用データを受信すること。 なお、警察庁の身元端末からの処理要求及び身元コードメンテナンス用データの詳細については、警察庁が別途指示する。  (2) 業務サーバでは、身元コードメンテナンス用データを受信後、身元確認DBに対して業務固有のコード・用語の登録又は修正処理を行うこと。 なお、業務固有のコード・用語の詳細については、警察庁が別途指示する。  (3) 業務サーバでは、警察庁の身元端末からの処理要求に基づき、業務固有のコード・用語を当該端末に送信すること。当該端末では、業務固有のコード・用語を業務サーバから受信して直ちに画面に一覧表示するとともに、一覧表示の中から範囲を指定し、コード・用語をCSV形式で保存できること。 なお、警察庁の身元端末からの処理要求及び一覧表示の詳細については、警察庁が別途指示する。			
	端末操作説明書取得	業務サーバでは、身元端末からの処理要求に基づき、端末操作説明書ファイルを当該端末に送信すること。当該端末では、端末操作説明書ファイルを業務サーバから受信し、保存できること。 なお、身元端末からの処理要求及び端末操作説明書ファイルの形式の詳細については、警察庁が別途指示する。			
	アクセス制御	業務サーバでは、ユーザのアクセス権情報に応じて機能、画面表示及びファイル入出力を制御すること。 なお、アクセス権情報の詳細については、警察庁が別途指示する。			

1.3 管理プログラムの機能

区分	機能名	詳細内容	配点	根拠資料番号	備考	得点
必須項目	管理	ログイン画面表示 身元端末では、デスクトップに配置するショートカットからWebブラウザを起動し、業務サーバに接続してログイン画面を表示すること。 なお、Webブラウザの詳細については、警察庁が別途指示する。	基礎点			
	ユーザ認証	(1) 身元端末では、ログイン画面からユーザID及び半角英数字を組み合わせた8桁以上のパスワードを入力することによりユーザ認証を行うこと。 なお、ユーザID、パスワード及びユーザ認証の詳細については、警察庁が別途指示する。  (2) 業務サーバでは、ユーザ認証時に、アクセス権管理システムからユーザ情報及びアクセス権情報を取得すること。 なお、ユーザ情報及びアクセス権情報の詳細については、警察庁が別途指示する。  (3) 身元端末では、ユーザ認証に成功した場合、業務選択画面を表示すること。また、ユーザ認証時に取得したユーザ情報のうち、所属名及び職員名を業務選択画面に表示すること。 なお、業務選択画面の詳細については、警察庁が別途指示する。  (4) 身元端末では、ユーザのログイン及びログアウト時に、Webブラウザのキャッシュをクリアすること。				
	パスワード変更	身元端末では、ログインしたユーザが自らのパスワードを変更できること。				
	業務選択	身元端末では、業務選択画面において取得したアクセス権情報に基づき、ユーザが利用可能な業務名のみを選択可能なメニュー制御を行うこと。 なお、メニュー制御の詳細については、警察庁が別途指示する。				
	アクセス制御	業務サーバでは、ユーザのアクセス権情報に応じて機能、画面表示及びファイル入出力を制御すること。 なお、アクセス権情報の詳細については、警察庁が別途指示する。				
	安全対策	(1) 業務サーバでは、一定時間以上、身元端末から送信が無い場合、身元端末との接続を自動的に切断すること。また、当該一定時間の設定は1分から60分までとし、業務サーバの設定ファイルにより設定できること。  (2) 身元端末では、ユーザがログイン中の各画面において、複写、切り取り及び貼付けの機能、ハードコピー機能並びにマウスの右クリックを使用できないよう制御すること。				

	(3) 身元端末では、(2)を実現するため身元端末にプログラムを導入しない方法で実施すること。
ログの生成・保存	(1) 業務サーバでは、全てのトランザクション(障害含む)及びアクセスについて、開始・終了年月日時分秒、ユーザ情報、処理内容等の事項を記録したログを生成すること。 なお、生成するログの詳細については、警察庁が別途指示する。 (2) 業務サーバでは、生成したログを業務管理DBに保存すること。 なお、業務管理DBの詳細については、警察庁が別途指示する。 (3) DBサーバでは、保存したログを一定の期間経過後、自動的に削除すること。 なお、一定の期間の詳細については、警察庁が別途指示する。
ログの検索・出力	(1) 身元端末からログの検索に関する情報を入力できること。業務サーバでは、身元端末からの処理要求に基づき、ログの検索に関する情報を受信し、ユーザの権限に応じて、ログを検索すること。 なお、ログの検索に関する情報、身元端末からの処理要求及びユーザの権限に応じたログの検索の詳細については、警察庁が別途指示する。 (2) 業務サーバでは、(1)の検索結果を要求元の業務端末に送信すること。当該端末では、受信した検索結果を直ちに画面に一覧表示するとともに印刷ができること。 なお、一覧表示の詳細については、警察庁が別途指示する。 (3) 身元端末では、検索結果をCSV形式で保存できること。 なお、CSV形式のレコードレイアウトの詳細については、警察庁が別途指示する。
制御統計作成・出力	(1) DBサーバでは、監視サーバからのバッチ処理要求に基づき、制御統計ファイルを作成すること。 なお、監視サーバからのバッチ処理要求及び制御統計ファイルの詳細については、警察庁が別途指示する。 (2) 業務サーバでは、警察庁の身元端末からの処理要求に基づき、制御統計ファイルを当該端末に送信すること。 なお、警察庁の身元端末からの処理要求の詳細については、警察庁が別途指示する。 (3) 警察庁の身元端末では、受信した制御統計ファイルをExcel形式で保存できること。 (4) DBサーバでは、作成した制御統計ファイルを一定の期間経過後、自動的に削除すること。 なお、一定の期間の詳細については、警察庁が別途指示する。
コードメンテナンス	(1) DBサーバでは、監視サーバからのバッチ処理要求に基づき、コード・用語ファイルを警察庁ホストシステムから受信し、業務管理DBに登録すること。 なお、監視サーバからのバッチ処理要求の詳細については、警察庁が別途指示する。 (2) 警察庁の身元端末から業務管理DBに対して業務固有のコード・用語を登録又は修正するためのデータ(以下「共通コードメンテナンス用データ」という。)を入力できること。業務サーバでは、当該端末からの処理要求に基づき、共通コードメンテナンス用データを受信すること。 なお、警察庁の身元端末からの処理要求及び共通コードメンテナンス用データの詳細については、警察庁が別途指示する。 (3) 業務サーバでは、共通コードメンテナンス用データを受信後、業務管理DBに対して業務固有のコード・用語の登録又は修正処理を行うこと。 なお、業務固有のコード・用語の詳細については、警察庁が別途指示する。 (4) 業務サーバでは、警察庁の身元端末からの処理要求に基づき、業務共通のコード・用語を当該端末に送信すること。当該端末では、業務共通のコード・用語を業務サーバから受信して直ちに画面に一覧表示するとともに、一覧表示の中から範囲を指定し、コード・用語をCSV形式で保存できること。 なお、警察庁の身元端末からの処理要求及び一覧表示の詳細については、警察庁が別途指示する。 (5) DBサーバでは、受信したコード・用語ファイルを一定の期間経過後、自動的に削除すること。 なお、一定の期間については、警察庁が別途指示する。
運用連絡通報の設定・出力	(1) 警察庁の身元端末から業務運用に関する連絡の内容、期間及び宛先(以下「運用連絡通報」という。)を入力できること。業務サーバでは、警察庁の業務端末からの処理要求に基づき、運用連絡通報を受信し、業務管理DBに登録すること。 なお、警察庁の身元端末からの処理要求及び運用連絡通報の詳細については、警察庁が別途指示する。




		(2) 業務サーバでは、身元端末又は都道府県システムからの処理要求に基づき、該当する運用連絡通報を当該身元端末又は都道府県システムに送信すること。業務端末では、運用連絡通報を業務サーバから受信し、業務運用に関する連絡の内容を直ちに画面表示すること。 なお、身元端末又は都道府県システムからの処理要求の詳細については、警察庁が別途指示する。
		(3) DBサーバでは、作成した運用連絡通報を一定の期間経過後、自動的に削除すること。 なお、一定の期間の詳細については、警察庁が別途指示する。
	監視サーバ連携	業務サーバ及びDBサーバでは、監視サーバと情報の送受信をすること。 なお、監視サーバとの情報の送受信の詳細については、警察庁が別途指示する。
	ジョブ管理	監視サーバからのバッチ処理要求に基づき、各業務用プログラムの起動・停止ができること。
	試験表示	身元端末では、試験環境へ接続している間、画面に試験中であることを明示すること。


1. 4 試験プログラムの機能

区分	機能名	詳細内容	配点
必須項目	共通	ログイン画面表示	試験端末では、デスクトップに配置するショートカットから試験プログラムを起動し、ログイン画面を表示すること。
		ユーザ認証	試験端末では、ログイン画面からユーザID及び半角英数字を組み合わせた8桁以上のパスワードを入力することによりユーザ認証を行うこと。ユーザ認証に成功した場合、メニュー画面を表示すること。 なお、ユーザ認証及びメニュー画面の詳細については、警察庁が別途指示する。
	業務系機能	送受信処理	(1) 試験端末では、電子計算機接続による即時登録及び即時照会機能の確認を行うためのデータ(以下「試験データ」という。)を作成するデータ作成画面を表示すること。 なお、試験データ及びデータ作成画面の詳細については、警察庁が別途指示する。
			(2) 試験端末では、データ作成画面から試験データを作成できること。また、データ作成画面で前回入力した試験データを読み込み、追加、修正及び削除することで、新規の試験データを作成できること。
			(3) 試験端末では、作成した試験データを印刷できること。
			(4) 試験端末では、新規のインタフェース要件に従い、作成した試験データを業務サーバへ送信できること。 なお、新規のインタフェース要件の詳細については、4.5.2を参照のこと。
			(5) 試験端末では、新規のインタフェース要件に従い、業務サーバから送信された試験データを受信できること。 なお、新規のインタフェース要件の詳細については、4.5.2を参照のこと。
			(6) 試験端末では、業務サーバから受信した試験データについて、画面に表示するとともに、印刷ができること。 なお、画面表示の詳細については、警察庁が別途指示する。
	管理系機能	ユーザ管理	試験端末では、試験プログラムを使用するためのユーザ情報(ユーザ名、ユーザID、パスワード、利用者権限等)について、画面から作成、変更及び削除処理が行えること。 なお、ユーザ情報並びに作成、変更及び削除処理の詳細については、警察庁が別途指示する。
		環境情報設定	試験端末では、新規のインタフェース要件における都道府県固有情報(都道府県コード、端末ID、RESTユーザID、RESTパスワード)について、画面から設定できること。 なお、新規のインタフェース要件の詳細については、4.5.2を参照のこと。また、都道府県固有情報の詳細については、警察庁が別途指示する。
端末操作ログの保存		試験端末では、業務サーバへの接続、試験データの送受信、印刷等に係るログ(以下「アクセスログ等」という。)を保存すること。 なお、アクセスログ等の詳細については、警察庁が別途指示す	

根拠資料番号	備考	得点

最高点	基礎点	1,260
	加点	1,260
	合計点	2,520

総合得点	基礎点	
	加点	
	合計点	



	アクセス制御	当該機能について、具体的かつ明確に提案されている。	①処理フローや処理イメージがあり、具体的な提案がされている。 ②複数社から提案がある場合は、他社に比べて最も優れた具体的な提案がある。	20 10				
管理プログラムの機能	管理	ログイン画面表示	当該機能について、具体的かつ明確に提案されている。	①処理フローや処理イメージがあり、具体的な提案がされている。	20			
				②複数社から提案がある場合は、他社に比べて最も優れた具体的な提案がある。	10			
		ユーザ認証	当該機能について、具体的かつ明確に提案されている。	①処理フローや処理イメージがあり、具体的な提案がされている。	20			
					②複数社から提案がある場合は、他社に比べて最も優れた具体的な提案がある。	10		
		パスワード変更	当該機能について、具体的かつ明確に提案されている。	①処理フローや処理イメージがあり、具体的な提案がされている。	20			
					②複数社から提案がある場合は、他社に比べて最も優れた具体的な提案がある。	10		
		業務選択	当該機能について、具体的かつ明確に提案されている。	①処理フローや処理イメージがあり、具体的な提案がされている。	20			
					②複数社から提案がある場合は、他社に比べて最も優れた具体的な提案がある。	10		
		アクセス制御	当該機能について、具体的かつ明確に提案されている。	①処理フローや処理イメージがあり、具体的な提案がされている。	20			
					②複数社から提案がある場合は、他社に比べて最も優れた具体的な提案がある。	10		
		安全対策	当該機能について、具体的かつ明確に提案されている。	①処理フローや処理イメージがあり、具体的な提案がされている。	20			
					②複数社から提案がある場合は、他社に比べて最も優れた具体的な提案がある。	10		
		ログの生成・保存	当該機能について、具体的かつ明確に提案されている。	①処理フローや処理イメージがあり、具体的な提案がされている。	20			
					②複数社から提案がある場合は、他社に比べて最も優れた具体的な提案がある。	10		
	ログの検索・出力	当該機能について、具体的かつ明確に提案されている。	①処理フローや処理イメージがあり、具体的な提案がされている。	20				
				②複数社から提案がある場合は、他社に比べて最も優れた具体的な提案がある。	10			
	制御統計作成・出力	当該機能について、具体的かつ明確に提案されている。	①処理フローや処理イメージがあり、具体的な提案がされている。	20				
				②複数社から提案がある場合は、他社に比べて最も優れた具体的な提案がある。	10			
	コードメンテナンス	当該機能について、具体的かつ明確に提案されている。	①処理フローや処理イメージがあり、具体的な提案がされている。	20				
				②複数社から提案がある場合は、他社に比べて最も優れた具体的な提案がある。	10			
	運用連絡通報の設定・出力	当該機能について、具体的かつ明確に提案されている。	①処理フローや処理イメージがあり、具体的な提案がされている。	20				
				②複数社から提案がある場合は、他社に比べて最も優れた具体的な提案がある。	10			
	監視サーバ連携	当該機能について、具体的かつ明確に提案されている。	①処理フローや処理イメージがあり、具体的な提案がされている。	20				
				②複数社から提案がある場合は、他社に比べて最も優れた具体的な提案がある。	10			
	ジョブ管理	当該機能について、具体的かつ明確に提案されている。	①処理フローや処理イメージがあり、具体的な提案がされている。	20				
				②複数社から提案がある場合は、他社に比べて最も優れた具体的な提案がある。	10			
	試験表示	当該機能について、具体的かつ明確に提案されている。	①処理フローや処理イメージがあり、具体的な提案がされている。	20				
				②複数社から提案がある場合は、他社に比べて最も優れた具体的な提案がある。	10			
試験プログラムの機能	共通	ログイン画面表示	当該機能について、具体的かつ明確に提案されている。	①処理フローや処理イメージがあり、具体的な提案がされている。	20			
				②複数社から提案がある場合は、他社に比べて最も優れた具体的な提案がある。	10			
		ユーザ認証	当該機能について、具体的かつ明確に提案されている。	①処理フローや処理イメージがあり、具体的な提案がされている。	20			
					②複数社から提案がある場合は、他社に比べて最も優れた具体的な提案がある。	10		
	業務系機能	送受信処理	当該機能について、具体的かつ明確に提案されている。	①処理フローや処理イメージがあり、具体的な提案がされている。	20			
					②複数社から提案がある場合は、他社に比べて最も優れた具体的な提案がある。	10		
	管理系機能	ユーザ管理	当該機能について、具体的かつ明確に提案されている。	①処理フローや処理イメージがあり、具体的な提案がされている。	20			
					②複数社から提案がある場合は、他社に比べて最も優れた具体的な提案がある。	10		
環境情報設定					当該機能について、具体的かつ明確に提案されている。	①処理フローや処理イメージがあり、具体的な提案がされている。	20	
	②複数社から提案がある場合は、他社に比べて最も優れた具体的な提案がある。	10						
	端末操作ログの保存	当該機能について、具体的かつ明確に提案されている。	①処理フローや処理イメージがあり、具体的な提案がされている。	20				
				②複数社から提案がある場合は、他社に比べて最も優れた具体的な提案がある。	10			

(注) 加点基準は次のとおりとする。

1. 加点については、入力補助機能の付与や文字・背景の配色の工夫等、システムの操作性・利便性のほか、保守性等を向上させる効果が認められる提案を対象とする。
2. ②の加点は、①を満たす社が複数ある場合に、その中の社に対して行う。
3. ②の加点は、最大1社のみとする。

最高点	基礎点	1,260	総合得点	基礎点	
	加点	1,260		加点	
	合計点	2,520		合計点	

## 従来の実施状況に関する情報の開示

## 1 従来の実施に要した経費

(単位:千円)

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
人件費	常勤職員	—	—	—	—	—	—
	非常勤職員	—	—	—	—	—	—
物件費		—	—	—	—	—	—
請負費等	プログラムⅡ開発 (旧プログラムⅠ開発)	60,879	101,241	—	—	—	—
	プログラム保守	—	—	—	—	—	—
計(a)		60,879	101,241	0	0	0	0
参考値	減価償却費	—	—	—	—	—	—
	退職給付費用	—	—	—	—	—	—
(b)	間接部門費	—	—	—	—	—	—
(a)+(b)		60,879	101,241	0	0	0	0

(注記事項)

支払い金額は、一般競争入札の落札額である。

なお、前回プログラムⅠとして調達したプログラムを、本調達ではプログラムⅡとして調達する。

なお、プログラム瑕疵対応の経費は、プログラム開発の経費に含まれている。

## 2 従来の実施に要した人員

(単位:人)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
常勤職員	—	—	—	—	—	—
非常勤職員	—	—	—	—	—	—
入札対象である事業の全部を外部委託し実施しているため、記載事項無し。						
受託者における業務従事者						
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
プログラム開発	3582(人日)		—	—	—	—
プログラム瑕疵対応	—	15(人)	15(人)	15(人)	15(人)	—

(注記事項)

プログラム開発は、EVMの積算による投入実績値(AC)累計(人日)の値を入れている。

なお、プログラム開発の契約から納入期限まで1年9か月程度であった。

プログラム瑕疵対応は、現行請負者がプログラム瑕疵対応担当者(専属ではない)として確保している人数を記載している。

なお、プログラム瑕疵対応は、発見されたプログラムの瑕疵に関する修正を実施している。

瑕疵対応件数:4のとおり

## 3 従来の実施に要した施設及び設備

【施設】

警察庁が指示した東京都23区内の場所

【設備】

電気設備、机、椅子

#### 4 従来の実施における目的の達成の程度(障害対応件数・瑕疵対応件数)

保守フェーズにおけるサービスレベル合意書は以下のとおりである。

サービスレベル 管理項目		管理指標			合意内容及び保証値									
なし														
瑕疵対応件数 (発生年月基準)		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
平成25年度	プログラムⅡ(旧プログラムⅠ)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	1	8	9
平成26年度	プログラムⅡ(旧プログラムⅠ)	3	4	0	0	2	1	2	0	4	0	0	0	16
平成27年度	プログラムⅡ(旧プログラムⅠ)	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
平成28年度	プログラムⅡ(旧プログラムⅠ)	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	0

(注記事項)  
 発生した瑕疵について、全て対応されていた。  
 技術者駆けつけ時間については、従来設定及び測定していない。  
 障害報告に要する時間については、従来設定及び測定していない。  
 回答に要する時間については、従来設定及び測定していない。

#### 5 従来の実施方法等

従来の実施方法(業務フロー図等)

##### 1 瑕疵対応

別紙1のとおり

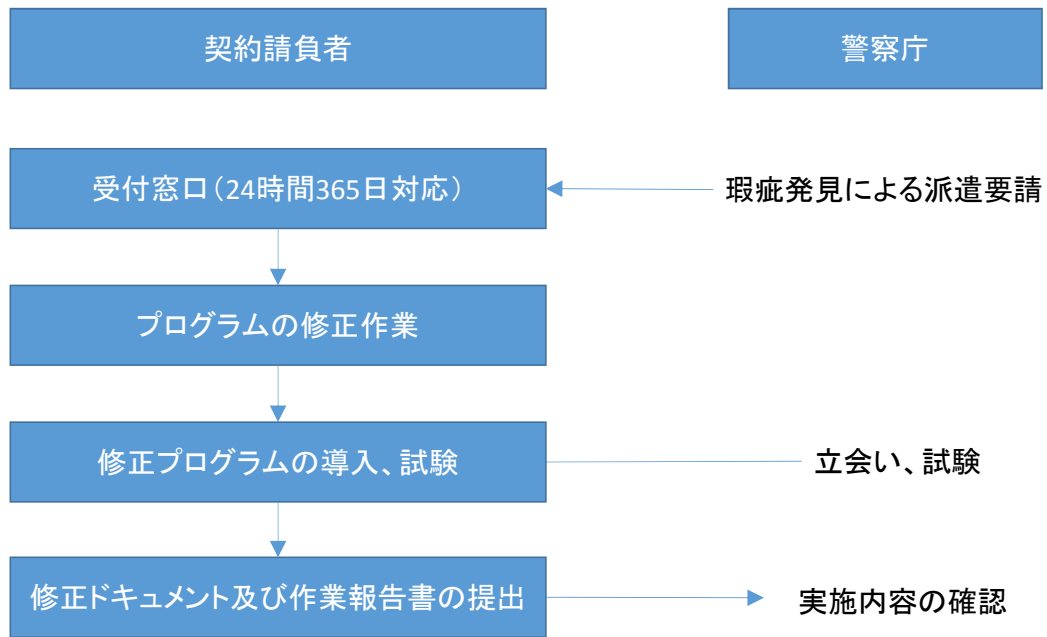
(警察庁の体制)

別紙1のとおり

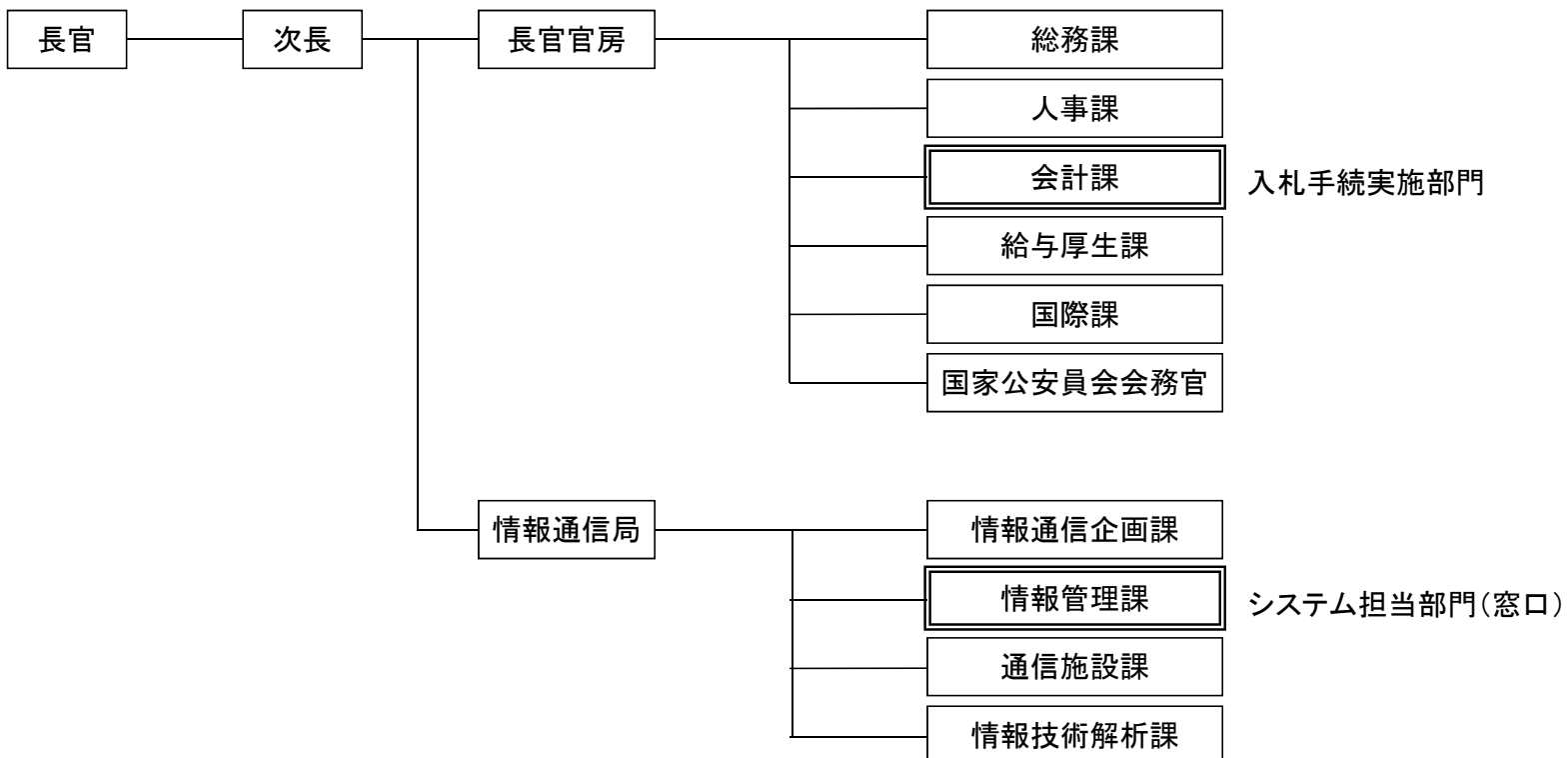
開示する資料は別紙2のとおり

# D系(従来の実施方法)

## 1 プログラムの瑕疵対応 (業務フロー図)



## (警察庁の体制)



開示する資料

1. 詳細な情報に関する資料

プログラム設計書、プログラム仕様書、プログラムリスト、プログラム操作説明書及び端末操作説明書

2. 関連仕様書

現行のアクセス権管理システム仕様書、現行の行政情報管理システム仕様書及び行政情報管理システム業務プログラム I 改修用品仕様書

3. 別添1～別添5の別途指示

(1) 行政情報管理システム相談情報管理業務用プログラム仕様書 別途指示事項

通番	業務機能	区分	項目	機能		
1	作業の概要	用語の定義	各業務共通	(23)のコード・用語ファイルの詳細		
2				(24)のレスポンスの詳細		
3			相談情報管理業務	(3)の業務Yファイルの詳細		
4				業務の詳細		
5	機能要件(業務)	業務の概要	一括登録	(1)の都道府県システムからの要求の詳細 (1)のファイルのデータレコードレイアウトの詳細 (2)の監視サーバからのバッチ処理要求の詳細 (2)の相談登録データについて行う検査の詳細 (3)のエラー内容の詳細 (4)の相談登録データの登録、訂正及び削除処理の詳細		
6						
7						
8						
9						
10						
11			ファイルによる登録	相談情報登録 措置状況追加登録	(1)の相談端末からの処理要求の詳細 (1)のファイルのデータレコードレイアウトの詳細 (2)の監視サーバからのバッチ処理要求の詳細 (2)の相談登録データについて行う検査の詳細 (3)のエラー内容の詳細 (4)の相談登録データの登録、訂正及び削除処理の詳細	
12						
13						
14						
15						
16						
17			即時照会	受理番号照会	(1)の相談端末からの処理要求の詳細 (1)の相談照会データの詳細 (2)の相談照会データについて行う検査の詳細 (3)のエラー内容の詳細 (4)の相談DBに対する検索の詳細 (4)の検索結果の詳細	
18						
19						
20						
21						
22						
23		一括通報作成	処理結果通報作成	(1)の処理結果通報の詳細 (3)の一定の期間の詳細		
24						
25		通報送信	一括通報送信	(1)の相談端末からの処理要求の詳細 (1)の都道府県システムからの処理要求の詳細 (1)の一覧表示の詳細 (3)の一定の期間の詳細		
26						
27						
28						
29		業務設定		(1)の相談端末からの処理要求の詳細 (1)の相談登録項目名等データの詳細 (1)の相談登録項目名等データの登録処理の詳細 (2)の相談端末からの処理要求の詳細		
30						
31						
32						
33		自動抹消	自動抹消処理	(1)の監視サーバからのバッチ処理要求の詳細 (1)の一定の期間の詳細		
34						
35		連携データ作成		(1)の監視サーバからのバッチ処理要求の詳細 (1)の抽出条件の詳細		
36						
37						
38		統計表作成	業務統計作成	(1)の監視サーバからのバッチ処理要求の詳細 (1)の相談DBに対する検索の詳細 (1)の業務統計ファイルの詳細 (2)の相談端末からの処理要求の詳細 (2)の作成する統計表の詳細		
39						
40						
41						
42			業務管理統計作成	(1)の監視サーバからのバッチ処理要求の詳細 (1)の業務管理統計ファイルの詳細 (2)の警察庁の相談端末からの処理要求の詳細 (2)の作成する統計表の詳細		
43						
44						
45						
46						
47		データ抽出		(1)の相談端末からの処理要求の詳細 (1)の相談抽出条件データの詳細 (2)の相談DBの検索の詳細		
48						
49						
50		コードメンテナンス	コード複製	監視サーバからのバッチ処理要求の詳細 相談DBに対する複製の詳細		
51						
52			コード登録	(1)の警察庁の相談端末からの処理要求の詳細 (1)の相談コードメンテナンス用データの詳細 (2)の業務固有のコード・用語の詳細 (3)の相談端末からの処理要求の詳細 (3)の一覧表示の詳細		
53						
54						
55						
56						
57		端末操作説明書取得		相談端末からの処理要求の詳細		
58		アクセス制御		アクセス権情報の詳細		
59	機能要件(管理)	管理	ログイン画面表示	Webブラウザの詳細		
60				ユーザ認証	(1)のユーザID、パスワードの詳細 (1)のユーザ認証の詳細 (2)のユーザ情報の詳細 (2)のアクセス権情報の詳細 (3)の業務選択画面の詳細	
61						
62						
63						
64						
65				業務選択	メニュー制御の詳細	
66				アクセス制御	アクセス権情報の詳細	
67				ログの生成・保存	(1)の生成するログの詳細 (2)の業務管理DBの詳細 (3)の一定の期間の詳細	
68						
69						
70				ログの検索・出力	(1)のログの検索に関する情報の詳細 (1)の相談端末からの処理要求の詳細 (1)のユーザの権限に応じたログの検索の詳細 (2)の一覧表示の詳細 (3)のCSV形式のレコードレイアウトの詳細	
71						
72						
73						
74						
75		制御統計作成・出力	(1)の監視サーバからのバッチ処理要求の詳細 (1)の制御統計ファイルの詳細 (2)の警察庁の相談端末からの処理要求の詳細 (4)の一定の期間の詳細			
76						
77						
78						



通番	業務機能	区分	項目	機能
79			コードメンテナンス	(1)の監視サーバからのバッチ処理要求の詳細
80				(2)の警察庁の相談端末からの処理要求の詳細
81				(2)の共通コードメンテナンス用データの詳細
82				(3)の業務固有のコード・用語の詳細
83				(4)の警察庁の相談端末からの処理要求の詳細
84				(4)の一覧表示の詳細
85				(5)の一定の期間の詳細
86			運用連絡通報の設定・出力	(1)の警察庁の相談端末からの処理要求の詳細
87				(1)の運用連絡通報の詳細
88				(2)の相談端末からの受信要求の詳細
89				(3)の一定の期間の詳細
90			監視サーバ連携	監視サーバとの情報の送受信の詳細
91	機能要件(試験)	共通	ユーザ認証	ユーザ認証の詳細
92				メニュー画面の詳細
93		業務系機能	送受信処理	(1)の試験データの詳細
94				(1)のデータ作成画面の詳細
95				(6)の画面表示の詳細
96		管理系機能	ユーザ管理	ユーザ情報の詳細
97				作成、変更及び削除処理の詳細
98			環境情報設定	都道府県固有情報の詳細
99			端末操作ログの保存	アクセスログ等の詳細
100	情報システムの要件	機能・性能要件	性能要件	性能要件の評価方法
101			マンマシン・インターフェース	(7)の入力項目の指定桁数
102		画面要件		画面遷移
103				画面イメージ
104				入出力仕様
105		帳票要件	相談情報管理業務の帳票	出力時期の詳細
106				統計計上条件の詳細
107				帳票レイアウトの詳細
108			管理プログラムの帳票	出力時期の詳細
109				統計計上条件の詳細
110				帳票レイアウトの詳細
111		情報・データ要件	情報・データ要件	情報・データ要件の詳細
112	外部インタフェース要件	既存のインタフェース		(1)のFTPプロトコルを用いた既存のインタフェースの詳細
113				(2)のLDAPv3プロトコルを用いた既存のインタフェースの詳細
114				(3)のFTPプロトコルを用いた既存のインタフェースの詳細
115			新規のインタフェース	(1)のREST手順の詳細
116				(2)の相談プログラムに係るデータ部の要件
117	規模要件	アクセス数		アクセス数の機能ごとの内訳
118	情報セキュリティ要件	権限要件		印刷を実行した際に付与する情報の詳細
119	情報システム稼働環境	ネットワーク環境	暗号化	回線上の暗号化方式
120	移行要件定義	移行に係る要件	移行方法及び検証方法	抽出したデータのレイアウト
121	運用要件定義	運用施設・設備要件		設置場所の詳細、入退室方法等
122	作業の体制及び方法	開発方法	プログラム作成の留意事項	(11)のWebブラウザ
123			文字コード	使用する文字コード
124			開発標準	システムドキュメント作成基準、命名規則、コーディング規約及びユーザインタフェース設計開発標準
125			導入	各業務用プログラムのバックアップ

(2) 行政情報管理システムストーリー情報管理業務用プログラム仕様書 別途指示事項

通番	業務機能	区分	項目	機能
1	作業の概要	用語の定義	各業務共通	(23)のコード・用語ファイルの詳細
2				(24)のレスポンスの詳細
3			ストーリー情報管理業務	(5)の業務2ファイルの詳細
4				(6)の中間ファイル1の詳細
5				(7)の中間ファイル2の詳細
6				(8)の中間ファイル3の詳細
7		業務の概要		業務の詳細
8	機能要件(業務)	即時登録	ストーリー情報登録	(1)のストーリー端末からの処理要求の詳細
9				(1)のストーリー登録データのレコードレイアウトの詳細
10				(2)の都道府県使用欄の詳細
11				(3)のストーリー登録データについて行う検査の詳細
12				(3)の仮保存データの詳細
13				(4)のエラー内容の詳細
14				(5)のストーリー登録データの登録、訂正及び削除処理の詳細
15			仮保存	(1)の仮保存データの仮の登録処理の詳細
16				(2)のストーリー端末からの処理要求の詳細
17				(2)の一覧表示の詳細
18				(2)のストーリー登録データの再作成の詳細
19				(3)のストーリー端末からの処理要求の詳細
20				(3)のストーリー登録データの詳細
21				(5)のストーリー端末からの処理要求の詳細
22				(5)の仮保存データの削除処理の詳細
23		ファイルによる登録	ストーリー情報登録	(1)のストーリー端末からの処理要求の詳細
24				(1)のファイルのデータレコードレイアウトの詳細
25				(2)のストーリー登録データについて行う検査の詳細
26				(3)のエラー内容の詳細
27				(4)のストーリー登録データの登録、訂正及び削除処理の詳細
28		即時照会	発出番号照会	(1)のストーリー端末からの処理要求の詳細
29				(1)のストーリー照会データの詳細
30				(2)のストーリー照会データについて行う検査の詳細
31				(3)のエラー内容の詳細
32				(4)のストーリーDBに対する検索の詳細
33				(4)の検索結果の詳細
34		業務設定		(1)のストーリー端末からの処理要求の詳細
35				(1)のストーリー登録項目名等データの詳細
36				(1)のストーリー登録項目名等データの登録処理の詳細
37				(2)のストーリー端末からの処理要求の詳細
38		連携データ作成		(1)の監視サーバからのバッチ処理要求の詳細

通番	業務機能	区分	項目	機能
39				(1)の抽出条件の詳細
40				(3)のサーバの詳細
41		統計表作成	業務統計作成	(1)の監視サーバからのバッチ処理要求の詳細
42				(1)のストーリーDBに対する検索の詳細
43				(1)の業務統計ファイルの詳細
44				(2)のストーリー端末からの処理要求の詳細
45				(2)の作成する統計表の詳細
46		業務管理統計作成		(1)の監視サーバからのバッチ処理要求の詳細
47				(1)の業務管理統計ファイルの詳細
48				(2)の警察庁のストーリー端末からの処理要求の詳細
49				(2)の作成する統計表の詳細
50		データ抽出		(1)のストーリー端末からの処理要求の詳細
51				(1)のストーリー抽出条件データの詳細
52				(2)のストーリーDBの検索の詳細
53		コードメンテナンス	コード複製	監視サーバからのバッチ処理要求の詳細
54				ストーリーDBに対する複製の詳細
55			コード登録	(1)の警察庁のストーリー端末からの処理要求の詳細
56				(1)のストーリーコードメンテナンス用データの詳細
57				(2)の業務固有のコード・用語の詳細
58				(3)の警察庁のストーリー端末からの処理要求の詳細
59				(3)の一覧表示の詳細
60		端末操作説明書取得		ストーリー端末からの処理要求の詳細
61		アクセス制御		アクセス権情報の詳細
62	機能要件(連携)	出力ファイル作成処理	ストーリー情報の抽出	(1)の抽出条件の詳細
63				(2)のデータの検査方法の詳細
64				(3)の外部パラメータ化の詳細
65				(4)のデータ変換の詳細
66				(5)の監視ログファイルの詳細
67			配偶者暴力情報の抽出	(1)の抽出条件の詳細
68				(2)のデータの検査方法の詳細
69				(3)の外部パラメータ化の詳細
70				(4)のデータ変換の詳細
71				(5)の監視ログファイルの詳細
72			人定ファイル及び事案ファイルの作成	(1)のデータの並び替えの詳細
73				(2)の一連番号、管理番号等の付与の詳細
74				(3)の人定ファイルの抽出条件の詳細
75				(3)の文字コード変換の詳細
76				(4)の事案ファイルの抽出条件の詳細
77				(4)の文字コード変換の詳細
78				(5)の監視ログファイルの詳細
79			出力ファイルの保存	(1)の保存期間
80				(2)の監視ログファイルの詳細
81		ファイル転送処理	ファイル転送	(3)の監視ログファイルの詳細
82	機能要件(管理)	管理	ログイン画面表示	Webブラウザの詳細
83			ユーザ認証	(1)のユーザID、パスワードの詳細
84				(1)のユーザ認証の詳細
85				(2)のユーザ情報の詳細
86				(2)のアクセス権情報の詳細
87				(3)の業務選択画面の詳細
88			業務選択	メニュー制御の詳細
89			アクセス制御	アクセス権情報の詳細
90			ログの生成・保存	(1)の生成するログの詳細
91				(2)の業務管理DBの詳細
92				(3)の一定の期間の詳細
93			ログの検索・出力	(1)のログの検索に関する情報の詳細
94				(1)のストーリー端末からの処理要求の詳細
95				(1)のユーザの権限に応じたログの検索の詳細
96				(2)の一覧表示の詳細
97				(3)のCSV形式のレコードレイアウトの詳細
98			制御統計作成・出力	(1)の監視サーバからのバッチ処理要求の詳細
99				(1)の制御統計ファイルの詳細
100				(2)の警察庁のストーリー端末からの処理要求の詳細
101				(4)の一定の期間の詳細
102			コードメンテナンス	(1)の監視サーバからのバッチ処理要求の詳細
103				(2)の警察庁のストーリー端末からの処理要求の詳細
104				(2)の共通コードメンテナンス用データの詳細
105				(3)の業務固有のコード・用語の詳細
106				(4)の警察庁のストーリー端末からの処理要求の詳細
107				(4)の一覧表示の詳細
108				(5)の一定の期間の詳細
109			運用連絡通報の設定・出力	(1)の警察庁のストーリー端末からの処理要求の詳細
110				(1)の運用連絡通報の詳細
111				(2)のストーリー端末からの処理要求の詳細
112				(3)の一定の期間の詳細
113			監視サーバ連携	監視サーバとの情報の送受信の詳細
114	情報システムの要件	機能・性能要件	性能要件	性能要件の評価方法
115			マンマシン・インターフェース	(7)の入力項目の指定桁数
116		画面要件		画面遷移
117				画面イメージ
118				入出力仕様
119		帳票要件	ストーリー情報管理業務の帳票	出力時期の詳細
120				統計計上条件の詳細
121				帳票レイアウトの詳細
122			管理プログラムの帳票	出力時期の詳細
123				統計計上条件の詳細
124				帳票レイアウトの詳細
125		情報・データ要件	情報・データ要件	情報・データ要件
126		外部インタフェース要件	既存のインタフェース	(1)のFTPプロトコルを用いた既存のインタフェースの詳細
127				(2)のLDAPv3プロトコルを用いた既存のインタフェースの詳細
128	規模要件	アクセス数		アクセス数の機能ごとの内訳
129	情報セキュリティ要件	権限要件		印刷を実行した際に付与する情報の詳細
130	情報システム稼働環境	ネットワーク環境	暗号化	回線上の暗号化方式

通番	業務機能	区分	項目	機能
131	移行要件定義	移行に係る要件	移行方法及び検証方法	抽出したデータのレイアウト
132	運用要件定義	運用施設・設備要件		設置場所の詳細、入退室方法等
133	作業の体制及び方法	開発方法	プログラム作成の留意事項	(1)のWebブラウザ
134			文字コード	使用する文字コード
135			開発標準	システムドキュメント作成基準、命名規則、コーディング規約及びユーザインタフェース設計開発標準
136		導入	各業務用プログラムのバックアップ	各業務用プログラムを保存する電磁的記録媒体

(3) 行政情報管理システム配偶者暴力情報管理業務用プログラム仕様書 別途指示事項

通番	業務機能	区分	項目	機能		
1	作業の概要	用語の定義	各業務共通	(23)のコード・用語ファイルの詳細		
2				(24)のレスポンスの詳細		
3			配偶者暴力情報管理業務	(4)の業務Xファイルの詳細		
4	機能要件(業務)	業務の概要		業務の詳細		
5		即時登録	配偶者暴力情報登録	(1)の配暴端末からの処理要求の詳細	(1)の配暴登録データのレコードレイアウトの詳細	
6					(2)の都道府県使用欄の詳細	
7					(3)の配暴登録データについて行う検査の詳細	
8					(4)のエラー内容の詳細	
9					(5)の配暴登録データの登録、訂正及び削除処理の詳細	
10			ファイルによる登録	(1)の配暴端末からの処理要求の詳細	(1)のファイルのレコードレイアウトの詳細	
11				(2)の配暴登録データについて行う検査の詳細		
12				(3)のエラー内容の詳細		
13				(4)の配暴登録データの登録、訂正及び削除処理の詳細		
14				即時照会	(1)の配暴端末からの処理要求の詳細	(1)の配暴照会データの詳細
15			(2)の配暴照会データについて行う検査の詳細			
16			(3)のエラー内容の詳細			
17			(4)の配偶者暴力DBに対する検索及び検索結果の詳細			
18			一括通報作成		(1)の監視サーバからのバッチ処理要求の詳細	
19		(1)の一定の期間の詳細				
20		(2)の自動抹消通報の詳細				
21		一括通報送信	(1)の配暴端末からの処理要求の詳細	(1)の一覧表示の詳細		
22			(2)の自動抹消通報の詳細			
23			(3)の一定の期間の詳細			
24		業務設定	(1)の配暴端末からの処理要求の詳細	(1)の配暴登録項目名データの登録処理の詳細		
25			(2)の配暴端末からの処理要求の詳細			
26			(1)の監視サーバからのバッチ処理要求の詳細			
27		連携データ作成	(1)の抽出条件の詳細	(3)のサーバの詳細		
28			(1)の監視サーバからのバッチ処理要求の詳細			
29			(1)の配暴者暴力DBに対する検索の詳細			
30		統計表作成	(1)の業務統計ファイルの詳細	(2)の配暴端末からの処理要求の詳細		
31			(2)の作成する統計表の詳細			
32			(1)の監視サーバからのバッチ処理要求の詳細			
33		データ抽出	(1)の業務管理統計ファイルの詳細	(2)の警察庁の配暴端末からの処理要求の詳細		
34			(2)の作成する統計表の詳細			
35			(1)の配暴端末からの処理要求の詳細			
36		コードメンテナンス	(1)の配暴抽出条件データの詳細	(2)の配偶者暴力DBの検索の詳細		
37			監視サーバからのバッチ処理要求の詳細	配偶者暴力DBに対する複製の詳細		
38			コード登録	(1)の警察庁の配暴端末からの処理要求の詳細	(1)の配暴コードメンテナンス用データの詳細	
39			(2)の業務固有のコード・用語の詳細	(3)の警察庁の配暴端末からの処理要求の詳細		
40			(3)の一覧表示の詳細			
41		端末操作説明書取得		配暴端末からの処理要求の詳細		
42			アクセス制御	アクセス権情報の詳細		
43	機能要件(管理)		管理	ログイン画面表示	Webブラウザの詳細	
44		ユーザ認証		(1)のユーザID、パスワードの詳細		
45				(1)のユーザ認証の詳細		
46				(2)のユーザ情報の詳細		
47				(2)のアクセス権情報の詳細		
48				(3)の業務選択画面の詳細		
49				業務選択	メニュー制御の詳細	
50				アクセス制御	アクセス権情報の詳細	
51				ログの生成・保存	(1)の生成するログの詳細	(2)の業務管理DBの詳細
52					(3)の一定の期間の詳細	
53				ログの検索・出力	(1)のログの検索に関する情報の詳細	(1)の配暴端末からの処理要求の詳細
54					(1)のユーザの権限に応じたログの検索の詳細	
55					(2)の一覧表示の詳細	
56					(3)のCSV形式のレコードレイアウトの詳細	
57				制御統計作成・出力	(1)の監視サーバからのバッチ処理要求の詳細	(1)の制御統計ファイルの詳細
58			(2)の警察庁の配暴端末からの処理要求の詳細			
59			(4)の一定の期間の詳細			
60		コードメンテナンス	(1)の監視サーバからのバッチ処理要求の詳細	(2)の警察庁の配暴端末からの処理要求の詳細		
61			(2)の共通コードメンテナンス用データの詳細			
62			(3)の業務固有のコード・用語の詳細			
63			(4)の警察庁の配暴端末からの処理要求の詳細			
64			(4)の一覧表示の詳細			
65			(5)の一定の期間の詳細			

通番	業務機能	区分	項目	機能		
83	情報システムの要件	機能・性能要件	運用連絡通報の設定・出力	(1)の警察庁の配暴端末からの処理要求の詳細		
84				(1)の運用連絡通報の詳細		
85				(2)の配暴端末からの処理要求の詳細		
86					(3)の一定の期間の詳細	
87				監視サーバ連携	監視サーバとの情報の送受信の詳細	
88				性能要件	性能要件の評価方法	
89				マンマシン・インターフェース	(7)の入力項目の指定桁数	
90			画面要件		配偶者暴力情報管理業務の帳票	画面遷移
91						画面イメージ
92						入出力仕様
93					出力時期の詳細	
94					統計計上条件の詳細	
95	帳票レイアウトの詳細					
96	管理プログラムの帳票			出力時期の詳細		
97				統計計上条件の詳細		
98				帳票レイアウトの詳細		
99	情報・データ要件	情報・データ要件	情報・データ要件	情報・データ要件		
100	外部インターフェース要件		既存のインターフェース	(1)のFTPプロトコルを用いた既存のインターフェースの詳細		
101				(2)のLDAPv3プロトコルを用いた既存のインターフェースの詳細		
102	規模要件	アクセス数		アクセス数の機能ごとの内訳		
103	情報セキュリティ要件	権限要件		印刷を実行した際に付与する情報の詳細		
104	情報システム稼働環境	ネットワーク環境	暗号化	回線上の暗号化方式		
105	移行要件定義	移行に係る要件	移行方法及び検証方法	抽出したデータのレイアウト		
106	運用要件定義	運用施設・設備要件		設置場所の詳細、入退室方法等		
107	作業の体制及び方法	開発方法	プログラム作成の留意事項	(1)のWebブラウザ		
108				文字コード	使用する文字コード	
109				開発標準	システムドキュメント作成基準、命名規則、コーディング規約及びユーザインターフェース設計開発標準	
110				導入	各業務用プログラムのバックアップ	各業務用プログラムを保存する電磁的記録媒体

(4) 行政情報管理システム遺失物管理業務用プログラム仕様書 別途指示事項

通番	業務機能	区分	項目	機能	
1	作業の概要	用語の定義	各業務共通	(23)のコード・用語ファイルの詳細	
2				(24)のレスポンスの詳細	
3				遺失物管理業務	(6)の拾得物情報データの詳細
4					(7)の遺失届情報データの詳細
5					(8)の特定情報ファイルの詳細
6					業務の詳細
7	機能要件(業務)	一括登録	拾得物登録 遺失届登録 拾得物処理結果登録 遺失届処理結果登録	(1)の都道府県システム又は通信サーバからの処理要求の詳細	
8				(1)の遺失物登録データのレコードレイアウトの詳細	
9				(2)の監視サーバからのバッチ処理要求の詳細	
10				(2)の遺失物登録データについて行う検査の詳細	
11				(3)のエラー内容の詳細	
12				(4)の遺失物登録データの登録、訂正及び削除処理の詳細	
13		ファイルによる登録	拾得物登録 遺失届登録 拾得物処理結果登録 遺失届処理結果登録		(1)の遺失物端末からの処理要求の詳細
14					(1)のファイルのレコードレイアウトの詳細
15					(2)の監視サーバからのバッチ処理要求の詳細
16					(2)の遺失物登録データについて行う検査の詳細
17					(3)のエラー内容の詳細
18					(4)の遺失物登録データの登録、訂正及び削除処理の詳細
19		即時照会	番号照会		(1)の遺失物端末からの処理要求の詳細
20					(1)の都道府県システム又は通信サーバからの処理要求の詳細
21					(1)の遺失物照会データの詳細
22					(2)の遺失物照会データについて行う検査の詳細
23					(3)のエラー内容の詳細
24					(4)の遺失物DBIに対する検索の詳細
25	任意照会				(4)の検索結果の詳細
26					(1)の遺失物端末からの処理要求の詳細
27					(1)の都道府県システム又は通信サーバからの処理要求の詳細
28					(1)の遺失物照会データの詳細
29					(2)の遺失物照会データについて行う検査の詳細
30					(3)のエラー内容の詳細
31	一括通報作成	処理結果通報作成		(4)の遺失物DBIに対する全文検索の詳細	
32				(4)の検索結果の詳細	
33				(1)の監視サーバからのバッチ処理要求の詳細	
34				(1)の処理結果通報の詳細	
35				(2)の監視サーバからのバッチ処理要求の詳細	
36				(2)の処理結果通報の詳細	
37	公表する貴重な物件通報作成			(3)の一定の期間の詳細	
38				(1)の監視サーバからのバッチ処理要求の詳細	
39	他県提出拾得物通報作成			(1)の公表する貴重な物件通報の詳細	
40				(2)の一定の期間の詳細	
41	他県提出遺失届通報作成			(1)の監視サーバからのバッチ処理要求の詳細	
42				(1)の他県提出拾得物通報の詳細	
43	他県届出遺失届通報作成			(2)の一定の期間の詳細	
44				(1)の監視サーバからのバッチ処理要求の詳細	
45	定期抹消通報作成			(1)の他県届出遺失届通報の詳細	
46				(2)の一定の期間の詳細	
47	照合	特定情報取得		(1)の監視サーバからのバッチ処理要求の詳細	
48				(1)の一定の期間の詳細	
49				(2)の定期抹消通報の詳細	
50				(3)の一定の期間の詳細	
51				(1)の監視サーバからのバッチ処理要求の詳細	
52				(2)の検査の詳細	
53	(3)のエラー内容の詳細				
54				(4)の特定情報の登録処理の詳細	



通番	業務機能	区分	項目	機能
55				(5)の一定の期間の詳細
56			拾得物・遺失届照合通知作成	(1)の監視サーバからのバッチ処理要求の詳細
57				(1)の拾得物・遺失届照合通知の詳細
58				(2)の一定の期間の詳細
59			拾得物・特定情報照合通知作成	(1)の監視サーバからのバッチ処理要求の詳細
60				(1)の拾得物・特定情報照合通知の詳細
61				(2)の一定の期間の詳細
62		通報等送信	一括通報送信	(1)の遺失物端末からの処理要求の詳細
63			照合送信	(1)の都道府県システム及び通信サーバからの処理要求の詳細
64				(1)の一覧表示の詳細
65				(3)の一定の期間の詳細
66		統計表作成	業務統計作成	(1)の監視サーバからのバッチ処理要求の詳細
67				(1)の遺失物DBIに対する検索の詳細
68				(1)の業務統計ファイルの詳細
69				(2)の遺失物端末からの処理要求の詳細
70				(2)の都道府県システム及び通信サーバからの処理要求の詳細
71				(2)の作成する統計表の詳細
72			業務管理統計作成	(1)の監視サーバからのバッチ処理要求の詳細
73				(1)の業務管理統計ファイルの詳細
74				(2)の警察庁の遺失物端末からの処理要求の詳細
75				(2)の作成する統計表の詳細
76		データ抽出		(1)の警察庁の遺失物端末からの処理要求の詳細
77				(1)の遺失物抽出条件データの詳細
78				(2)の遺失物DBの検索の詳細
79		コードメンテナンス	コード複製	監視サーバからのバッチ処理要求の詳細
80				遺失物DBに対する複製の詳細
81			コード登録	(1)の警察庁の遺失物端末からの処理要求の詳細
82				(1)の遺失物コードメンテナンス用データの詳細
83				(2)の業務固有のコード・用語の詳細
84				(3)の警察庁の遺失物端末からの処理要求の詳細
85				(3)の一覧表示の詳細
86		端末操作説明書取得		遺失物端末からの処理要求の詳細
87				端末操作説明書ファイルの形式の詳細
88		アクセス制御		アクセス権情報の詳細
89	機能要件(管理)	管理	ログイン画面表示	Webブラウザの詳細
90			ユーザ認証	(1)のユーザID、パスワードの詳細
91				(1)のユーザ認証の詳細
92				(2)のユーザ情報の詳細
93				(2)のアクセス権情報の詳細
94				(3)の業務選択画面の詳細
95			業務選択	メニュー制御の詳細
96			アクセス制御	アクセス権情報の詳細
97			ログの生成・保存	(1)の生成するログの詳細
98				(2)の業務管理DBの詳細
99				(3)の一定の期間の詳細
100			ログの検索・出力	(1)のログの検索に関する情報の詳細
101				(1)の遺失物端末からの処理要求の詳細
102				(1)のユーザの権限に応じたログの検索の詳細
103				(2)の一覧表示の詳細
104				(3)のCSV形式のレコードレイアウトの詳細
105			制御統計作成・出力	(1)の監視サーバからのバッチ処理要求の詳細
106				(1)の制御統計ファイルの詳細
107				(2)の警察庁の遺失物端末からの処理要求の詳細
108				(4)の一定の期間の詳細
109			コードメンテナンス	(1)の監視サーバからのバッチ処理要求の詳細
110				(2)の警察庁の遺失物端末からの処理要求の詳細
111				(2)の共通コードメンテナンス用データの詳細
112				(3)の業務固有のコード・用語の詳細
113				(4)の警察庁の遺失物端末からの処理要求の詳細
114				(4)の一覧表示の詳細
115				(5)の一定の期間の詳細
116			運用連絡通報の設定・出力	(1)の警察庁の遺失物端末からの処理要求の詳細
117				(1)の運用連絡通報の詳細
118				(2)の遺失物端末からの処理要求の詳細
119				(2)の都道府県システム及び通信サーバからの処理要求の詳細
120				(3)の一定の期間の詳細
121			監視サーバ連携	監視サーバとの情報の送受信の詳細
122	機能要件(試験)	共通	ユーザ認証	ユーザ認証の詳細
123				メニュー画面の詳細
124		業務系機能	送受信処理	(1)の試験データの詳細
125				(1)のデータ作成画面の詳細
126				(6)の画面表示の詳細
127		管理系機能	ユーザ管理	ユーザ情報の詳細
128				作成、変更及び削除処理の詳細
129			環境情報設定	都道府県固有情報の詳細
130			端末操作ログの保存	アクセスログ等の詳細
131	情報システムの要件	機能・性能要件	性能要件	性能要件の評価方法
132			マンマシン・インターフェース	(7)の入力項目の指定桁数
133		画面要件		画面遷移
134				画面イメージ
135				入出力仕様
136		帳票要件	遺失物管理業務の帳票	出力時期の詳細
137				統計計上条件の詳細
138				帳票レイアウトの詳細
139			管理プログラムの帳票	出力時期の詳細
140				統計計上条件の詳細
141				帳票レイアウトの詳細
142		情報・データ要件	情報・データ要件	情報・データ要件
143		外部インタフェース要件	既存のインタフェース	(1)のFTPプロトコルを用いた既存のインタフェースの詳細

通番	業務機能	区分	項目	機能	
144	規模要件 情報セキュリティ要件 情報システム稼働環境 移行要件定義 運用要件定義 作業の体制及び方法	アクセス数 権限要件 ネットワーク環境 移行に係る要件 運用施設・設備要件 開発方法	新規のインターフェース	(2)のLDAPv3プロトコルを用いた既存のインターフェースの詳細	
145				(1)のREST手順の詳細	
146				(2)の遺失物プログラムに係るデータ部の要件 アクセス数の機能ごとの内訳	
147			印刷を実行した際に付与する情報の詳細		
148			暗号化	回線上の暗号化方式	
149			移行方法及び検証方法	抽出したデータのレイアウト	
150			設置場所の詳細、入退室方法等		
151			プログラム作成の留意事項	(1)のWebブラウザ	
152			文字コード	使用する文字コード	
153			開発標準	システムドキュメント作成基準、命名規則、コーディング規約及びユーザインタフェース設計開発標準	
154			導入	各業務用プログラムのバックアップ	各業務用プログラムを保存する電磁的記録媒体
155					

(5) 行政情報管理システム身元確認照会業務用プログラム仕様書 別途指示事項

通番	業務機能	区分	項目	機能		
1	作業の概要	用語の定義	各業務共通	(23)のコード・用語ファイルの詳細		
2				(24)のレスポンスの詳細		
3				(27)の仮想化基盤の詳細		
4				(9)の業務Iファイルの詳細		
5				(11)の業務Cファイルの詳細		
6				(13)の業務Dファイルの詳細		
7				業務の詳細		
8	機能要件(業務)	即時登録	身元不明死体情報登録 行方不明者情報登録	(1)の身元端末からの処理要求の詳細		
9				(1)の都道府県システムからの処理要求の詳細		
10				(1)の身元登録データのレコードレイアウトの詳細		
11				(2)の身元登録データについて行う検査の詳細		
12				(3)のエラー内容の詳細		
13				(4)の身元登録データの登録、訂正、削除処理の詳細		
14				(4)の特定の情報の詳細		
15				(5)の重み付け照会の詳細		
16				行方不明者情報に係るデータ連携	(1)の身元端末からの処理要求の詳細	
17					(1)の一覧表示の詳細	
18				行方不明者情報追加登録画面への転記の詳細	(2)の身元端末からの処理要求の詳細	
19					(2)の行方不明者情報追加登録画面への転記の詳細	
20				行方不明者情報更新登録	(1)の身元端末からの処理要求の詳細	
21			(1)の更新対象データの詳細			
22			訂正・抹消審査登録	(1)の一覧表示の詳細		
23				(2)の身元端末からの処理要求の詳細		
24			身元端末からの処理要求の詳細	(2)の行方不明者情報更新登録画面への転記の詳細		
25				身元端末からの処理要求の詳細		
26			一覧表示の詳細			
27			登録可否の設定の詳細			
28			即時登録(DNA)	死体DNA型記録等登録 変死者等DNA型記録登録 特異行方不明者等DNA型記録登録	(1)の身元端末からの処理要求の詳細	
29					(1)のDNA登録データのレコードレイアウトの詳細	
30					(2)のDNA登録データについて行う検査の詳細	
31					(3)のエラー内容の詳細	
32					(4)のDNA登録データの登録、訂正、削除処理の詳細	
33					(4)の業務Dファイルの作成の詳細	
34					(5)の特定の情報の詳細	
35					変死者等DNA型記録に係るデータ連携	(1)の身元端末からの処理要求の詳細
36						(1)の一覧表示の詳細
37					特異行方不明者等DNA型記録更新登録	(2)の身元端末からの処理要求の詳細
38						(2)の変死者等DNA型記録登録画面への転記の詳細
39					DNA型記録訂正・抹消審査登録	(1)の身元端末からの処理要求の詳細
40						(1)の更新対象DNAデータの詳細
41			身元端末からの処理要求の詳細	(1)の一覧表示の詳細		
42				(2)の身元端末からの処理要求の詳細		
43			身元端末からの処理要求の詳細	(2)の特異行方不明者等DNA型記録登録画面への転記の詳細		
44				身元端末からの処理要求の詳細		
45			一覧表示の詳細			
46			身元端末からの処理要求の詳細			
47			(2)の登録可否の設定の詳細			
48			登録支援	行方不明者情報登録支援	(1)の監視サーバからのバッチ処理要求の詳細	
49					(2)の検査の詳細	
50					(3)のエラー内容の詳細	
51	(4)の行方不明者情報の抽出及び変換処理、連携ファイルの詳細					
52	(5)の一定期間の詳細					
53	変死者等DNA型記録登録支援	変死者等DNA型記録登録支援	(1)の監視サーバからのバッチ処理要求の詳細			
54			(2)の検査の詳細			
55			(3)のエラー内容の詳細			
56			(4)の変死者等DNA型記録の抽出及び変換処理並びにDNA連携ファイルの詳細			
57			(5)の一定期間の詳細			
58	ファイルによる登録	身元不明死体情報登録 行方不明者情報登録	(1)の身元端末からの処理要求の詳細			
59			(1)のファイルのレコードレイアウトの詳細			
60			(2)の身元登録データについて行う検査の詳細			
61	即時照会	行方不明者情報に基づく照会 身元不明死体情報に基づく照会 身元不明死体情報確認照会 行方不明者情報確認照会	(3)のエラー内容の詳細			
62			(4)の身元登録データの登録、訂正及び削除処理の詳細			
63			(1)の身元端末からの処理要求の詳細			
64			(1)の都道府県システムからの処理要求の詳細			
65	DNA照会	DNA照会	(1)の身元照会データの詳細			
66			(2)の身元照会データについて行う検査の詳細			
67			(3)のエラー内容の詳細			
68	身元確認DBIに対する検索及び検索結果の詳細	身元確認DBIに対する検索及び検索結果の詳細	(4)の身元確認DBIに対する検索及び検索結果の詳細			
69			(1)の検索の詳細			
70			(1)のDNA検索結果データの詳細			
71	(2)のDNA一致候補通報の詳細					
72	(3)の一定期間の詳細					

通番	業務機能	区分	項目	機能
73				(4)の身元端末からの処理要求の詳細
74				(4)の一覧表示の詳細
75				(6)のDNA検索結果データの削除の詳細
76			重み付け照会	(1)の身元端末からの処理要求の詳細
77				(1)の重み付け照会データの削除の詳細
78				(1)の一覧表示の詳細
79				(2)の項目ごとのスコア及び重み付け照会検索結果データの削除の詳細
80				(3)の身元端末からの処理要求の詳細
81				(3)の一覧表示の詳細
82				(5)の重み付け照会検索結果データの削除の詳細
83		通報作成	保存期間満了通知	(1)の監視サーバからのバッチ処理要求の詳細
84				(1)の一定の期間の詳細
85				(1)の保存期間満了通知の詳細
86				(2)の身元端末からの処理要求の詳細
87				(2)の一定の期間の詳細
88				(2)の保存期間満了通知の詳細
89		通報送信	即時通報送信	(1)の都道府県システムからの処理要求の詳細
90				(2)の一定の期間の詳細
91		統計表作成	業務統計作成	(1)の監視サーバからのバッチ処理要求の詳細
92				(1)の身元確認DBに対する検索の詳細
93				(1)の業務統計ファイルの詳細
94				(2)の身元端末からの処理要求の詳細
95				(2)の作成する統計表の詳細
96		データ抽出		(1)の身元端末からの処理要求の詳細
97				(1)の身元抽出条件データの削除の詳細
98				(2)の身元確認DBの検索の詳細
99		コードメンテナンス	コード複製	監視サーバからのバッチ処理要求の詳細
100				身元確認DBに対する複製の詳細
101			コード登録	(1)の警察庁の身元端末からの処理要求の詳細
102				(1)の身元コードメンテナンス用データの削除の詳細
103				(2)の業務固有のコード・用語の詳細
104				(3)の警察庁の身元端末からの処理要求の詳細
105				(3)の一覧表示の詳細
106		端末操作説明書取得		身元端末からの処理要求の詳細
107		アクセス制御		アクセス権情報の詳細
108	機能要件(管理)	管理	ログイン画面表示	Webブラウザの詳細
109			ユーザ認証	(1)のユーザID、パスワードの詳細
110				(1)のユーザ認証の詳細
111				(2)のユーザ情報の詳細
112				(2)のアクセス権情報の詳細
113				(3)の業務選択画面の詳細
114			業務選択	メニュー制御の詳細
115			アクセス制御	アクセス権情報の詳細
116			ログの生成・保存	(1)の生成するログの詳細
117				(2)の業務管理DBの詳細
118				(3)の一定の期間の詳細
119			ログの検索・出力	(1)のログの検索に関する情報の詳細
120				(1)の身元端末からの処理要求の詳細
121				(1)のユーザの権限に応じたログの検索の詳細
122				(2)の一覧表示の詳細
123				(3)のCSV形式のレポートレイアウトの詳細
124			制御統計作成・出力	(1)の監視サーバからのバッチ処理要求の詳細
125				(1)の制御統計ファイルの詳細
126				(2)の警察庁の身元端末からの処理要求の詳細
127				(4)の一定の期間の詳細
128			コードメンテナンス	(1)の監視サーバからのバッチ処理要求の詳細
129				(2)の警察庁の身元端末からの処理要求の詳細
130				(2)の共通コードメンテナンス用データの削除の詳細
131				(3)の業務固有のコード・用語の詳細
132				(4)の警察庁の身元端末からの処理要求の詳細
133				(4)の一覧表示の詳細
134				(5)の一定の期間の詳細
135			運用連絡通報の設定・出力	(1)の警察庁の身元端末からの処理要求の詳細
136				(1)の運用連絡通報の詳細
137				(2)の身元端末からの処理要求の詳細
138				(2)の都道府県システムからの処理要求の詳細
139				(3)の一定の期間の詳細
140			監視サーバ連携	監視サーバとの情報の送受信の詳細
141	機能要件(試験)	共通	ユーザ認証	ユーザ認証の詳細
142				メニュー画面の詳細
143		業務系機能	送受信処理	(1)の試験データの削除の詳細
144				(1)のデータ作成画面の詳細
145				(6)の画面表示の詳細
146		管理系機能	ユーザ管理	ユーザ情報の詳細
147				作成、変更及び削除処理の詳細
148			入力様式管理	試験データの入力様式の詳細
149			環境情報設定	都道府県固有情報の詳細
150			端末操作ログの保存	アクセスログ等の詳細
151	情報システムの要件	機能・性能要件	性能要件	性能要件の評価方法
152			マンマシン・インターフェース	(7)の入力項目の指定桁数
153		画面要件		画面遷移
154				画面イメージ
155				入出力仕様
156			身元確認照会業務の帳票	出力時期の詳細
157				統計計上条件の詳細
158				帳票レイアウトの詳細
159			管理プログラムの帳票	出力時期の詳細
160				統計計上条件の詳細
161				帳票レイアウトの詳細
162		情報・データ要件	情報・データ要件	情報・データ要件
163		外部インタフェース要件	既存のインタフェース	(1)のFTPプロトコルを用いた既存のインタフェースの詳細

通番	業務機能	区分	項目	機能
164				(2)のLDAPv3プロトコルを用いた既存のインターフェースの詳細
165			新規のインターフェース	(1)のREST手順の詳細
166				(2)の身元プログラムに係るデータ部の要件
167	規模要件	アクセス数		アクセス数の機能ごとの内訳
168	情報セキュリティ要件	権限要件		印刷を実行した際に付与する情報の詳細
169	情報システム稼働環境	ネットワーク環境	暗号化	回線上の暗号化方式
170	移行要件定義	移行に係る要件	移行方法及び検証方法	抽出したデータのレイアウト
171	運用要件定義	運用施設・設備要件		設置場所の詳細、入退室方法等
172	作業の体制及び方法	開発方法	プログラム作成の留意事項	(11)のWebブラウザ
173			文字コード	使用する文字コード
174			開発標準	システムドキュメント作成基準、命名規則、コーディング規約及びユーザインターフェース設計開発標準
175		導入	各業務用プログラムのバックアップ	各業務用プログラムを保存する電磁的記録媒体